

稲敷市地域防災計画

【本編】

- I 総則
- II 地震・風水害等対策計画
- III 事故災害対策計画

令和 7 年 3 月
稲敷市防災会議

目次

I 総則	1
第1節 計画の概要	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の用語	1
第3 計画の構成	1
第4 計画の修正	3
第5 基本方針	3
第2節 稲敷市の防災環境	4
第1 自然環境の特性	4
第2 社会環境の特性	6
第3節 稲敷市の災害被害	9
【地震】	9
第1 災害の記録【地震】	9
第2 地震による被害想定【地震】	9
第3 減災目標【地震】	11
第4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震【地震】	11
【風水害等】	12
第1 災害の記録【風水害等】	12
第2 災害危険箇所【風水害等】	12
第4節 各機関の業務の大綱	22
第1 市	22
第2 県	22
第3 稲敷広域消防本部	23
第4 指定地方行政機関	24
第5 自衛隊	27
第6 指定公共機関	27
第7 指定地方公共機関	29
第8 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者	30
第9 防災協力機関	31
II 地震・風水害等対策計画	32
第1章 災害予防計画	32
第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	32

目 次

第 1 対策に携わる組織の整備	32
第 2 相互応援体制の整備	33
第 3 防災組織等の活動体制の整備	35
第 4 情報通信ネットワークの整備	41
第 2 節 災害に強いまちづくり	46
第 1 防災まちづくりの推進	46
第 2 土木施設の耐震化の推進【地震】	49
第 3 ライフライン施設の耐震化の推進	52
第 4 地盤災害防止対策の推進【地震】	57
第 5 河川改修の推進【風水害等】	60
第 6 水防法に基づく洪水・内水氾濫対策【風水害等】	60
第 7 風害予防対策【風水害等】	63
第 8 農地農業の災害対策の推進【風水害等】	65
第 9 商工業の災害対策【風水害等】	68
第 10 建築物の不燃化・耐震化の推進【地震】	69
第 11 危険物等施設の安全確保【地震】	72
第 3 節 災害による被害軽減への備え	76
第 1 緊急輸送への備え	76
第 2 消火活動、救助・救急活動への備え	78
第 3 医療救護活動への備え	83
第 4 被災者支援のための備え	88
第 5 要配慮者安全確保のための備え	94
第 6 文教施設等における備え	102
第 7 帰宅困難者対策	105
第 8 燃料不足への備え	106
第 4 節 防災教育・訓練	108
第 1 防災教育	108
第 2 防災訓練	112
第 3 災害に関する調査研究	115
第 2 章 災害応急対策計画	118
第 1 節 初動対応	118
第 1 職員参集・動員	118
第 2 災害対策本部	122
第 2 節 災害情報の収集・伝達	132
第 1 通信手段の確保	132
第 2 災害情報の収集・伝達	136
第 3 災害情報の広報	154
第 3 節 応援・派遣	159

目 次

第 1 自衛隊派遣要請・受援体制の確保.....	159
第 2 応援要請・受援体制の確保	164
第 3 他市町村被災時の応援.....	167
第 4 節 被害軽減対策.....	169
第 1 警備対策	169
第 2 緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難.....	173
第 3 緊急輸送	193
第 4 消火活動、救助・救急活動	200
第 5 応急医療	208
第 6 危険物等災害防止対策.....	213
第 7 燃料対策	215
第 8 水防計画	216
第 5 節 被災者生活支援	224
第 1 被災者の把握	224
第 2 避難生活の確保、健康管理	225
第 3 ボランティアの活動の支援	232
第 4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供.....	234
第 5 生活救援物資の供給	237
第 6 要配慮者安全確保対策.....	242
第 7 応急教育	245
第 8 帰宅困難者対策	248
第 9 ペットの保護対策.....	249
第 6 節 災害救助法の適用.....	250
第 7 節 応急復旧・事後処理.....	253
第 1 建築物の応急復旧	253
第 2 土木施設の応急復旧	256
第 3 ライフライン施設の応急復旧	260
第 4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去	267
第 5 行方不明者等の捜索	274
第 6 労務の確保	277
第 3 章 災害復旧・復興対策計画.....	279
第 1 節 被災者の生活の安定化	279
第 1 義援金の募集及び配分.....	279
第 2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付	280
第 3 租税及び公共料金等の特例措置	291
第 4 罹災証明書、被災証明書の交付	292
第 5 被災者の生活の安定化.....	294
第 6 住宅建設の促進	296

目 次

第 7 節 被災者生活再建支援法の適用	297
第 8 節 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給	300
第 9 節 生活保護	302
第 2 節 被災施設の復旧	303
第 3 節 激甚災害の指定	307
第 4 節 復興計画の作成	310

Ⅲ 事故災害対策計画..... 313

第 1 節 航空災害対策計画.....	313
第 1 節 災害応急対策、災害復旧への備え	313
第 2 節 発災直後の情報の収集・連絡	315
第 3 節 活動体制の確立	317
第 4 節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動	319
第 5 節 避難指示・誘導	319
第 6 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	320
第 7 節 関係者等への的確な情報伝達活動	320
第 8 節 遺族等事故災害関係者の対応	320
第 9 節 防疫及び遺体の処理	321
第 2 節 道路災害対策計画.....	322
第 1 節 事故災害応急対策、災害復旧への備え	322
第 2 節 発災直後の情報の収集・連絡	324
第 3 節 活動体制の確立	325
第 4 節 救助・救急、医療及び消火活動	327
第 5 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	328
第 6 節 危険物の流出に対する応急対策	328
第 7 節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	328
第 8 節 関係者等への的確な情報伝達活動	328
第 9 節 防疫及び遺体の処理	329
第 3 節 危険物等災害対策計画	330
第 1 節 事故災害応急対策、災害復旧への備え	330
第 2 節 発災直後の情報の収集・連絡	334
第 3 節 活動体制の確立（各災害共通）	337
第 4 節 石油類等危険物施設の事故応急対策	339
第 5 節 高圧ガス、火薬類の事故応急対策	341
第 6 節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策	343
第 7 節 避難誘導対策	343
第 8 節 捜索・救出・救助対策	344
第 9 節 応援要請対策	344
第 10 節 医療救護対策	344

目 次

第 11	緊急輸送の確保	344
第 4 節	放射性物質事故対策計画.....	345
第 1	想定される放射性物質事故	345
第 2	事故災害応急対策、災害復旧への備え.....	346
第 3	災害時の応急対策.....	347
第 5 節	大規模な火災対策計画	352
第 1	事故災害応急対策、災害復旧への備え.....	352
第 2	発災直後の情報の収集・連絡.....	354
第 3	活動体制の確立	356
第 4	救助・救急、医療及び消火活動	357
第 5	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	358
第 6	避難の受入	358
第 7	施設及び設備の応急復旧活動	358
第 8	関係者等への的確な情報伝達活動.....	358
第 9	防疫及び遺体の処理	359

I 総則

第1節 計画の概要

第1 計画の目的

稲敷市地域防災計画（以下本計画）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、稲敷市防災会議が策定する計画であって、市内の災害に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、市及び防災関係機関等がその有する全機能を有効に発揮して、本市の地域における災害の予防、応急対策、復旧対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

さらに、地域防災計画における施策の実施により、災害に強いまちづくりの推進を図り、「第3次稲敷市総合計画前期基本計画」における、基本目標「市民の生命と財産を守るまちづくり」の施策「安心・安全をつくる地域防災」の目標として掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献する。



第2 計画の用語

本計画において、次の各号にあげる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 災対法：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
2. 救助法：災害救助法（昭和22年法律第118号）
3. 県：茨城県
4. 市：稲敷市
5. 稲敷広域事務組合：稲敷地方広域市町村圏事務組合
6. 【地震】：地震について個別具体的に記載している項目
7. 【風水害等】：風水害等について個別具体的に記載している項目

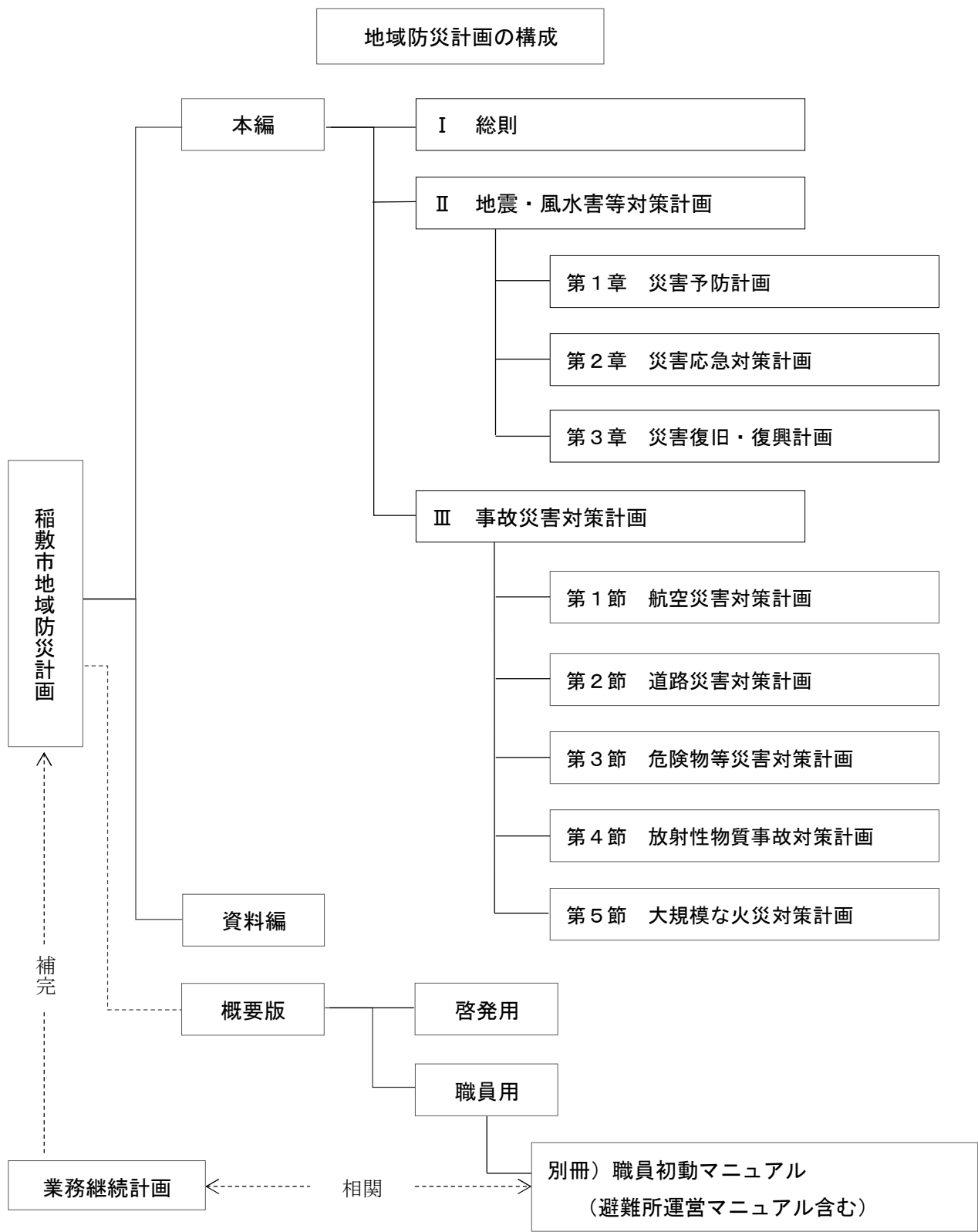
第3 計画の構成

本計画は、市及び防災関係機関等の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものである。実施細目等については、別途関係機関が定めるものとする。本計画は「本編」（I 総則、II 地震・風水害等対策計画、III 事故災害対策計画）、「資料編」により構成される。また、本計画を補完するものとして業務継続計画（BCP）が存在する。なお、本計画の主要な項目を整理した「概要版」については、「職員用」と「啓発用」の2種を別冊にて作成している。このうち職員用概要版は、災害発生時に市職員がすべき業務を整理し、本編の索引としている。また、これら業務のうち初期の行動については別冊とし

I 総則

第1節 計画の概要

て「職員初動マニュアル」に整理し、避難所運営に関しては「避難所運営マニュアル」を添付している。一方啓発用概要版は、市民向けに地域防災計画の要旨を示しており、避難者自らも運営に携わることから「避難所運営マニュアル」も同冊としている。



第4 計画の修正

本計画については、「災害対策基本法」第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められたときにはこれを修正する。関係各機関は、計画の該当する事項について修正がある場合は、その案を稲敷市防災会議に提出するものとする。

なお、機構改革に伴う組織名や人員の変更等、軽微な変更については上記によらず適宜修正を行うものとする。

第5 基本方針

災害対策計画の基本方針は、次のとおりである。

1. 災害による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
2. 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。
3. 市及び防災関係機関等のもとより、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」との観点から、市民・事業者・行政区（自主防災組織等）の役割も明示した計画とする。
4. 計画の策定(改訂)の際には、多様な主体の参画に努め、その視点を取り入れる。
5. 国の「防災基本計画」、県の「茨城県地域防災計画」及び防災関係機関の「防災業務計画」に矛盾、又は抵触することのないよう定める。
6. 複合災害（大規模地震後の水害等）時に実効性がある計画とする。
7. 「稲敷市国土強靱化地域計画」や「業務継続計画」など関連計画との整合を図る。
8. 「自らの身の安全は自らが守る」ために実践的な防災教育や避難訓練を実施する計画とする。
9. 過去の地震の教訓を踏まえ、震度7の地震や広域的な被害を発生させる地震を想定した防災対策の確立を図る。【地震】
10. 過去の風水害等の教訓、気候変動による影響、霞ヶ浦及び利根川等の浸水想定、近年発生する竜巻や突風等をふまえ、甚大な風水害等を想定した防災対策の確立を図る。【風水害等】

第2節 稲敷市の防災環境

第1 自然環境の特性

1 位置

本市は、茨城県の南部に位置し、県庁所在地の水戸市から南に 50km、首都圏 60km 圏内にある。北は美浦村、霞ヶ浦を挟んで行方市、北西に阿見町、西は牛久市、龍ヶ崎市、南は河内町及び利根川を挟んで千葉県香取市、神崎町、東は潮来市と接している。

面積は 205.81km² で、東西約 23km、南北約 14km の広がりを持っている。



位置図

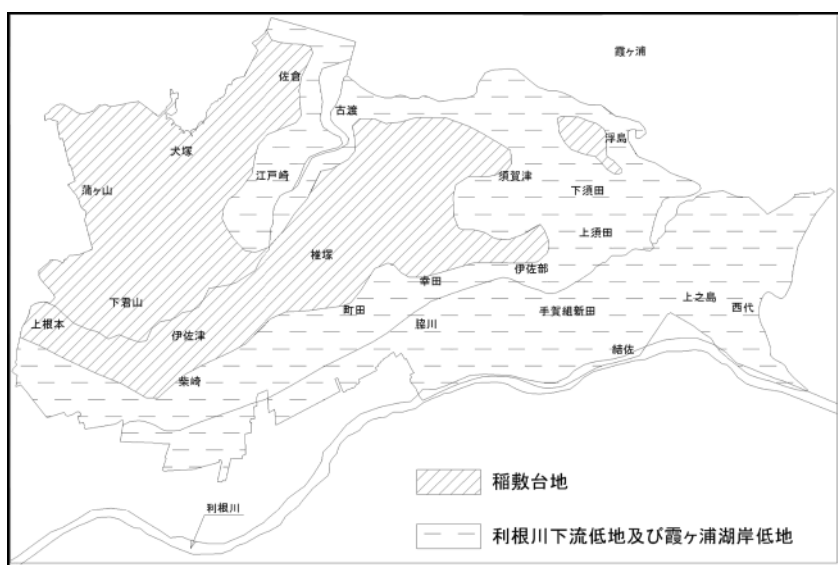
2 地形

茨城県南部から千葉県北部にかけての広い地域には、高度25～30mの平坦地形が発達している。この平坦地形は河川による開析や霞ヶ浦、北浦によって、東茨城、行方、稲敷、下総などのいくつかの台地に区切られている。

稲敷市の北西域を占める台地地形は筑波山南西部から連続する稲敷台地の端部であり、台地の南端は柴崎付近、東端は阿波崎付近となる。この稲敷台地は霞ヶ浦に流入する小野川によつ

て東西に大きく二分されているとともに、樹枝状に入り込んだ狭い谷により浸食を受けている。また、野田奈川北側の浮島地区にみられる高度 25m 前後の小丘群も稲敷台地の一部に含まれる。

一方、市域の北西側には霞ヶ浦の湖岸低地、南部から東部にかけては利根川沿いの低地が広がっており、小野川沿いにも幅広い谷底平野がみられる。これらの低地は概ね高度 5 m 以下であるが、もとの内湾が陸化した地域である利根川下流域では高度は 3 m 以下である。さらに、新利根川の開削に代表される河川改修によって周辺湿地の新田開発が進み、本新、下須田、平須、手賀組などの干拓地が作られた。浮島の小丘も、干拓によって陸続きとなったものである。これらの干拓地の一部では、高度 0 m 以下の箇所もみられる。



稲敷市の地形区分図

I 総則

第2節 稲敷市の防災環境

3 気候

本市は、冬は北西の季節風が吹いて晴天の日が多く、春から秋にかけては雨の多い太平洋側の気候の特色を示すが、全般に温暖で、四季を通じて恵まれた環境にある。年間の平均気温は14.5℃、平均風速は2.7m/s、平均降水量は1,352.8mmである（龍ヶ崎における1991～2020年の平年値）。（出典：気象庁HP（過去の気象データ：龍ヶ崎））

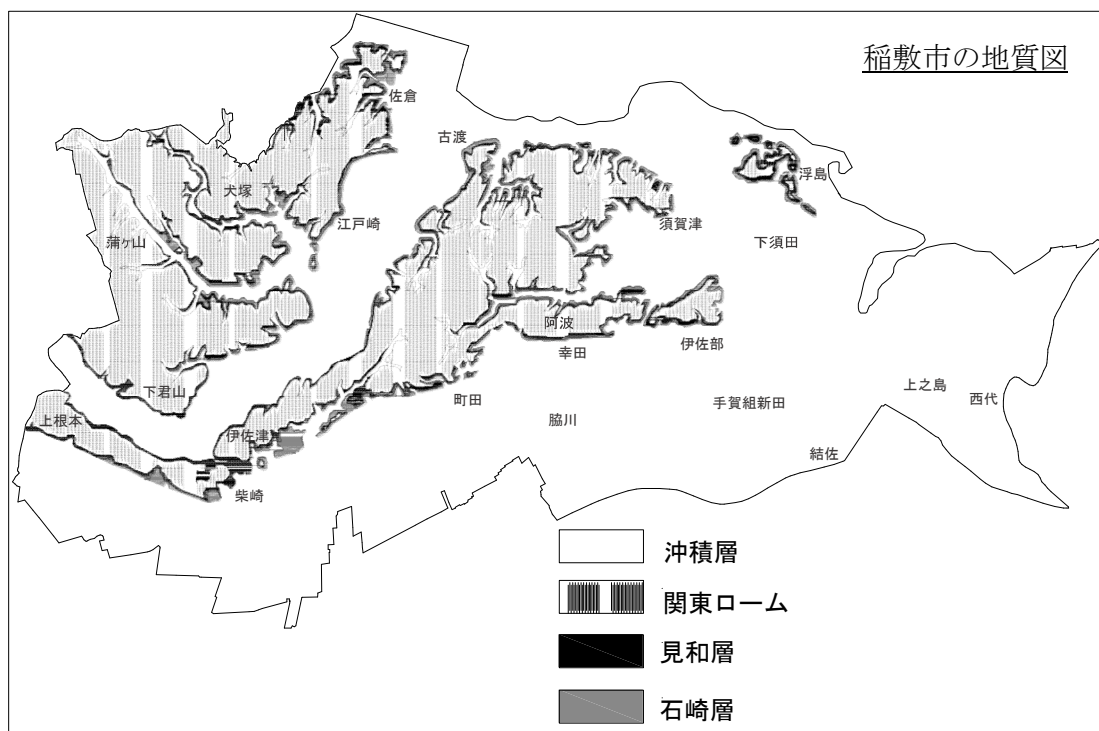
4 地質

稲敷台地を構成する地層は、第四期更新世（洪積世）の中期から後期に堆積した礫、砂、粘土およびロームである。このためこれらの台地は、洪積台地とも呼ばれている。台地の主体を成すのは“見和層”あるいは“成田層”と呼ばれる海成層で、細～中粒砂層中に細礫やシルトの薄層を挟在しており、また保存のよい貝化石を多く含んでいるのが特徴的である。見和層を覆って分布する砂および粘土層は、それぞれ“竜ヶ崎砂層”および“茨城粘土層”あるいは“常総粘土層”と呼ばれており、厚さは数m程度と薄い。台地の表層部は“関東ローム”と呼ばれる火山灰層に広く覆われており、厚さ3m以下で軽石層を挟在している。

見和層、竜ヶ崎砂層、茨城粘土層は関東ロームに覆われているため台地の縁辺部において地表に現れており、固結度の低い砂層が急崖を呈している。

見和層の基盤を成すのは“石崎層”と呼ばれる砂層で、若干の礫を混在する。見和層に覆われているため、地表での露頭は市域ではほとんど見られない。

霞ヶ浦湖岸や利根川流域および小河川沿いの低地に堆積しているのは第四期完新世（沖積世）のいわゆる“沖積層”で、軟弱な砂、泥、腐植土から成る。ボーリング等の調査によると、下位の洪積層までの厚さは最大60mに達している。



第2 社会環境の特性

1 概要

本市を取り巻く社会経済情勢は近年大きく変化している。経済は低成長が基調となっているなか、全国レベルで人口減少時代を迎え、本市においても少子高齢化が一段と進んでいる。また、情報化、国際化、価値観の多様化は急速に進展しており、それに伴い市民の暮らし方も変化し、都市型社会の様相を強めつつある。

こうした社会的・経済的構造の変化によって、本市において発生する災害も過去の災害とは様相を異にし、複雑化と多様化の傾向を示すことが予想される。すなわち、単に自然環境に起因するものとして認識されていた災害から、次第に人為的・社会的要因に大きく左右される災害に変わってきている。

一方、本市は平成 17 年 3 月 22 日に旧江戸崎町・旧新利根町・旧桜川村・旧東町の 4 町村が合併して誕生し、地方分権化の進展を見据えながら、「稲敷市」としての新たなスタートを切った。平成 28 年 5 月には新庁舎を建設し、分散していた庁舎・行政機能の集約化を図るとともに、人口減少や施設老朽化等に対応するため地域の学校や行政機能についても再編を図っている。このような制度的な枠組みの変更も踏まえ、変わりつつある災害に的確に対処していくことが求められている。

2 人口

(1)人口動態

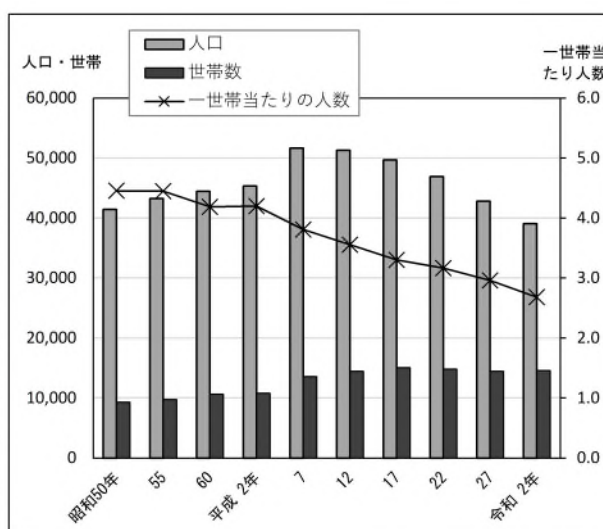
本市の人口は、高度成長期以降、年々増加傾向にあったが、最近では減少傾向である。

また、世帯数は増加傾向にあったが、平成 22 年には減少に転じ、それ以降はほぼ横ばいとなっている。一世帯あたりの人数は年々減少傾向にあり、核家族化や少子化の進行、並びに高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の増加が見られ、この傾向は今後も続くと考えられる。

人口及び世帯数の推移

(各年10月1日現在)

	人口	世帯数	一世帯当たりの人数
昭和50年	41,418	9,296	4.46
55	43,257	9,724	4.45
60	44,454	10,622	4.19
平成 2年	45,326	10,795	4.20
7	51,652	13,563	3.81
12	51,284	14,423	3.56
17	49,689	15,043	3.30
22	46,895	14,809	3.17
27	42,810	14,453	2.96
令和 2年	39,039	14,552	2.68



出典：各年国勢調査

I 総則

第2節 稲敷市の防災環境

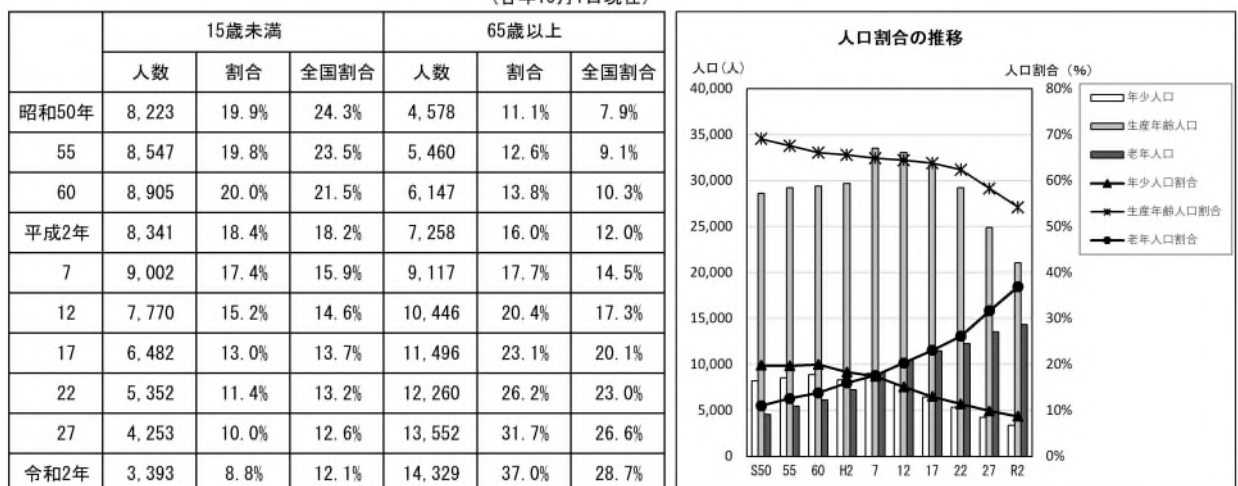
(2)少子・高齢化の進行

本市の15歳未満の年少人口の割合は、昭和50年には19.9%であったが、令和2年には8.8%にまで減少し、少子化が進んでいる。

一方、本市における65歳以上の高齢者人口の割合は、昭和50年には11.1%であったものが令和2年には37.0%となり、増加し続けている。全国平均と比較しても約8ポイント高くなっている。今後は、更なる高齢化の進行が見込まれるため、福祉的な支援の充実、コミュニティの活力維持等の対策が必要である。

15歳未満及び65歳以上の人口

(各年10月1日現在)



出典：各年国勢調査

3 経済

(1)農業

農業は本市の基幹産業であり、稲作を中心に農業が盛んである。主な特産物としては、江戸崎かぼちゃ、浮島れんこん、新利根いちじく、あずまブロッコリー、あずまミルキークイーン(お米)などが挙げられる。

また、農業者の法人化や農業への民間企業参入の促進、農業の大規模化をはじめ、6次産業化による高付加価値の推進など、農業再生に向けた新たな農業施策に着手し、稲敷の農業の発展・強化に努めるとともに、農産物の新たなブランドや特産品の開発等を推進していくこととしている。

(2)工業

製造品出荷額からみると、食料品、プラスチック製品、金属製品等が特徴的である。近年における工業の推移をみると、事業所数、従業員数、製造品出荷額等などの数字において減少傾向にあり、工業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

しかし、東京都心からおよそ半径40～60kmの位置を環状に結ぶ首都圏中央連絡自動車道から東関東自動車道に接続したため、今後この市内2カ所のインターチェンジを活用した産業振興を図っていく必要がある。市では、積極的に優良企業の誘致に取り組むとともに、地元企業の活性化の支援や市民の地元企業への就労支援に努め、地域経済の活性化を図っていく

I 総則

第2節 稲敷市の防災環境

こととしている。

(3)商業

稲敷市の商業は、年間商品販売額の約7割（令和3年度統計いなしき）が小売業となっており、江戸崎に旧来からの商店街があり、江戸崎、角崎、西代に大型店舗の集積エリアがある。阿波、古渡の商店街はかつて地域の中心的な商業集落（商店街）拠点として発展してきたが、モータリゼーションの進展とともに、近隣の大型ショッピングセンターに買い物客が流出し、商店街の空洞化が進行している。

今後は、賑わいと活気にあふれるまちを目指すため、市街地の再整備により商店街活動の活性化を図るとともに、高齢者の買い物対策や本市ならではの商品、特産品の販売などに取り組む必要がある。

(4)観光

稲波干拓地は、毎年11月になると国の天然記念物に指定されている「オオヒシクイ」の群が飛来する。ここは関東地方では唯一のオオヒシクイの飛来地であることから、県外からも大勢の見物客がバードウォッチングに訪れている。

また、小野川河口の堂崎鼻周辺の、霞ヶ浦と一体となった地区、浮島地区（和田公園など）は、観光・レジャー・レクリエーション拠点として活用を図っている。そして江戸崎の市街地に隣接する地域においては、城跡や寺社などの歴史的環境と一体となった環境整備を進めている。

さらに稲敷市では市内の文化財、伝統的な行事、美しい景観などの観光資源、茨城ゴールデンゴールズやつくば霞ヶ浦りんりんロードなどの地域資源を結ぶネットワークづくりに努めることとしている。

4 交通

本市の骨格となる道路網は、国道125号、国道408号、国道51号の国道3路線と県道（江戸崎新利根線、竜ヶ崎潮来線、新川江戸崎線）などによってネットワークが形成されている。

また、首都圏中央連絡自動車道の稲敷IC、稲敷東ICが整備され、さらに常磐道から東関東自動車道へ接続されたため、つくば市や成田市などの周辺都市との連携・交流の強化が見込まれる。

鉄道については、路線・駅ともに本市にはなく、公共交通網としてはバス路線が主体となっている。路線バスは、主に市内各地域から近隣市町村を通るJRや私鉄の駅を連絡するルートで運行されている。また、東京に直結する高速バスは鉾田麻生線の1路線のみとなっており、既存バス路線やタクシーなど市内交通との連絡や結節化が課題となっている。

第3節 稲敷市の災害被害

【地震】

第1 災害の記録【地震】

稲敷における過去の地震災害の記録は、資料編5-1に示す。

第2 地震による被害想定【地震】

1 想定される地震

県では、『茨城県地震被害想定調査報告書』にて茨城県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県内の各地域の地震被害の分布状況を勘案して茨城県に大きな被害をもたらす恐れのある想定地震を設定している。さらに県内各市町村の被害についても同様に想定している。市ではこれらの情報を基に、減災目標につなげるものとする。

想定地震とその概要

No.	地震名	地震規模	想定の観点	参考モデル
1	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	Mw7.3	首都直下 M7 クラス の茨城県南部地域 に影響のある地震 の被害	内閣府 (2013)
2	茨城・埼玉県境の地震 (茨城・埼玉県境)	Mw7.3		内閣府 (2013)
3	F1 断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震 断層の連動による地震 (F1 断層)	Mw7.1	県北部の活断層に よる地震の被害	原子力規制委 員会審査会合 資料など
4	棚倉破碎帯東縁断層、同西縁断層 の連動による地震 (棚倉破碎帯)	Mw7.0		
5	太平洋プレート内の地震 (北部) (太平洋プレート北部)	Mw7.5	プレート内で発生 する地震の被害	地震調査委員 会長期評価部 会での議論
6	太平洋プレート内の地震 (南部) (太平洋プレート南部)	Mw7.5		
7	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震 (茨城県沖～房総半島沖)	Mw8.4	津波による被害	茨城県 (2012)

『茨城県地震被害想定調査報告書』平成30年12月を基に作成

I 総則

第3節 稲敷市の災害被害

2 被害想定

(1)条件整理

- ・ 想定地震：太平洋プレート内の地震（南部）
- ・ 最大震度：稲敷市の最大震度は6強と想定

(2)建物被害

最大の建物被害が予想される冬18時の市内における建物被害の結果を示す。

（単位：棟）

液状化		揺れ		土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
66	447	196	1,685	*	*	10	272	2,133

※ * はわずかという意味である。

※ 表中の数量は集計結果を切り上げているため、合計が合わない場合がある。

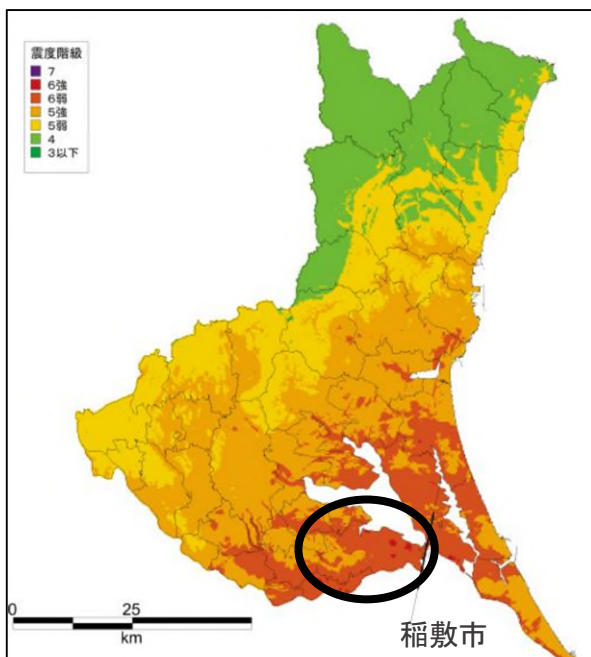
(3)人的被害

最大の人的被害が予想される冬深夜の市内における人的被害の結果を示す。

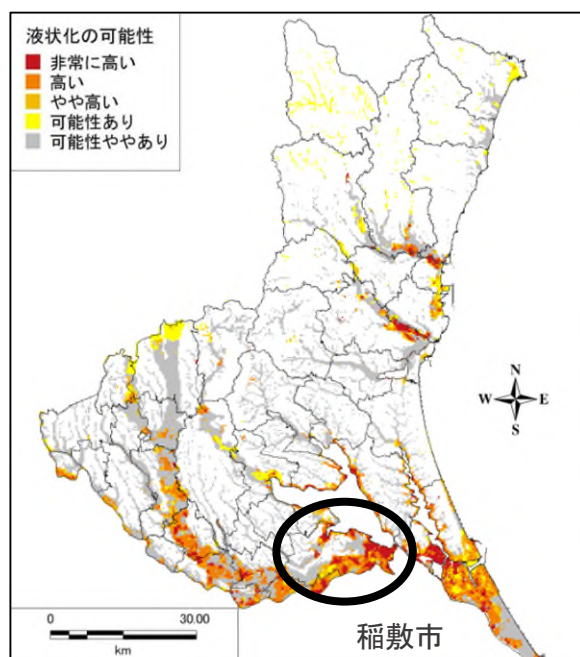
（単位：人）

死者	負傷者	重傷者
12	251	15

※ 重傷者数は負傷者数の内数である。



太平洋プレート内の地震（南部）での
地表震度



太平洋プレート内の地震（南部）での
液状化の可能性

I 総則

第3節 稲敷市の災害被害

第3 減災目標【地震】

政府は「首都直下地震対策特別措置法」（平成 25 年 12 月施行）に基づき、首都直下地震緊急対策区域を定めるとともに、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、円滑かつ迅速な首都直下地震対策を図ることとした。基本計画による減災目標は、「今後 10 年間で死者数及び建築物の全壊・焼失棟数をそれぞれ概ね半減させること」とされている。本市は、首都直下地震緊急対策区域に指定されているものの、本市に最も影響を与える地震は、太平洋プレート内の地震（南部）である。よって、本市では、太平洋プレート内の地震（南部）への対策を推進することで、基本計画の減災目標の達成に寄与することとする。目標達成のため、本計画「Ⅱ 地震・風水害等対策計画 第 1 章 災害予防計画」の事前対策を計画的に実施していくものとする。

第4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震【地震】

1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき、本市は「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されている。

2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条の規定に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進画」は、その定められるべき基本事項が本地域防災計画に含まれるため、本地域防災計画は日本海溝・千島海溝型地震防災対策推進計画を兼ねるものとする。

【風水害等】

第1 災害の記録【風水害等】

稲敷市内における風水害等による災害の履歴は、資料編5-2に示す。

第2 災害危険箇所【風水害等】

市内における災害危険箇所である「洪水浸水想定区域」および「土砂災害警戒区域等」の概要は、次のとおりである。

1 洪水浸水想定区域

想定最大規模の降雨により、市内において浸水が想定される利根川水系の霞ヶ浦、利根川、小貝川の3河川は、水防警報及び洪水予報を行う国管理河川であり、各々の河川の氾濫による洪水浸水想定区域が国土交通省関東地方整備局の各事務所において指定・公表されている。

また、茨城県により、利根川水系小野川・沼里川・乙戸川・新利根川・谷田川（牛久沼）・破竹川・大正堀川の洪水浸水想定区域が指定・公表されている。

(1)霞ヶ浦洪水浸水想定区域(作成:霞ヶ浦河川事務所 出典:霞ヶ浦河川事務所HP)

霞ヶ浦洪水浸水想定区域では、想定最大規模の雨量条件（霞ヶ浦流域に8日間雨量で853mm）による外水氾濫の想定で、江戸崎地区、東地区、桜川地区の一部に最大5m以上の浸水が予想されている。

(2)利根川洪水浸水想定区域(作成:利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所 出典:利根川下流河川事務所HP)

利根川洪水浸水想定区域では、想定最大規模の雨量条件（利根川流域、八斗島上流域に3日間雨量で491mm）による外水氾濫の想定で、東地区、桜川地区の一部に最大5m以上の浸水が予想されている。

(3)小貝川洪水浸水想定区域(作成:下館河川事務所、利根川下流河川事務所 出典:利根川下流河川事務所HP)

小貝川洪水浸水想定区域では、想定最大規模の雨量条件（小貝川流域、黒子上流域の3日間雨量で778mm）による外水氾濫の想定で、東地区の一部に、最大5m以上の浸水が予想されている。

(4)小野川洪水浸水想定区域(作成:茨城県 出典:茨城県HP)

小野川洪水浸水想定区域では、想定最大規模の雨量条件（流域全体の24時間雨量で645mm）による外水氾濫の想定で、江戸崎地区の一部に、最大5m以上の浸水が予想されている。

(5)沼里川洪水浸水想定区域(作成:茨城県 出典:茨城県HP)

沼里川洪水浸水想定区域では、想定最大規模の雨量条件（流域全体の24時間雨量で690mm）による外水氾濫の想定で、江戸崎地区の一部に、最大3m以上の浸水が予想されている。

(6)乙戸川洪水浸水想定区域(作成:茨城県 出典:茨城県HP)

乙戸川洪水浸水想定区域では、想定最大規模の雨量条件（流域全体の24時間雨量で678mm）による外水氾濫の想定で、江戸崎地区の一部に、最大0.5m以上の浸水が予想されている。

I 総則

第3節 稲敷市の災害被害

(7)新利根川洪水浸水想定区域(作成:茨城県 出典:茨城県HP)

新利根川洪水浸水想定区域では、想定最大規模の雨量条件（流域全体の 24 時間雨量で 649mm）による外水氾濫の想定で、江戸崎地区、新利根地区、桜川地区、東地区の一部に、最大 0.5m以上の浸水が予想されている。

(8)谷田川(牛久沼)洪水浸水想定区域(作成:茨城県 出典:茨城県HP)

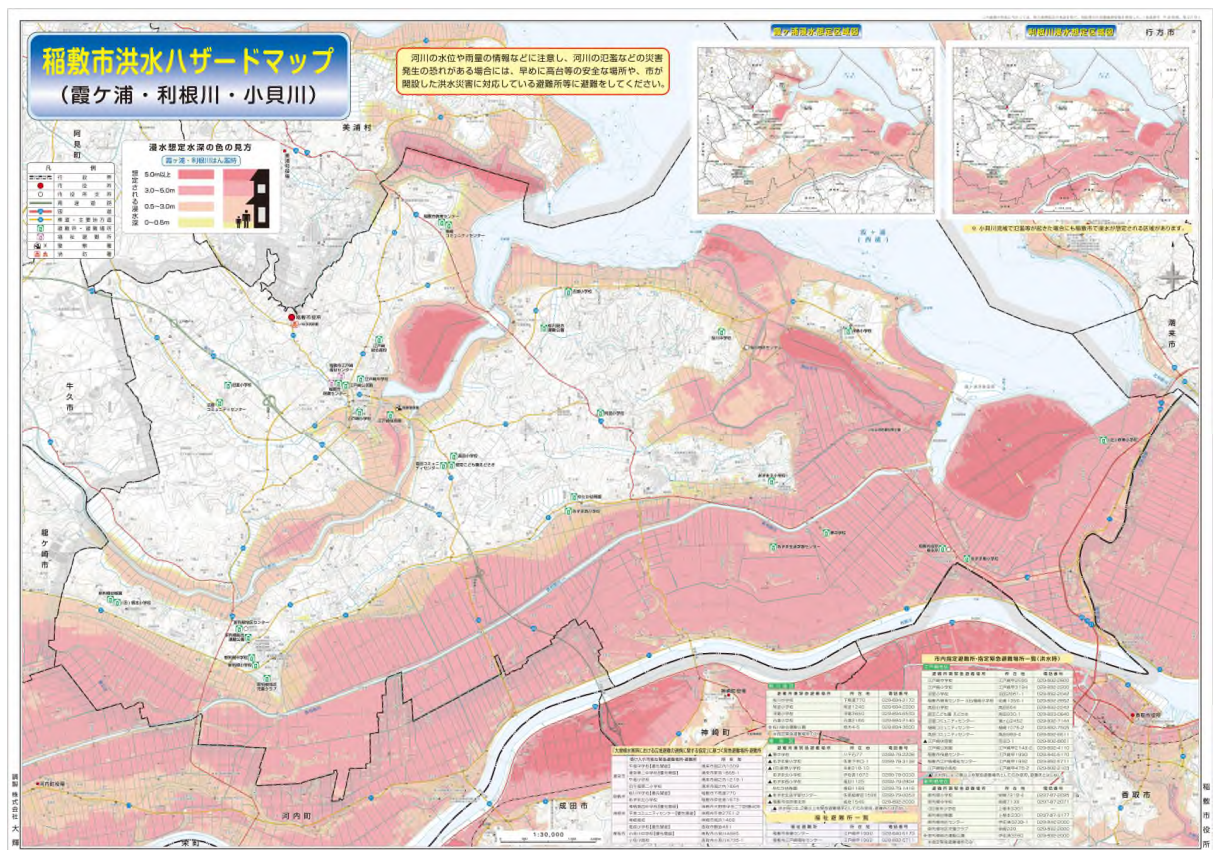
谷田川（牛久沼）洪水浸水想定区域では、想定最大規模の雨量条件（流域全体の 24 時間雨量で 646mm、ピーク時の 1 時間に 153mm の降雨がある場合）による外水氾濫の想定で、江戸崎地区、新利根地区、東地区の一部に、最大 0.5m以上の浸水が予想されている。

(9)破竹川洪水浸水想定区域(作成:茨城県 出典:茨城県HP)

破竹川洪水浸水想定区域では、想定最大規模の雨量条件（流域全体の 24 時間雨量で 690mm）による外水氾濫の想定で、新利根地区の一部に、最大 0.5m以上の浸水が予想されている。

(10)大正堀川洪水浸水想定区域(作成:茨城県 出典:茨城県HP)

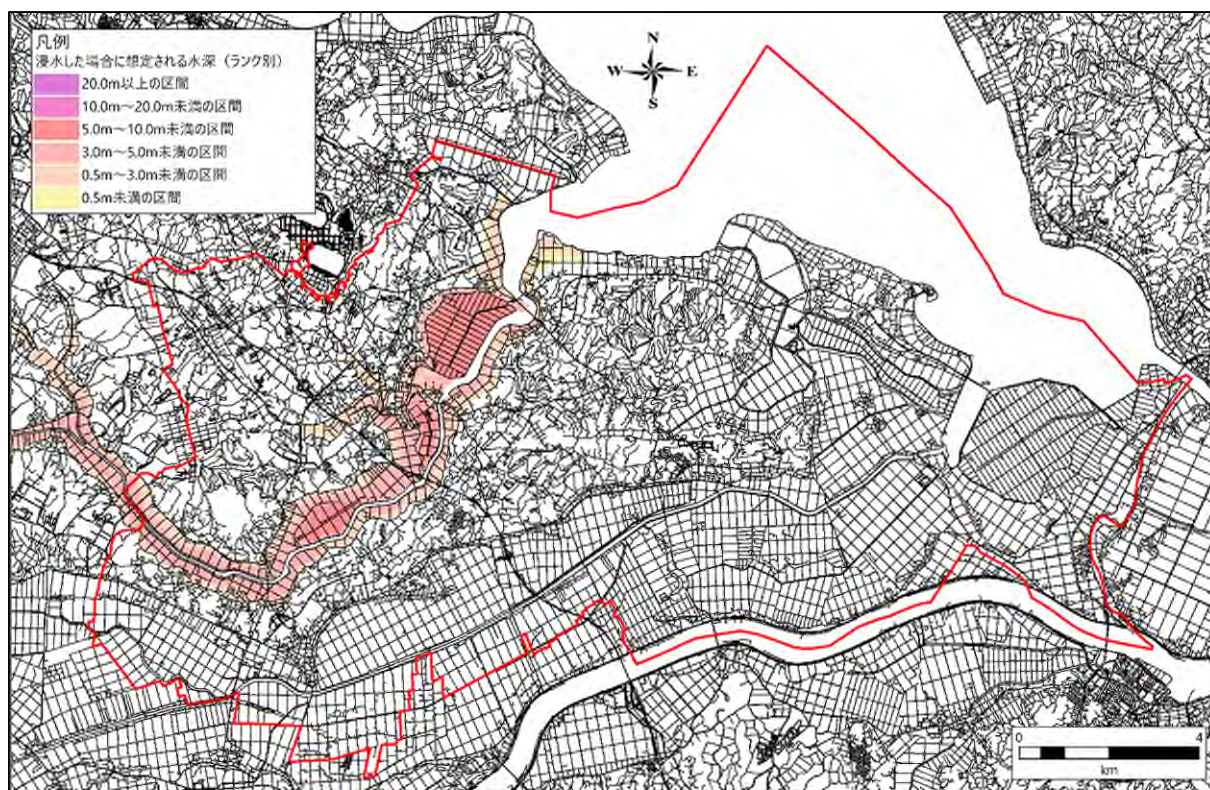
大正堀川洪水浸水想定区域では、想定最大規模の雨量条件（流域全体の 24 時間雨量で 690mm）による外水氾濫の想定で、新利根地区の一部に、最大 0.5m以上の浸水が予想されている。



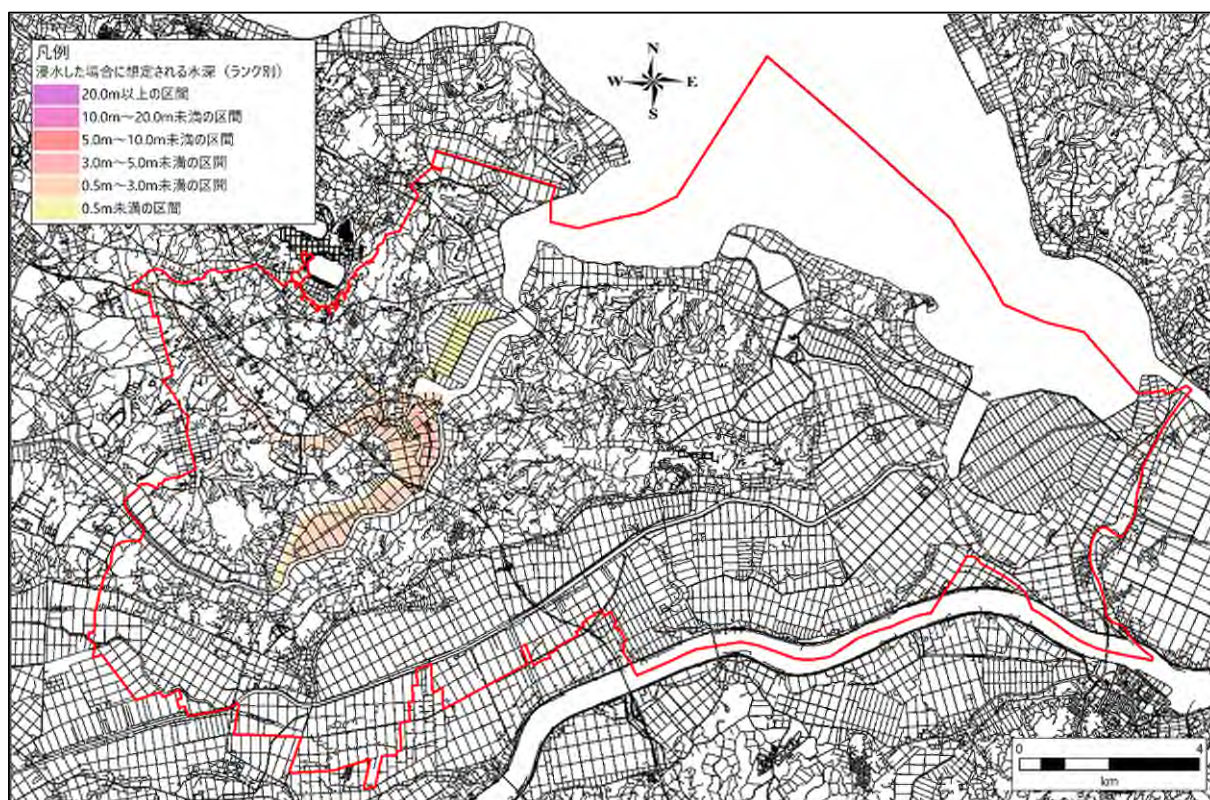
稲敷市洪水ハザードマップ（霞ヶ浦、利根川、小貝川）

I 総則

第3節 稲敷市の災害被害

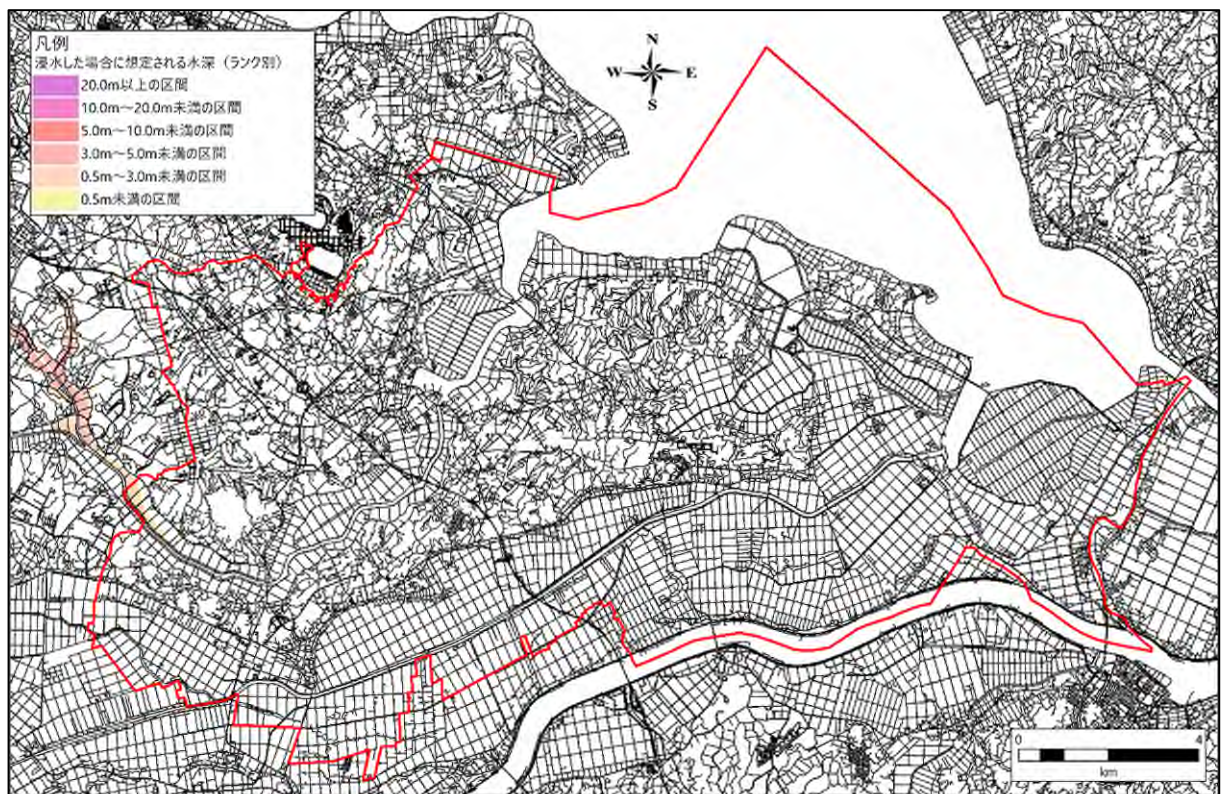


小野川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

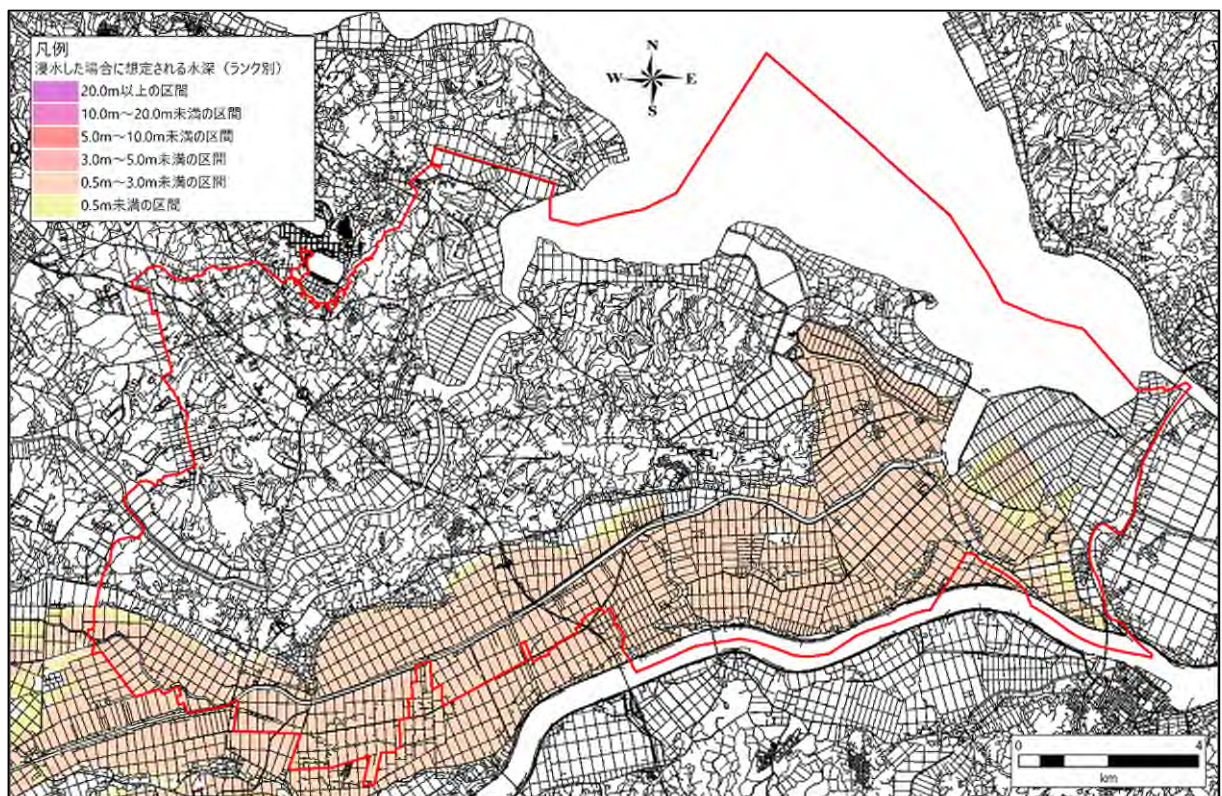


沼里川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

I 総則
第3節 稲敷市の災害被害



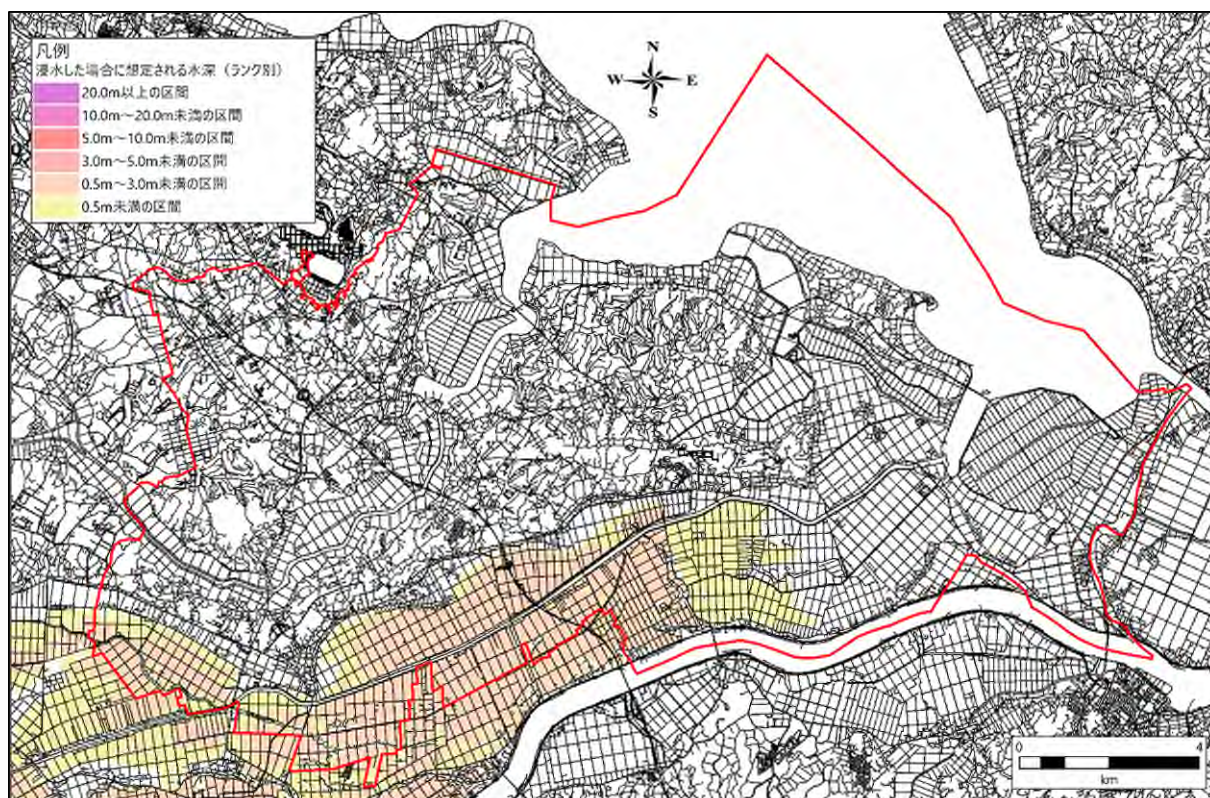
乙戸川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



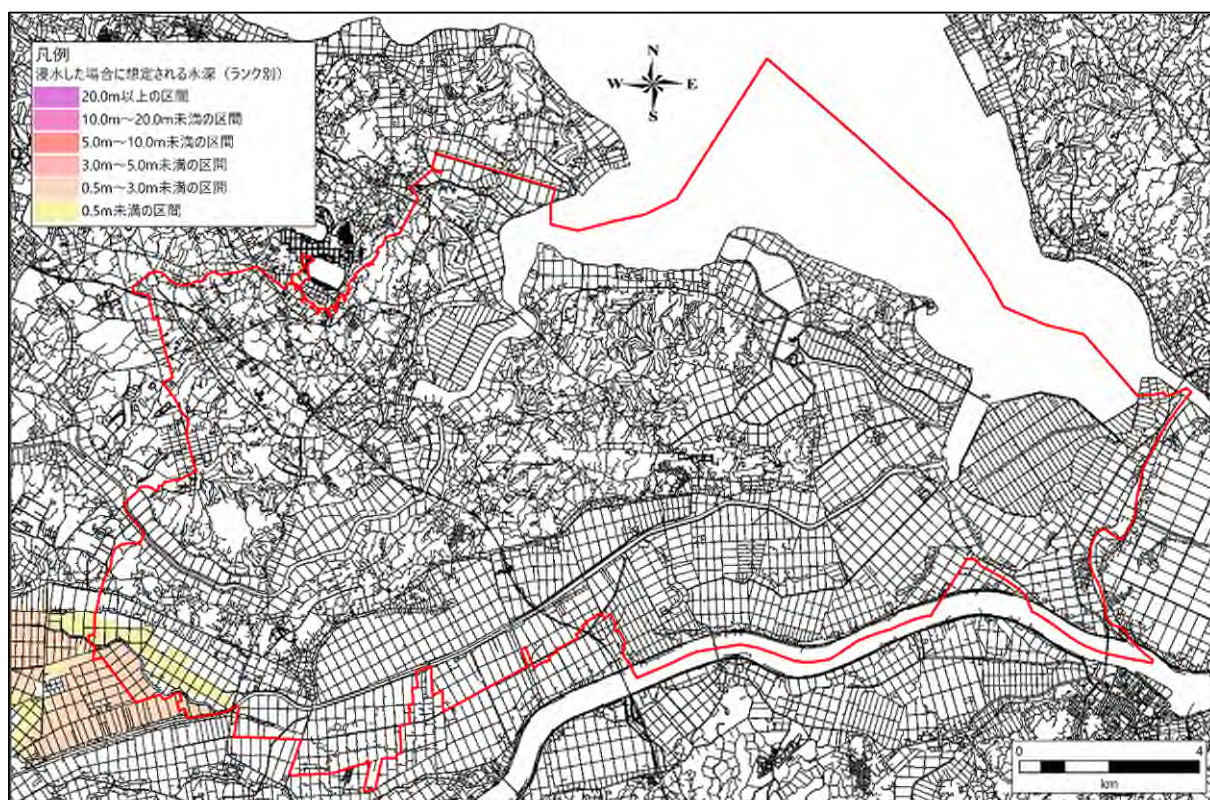
新利根川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

I 総則

第3節 稲敷市の災害被害



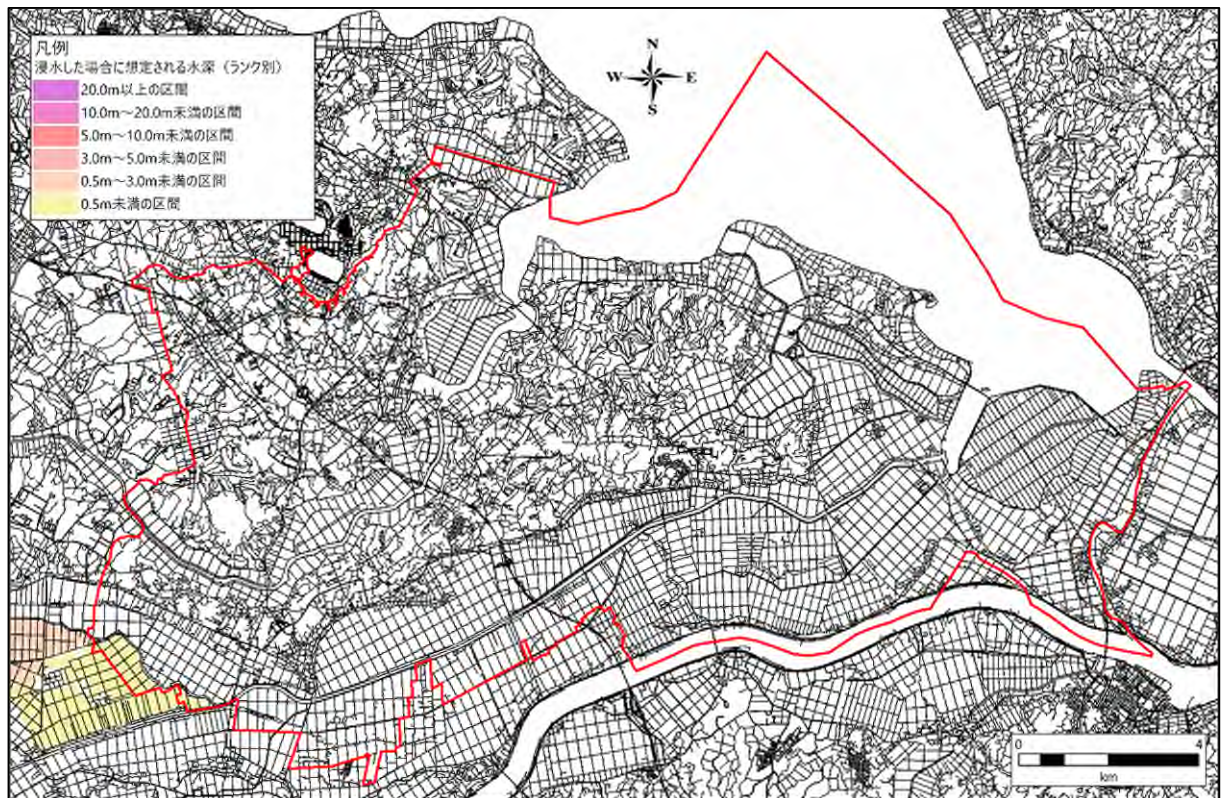
谷田川（牛久沼） 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



破竹川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

I 総則

第3節 稲敷市の災害被害



大正堀川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

I 総則

第3節 稲敷市の災害被害

2 土砂災害危険箇所（土砂災害警戒区域）

土砂災害危険箇所とは、「土石流危険渓流」「急傾斜地崩壊危険箇所」「地すべり危険箇所」の3つの総称である。市内においては、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合に被害が出ると想定される区域内に、人家が1戸以上（人家がなくても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含みます）ある箇所および人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる「急傾斜地崩壊危険箇所」が61箇所分布している。なお、すべての箇所が、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、土砂法）に基づき、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命又は身体に危険が生ずるおそれがあると認められる土地の区域として、県より「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」に指定されている。

市内における土砂災害危険箇所数の内訳を次表に示す。土砂災害危険箇所については、法的な位置づけはなされていないが、市は、危険区域に標識を設置する等、危険箇所の住民への周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努めるものとする。

稲敷市の土砂災害危険箇所数

分 類	箇所数	備 考
土石流危険渓流	0 箇所	
急傾斜地崩壊危険箇所	61 箇所	I：33 箇所（人家5戸以上等の箇所（5戸未満であっても、官公署、学校、医療施設、駅、旅館、社会福祉施設等のある場合を含む） II：3 箇所（人家1～4戸の箇所） III：25 箇所（人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所）
地すべり危険箇所	0 箇所	

(1)「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)」

土砂災害が発生した場合、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、災害情報の伝達や早期避難のため、警戒避難体制の整備が図られる。

(2)「土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)」

「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造規制が義務付けられる。

I 総則

第3節 稲敷市の災害被害

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

江戸崎地区

	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示年月日
1	441-I-001	門前-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
2	441-I-002	門前-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
3	441-I-003	戸張	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
4	441-I-004	西町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
5	441-I-005	田宿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
6	441-I-006	桑山-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
7	441-I-007	松山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
8	441-I-008	門前-3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
9	441-I-009	金上台	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
10	441-I-010	下君山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
11	441-I-011	上君山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
12	441-I-012	下君山-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
13	441-I-013	江戸崎-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
14	441-I-014	江戸崎-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
15	441-I-015	沼田-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
16	441-I-016	江戸崎-3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
17	441-I-017	羽賀-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
18	441-I-018	大宿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
19	441-II-001	切通	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
20	441-II-002	桑山-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
21	441-III-001	古渡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
22	441-III-002	犬塚-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
23	441-III-003	犬塚-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
24	441-III-004	江戸崎-4	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
25	441-III-005	江戸崎-5	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
26	441-III-006	蒲ヶ山-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
27	441-III-007	蒲ヶ山-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
28	441-III-008	蒲ヶ山-3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
29	441-III-009	時崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
30	441-III-010	沼田-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
31	441-III-011	高田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
32	441-III-012	羽賀-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
33	441-III-013	村田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
34	441-III-014	椎塚-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
35	441-III-015	椎塚-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
36	441-III-016	下君山-3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
37	441-III-017	駒塚-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
38	441-III-018	駒塚-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
39	441-III-019	駒塚-3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日

I 総則

第3節 稲敷市の災害被害

新利根地区

	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示年月日
1	446-I-001	上根本-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
2	446-I-002	上根本-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
3	446-I-003	上根本-3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
4	446-I-004	下根本	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
5	446-I-005	堀川	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
6	446-I-006	下太田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
7	446-I-007	伊佐津	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
8	446-II-001	角崎-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
9	446-III-001	角崎-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日

桜川地区

	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示年月日
1	448-I-001	浮島-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
2	448-I-002	浮島-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
3	448-III-001	古渡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
4	448-III-002	浮島	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
5	448-III-003	神宮寺-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
6	448-III-004	神宮寺-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日

東地区

	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示年月日
1	449-I-001	福田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
2	449-I-002	幸田-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
3	449-I-003	幸田-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
4	449-I-004	清水	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
5	449-I-005	町田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 22 年 3 月 29 日
6	449-I-006	福田-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日
7	449-III-001	市崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 12 月 18 日

I 総則

第3節 稲敷市の災害被害

急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

江戸崎地区

箇所名	位置		勾配 (度)	高さ (m)	延長 (m)	面積 (ha)	人家 (戸)	指定 年月日	茨城県 告示番号
	大字	小字							
門前	江戸崎	門前	47～55	18.8～19	150	0.76	19	S 54.1.8	18号
江戸崎	江戸崎	門前	46	11～18	190	2.31	17	S 58.3.22	494号
戸張	江戸崎	戸張	45	7～22	210	1.45	25	S 60.7.29	1115号
下君山	下君山	寺地内	40～45	6～13	126	0.324	5	H 8.2.19	195号
松山	松山	馬場	50～70	10	192	0.443	7	H 8.2.19	196号
西町	江戸崎	西町	40～55	15～20	138	0.409	15	H 10.5.28	617号
田宿	江戸崎甲		30～46	9～20	290	0.615	15	H 12.1.20	56号
大宿	江戸崎	狸崎	45～60	6～10	120	0.260	5	H 18.4.3	444号
大宿	江戸崎	狸崎	31～53	5.9～12.3	25	0.258	5	R 3.4.1	394号

東地区

箇所名	位置		勾配 (度)	高さ (m)	延長 (m)	面積 (ha)	人家 (戸)	指定 年月日	茨城県 告示番号
	大字	小字							
福田	福田	大峰	30～50	7～16.5	112	0.304	5	H 18.12.7	1377号

第4節 各機関の業務の大綱

第1 市

- 1 稲敷市防災会議及び稲敷市災害対策本部に関すること
- 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること
- 3 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること
- 4 災害の防除と拡大の防止に関すること
- 5 救助、防疫等罹災者の救助、保護に関すること
- 6 災害復旧資材の確保に関すること
- 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- 8 被災市有施設の応急対策に関すること
- 9 災害時における文教対策に関すること
- 10 災害対策要員の動員、雇上に関すること
- 11 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- 12 被災施設の復旧に関すること
- 13 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること

第2 県

- 1 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務に関すること
- 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること
- 3 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること
- 4 災害の防御と拡大の防止に関すること
- 5 救助、防疫等罹災者の救助・保護に関すること
- 6 災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- 8 被災県営施設の応急対策に関すること
- 9 災害時における文教対策に関すること
- 10 災害時における社会秩序の維持に関すること
- 11 災害対策要員の動員に関すること
- 12 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- 13 被災施設の復旧に関すること
- 14 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等に関すること
- 15 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力に関すること

【特に本市を管轄する茨城県の出先機関は、次の事務又は業務を処理する】

県南県民センター

- 1 管轄区域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧の連絡調整に関すること

竜ヶ崎保健所

- 1 医療及び助産救護に関すること
- 2 防疫その他保健衛生に関すること

竜ヶ崎工事事務所

- 1 県の所管する河川、道路及び橋梁の保全に関すること
- 2 水防活動の指導に関すること

茨城県警察本部(稲敷警察署)

- 1 災害警備及び交通対策の企画、調整に関すること
- 2 防災関係機関等からの情報収集並びに連絡に関すること
- 3 罹災者の救出及び避難誘導に関すること
- 4 行方不明者の捜索及び遺体の検視に関すること
- 5 交通規制等交通秩序の保持に関すること
- 6 緊急通行車両の確認に関すること
- 7 災害に係る各種犯罪の取り締まりに関すること
- 8 犯罪の予防、その他社会秩序の維持に関すること

茨城県企業局県南水道事務所(阿見浄水場)

- 1 水道施設の整備、保全に関すること
- 2 災害時における飲料水の確保に関すること
- 3 被災水道施設の応急対策及び災害復旧に関すること

第3 稲敷広域消防本部

- 1 消防、防災活動に関すること
- 2 災害の予防警戒及び防御に関すること
- 3 人命の救出、救助及び応急救護に関すること
- 4 災害時の救助、救急、情報の伝達に関すること
- 5 危険物の安全確保のための指導に関すること

第4 指定地方行政機関

関東管区警察局

- 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事
- 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事
- 3 管区内防災関係機関との連携に関する事
- 4 管区内各警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事
- 5 警察通信の確保及び統制に関する事

関東総合通信局

- 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事
- 2 災害時テレコム支援チーム（MIC—TEAM）による災害対応支援に関する事
- 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関する事
- 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事
- 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事

関東財務局

- 1 災害復旧事業費の査定立合に関する事
- 2 災害つなぎ資金の融資（短期）に関する事
- 3 災害復旧事業の融資（長期）に関する事
- 4 国有財産の無償貸付業務に関する事
- 5 金融上の措置に関する事

水戸原子力事務所

- 1 原子力施設及び放射線施設の安全に係る規制に関する事
- 2 原子力施設及び放射線施設周辺の環境放射線の監視に関する事
- 3 原子力災害時における情報の収集および伝達に関する事

関東信越厚生局

- 1 管内の被害情報の収集及び伝達に関する事
- 2 関係機関との連絡調整に関する事

茨城労働局

- 1 工場、事業場における災害後の労働災害防止に関する事

I 総則

第4節 各機関の業務の大綱

- 2 災害時における賃金の支払いの確保に関する事
- 3 災害時における労働時間の延長、休日労働に関する事
- 4 労災保険給付に関する事
- 5 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関する事

関東農政局(茨城県拠点)

- 1 ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事
- 2 防災ダム、ため池、護岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事
- 3 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事
- 4 災害時における災害救助用米穀の需給調整に関する事
- 5 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事
- 6 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事
- 7 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関する事
- 8 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する事

関東森林管理局

- 1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関する事
- 2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関する事

関東経済産業局

- 1 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
- 2 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
- 3 被災中小企業の振興に関する事

関東東北鉦山保安監督部関東支部

- 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関する事
- 2 鉦山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関する事

関東地方整備局

- 1 災害予防
 - 1) 防災上必要な教育及び訓練等に関する事
 - 2) 通信施設等の整備に関する事
 - 3) 公共施設等の整備に関する事
 - 4) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事
 - 5) 官庁施設の災害予防措置に関する事

I 総則

第4節 各機関の業務の大綱

2 災害応急対策

- 1) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達に関すること
- 2) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
- 3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
- 4) 災害時における復旧資材の確保に関すること
- 5) 災害発生が予測される又は災害時における応急工事等に関すること
- 6) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること
- 7) 災害時相互協力に関する申合わせに基づく適切な緊急対応の実施に関すること
- 8) 大規模災害発生時の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣
- 9) 大規模災害発生時のリエゾン（情報連絡員）の派遣 3 災害復旧
- 10) 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

霞ヶ浦河川事務所、利根川下流河川事務所、下館河川事務所

- 1 国土交通省の所管に係る河川管理施設の保全に関すること
- 2 洪水予報、水防警報その他水防に関すること

関東運輸局

- 1 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること
- 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- 3 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること

東京航空局（成田空港事務所、百里空港事務所）

- 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること
- 2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

関東地方測量部

- 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供
- 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言

東京管区气象台（水戸地方气象台）

- 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。

I 総則

第4節 各機関の業務の大綱

- 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

第三管区海上保安本部(茨城県海上保安部)

- 1 情報の収集及び連絡に関すること
- 2 活動体制の確立に関すること
- 3 海難救助及び緊急輸送等に関すること
- 4 流出油等の防除及び危険物の保安措置に関すること
- 5 海上交通安全の確保に関すること
- 6 警戒区域の設定及び治安の維持に関すること
- 7 関係機関等の災害対策の実施に対する支援に関すること

第5 自衛隊

- 1 防災関係資料の基礎調査に関すること
- 2 災害派遣計画の作成に関すること
- 3 稲敷市地域防災計画にあわせた防災に関する訓練の実施に関すること
- 4 人命または財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援または応急復旧に関すること
- 5 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること

第6 指定公共機関

日本郵便株式会社(江戸崎郵便局)

- 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
- 3 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること
- 4 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

日本銀行(水戸事務所)

- 1 通貨の円滑な供給の確保に関すること
- 2 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関すること
- 3 金融機関の業務運営の確保に関すること
- 4 金融機関による金融上の措置の実施に関すること
- 5 上記各業務にかかる広報に関すること

日本赤十字社(茨城県支部)

- 1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること
- 2 災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること
- 3 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること

I 総則

第4節 各機関の業務の大綱

4 義援金品の募集、配布に関すること

日本放送協会(水戸放送局)

- 1 気象予報、警報等の周知徹底に関すること
- 2 災害状況及び災害対策室の設置に関すること
- 3 社会事業等による義援金品の募集、配布に関すること

東日本高速道路株式会社(関東支社)

- 1 東日本高速道路株式会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る保全及び応急復旧工事の施行に関すること

独立行政法人水資源機構(利根川下流総合管理所)

- 1 ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用水路その他水資源の開発又は利用のための施設の改築に関すること
- 2 前号に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理及び災害復旧工事に関すること

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

- 1 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等）
- 2 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）
- 3 原子力防災に必要な教育・訓練

日本原子力発電株式会社(東海発電所)

- 1 放射線災害の防止及び応急対策等に関すること

東日本旅客鉄道株式会社(水戸支社)、日本貨物鉄道株式会社(水戸営業支店)

- 1 鉄道施設等の整備、保全に関すること
- 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

東日本電信電話株式会社(茨城支店)

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること
- 2 災害時における緊急電話の取扱いに関すること
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

I 総則

第4節 各機関の業務の大綱

東京ガス株式会社(日立LNG基地)、東京ガスネットワーク株式会社(茨城支社)

- 1 ガス施設の安全、保全に関すること
- 2 災害時におけるガスの供給に関すること
- 3 ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること

日本通運株式会社(水戸支店)

- 1 救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

東京電力パワーグリッド株式会社(竜ヶ崎支社)

- 1 災害時における電力供給に関すること
- 2 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

KDDI株式会社(北関東総支社)

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること
- 2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること

株式会社NTTドコモ(茨城支店)

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること
- 2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること

ソフトバンク株式会社

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること
- 2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること

第7 指定地方公共機関

茨城県土地改良事業団体連合会

- 1 各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する指導及び復旧計画書作成に関すること

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

- 1 災害時におけるボランティアの受入れに関すること
- 2 生活福祉資金の貸付に関すること

医療関係団体

（一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会）

- 1 災害時における応急医療活動に関すること

水防管理団体（稲敷広域事務組合）

- 1 水防施設資材の整備に関すること
- 2 水防計画の樹立と水防訓練に関すること
- 3 水防活動に関すること

運輸機関

（茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、一般社団法人茨城県トラック協会、ジェイアールバス関東株式会社、一般社団法人茨城県バス協会）

- 1 災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関すること

ガス事業者（東京ガス株式会社（常総支社））

- 1 ガス施設の安全、保全に関すること
- 2 災害時におけるガスの供給に関すること
- 3 ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること

一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会

- 1 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関すること
- 2 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること
- 3 高圧ガスの供給に関すること
- 4 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること

報道機関（株式会社茨城新聞社、株式会社茨城放送）

- 1 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること
- 2 市民に対する災害応急対策等の周知に関すること
- 3 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動への協力に関すること

第8 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

JA稲敷、稲敷市商工会

- 1 被害調査に関すること
- 2 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関すること
- 3 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関すること

稲敷市社会福祉協議会

- 1 災害時におけるボランティアの受入れに関する事

稲敷医師会、一般社団法人茨城県南歯科医師会、牛久薬剤師会

- 1 災害時における応急医療活動に関する事

一般診療所・病院

- 1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事
- 2 災害時における負傷者等の医療救護に関する事

危険物関係施設の管理者

- 1 災害時における危険物の保安措置に関する事

江戸崎地方衛生土木組合

- 1 ごみ処理施設の整備、保全に関する事
- 2 災害時におけるごみ処理の確保に関する事
- 3 被災ごみ処理施設の応急対策及び災害復旧に関する事

龍ヶ崎地方衛生組合

- 1 し尿処理施設の整備、保全に関する事
- 2 災害時におけるし尿処理の確保に関する事
- 3 被災し尿処理施設の応急対策及び災害復旧に関する事

第9 防災協力機関

一般運輸事業者

- 1 災害時における緊急輸送の確保に関する事

建設業組合

- 1 災害時における応急対策の実施に要する機材及び労力の提供に関する事

Ⅱ 地震・風水害等対策計画

第1章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1 対策に携わる組織の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関等は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

対策項目	担当部署
1 防災体制の整備	各課、防災関係機関
2 活動体制の整備	各課

1 防災体制の整備

【各課、防災関係機関】

(1)稲敷市防災会議

市は、災対法第16条に基づき、稲敷市防災会議を設置し、市域の災害特性及び地域特性に対応した稲敷市地域防災計画（風水害等対策計画編）を作成し、風水害等災害対策を推進する。なお、男女共同参画の視点から、防災会議委員に占める女性の割合を高めるよう取り組んで委員委嘱を行い、防災会議への女性の参画を図る。

(2)関連する市の防災組織

1) 市災害対策本部

- ① 設置の根拠：災対法第23条の2。
- ② 所掌事務：地域防災計画の定めによる市域の災害予防及び災害応急対策を実施する。

2) 消防団

- ① 設置の根拠：消防組織法第9条。
- ② 所掌事務：市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減する。

(3)消防本部、消防署（稲敷広域消防本部）

- ① 設置の根拠：消防組織法第9条。
- ② 所掌事務：市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減する。

(4)防災関係機関の防災体制

市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、市、県等との連携を密にする。

(5)複合災害対策

市は、複合災害（同時又は連続して2つ以上の同種又は異種の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、各計画等の見直し、備えを充実することが必要である。

市は、発生の可能性が高い複合災害を想定した机上・実動訓練の実施に努める必要がある。

(6)効果的・効率的な防災対策

効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

2 活動体制の整備

【各課】

(1)市の活動体制

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃から研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、稲敷市地域防災計画に基づき、災害発生時の初動期における活動要領（職員初動マニュアル）や災害応急対策に関する活動要領（緊急時対応マニュアル）等の整備を図り、各職員に配布するものとする。

この際、業務継続計画（B C P）を策定して災害時優先業務を明らかにし、災害時優先業務の実施に必要な資源の確保やバックアップに万全を期するものとする。

また、市の各課所は、災害時に他の課所とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練を共同で行うなど課所間の連携体制を整備しておくものとする。

(2)防災関係機関等の活動体制

防災関係機関等は、災害時の災害応急対策活動を円滑に行えるよう、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図るものとする。災害時に他の機関と連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、各機関間の連携体制を整備しておくものとする。

第2 相互応援体制の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、本市は、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、地方公共団体等との相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

対策項目	担当部署
1 応援要請・受援体制の整備	危機管理課、総務課
2 他市町村災害時の応援活動のための体制整備	危機管理課、総務課

1 応援要請・受援体制の整備

【危機管理課、総務課】

(1)市町村間の相互応援

1) 協定の締結

市は、市域における災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第 67 条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進する。

2) 応援体制の整備

他市町村との協定締結後、市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続、情報伝達方法、派遣職員の編成基準等応援体制について緊急時対応マニュアルに定めるとともに、資機材の整備及び職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、情報交換の実施や防災対策の検討等を通じて平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築して信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて構築した関係を持続的なものにするよう努める。

3) 受援体制の整備

市は、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受援担当を位置づけ、その役割や指揮連絡系統、資源の調達・管理方法について定めた受援計画を策定し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。さらに、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

(2)国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災害時の県、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等について受援計画に定めるとともに、職員への周知徹底を図る。

(3)公共的団体や民間企業等との協力体制の確立

市は、公共的団体や民間企業に対して、災害時における応急措置、各種物資や燃料等の供給、避難者の一時収容等に対しその積極的協力が得られるよう遠方の自治体や多種多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制を十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(4)本市における協定等の締結状況

本市における協定等の締結状況は、資料 2-1 のとおりである。

(5)消防間の相互応援

稲敷広域消防本部は、大規模災害の発生に際して、消防組織法第39条の規定に基づき締結している「隣接消防相互応援協定」及び「茨城県広域消防相互応援協定」により広域応援を得るほか、「大規模災害消防応援実施計画」、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」、「緊急消防援助隊運用要綱」に基づく広域応援を得ることになるため、これらの受援体制を整備する。

2 他市町村災害時の応援活動のための体制整備

【危機管理課、総務課】

市は、被災市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について緊急時対応マニュアルに定めておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。また、日常から研修及び訓練を実施する。

第3 防災組織等の活動体制の整備

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止または軽減を図るため、市や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含め市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、自主防災組織の結成・育成を積極的に行い、早期に市内全域の組織化を図っていくものとする。また、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時から、市とボランティア団体と連携や、ボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。

対策項目	担当部署
1 行政区の役割・活動	区長等、総務課、危機管理課、社会福祉課、稲敷広域消防本部
2 自主防災組織の育成・連携	危機管理課、稲敷広域消防本部
3 事業所防災体制の強化	危機管理課、稲敷広域消防本部
4 ボランティア組織の育成・連携	社会福祉課、稲敷市社会福祉協議会
5 地区防災計画作成の支援	危機管理課

1 行政区の役割・活動

【区長等、総務課、危機管理課、社会福祉課、稲敷広域消防本部】

(1)行政区の役割

行政区は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との理念に基づき、平常時の備え及び災害発生時の活動の実施に努める。

平常時	① 地域住民、要配慮者の把握 ② 地域の安全点検の実施 ③ 一時避難場所の確保・指定

非常時	① 地域住民の安否確認 ② 集団避難の実施 ③ 要配慮者の避難支援 ④ 出火防止及び初期消火 ⑤ 負傷者の救出及び応急手当 ⑥ 避難所運営への協力（物資等の配布協力、炊出し、防犯パトロール等）

(2)地域における防災訓練の充実

行政区は、地域の防災意識の向上や地域の絆を深めるため、防災訓練を積極的に実施する。防災訓練には、要配慮者や多様な世代の方々が参加できるよう工夫する。

2 自主防災組織の育成・連携

【危機管理課、稲敷広域消防本部】

(1)自主防災組織の整備

市は、地域コミュニティにおける連帯意識を基盤として自主防災組織の結成を促進し、その活動が活発になるよう、市民への働きかけ及び支援を積極的に行っていくとともに、形骸化している組織の再構築を推進する。

また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1) 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

2) 自主防災組織の編成

- ① 自主防災組織は、地理的状況・生活環境から地域住民が連帯意識をもって、防災活動を効果的に実施できるよう、行政区を単位として育成する。
- ② 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図っていく。
- ③ 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性をあらかじめ調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的に地域内にいることが多い定年退職者や職場が自宅にある人々の積極的な活動を促していく。
- ④ 防災活動に必要な分担をあらかじめ定めておくものとする。

3) 自主防災組織の活動内容

平常時	① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ② 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等 ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の備蓄・整備・点検等 ⑤ 災害発生時における行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項のマニュアルの策定及び再確認

非常時	① 初期消火の実施 ② 情報の収集・伝達 ③ 救出・救護の実施及び協力 ④ 集団避難の実施及び避難所運営協力 ⑤ 炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力 ⑥ 要配慮者の安全確保等

(2)協力体制の整備

市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

(3)組織の育成指導

市は、自主防災組織の育成にあたっては、市民の自主防災組織に対する関心をかん養するとともに、以下に示すような自主防災活動の活発化を促進するための育成指導を図る。

【自主防災組織の活動内容の例】

- ・防災資機材を活用した定期的（年1回以上）な防災訓練を行うこと
- ・防災資機材の定期的な点検を行うこと
- ・地域の実態（危険物、危険地域、避難場所、水利、人口等）を常に把握しておくこと
- ・地域防災マップを作成すること
- ・地域防災マップを自主防災組織内の住民に配布し、有効に活用すること
- ・地域防災マップが地域の実情と相違するようになったときは、自主的に再作成するように努めること
- ・講習会、研修会等の開催に努めること
- ・隣接防災組織及び地域内関係事業所の協力体制の確立に努めること

(4)自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

(5)リーダーの養成

市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。

3 事業所防災体制の強化

【危機管理課、稲敷広域消防本部】

(1)防火管理体制の強化

学校・医療機関等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行う。

稲敷広域消防本部は、各施設に対し、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。また、複数の用途が存在し、管理権原が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導するものとする。

(2)危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には、防災関係機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。

このため、稲敷広域消防本部は危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

(3)企業防災の促進

1) 企業における防災への取り組み

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防災、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定・事業継続マネジメント（BCM）の構築等を行うよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

また、企業等においては、災害発生時に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。

2) 企業への指導・助言

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団などと積極的な連携を図る。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

4 ボランティア組織の育成・連携

【社会福祉課、稲敷市社会福祉協議会】

(1)災害ボランティアの定義

災害ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）とに区分し、次の表に示す関係団体等がそれぞれ受入れ、紹介等に係る調整を行う。

また、災害発生時を想定した一般ボランティアと専門ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会を設置し、防災ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努めるものとする。

区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入窓口
一般	炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介助、手話等	養成有り 登録有り	市（社会福祉課） 県（福祉部）	稲敷市社会福祉協議会 県社会福祉協議会
医療・防疫	医療活動（医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師、助産師、栄養士） 歯科診療（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）、メンタルケア（精神保健福祉士、臨床心理士）、医業類似行為業務の提供（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）	養成無し 登録無し	県（保健医療部、福祉部）	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会 県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ師会
語学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県（生活環境部）	県国際交流協会
アマチュア無線	非常通信	養成無し 登録無し	県（生活環境部）	県（生活環境部）

(2)一般ボランティアの「受入窓口」の設置

市は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を社会福祉課に設置する。

災害発生時の一般ボランティアの「受入窓口」は、市社会福祉協議会のボランティアセンターに設置することとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等あらかじめ機能を整備するものとする。

また、市及び市社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受入窓口」を掲載するなど、広く市民に周知する。

(3)「受入窓口」の整備と応援体制の確立

市社会福祉協議会は、「受入窓口」における円滑なボランティア活動を促進するため、体制整備を強化するとともに、他市町村の社会福祉協議会との間で相互応援協定を締結し、災害時の体制強化

を図るものとする。

(4)一般ボランティアの養成・登録

1) コーディネート機能の強化

市社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、災害時、それぞれ、「ボランティア支援本部」、「災害ボランティアセンター」における、ボランティアの受入れ、調整、紹介を組織として一元化して行えるよう、あらかじめ職員への研修の充実や訓練の強化をするとともに、関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズへの的確な対応を図るものとする。その際、ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターが行う業務は次のとおりとする。

〔ボランティア支援本部における業務〕

- ① 紹介先、紹介人数、活動内容等の市町村レベルでのボランティアの調整
- ② ①に基づくボランティアの紹介
- ③ 県社会福祉協議会に直接登録しているボランティアの調整及び紹介

〔災害ボランティアセンターにおける業務〕

- ① 紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整
- ② ①に基づくボランティアの紹介
- ③ ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

2) 一般ボランティアの登録

市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が作成する災害時のボランティア活動希望者の登録リストの通知を受け、登録情報の共有化を図る。

(5)災害ボランティア団体との連携

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記し、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

さらに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化し、研修や訓練を通じて推進するものとする。なお、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

(6)災害ボランティアの活動環境の整備

1) ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対す

るボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2) 災害ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

3) ボランティア保険への加入促進

市社会福祉協議会は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

4) 被災者支援の迅速・適切な実施

インターネットを活用したボランティアの募集等に係る情報の収集・提供の充実、資機材の十分な確保等ボランティア実施に係る環境整備の推進、ボランティア等の個人情報の保護や感染症予防への配慮などにより、被災者支援の迅速化や適切な実施を図る。

5 地区防災計画作成の支援

【危機管理課】

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の確立など自発的な防災活動に努める。また、その行動指針として地区防災計画の作成に努める。

なお、市は当該地区の住民等の地区防災計画作成に関し、作成を支援するものとする。

第4 情報通信ネットワークの整備

災害時には、本市、県、国、他市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、すべての対策の基本となる。そのため、平常時からソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化・多重化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

対策項目	担当部署
1 情報通信設備の整備	危機管理課、秘書広聴課、特定事業推進課、教育委員会
2 情報収集・伝達ルートの確立	各課

1 情報通信設備の整備

【危機管理課、秘書広聴課、特定事業推進課、教育委員会】

(1)情報通信設備等の整備

1) 市防災行政無線

市民に対して災害情報などの伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを念頭とした整備を図る。また、市防災行政無線と通信衛星との接続により災害情報を瞬時に伝達するJ-ALERTの

整備を図っている。

なお、今後は災害情報の伝達手段として、市防災行政無線の戸別受信機から順次、稲敷市公式アプリやメール等による情報配信にシフトしていくものとする。

2) IP 無線等

各指定避難所との連絡手段の確保を図るため、IP 無線を整備し、指定避難所開設時に IP 無線を配備する。

3) 災害時優先電話

市は、既設の電話番号を NTT 東日本茨城支店へ「災害時優先電話」として登録を行い、茨城支店長等の承認を受けておくものとする。

また、災害時優先電話（固定）は、必要な部署や市の出先機関に配置するとともに、災害時優先電話（携帯）の回線数を増強し、現場等庁外にいる職員との連絡手段の確保を図る。

さらに、災害時優先電話の登録番号については、関係機関等との情報共有を図る。ただし、災害時において有効に使用するため、公表しないものとする。

4) インターネットを利用した伝達手段

緊急時には、市ホームページや各種 SNS、情報メール一斉配信サービスを利用して市民への正確な情報提供を行う。平時から普及・啓発を図るとともに、今後はスマートフォンを利用した情報の伝達を検討する。

5) 掲示板

各庁舎、公共機関において、市民が各種情報（被害情報や復旧情報等）を入手できるよう掲示板を設置する。また、各庁舎の窓口へのモニターの設置・活用について検討する。

6) 被災者支援システムの導入検討

市は、迅速な情報収集や情報の一元管理・共有化を図るとともに、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約・管理するため、被災者支援システムの導入を検討する。また、導入した際は、全職員に対して研修会や訓練等を実施し、運用方法の習熟を図る。

7) 情報伝達ツール

現場から被害写真や被害報告等を迅速に行うため、チャットツール等の情報伝達ツールを活用する

8) 新たな情報通信設備の整備

市は、災害時において円滑に情報伝達を行うため、近年急速に発達している情報通信技術等について、導入を検討する。通信が途絶している地域で活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。

9) 消防無線

消防無線には周波数別に①活動波、②主運用波、③統制波、④全国共通波がある。市は、稲敷広域消防本部設置の無線とも綿密な連絡体制の確立を図る。

10) 県の防災通信システム

県庁の統制局の下、各県民センター、土木事務所、保健所等の県出先機関、市町村、消防本部、その他の防災関係機関が結ばれている。

11) アマチュア無線

市は、災害時に協力依頼を求められるよう、市内アマチュア無線局の把握に努める。

12) Lアラート

市民が災害に関する情報をいち早く入手できるようにするため、Lアラートの活用による伝達手段の整備を図っている。

(2)情報通信設備の機能確保

設備の耐震化対策を十分に行之い、災害時の機能確保に留意する。

1) バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

2) 非常用電源の確保及び定期的な点検の実施

災害時の停電に備え、各庁舎においてバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備及び発電機等の燃料確保に努めるとともに、定期的な点検を実施する。また、市職員は非常用電源の操作方法に習熟する。

3) 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。

4) サーバの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段についてインターネットサービスプロバイダ等と調整を図っておくものとする。

5) 通信機器の適切な場所への設置

災害発生時に迅速に通信手段を確保するため、危険が少ない場所に通信機器を設置しておくものとする。特に、浸水想定区域においては、浸水被害を受けた場合でも使用できるよう、上階にも通信手段を確保しておくものとする。

(3)他機関の通信設備の利用

市長は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、災対法第 56～57 条に基づき、防災関係機関が整備している専用通信設備を使用することができるため、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。

(4)県の防災情報ネットワークシステムの習熟

1) 県の防災情報ネットワークシステムの習熟

県の防災情報ネットワークシステムは、気象情報、被害情報などの画像情報等多様な情報を一元的に収集管理し、防災センター等に提供するシステムである。災害対策に関する情報の入出力は、市や稲敷広域消防本部等で行うことができることから、定期的な研修会や訓練等を実施し、市職員はその操作方法に習熟することとする。

2) 防災情報システムの機能

① 気象情報システム（予・警報、地震情報等）

② 被害情報システム（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）

③ 防災地図システム（各被害情報に基づく地図作成）

(5)非常通信体制の強化

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から非常通信の伝送訓練及び試験等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

2 情報収集・伝達ルートの確立

【各課】

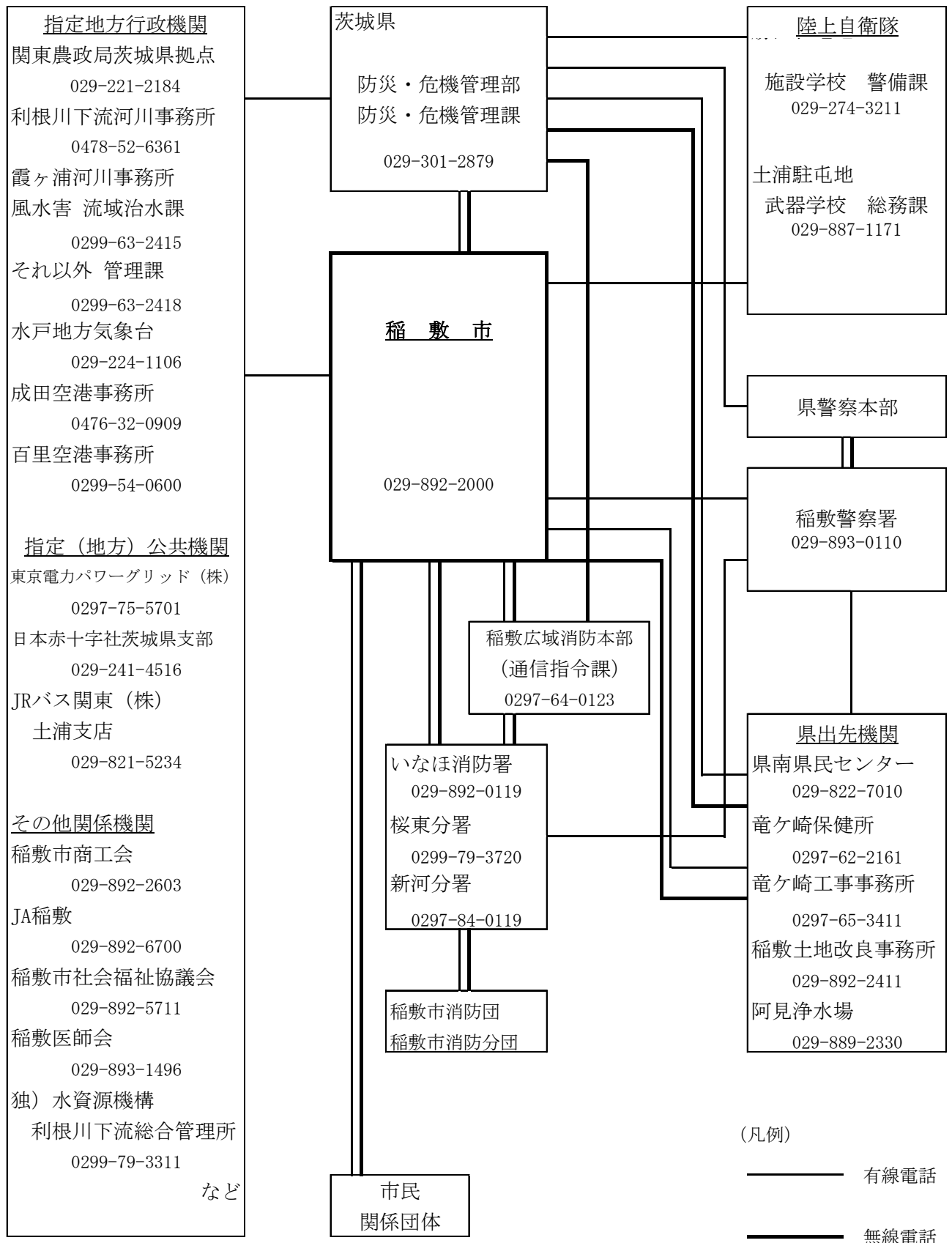
(1)連絡先一覧の整理

災害時に情報収集・伝達を円滑に行うため、関係機関の連絡先一覧をとりまとめる。また、連絡先一覧は随時更新し、常に最新版を全庁で共有する。なお、連絡先については、担当部署まで分かるようにして作成する。

(2)情報収集・伝達ルート

本市における災害時の情報収集及び情報連絡の伝達ルートは、次のとおりである。

通信連絡系統図



第2節 災害に強いまちづくり

第1 防災まちづくりの推進

まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉えて、風水害・地震等による被害を最小限にするために、災害に強いまちづくりを進めることが重要である。

災害に強いまちづくりを進めるにあたっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進するものとする。

対策項目	担当部署
1 防災まちづくり方針の策定	産業振興課
2 災害防止のための地域指定・区域指定	産業振興課、危機管理課
3 防災空間の確保	産業振興課、建設課
4 防災拠点の整備	産業振興課、危機管理課
5 市街地整備の推進	産業振興課
6 避難施設の整備	危機管理課、産業振興課、建設課
7 消防水利の整備	稲敷広域消防本部、危機管理課

1 防災まちづくり方針の策定

【産業振興課】

災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点からまちづくりの総点検を行い、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの方針を作成し、都市計画マスタープランとの整合性を図る。

- ① 市域の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- ② 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- ③ 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- ④ 木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画

上記方針に基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設の整備や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

2 災害防止のための地域指定・区域指定

【産業振興課、危機管理課】

(1)防火地域及び準防火地域の指定

木造家屋が密集している危険な地域の災害を最小限におさえるため、建築物個々の不燃化とともに、都市構造そのものを防火的に改造する目的をもって都市計画法の規定に基づき防火地域及び準

防火地域の指定を検討する。

(2)建築基準法第 22 条に基づく区域指定

防火地域及び準防火地域以外の市街地について耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造らなければならない区域の指定を行い、火災の延焼防止を図る。

(3)都市計画事業の推進

市は災害の未然防止及び拡大防止を図るため都市計画事業を推進するものとする。

本市は、平成元年6月1日に江戸崎地区と新利根地区が稲敷東部台都市計画区域に指定され、平成元年8月3日に桜川地区と東地区が稲敷東南部都市計画区域に指定された。その後、平成6年3月10日に江戸崎地区・新利根地区では、区域区分（いわゆる「線引き」）が行われた。その後、見直しが行われ、現在は355haが市街化区域に指定されている。なお、桜川地区・東地区は「非線引き区域」のままである。

用途別土地利用状況（稲敷東部台計画区域）

区分	面積（ha）
第1種低層住居専用地域	175.0
第2種中高層住居専用地域	17.0
第2種住居地域	55.0
近隣商業地域	10.0
工業地域	44.0
工業専用地域	54.0
市街化区域 計	355.0

※注：桜川地区、東地区では用途地域を定めていない。

出典：令和5年度 統計いなしき（令和5年4月1日現在）

(4)ハザードマップの作成・周知

市は浸水想定区域、避難場所等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ等を作成し周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示する。加えて、中小河川や雨水出水による浸水、道路冠水等に対応したハザードマップの作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。

3 防災空間の確保

【産業振興課、建設課】

災害に強いまちづくりを進めるためには、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や救急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難地などの防災空間の確保が不可欠である。そのため、市街地における防災空間を形成する道路や公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1)延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市防災不燃化促進事業等の総合的な推進を図る。

(2)防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時においては、道路は人や緊急物資を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難ルートとしての機能も有している。また、道路の新設及び拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープン・スペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが多い。

このため災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

さらに、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に所有者に対し、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付ける。

(3)防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震性貯水槽、ヘリポートなどの災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能の一層の充実を図る。また、公共・公益施設や民間事業所での緑化推進を図るとともに、住宅地域においては、植樹等の措置を推進する。なお、公園整備状況については、資料3-14に示す。

(4)消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な地域においては消防車両が進入できない道路があり、火災発生の危険性が高いだけでなく、消防活動の困難性が特徴としてあげられ、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保する必要がある。

このため、消防活動困難区域における街路事業等により、消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

(5)ため池の耐震化

市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池がないか把握する。

4 防災拠点の整備

【産業振興課、危機管理課】

市は、災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。

5 市街地整備の推進

【産業振興課】

防災上危険な市街地の解消を図るため、都市計画道路の整備を中心に据え、土地区画整理事業を含めた整備手法を検討し、市街地整備を推進する。

6 避難施設の整備

【危機管理課、産業振興課、建設課】

(1)避難場所及び避難路等の整備

市は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所及び避難路等の整備を行うものとする。

(2)避難場所の整備

市は、浸水、延焼火災、土砂災害、建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、避難場所の整備を行う。なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の設置基準、指定については、Ⅱ、第1章第3節「第4 被災者支援のための備え」による。

(3)避難路の確保

指定緊急避難場所に対しては、原則として次の基準により避難路を選定するものとする。さらに、市職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難路の通行に努めるものとする。

- ① 河川の氾濫等による浸水、土砂災害等による危険が少なく、避難者数（観光客などを含む）を考慮して、幅員が広いこと。
- ② 土砂災害、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数（観光客などを含む）を考慮して、幅員が広いこと。
- ③ なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- ④ 原則として、河川沿いの道路ではないこと。
- ⑤ 地下に危険な埋設物がないこと。
- ⑥ 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ⑦ 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。
- ⑧ 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていることが望ましい。
- ⑨ 安全が確保された状態で最短時間に緊急避難場所又は指定避難所に到達できること。

(4)市民への周知

市は、指定緊急避難場所、避難路について、ハザードマップ等により、市民に周知させるように努める。

7 消防水利の整備

【稲敷広域消防本部、危機管理課】

消防水利は、人員及び機材と共に消防の3要素の1つであるとともに、消防力の基幹である。迅速な初期消火活動を図るためにも、市内に点在するため池や河川の自然水利の効果的活用及び防火水槽、消火栓の不足地域への適切な設置を図るものとする。

第2 土木施設の耐震化の推進【地震】

道路等の公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動において欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。したがって、災害に備えて道路及び橋梁等の公共施設について、事前の予防措置を講じることが重要である。このため、施設

ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

対策項目	担当部署
1 道路及び橋梁の現状	建設課
2 予防対策	建設課
3 道路施設の耐震化の推進	建設課
4 河川、農業用ため池の耐震化の推進	建設課、農政課

1 道路及び橋梁の現状

【建設課】

(1)道路

本市の道路整備状況は、国道は舗装率改良率とも 100%、県道の改良率は 93.8%、舗装率は 99.8%となっている。国・県道は広域的な道路として、また市内の幹線道路として重要な機能を有しているので、引き続き道路の拡幅整備を要望していく。

市道は、幹線道路として、また生活道路としての役割を持ち、住民の生活環境に直接影響を与えるものであるとともに、農業を始めとする産業道路としても重要である。市は、地区間の円滑な通行及び幹線道路への接続並びに道路交通の利便性を重視して市道の改良・舗装工事を計画的に進めている。しかし、依然として狭隘な区間が多く、改良率は 53.9%、舗装率は 60.1%と低いため、さらに整備を推進していく。

また、歩道の整備改良をはじめ、見通しの悪い道路や事故の起きやすい道路の改良工事などの道路環境整備を促進する。

道路整備状況

(国・県道・市道：令和4年3月31日現在)

区分		実延長(m)	改良延長(m)	改良率(%)	舗装延長(m)	舗装率(%)
国道		45,763.0	45,763.0	100.0	45,763.0	100.0
県道	主要	50,064.0	48,925.0	97.7	49,847.0	99.6
	一般	33,576.0	30,335.0	90.4	33,576.0	100.0
	計	83,640.0	79,260.0	94.8	83,423.0	99.7
市道	1級	107,901.0	100,276.0	92.9	106,922.0	99.1
	2級	65,564.0	59,203.0	90.3	65,506.0	99.9
	その他	1,716,703.0	874,417.0	50.9	973,117.0	56.7
	計	1,890,168.0	1,033,896.0	54.7	1,145,545.0	60.6
合計		2,019,571.0	1,158,919.0	57.4	1,274,731.0	63.1

出典：茨城県道路現況調書(令和4年)

(2)橋梁

本市の橋梁の現況は、次表のとおりである。

橋梁の現況

(令和6年4月1日現在)

総数	橋 種			
	鋼橋	R C 橋	P C 橋	その他
415	66	291	58	0

出典：建設課資料

2 予防対策

【建設課】

(1)道路建設上配慮すべき事項

1) 平面線形

できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。

2) 縦断線形

切土法面を避け、水田等を通過する場合、洪水により水位の増に対し安全な高さをとる。

3) 横断こう配

路面水を速やかに側溝に流下させるに必要なこう配をとる。

4) 路側、横断構造物

切土部において法長が大きく崩土のおそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。

5) 横断排水構造物

洪水時に十分な排出のできる通水断面とする。

6) 排水側溝

路面水を処理し、速やかに排水路を導き、地下水が高く路面排水困難な所は盲暗渠等を施す。

(2)道路及び橋梁の危険箇所の調査

定期的にパトロールを行い、危険箇所の調査、把握に努める。

1) 道路

災害による被害の軽減を図るため、危険箇所については可能な限り補修を行い、幅員の狭い道路で自動車等の交通不能な道路ならびに通行危険な箇所については、逐次改良するよう努めるものとする。

2) 橋梁

常日頃から橋梁の老朽度をチェックするとともに、上流の浮遊物、ゴミ等が堆積しないよう配慮するものとする。

(3)う回路の調査

災害時に道路が被害を受けて、早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するため、重要な道路に連絡するう回路をあらかじめ調査し、また関係機関に当該事項を周知徹底して緊急事態に備えるものとする。

(4) 排水施設等の補修

道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

(5) 道路の流失対策

渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

3 道路施設の耐震化の推進

【建設課】

(1) 道路施設の耐震性の向上

- ① 橋梁部について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。
- ② 落石や斜面崩壊などの恐れのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保

- ① 市の緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩の整備や、歩道等の拡幅を行い、円滑な道路交通の確保に努める。
- ② 市内の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。
- ③ 市内の防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- ④ 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

4 河川、農業用ため池の耐震化の推進

【建設課、農政課】

(1) 河川

市は、県や国に要請し、河川の管理関連施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上性の検討を行い、適切な対応策を実施する。

特に浸水等による二次災害発生が想定される地域における水門、樋管などの河川構造物の改築、改良を優先的に行う。

(2) 農業用ため池

市は、受益者の協力のもとに農業用ため池に係る諸元等の整理を行い、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池を防災重点農業用ため池として位置付け、必要に応じ耐震対策を進める。

第3 ライフライン施設の耐震化の推進

電力、電話、上下水道等のライフライン施設は、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。したがって、これらの施設について、災害後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講ずることはより重要かつ有効である。このため、施設ごとに耐震性等の災害対策を考慮した設計指針に基づき、対策の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減の

ための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていくものとする。

対策項目	担当部署
1 電力施設の対策	東京電力パワーグリッド株式会社（竜ヶ崎支社）
2 電話施設の対策	東日本電信電話株式会社（茨城支店）、株式会社NTTドコモ（茨城支店）、KDDI株式会社
3 上水道施設の対策	上下水道課
4 下水道施設の対策	上下水道課
5 廃棄物処理施設	江戸崎地方衛生土木組合、龍ヶ崎地方衛生組合

1 電力施設の対策

【東京電力パワーグリッド株式会社（竜ヶ崎支社）】

(1)電力施設の現況

1) 変電設備

機器の耐震は、変電設備の重要性、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

2) 送電設備

① 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、電気技術基準である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。とう道は「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

3) 配電設備

① 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中電線路

地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を設計するなど耐震性を配慮した設計とする。

4) 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

(2)耐震化の方針

電気施設は、過去の地震災害の記録を基に、実際に震動波形を与えた実証試験など、各設備に科学的な分析に基づいた耐震設計方針を定め施工を行う。

(3)事業計画

全体計画及び実施計画は、「電気施設の現況」に準じ実施するよう努める。

2 電話施設の対策

【東日本電信電話株式会社（茨城支店）、株式会社NTTドコモ（茨城支店）、KDDI株式会社】

(1)電気通信設備等の高信頼化

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。

1) 電気通信設備等の耐災性向上対策

耐水、耐浪、耐風、耐雪、耐震、耐火構造化の推進 等

2) 電気通信システムの信頼性向上対策

- ① 主要伝送路の多ルート化・ループ化（ループ分割等によるサービス影響の極小化等）
- ② 主要中継交換機の分散設置
- ③ 通信ケーブル地中化の推進
- ④ 大都市におけるとう道（共同溝を含）網の構築
- ⑤ 電気通信設備に対する予備電源の確保
- ⑥ 重要加入者の高信頼化（協議による2ルート化の推進等）
- ⑦ 社内システムの高信頼化 等

3) 重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策

- ① 重要通信に関するデータベースの整備（回線リスト等）
- ② 災害等時のトラフィックコントロール
- ③ そ通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用 等

3 上水道施設の対策

【上下水道課】

本市の上水道の普及率は、令和5年度末で73.92%と低い状況である。水需要は、上・下水道の普及などによる生活様式の変化に伴い増加傾向にあり、今後も使用水量の漸増傾向が続くと予測される。

水道事業は、合併後もまだ旧町村単位での対応となっていることから、今後、上水道施設の統合、整備を推進するとともに、未普及の解消を図る。

また、給水区域内の配水管整備を推進するとともに、老朽管の更新等を行って、円滑な給水に努めるとともに、災害等の緊急時対策として広域的視野に立ち、隣接の市町村と連携を図り応急給水の確保に努める。さらに、緊急時の給水量を確保するため、浄水場間を結ぶ緊急連絡管や非常用発電設備や、緊急時に備えた施設整備の維持管理に努める。さらに市は、水道施設の耐震化及び液状化対策について目標を定め、計画的に事業を推進する。

上水道の現況

(令和6年4月1日現在)

地区	行政区域人口 (人)	給水人口(人)	給水戸数(戸)	普及率(%)	年間給水量 (m ³)
江戸崎地区	14,551	8,725	3,888	59.96	1,311,647
新利根地区	7,248	5,150	2,079	71.05	650,161
桜川地区	5,014	4,114	1,439	82.05	401,034
東地区	9,590	8,919	3,255	93.00	1,242,391
合計	36,403	26,908	10,661	73.92	3,605,233

出典：上下水道課資料

(1)老朽管の更新

老朽化した管、耐震性に劣る管路について、速やかな更新を目標に整備を図る。

(2)給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め、給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、指定避難所や医療施設等の防災上重要な施設について優先する。

(3)緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を確保するため、浄水場間を結ぶ緊急連絡管の設置や、非常用発電設備を維持管理するなど、緊急時に備えた施設整備に努める。

4 下水道施設の対策

【上下水道課】

本市の下水道については、公共下水道処理施設及び農業集落排水施設から整備されている。
 今後は、災害時に備え、ポンプ場・処理場への自家発電装置の設置、また、災害時のトイレの使用を確保に向けた仮設トイレの汚水受け入れや下水道接続型マンホールトイレの整備等を検討する。

ポンプ場、終末処理場の現況

ポンプ場、終末処理場の名称	所在地	T E L	処理能力	備考
農業集落排水 君賀地区処理施設	稲敷市下君山352	029-892-2000	542m ³ /日	農
農業集落排水 鳩崎地区処理施設	稲敷市鳩崎2620-2	029-892-2000	359m ³ /日	農
農業集落排水 浮島地区処理施設	稲敷市浮島6276-4	029-892-2000	825m ³ /日	農
農業集落排水 阿波東部地区処理施設	稲敷市須賀津134	029-892-2000	518.1m ³ /日	農
農業集落排水 阿波西部地区処理施設	稲敷市阿波176	029-892-2000	617.1m ³ /日	農
農業集落排水 古渡東部地区処理施設	稲敷市飯出1515	029-892-2000	528m ³ /日	農
あずま南浄化センター	稲敷市押砂1672-2	029-892-2000	607.2m ³ /日	農
あずま中部浄化センター	稲敷市佐原組新田576	029-892-2000	516.0m ³ /日	農
江戸崎公共下水道終末処理場	稲敷市荒沼9-2	029-892-2000	3,170m ³ /日	公
古渡西部浄化センター	稲敷市古渡3228	029-892-2000	788m ³ /日	公
あずま浄化センター	稲敷市上須田37	029-892-2000	4,490m ³ /日	公

(農：農業集落排水処理施設、公：公共下水道施設)

出典：上下水道課資料

(1)既存施設の耐震化

市は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

1) 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を検討する。

2) 耐震補強工事

補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を検討する。

3) 耐震化の具体例

- ① 可とう性・伸縮性を有する継手の採用を検討する。
- ② 地盤改良等による液状化対策の実施を検討する。

(2)新設施設の耐震化

市は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

5 廃棄物処理施設、し尿処理施設

【江戸崎地方衛生土木組合、龍ヶ崎地方衛生組合】

廃棄物処理施設、し尿処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、施設所管者に始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備の設置等を要請するよう努めるものとする。

第4 地盤災害防止対策の推進【地震】

風水害、地震等による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、市民の生命、財産の保全に努めるものとする。

対策項目	担当部署
1 地盤災害危険度の把握	産業振興課、建設課
2 土地利用の適正化の誘導	産業振興課、建設課、危機管理課
3 斜面崩壊防止対策の推進	建設課
4 警戒避難体制の整備	危機管理課、秘書広聴課、こども支援課、健康増進課、高齢福祉課、社会福祉課、学務管理課
5 造成地災害防止対策の推進	産業振興課、建設課、廃棄物対策課
6 地盤沈下防止対策の推進	産業振興課
7 液状化防止対策の推進	産業振興課

1 地盤災害危険度の把握

【産業振興課、建設課】

(1)地盤情報のデータベース化

市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集してデータベース化し、地盤災害の危険度の把握に努める。

(2)地盤情報の効果的利用

地盤情報等のデータベースは、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活用していく。また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや液状化危険度マップ等の防災マップに反映させるように努める。

2 土地利用の適正化の誘導

【産業振興課、建設課、危機管理課】

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。

(1)防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保

市域の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。

また、災害に弱い地区については、土地利用について安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、その適正化の誘導に努める。

(2)土砂災害危険箇所の周知の徹底と土砂災害防止法等の適切な運用

土砂災害ハザードマップにより土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知を図るとともに、土砂災害防止法や急傾斜地法等の適切な運用を図るよう努める。

3 斜面崩壊防止対策の推進

【建設課】

風水害、地震等による土砂災害から市民の生命・財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

(1)土砂災害危険箇所の実態調査、防災パトロールの実施

市は、がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、まず事前措置として危険予想箇所について地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及びがけ崩れ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等を調査し、防災パトロールを実施するものとする。

(2)急傾斜地法に基づく適正な管理

山林や斜面林が荒れると保水機能の低下に伴って、斜面が不安定化し、がけ崩れを起こしやすくなる。そのため、県ではこれらを保全していくため、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定し、適正な管理を図る。

なお、市内の土砂災害危険箇所については、資料3-8に示す。

(3)所有者等に対する防災措置の指導

防災パトロールの結果、若しくは危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者、または占有者及び被害を受けるおそれがある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限ができるよう、調整をするものとする。

4 警戒避難体制の整備

【危機管理課、秘書広聴課、こども支援課、健康増進課、高齢福祉課、社会福祉課、学務管理課】

市は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害防止法第7条に基づき、土砂災害警戒区域において次の対策を講じる。

- ・情報伝達、警戒避難体制（高齢者等避難等の発令を含む災害対応の体制）の整備
- ・要配慮者利用施設への情報伝達方法の整備
- ・警戒避難に関する事項の市民への周知

5 造成地災害防止対策の推進

【産業振興課、建設課、廃棄物対策課】

(1)災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけ等の防災パトロールを実施する。

なお、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

(2)災害防止に関する指導基準

1) 災害危険度の高い区域

急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

(3)大規模盛土造成地情報の公開

市では、国が推進する宅地防災対策の一環として、市内の大規模盛土造成地の存在調査を平成 29 年度に実施した。その結果、市内に大規模盛土造成地（谷埋め型）が 6 箇所存在することを確認し、市では大規模盛土造成地マップを市ホームページで公開している。また、当該造成地について令和 2 年度に現場を調査し現状把握と変動予測調査を行った結果、現状において顕著な変状がないことを確認している。

6 地盤沈下防止対策の推進

【産業振興課】

地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性劣化の可能性が指摘されている。このため地盤沈下の誘因となる地下水の過剰揚水などを規制する。

7 液状化防止対策の推進

【産業振興課】

液状化による被害を軽減するため、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良を行うよう努める。また、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止するため、基礎杭打設等の対策に努める。

さらに、建築物の所有者・設計者に対し、パンフレットの配布等による液状化対策に関する知識の普及・啓発に努める。

■関連箇所：本節第 10「3 建築物の液状化被害予防対策の推進」

第5 河川改修の推進【風水害等】

災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

対策項目	担当部署
1 河川施設等の改修対策	建設課

1 河川施設等の改修対策

【建設課】

霞ヶ浦は、湖水位低下計画として昭和23年から常陸川及び北利根川の河道拡幅とともに浚渫を実施、昭和38年には利根川との合流点に常陸川水門が建設された。これにより湖水の低下、利根川洪水時の逆流防止、渇水時における干塩害の防止が図られ、治水・利水上からもその効果は極めて大きい。

一方湖岸堤は干拓に伴うものや茨城県の施工による建設が行われてきたが、昭和42年に建設省（当時）直轄の施工区域に編入され、さらに昭和45年から着工された霞ヶ浦開発事業とあいまって築堤護岸工事が進められてきた。平成7年度に霞ヶ浦開発事業が完了したことに伴い、暫定断面で完成となった。引き続き完成断面に向けての整備を進めている。

これらの直轄河川改修の進捗にあわせ、本市は次の水害予防対策に努める。

(1)排水改良

定期的に排水不良箇所を点検し、出水及び洪水予防対策に努める。

(2)排水機場等の点検管理

被害を未然に防止するため排水機場等の点検管理を行うとともに逐次排水施設の整備に努める。

(3)河川施設の延命化

水門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づく延命化を図るため、必要に応じて市は延命化を図る必要がある施設について、国や県に報告し、施設の補修を要請する。

第6 水防法に基づく洪水・内水氾濫対策【風水害等】

地域における水害に対する防止力の向上や洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、水防法に基づき、大河川における洪水予報の提供、中小河川における洪水情報等の提供、浸水想定区域及び内水浸水想定区域の指定、避難体制の整備など必要な措置を講ずる。

対策項目	担当部署
1 洪水浸水想定区域の周知	危機管理課
2 内水浸水想定区域の指定	危機管理課
3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための対策	危機管理課
4 浸水想定区域に位置する要配慮者施設の避難確保計画の作成や訓練の実施	社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、こども支援課、学務管理課

1 洪水浸水想定区域の周知

【危機管理課】

市は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

2 内水浸水想定区域の指定

【危機管理課】

(1)内水浸水想定区域の指定

市は、内水氾濫の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により、当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合または当該排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域（水防法第14条の2に基づく内水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2)内水浸水想定区域の周知

市は、雨水出水浸水想定区域図の早期作成に努めるとともに、それが困難な場合には、過去の浸水実績を活用する等、簡易な方法も用いて内水による浸水区域を想定し、これらを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

また、内水浸水想定区域が指定されている区域の住民に対し、内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項等を記載した印刷物（内水ハザードマップ等）の配布や、住民に適切なタイミングで避難指示等を発令する目安となる取組（カメラや水位センサーの設置、地区内住民からの情報提供体制の構築など）を基に、地区の特性や規模などを総合的に勘案し、避難指示等の発令の基準を定めておくものとする。

3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための対策

【危機管理課】

(1)防災会議で定める事項

市防災会議は、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

1) 洪水予報等の伝達方法

市防災会議は、規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

2) 指定避難所、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

市長は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域について、住民に周知させるため、ハザードマップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。

3) 危険区域内の要配慮者利用施設

浸水想定区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものが

ある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地とする。

(2)住民への周知

市長は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域について、国土交通省令で定めるところにより、(1)の事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布、その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

(3)避難情報の伝達マニュアルの作成

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を躊躇なく発令できるよう、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」及び「避難情報の発令に係る基本的考え方（茨城県）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。

なお、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

(4)その他

複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県知事、市町村長が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「茨城県管理河川減災対策協議会」「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

4 浸水想定区域に位置する要配慮者施設の避難確保計画の作成や訓練の実施

【社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、こども支援課、学務管理課】

水防法に基づき、浸水想定区域内に位置する要配慮者施設は避難確保計画の作成および避難訓練を実施するものとする。避難確保計画の作成にあたっては、洪水ハザードマップをもとに情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認するものとする。

第7 風害予防対策【風水害等】

竜巻や台風等の暴風による被害を防止するため、建物の補強や農作物、街路樹等の風害防止措置等の対策を講じ、風害の予防措置を講じるものとする。

対策項目	担当部署
1 建物等の対策	産業振興課
2 農作物等の対策	農政課
3 街路樹等の対策	建設課
4 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	危機管理課

1 建物等の対策

【産業振興課】

市は、竜巻や台風等による建物の被害を防止するため、屋根の補強や落下物の防止対策等の措置の指導・啓発を行い、安全を図る。

2 農作物等の対策

【農政課】

農作物等に被害を与える強風には、竜巻、台風、冬期の季節風、その他降ひょうを伴う局地的な強風等がある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥し、風による土壌侵食を生ずる。そのため、肥沃な表土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛ばされた土が作物を埋没したりして被害を与える。

市は、農作物の風害防止について、J A稲敷等の協力を得て適切な指導を行い、被害の軽減に努める。

■関連箇所：Ⅱ．第1章第2節第8「2 農業の対策」

3 街路樹等の対策

【建設課】

市は、街路樹の風害予防措置としては、定期的な剪定を実施することを基本とし、必要に応じて支柱で補強する等の措置を講じる。なお、台風等に備え、適時パトロールを実施し、支柱の見直し、結束への点検等の対策を講じる。

4 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

【危機管理課】

市は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、台風・竜巻等に関する知識について普及啓発を図る。

(1)気象情報

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。

各気象情報の内容

気象情報	情報の内容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風に注意」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注数時間前に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	竜巻発生確度ナウキャストで、発生確度2が現れた県などを対象に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風の可能性のある地域分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後（10分～60分）までの移動を予測する。 平常時を含めて常時10分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

(2)竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- ① 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ② 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ③ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ④ 大粒の雨やひょうが降り出す。

(3)身を守るための知識

事 象		行 動
台 風		正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難する。
竜 巻	発生時に屋内にいる場合	① 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く。 ② 雨戸・シャッターを閉める。 ③ 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する。 ④ 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る。
	発生時に屋外にいる場合	① 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。 ② 橋や陸橋の下に行かない。 ③ 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。 ④ 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない。

第8 農地農業の災害対策の推進【風水害等】

災害発生の地域性に鑑み、災害から農地及び農作物を保護するための事前に採るべき対策を定め、もって農地及び農作物の被害を未然に防止するものとする。

対策項目	担当部署
1 農地の対策	農政課
2 農業の対策	農政課
3 干害予防計画	農政課
4 資材の確保	農政課

1 農地の対策

【農政課】

(1)湖岸堤防工事

池、沼に隣接する農用地を直接外水から保全するために行う堤防、樋門及びこれらの附帯施設の新設又は改修を推進するものとする。

(2)湛水防除事業

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

(3)水質障害対策事業

農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備を行う。

2 農業の対策

【農政課】

(1)農林漁業災害対策委員会の設置

災害の発生に対応し、被害農家の救済対策を迅速かつ適正に実施するとともに、災害による農作物被害の軽減、未然防止対策を講ずることを目的として設置する。

1) 災害の未然防止対策

① 気象予報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

② 農業共済加入率の向上

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進する。

③ 農業制度資金の活用

農業用施設によって農作物被害を未然に防止するため、自然災害未然防止等推進資金（改良資金）の制度資金の推進または新資金の開発を図る。

(2)防災技術対策

1) 農作物等

農家は、次に掲げる対策を講じるよう努める。

災害名	作物名	事 項
風 害	水 稻	1 作付体系 (1) 早、中、晩の組合せ及び短かん耐病性の強い品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 (1) 施肥の合理化及び追肥の時期、量に注意すること。 3 施設 (1) 病虫害防除機具の整備を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 作付体系 (1) 夏秋作で強風に弱い作物及び品種は台風期を避ける作型とすること。 2 肥培管理 (1) 支柱は倒伏しないよう堅固なものを立てること。 3 防護措置 (1) 温床場、ビニールハウス等には防風設備を設けること。 (2) 春作類には、冷風害防止を兼ね、防風垣を設置すること。
	果 樹	1 防護措置 (1) 防風垣又は防風ネットを設置すること。 (2) 成木は各枝を繁補し、又は支柱を立てること。 幼木は支柱を立て直し、又はよしずやこも等で周囲を取り巻くこと。
干 害	水 稻	1 作付体系 (1) 生育期に応じた計画的な節水栽培を行うこと。 2 肥培管理 (1) けいはんの漏水防止に努め、揚水機利用等による計画かん水を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 肥培管理 (1) 基肥は深層施肥を行うこと。 (2) 乾燥期は敷藁を励行すること。 (3) 敷藁を行わないものは表層を軽く中耕すること。 (4) 追肥は液肥を用いること。 2 施設 (1) かん水施設を設置すること。
	果 樹	1 肥培管理 (1) 早生栽培園では草刈を行い園内に敷込むこと。 (2) 深耕を行い、根の発育を促進すること。 2 施設 (1) かん水施設を設置すること。
水 害	水 稻	1 肥培管理 (1) けいはん、堤とうの決壊の危険箇所の補強を行うこと。 2 施設 (1) 病虫害防除機具の整備を行うこと。

災害名	作物名	事 項
	麦	1 作付体系 (1)土地条件にあった品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 (1)水田裏作麦は高畦栽培を行うこと。 (2)排水路の整備を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 肥培管理 (1)低湿地は排水溝を設置しておくこと。 (2)畦はほ場の高低に併行させて作り、洪水にならぬように努めること。 (3)水田裏作は高畦栽培とすること。 (4)低湿地等で洪水の可能性のあるほ場は、堆肥を全面耕込を行うこと。
	果 樹	1 作付体系 (1)低湿地はできるだけ避け、適地を選ぶこと。 2 肥培管理 (1)傾斜地は土壌の崩壊を防ぐため集排水溝を整備しておくこと。
	飼料作物	1 肥培管理 (1)草地の土壌侵蝕防止のため裸地の種播きを行うこと。 (2)流耕水路の整備を行うこと。
寒 害	麦	1 作付体系 (1)地域において適品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 (1)適期播種を行うこと。 (2)霜柱害に対する踏圧、土入を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 作付体系 (1)耐寒性品種を選定すること。 2 肥培管理 (1)マルチングを行い、根の保護を行うこと。 3 施設 (1)ビニールハウス等は、保温用むしろ、ビニール、加温用の重油、ヒーター、石油ストーブ等を整備しておくこと。
	果 樹	1 防護措置 (1)寒風を避けるため防風垣又は防風ネットを整備すること。
凍霜害 (冷害)	水陸稲・麦	1 作付体系 (1)耐寒性品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 (1)堆肥の増肥を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 肥培管理 (1)かん水設備を活用し低温の緩和を図ること。 2 施設 (1)保温用としてむしろ、燃料等を整備しておくこと。

2) 家畜対策

- ①低湿地畜舎は、周囲の土盛り排水路の整備を行う。
- ②増浸水の場合を想定して避難移動場所の確保を図る。
- ③倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

3 干害予防計画

【農政課】

市は、干害発生のおそれがある常習干ばつ地帯に対し、県及びＪＡ稲敷等の協力を得て次の干害防止恒久対策を施し、干害を未然に防止するよう努める。

- ① さく井をなくし、用水を確保する。
- ② 河川取水をするため、取水路等の整備、水路の改修等を行う。
- ③ 水路並びに揚水機整備改修を行う。

4 資材の確保

【農政課】

1) 防除機具の整備

農家は、病虫害防除機具並びに災害防護機具を点検整備し、災害時に円滑に使用できるようにする。

2) 薬剤等

災害の発生が予測される場合は、薬剤等が迅速に確保されるようＪＡ稲敷等を通じて必要量の備蓄を行う。

3) 飼料

災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

第9 商工業の災害対策【風水害等】

商工関係機関等の施設を災害から未然に防護するため、次のとおり定めるものとする。

対策項目	担当部署
1 工場等の防災計画	稲敷広域消防本部、各事業所
2 消防用関連指導	稲敷広域消防本部、各事業所

1 工場等の防災計画

【稲敷広域消防本部、各事業所】

工場、商店その他多数の従業員を擁する事業所においては、火災その他の災害が発生した場合を想定し、消火・通報・避難の訓練を随時実施するとともに、火災については早期鎮圧が最も重要となるので、消火器等を見易い箇所に設置し、避難階段等を設け、また人命救助に必要な器具・資材を設備するものとする。

2 消防用設備等の整備

【稲敷広域消防本部、各事業所】

(1)消防用設備等に関する指導

商工企業の建築物に設ける消防用設備（消火設備、警報設備、避難設備）に関しては消防法、消防法施行令（昭和36年政令第37号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）及び稲敷地方市町村圏事務組合消防本部火災予防条例（昭和53年条例第22号）の基準に適合するよう、消防本部において指導する。

(2)危険物を取扱う設備に関する指導

稲敷広域消防本部は、危険物を取扱う設備に関して、消防法、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）及び稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部火災予防条例に定める技術上の基準に適合するよう指導する。

第10 建築物の不燃化・耐震化の推進【地震】

地震による建設物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化を推進していく。特に、既存建築物の耐震改修、応急対策実施上の重要建築物の耐震性の強化を推進していく。

対策項目	担当部署
1 建築物の耐震化の推進	産業振興課
2 建築物の不燃化の推進（防火、準防火地域の指定）	産業振興課
3 建築物の液状化被害予防対策の推進	産業振興課
4 都市計画事業の推進	産業振興課
5 防災対策拠点施設の耐震性の確保	特定事業推進課、産業振興課、学務管理課
6 廃棄物処理計画	廃棄物対策室

1 建築物の耐震化の推進

【産業振興課】

(1)既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

1) 広報活動

市民の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

2) 所有者等への指導等

定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

3) 建築物の耐震化の促進

① 耐震化を促進すべき建築物

耐震化を促進すべき建築物は次の通りである。

- ・ 応急対策活動の拠点となる庁舎、消防署、医療活動の中心となる病院並びに指定避難所に指定されている学校及び体育館等、その他防災上特に重要な既存建築物
- ・ 病院、店舗、旅館等不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に時間を要する者が利用する建築物のうち大規模な建築物
- ・ 第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路、第三次緊急輸送道路の沿道建築物
- ・ 避難路の沿道建築物
- ・ 建築基準法の耐震関係規定に適合しないすべての建築物

② 耐震化の促進を図るための支援策

地震による家屋の倒壊を未然に防止するため、木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進し、木造住宅の耐震化を促進する。

また、建築物の所有者が耐震診断・耐震改修を実施するにあたっての費用に対する助成や融資、税制優遇の支援を実施し、耐震改修等の円滑な実施を促す。

(2)被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の確立

1) 判定士の養成

市は、余震等による二次災害を防止するため、県が行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地判定士の養成に協力するものとする。

2) 動員体制の整備

市は、地震災害時に迅速な応急危険度判定活動を行うため、判定士の連絡・動員体制の整備を図る。

(3)建築物等の安全対策の推進

1) 窓ガラス、看板、天井等の落下物防止対策

市は、多数の人が通行する道路等に面する建物の、窓ガラス及び看板等落下物の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。また、体育館等の大空間の建築物の所有者または管理者に対し、天井の落下防止の改修の啓発を行う。

2) ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

- ① 市民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。
- ② 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び指定緊急避難場所等に重点を置く。
- ③ ブロック塀を設置している市民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。
- ④ ブロック塀を新設または改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

3) 家具・大型家電の転倒防止対策

市は、ホームページや広報稲敷、パンフレット及び市民対象の各種イベント等において、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性を啓発する。

4) エレベーターの閉じ込め防止対策

エレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するため、既設エレベーターの改修や地震対策、制御運転・安全装置等の設備や改良、地震時の保安会社の緊急体制の確保等の重要性について、パンフレット等の配布による啓発活動を進める。

2 建築物の不燃化の推進(防火、準防火地域の指定)

【産業振興課】

市は、建築物が密集し震災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を検討し、耐火建築物、準耐火建築物または防火建築物の建築を促進する。

3 建築物の液状化被害予防対策の推進

【産業振興課】

市は、地盤に液状化の可能性が予想される地域においては、建築物等の災害の発生を未然に防止するため、液状化危険度マップ等を作成し、液状化に関する知識の普及に努めるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。

(1)液状化予防対策

- 1) 木造建築物については、必要に応じて、地盤が軟弱な区域を指定する。
- 2) 小規模建築物（階数が3以下）を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。

(2)液状化対策工法

地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導するものとする。

- ・基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
- ・締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
- ・基礎杭を用いる。

4 都市計画事業の推進

【産業振興課】

市は災害の未然防止及び拡大防止を図るため都市計画事業を推進する。

なお、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフトの両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

5 防災対策拠点施設の耐震性の確保

【特定事業推進課、産業振興課、学務管理課】

(1)市有施設の耐震性の確保

市は、大規模な地震による災害時に応急対策活動の拠点となる市庁舎や指定避難所等について、必要に応じて非構造部材の補強や耐震補強工事を実施し、耐震性の確保を図る。

なお、耐震改修工事は、計画的に実施するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、無停電装置、自家発電装置の整備及び燃料の確保に努める。また、太陽光発電については現在、市役所、東支所、桜川公民館、江戸崎公民館に設置されており、今後も自家発電装置等の設置を検討する。

(2)防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

医療施設、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

(3)不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。建築物の耐震改修の促進に関する法律の定めによる。）の所有者は、耐震診断を行い必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

市は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

6 廃棄物処理計画

【廃棄物対策室】

大規模な災害が発生した場合、迅速な復興のためには災害廃棄物の処理を早急に行うことが重要である。そのため、市はあらかじめ災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の集積場所を選定しており、必要に応じて計画を見直すものとする。

第11 危険物等施設の安全確保【地震】

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ）の取扱い施設の現況（資料3-11）を把握する必要がある。また、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成指導の徹底のほか、稲敷広域消防本部等関係機関の施設立ち入り検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

対策項目	担当部署
1 石油类等危険物施設の予防対策	危機管理課、稲敷広域消防本部、危険物等施設の管理者
2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策	危機管理課、稲敷広域消防本部、高圧ガス及び火薬類取扱施設の管理者
3 毒劇物取扱施設の予防対策	危機管理課、稲敷広域消防本部、毒劇物取扱施設の管理者
4 放射線使用施設の予防対策	放射線使用施設の管理者

1 石油类等危険物施設の予防対策

【危機管理課、稲敷広域消防本部、危険物等施設の管理者】

危険物施設は、消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、市は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。

(1)施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理所者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

(2)大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し、常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(3)保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて、稲敷広域消防本部による立入り検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言または指導を行う。

(4)自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

(5)防災知識の普及

- ① 危険物取扱者に対して、関係法令と取扱いの技術上の指導について、講習会等を開催し、危険物取扱者の資質の向上に努め、指導の徹底を図る。
- ② 稲敷地方危険物安全協会は危険物安全週間を催し、関係者に対し防災知識の普及を図る。

(6)防災訓練の実施

地震災害時における応急対策活動の実効を期するため、定期的に防災訓練を実施する。

2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策

【危機管理課、稲敷広域消防本部、高圧ガス及び火薬類取扱施設の管理者】

(1)高圧ガス設備等の予防対策

市は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

これらの対策については、県及び一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会等関係団体との密接な連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

1) 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

2) 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

さらに、一般家庭用・液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

3) 自主防災体制の確立

高圧ガス関係事業所に、災害発生防止が事業所の責任であることを自覚させ、保安管理体制の強化、関係業種別に保安団体の積極的な活動を推進し、各種災害の防止を図るよう指導するものとする。

4) 事業者間の相互応援体制の整備

地震時に高圧ガスまたは液化石油ガスによる災害が発生し、またはその恐れがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間または液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。

5) 防災知識の普及

高圧ガスを取扱う者については、災害予防に対する思想を普及させるほか、定期的に業種別に関係法令等の説明会、保安教育講習会等を開催し、知識の向上及び保安意識の高揚を図る。

6) 防災訓練の実施

高圧ガス施設等に起因する災害を想定して、応急対策活動の実効を期すため、定期的に防災訓練等を実施する。

また、市が実施する防災訓練に参加し、近隣住民と一体の防災訓練を実施するよう指導する。

7) 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

8) L P ガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が、地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

(2)火薬類の予防対策

1) 製造所への対策

- ① 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図るよう促す。
- ② 定期自主検査の完全実施を指導する。

2) 火薬庫への対策

- ① 火薬類取扱保安責任者の講習を実施し、保安意識の高揚を図るよう促す。
- ② 定期自主検査の完全実施を指導する。

3) 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者または占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

3 毒劇物取扱施設の予防対策

【危機管理課、稲敷広域消防本部、毒劇物取扱施設の管理者】

(1)毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化

1) 登録施設に対する指導

市は、県（保健医療部）に、毒物及び劇物取締法の規定により登録が義務づけられている施設に対しては、その登録申請時等に施設の耐震化等について理解を求め、併せて危害防止規定の整備を指導するよう要請するものとする。

2) 登録外施設に対する指導

市は、県（保健医療部）に、上記登録施設以外の業務上取扱施設に対しても、毒物または劇物の取扱量を調査し、特に多量に取扱う施設に対し、防災体制の整備を指導するよう要請する。

(2)毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

1) 毒物または劇物による危害を防止するため、次の事項について危害防止規定を整備する。

① 毒物または劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

② 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

ア 毒物または劇物の製造、貯蔵または取扱いの作業を行う者

イ 設備等の点検・保守を行う者

ウ 事故時における関係機関への通報を行う者

エ 事故時における応急措置を行う者

③ 次に掲げる毒物または劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

④ ③に掲げる毒物または劇物関連設備の整備または補修に関する事項

⑤ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

⑥ ②に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

2) 防災訓練の実施

上記⑤に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう定期的に防災訓練を実施する。

(3)毒劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

4 放射線使用施設の予防対策

【放射線使用施設の管理者】

放射性同位元素及び放射線使用施設はその特性から、漏洩することにより環境を汚染する等の被害が発生するおそれがある。このため、放射線使用施設は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

第3節 災害による被害軽減への備え

第1 緊急輸送への備え

災害による被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達とその交通経路（緊急交通経路）の確保のための道路啓開等を、災害発生後迅速に行うことが望まれる。その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両等の調達体制を整備していくものとする。

対策項目	担当部署
1 緊急輸送道路の指定・整備	建設課
2 ヘリポートの指定・整備	危機管理課、稲敷広域消防本部
3 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備	危機管理課、特定事業推進課

1 緊急輸送道路の指定・整備

【建設課】

(1)緊急輸送道路の指定

市は、県が指定した広域の緊急輸送道路（第一次・第二次・第三次）を補完する路線を選定し、市道を市独自の緊急輸送道路として指定を行う。

市内における県指定の緊急輸送道路は、次表のとおりである。また、緊急輸送道路ネットワーク図を資料3-15に示す。

稲敷市内の緊急輸送道路（県指定）

路線名	起点側	終点側	備考
首都圏中央連絡自動車道	猿島郡五霞町県境(埼玉県)から(つくば市(つくば中央IC)から)	茨城県境(千葉県)まで	第一次緊急輸送道路
国道51号	茨城県境(千葉県)から	水戸市三の丸(水戸駅前交差点)	第一次緊急輸送道路
国道125号	稲敷市西代 国道51号(北田交差点)から	土浦市中6号(中村陸橋下交差点)まで	第一次緊急輸送道路
国道408号	稲敷郡河内町境(千葉県)から	つくば市田中 国道125号(田中交差点)まで	第一次緊急輸送道路
竜ヶ崎潮来線	稲敷市角崎 国道408号(角崎交差点)から	稲敷市幸田 国道125号(幸田交差点)まで	第一次緊急輸送道路
江戸崎新利根線	稲敷市佐倉 国道125号姥神交差点から	稲敷市松山 国道408号(松山交差点)まで	第一次緊急輸送道路
〃	稲敷市沼田圏央道(稲敷IC)	稲敷市羽賀江戸崎新利根線(羽賀T字路交差点)	第一次緊急輸送道路

路線名	起点側	終点側	備考
江戸崎神崎線	稲敷市幸田 国道125号交差から	茨城県境（千葉県）まで	第二次緊急輸送道路
新川江戸崎線 （稲敷市役所）	稲敷市上須田 国道125号分岐	稲敷市柏木 国道125号交差	第二次緊急輸送道路
土浦稲敷線	稲敷市江戸崎 主要地方道江戸崎新利根線交差から	稲敷市江戸崎 江戸崎下総線接続まで	第三次緊急輸送道路
江戸崎下総線	稲敷市江戸崎 主要地方道土浦稲敷線交差から	稲敷警察署まで	第三次緊急輸送道路
稲敷阿見線	稲敷市江戸崎主要地方道江戸崎新利根線交差から	稲敷市役所まで	第三次緊急輸送道路
稲敷市認定市道(桜)1-16号線	稲敷市役所桜川庁舎から	稲敷市下馬渡 県道新川江戸崎線交差まで	第三次緊急輸送道路

注) 第一次緊急輸送道路：県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路
第二次緊急輸送道路：第一次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路
第三次緊急輸送道路：その他の道路

(2)緊急輸送道路の整備

市は、緊急輸送道路に指定された施設について、風水害等対策計画や防災業務計画等の各々の計画で構造強化の推進を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

2 ヘリポートの指定・整備

【危機管理課、稲敷広域消防本部】

市内の臨時ヘリポートを指定し、災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び市民に対し周知徹底を図る。臨時ヘリポートの一覧については、「Ⅱ．第2章第3節第1 自衛隊派遣要請・受援体制の確保」のとおりである。なお、ドクターヘリの着陸場所は、資料3-16に示す。

3 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備

【危機管理課、特定事業推進課】

(1)啓開用資機材、車両の調達体制の整備

市は、啓開作業に必要な資機材及び車両等の調達については関係団体への協力を要請し、資機材、車両の種類及び数量について常時確保できる協力体制を整備する。

(2)緊急輸送体制の整備

災害時の緊急輸送にあたっては、市有車両だけでは不足することから、運送事業者等と協定を締結するなどして、トラック等の輸送車両やそのドライバーを確保し、円滑な輸送が行われるよう体制を整備する。また、全国展開している大手運送事業者には、救援物資の優先的な取扱いなどについて協力を依頼しておく。

(3)物資拠点の選定

市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資拠点を選定しておくよう努める。

第2 消火活動、救助・救急活動への備え

火災延焼や災害時の死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助、救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

対策項目	担当部署
1 出火予防	稲敷広域消防本部、危機管理課
2 消防力の強化	稲敷広域消防本部、稲敷市消防団、危機管理課
3 救助力の強化	稲敷広域消防本部、危機管理課
4 救急力の強化	稲敷広域消防本部、危機管理課
5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上	稲敷広域消防本部、危機管理課

1 出火予防

【稲敷広域消防本部、危機管理課】

(1)家庭における出火予防対策

市及び稲敷広域消防本部は、市民に対して次のことを普及啓発する。

- 1) コンロ、ストーブ等からの出火の予防
 - ・自動消火装置の設置とその定期的な点検を行うこと
 - ・火気周辺に可燃物を置かないこと等
- 2) 電気器具からの出火の予防
 - ・避難などのため自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすこと等
- 3) 初期消火対策
 - ・消火器等の常備及び定期的な点検、使用方法の確認
 - ・感震ブレーカーの設置
 - ・風呂水のため置き
 - ・消火訓練への参加等

(2)ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

(3)建築同意制度の推進

市及び稲敷広域消防本部は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期するものとする。

(4)防火管理者の育成、指導

市及び稲敷広域消防本部は、学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等に関する監督その他防火管理上必要な業務を行わせるよう努める。

(5)予防査察の強化指導

市及び稲敷広域消防本部は、消防法第4条及び第4条の2に規定する予防査察の実施にあたっては、消防対象物の用途・地域等に応じて、計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導するものとする。

(6)危険物施設等の保安監督の指導

市及び稲敷広域消防本部は、消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者または占有者について、これらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、また危険物取扱者に対し指導の強化をはかるとともに、これら施設について必要の都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言または指導をするものとする。

(7)化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、災害時に容器の破損が生じないよう、管理を適切かつ厳重に行う。また、市はその旨を周知、指導する。

(8)林野火災対策

林野火災の多くが「たき火」「たばこ」「マッチ」等の不始末が原因となっていることから、出火防止の啓蒙宣伝を図るとともに、特に火災危険時期においては、火災の早期発見、通報及び警戒並びに標識等の適切な配置による火気取扱いについての注意を喚起し、火災予防対策に万全を期するものとする。

- ① 空地の管理者等に対する枯草の刈取りの指導徹底
- ② 出火防止の広報の実施
- ③ 入山者に対するたき火及びたばこ、マッチ等の投捨てによる出火防止指導教育

(9)防火思想、知識の普及徹底

春秋火災予防運動を実施し、次の行事を行い、住民の防火思想の普及徹底を図るものとする。

- ① ポスターの掲示、懸垂幕、広報車の巡回等による火災予防の周知徹底
- ② 危険事業所、防火対象物の所有者、管理者、占有者に対し、早期通報、初期消火の体制の確立の指導と避難訓練の積極指導
- ③ 消防本部（署）による防火対象物の予防査察および消防団員による家庭防火診断
- ④ 消防団員の特別警防訓練
- ⑤ 防火対象物の総合防災訓練（年2回以上実施）

2 消防力の強化

【稲敷広域消防本部、稲敷市消防団、危機管理課】

市及び稲敷広域消防本部は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画を立て、その強化を図るものとする。

火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために、稲敷広域消防本部の消防対応力を強化するとともに、消防車両・資機材の適正配備を行う。

(1)消防水利の確保

防火水槽の設置を促進するほか、ビル保有水、河川、プール等の利用など水利の多様化を図るとともに、消火栓不能時等の緊急時に備えた管内の水利状況の把握に努める。

なお、本市における消防力の現況は、次表のとおりである。

(令和7年1月1日現在)

消防水利 現有数						その他の 水利 プール 自然水利
	防火水槽			消火栓		
	公設	公設 耐震性 貯水槽	私設	公設	私設	
1, 778	711	4	85	978	0	392

(2)消防車両等の充実

1) 消防車両等の充実

消防力の強化に加え、大規模地震など多様な災害にも対応できるよう、可搬式ポンプ、水槽車等、消防車両等の整備・拡充を推進する。

なお、本市における消防車両等の現況は次表のとおりである。

(令和7年1月1日現在)

区分	梯子車	化学車	救助工作車	水槽付ポンプ車	消防ポンプ車	高規格救急車	非常用救急車	指揮車	査察車	広報車	マイクロバス	救助ボート(ゴムボート含む)	資機材搬送車
いなほ消防署	1	—	1	1	1	2	1	1	1	—	1	4	1
桜東分署	—	—	—	1	1	1	—	—	—	1	—	2	1
新河分署	—	1	—	1	1	1	1	—	—	1	—	2	1

(3)消防団の充実

1) 育成・強化

災害時の活動が十分にできるよう、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、体制(団員)の確保、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り

組むなど、消防団の充実強化を図るとともに、災害時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。また、市は消防団員の県立消防学校及び消防大学校への派遣等を行い、消防の責務を正しく認識させ、技能の習得と体力、気力の錬成に努め、さらに規律の保持及び共同精神のかん養を図り、消防活動諸般の要求に対応できる消防人を養成する。また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

2) 資機材の点検

①通常点検

各分団は毎月2回以上消防ポンプの機械器具の点検、清掃、調節、潤滑油の補給等を行い、試運転及び放水試験を行って、不良箇所の早期発見に努める。

②特別点検

火災予防週間及び出初式等行事又は災害期前においては消防ポンプ性能点検を実施する。

(4)広域応援体制の整備

1) 広域消防応援協定等

大規模災害時に相互に応援活動を行うため、稲敷広域消防本部は、隣接消防相互応援協定、茨城県広域消防相互応援協定を締結している。

また、全国消防長会・大規模災害消防応援実施計画、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱、緊急消防援助隊運用要綱に基づく広域応援が得られることになっている。

2) 応援及び応援受入体制

複数の稲敷広域消防本部合同での消火、救助訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図る。

さらに、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておくものとする。その際には、活動拠点（集結場所）、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておく。

(5)危険区域及び被害想定図の作成

市は、市内における危険地域のうち、おおむね次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施を図るものとする。

- ① 住宅密集地帯の火災危険区域
- ② がけくずれ等の危険区域
- ③ 浸水危険区域
- ④ 特殊火災危険区域（危険物施設等）

3 救助力の強化

【稲敷広域消防本部、危機管理課】

(1)救助活動体制の強化

稲敷広域消防本部は、災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や空路を活用して被

災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

(2)救助隊員に対する教育訓練の実施

大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

(3)消防団の育成・強化

前項「2 消防力の強化」(3)に準ずる。

(4)広域応援体制の整備

前項「2 消防力の強化」(4)に準ずる。

4 救急力の強化

【稲敷広域消防本部、危機管理課】

(1)救急活動体制の強化

市は、大規模な災害によって大量に発生することが予想される傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、稲敷広域消防本部と連携し、次の事業を推進する。

- ① 救急救命士の計画的な養成
- ② 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ③ 救急隊員の専任化の促進
- ④ 救急教育の早急かつ計画的な実施
- ⑤ 稲敷広域消防本部管内の医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）
- ⑥ 市民に対する応急手当の普及啓発

(2)防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

市は、大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備、関係機関と連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

(3)集団救急事故対策

稲敷広域消防本部は、集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を、関係機関との連携により実施する。

5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

【稲敷広域消防本部、危機管理課】

(1)初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(2)救出・応急手当能力の向上

1) 救出資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達を推進する。

また、市はこうした地域の取り組みを支援する。

2) 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言にあたりとともに、訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市は市民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

第3 医療救護活動への備え

風水害等の災害時には、広域あるいは局地的に多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されない恐れがある。

これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時から、市及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

対策項目	担当部署
1 医療救護施設の確保	危機管理課、健康増進課、医療機関
2 後方医療施設との連携	健康増進課、県、医療機関
3 医療品等の確保	健康増進課、県、医療機関
4 医療機関間情報網の整備	健康増進課、危機管理課、秘書広聴課
5 医療関係者に対する訓練等の実施	健康増進課、医療機関
6 医療関係団体との協力体制の強化	健康増進課、医療関係団体

1 医療救護施設の確保

【危機管理課、健康増進課、医療機関】

(1)医療救護施設の構造強化

市は、医療救護の活動上重要な拠点となる保健センター等の医療救護施設について計画的に建物の構造強化を図る。

また、民間病院等医療救護施設においても、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて構造強化に努めるものとし、市はこれを促進する。

(2)ライフライン施設の代替設備の確保

1) 自家発電装置の整備

医療機関は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するため、3日分程度の電気供給が可能な自家発電装置の整備及び燃料補助タンクの増設を図る。

2) 災害用井戸等の整備

医療機関は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽（貯水槽）の強化等により、貯水されている水

Ⅱ 地震・風水害等対策計画

第1章 災害予防計画

第3節 災害による被害軽減への備え

の漏洩防止対策を図るとともに、容量拡充を図る必要がある。

3) 情報伝達体制の確立

大災害発生時には、公衆回線の途絶、輻輳が十分予測される。そのために、平常時から無線等災害医療に係る情報連絡体制の確立を図る。本市の医療機関については資料3-12に示す。

<医療関係連絡機関>

地域名	名 称	所 在 地	電話番号
全 県	茨城県医師会	水戸市笠原町489	029-241-8446
	茨城県歯科医師会	〃 見和2-292	029-252-2561
	茨城県薬剤師会	〃 笠原町978-47	029-306-8934
	茨城県看護協会	〃 緑町3-5-35	029-221-6900
稲敷市	稲敷医師会	稲敷市江戸崎甲1992 (稲敷市江戸崎福祉センター内)	029-893-1496

2 後方医療施設との連携

【健康増進課、県、医療機関】

(1)災害拠点病院

県では、被災地の医療の確保、被災した地域の医療支援等を行うための災害拠点病院として、基幹災害拠点病院を1か所、地域災害拠点病院を17ヶ所指定している。(次表参照)

災害拠点病院の求められる医療機能は次のとおりである。

- ・大規模災害の発生時においても高度な診療機能を維持するために必要な施設・設備・医療従事者を確保し、傷病者等の受入を行うこと。
- ・日頃からの実動訓練等により、地域の第二次救急医療機関や消防機関、地域医師会等との連携を図るとともに、災害時には地域の医療機関へ支援を行うための体制を整えていること。

市は、これらの災害拠点病院と連携を図り、災害時には傷病者の輸送などが円滑に出来るよう、平常時から体制の確立に努める。

<指定状況>

区分	医療圏	医療機関名
基幹	水戸	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
地域	日立	株式会社日立製作所日立総合病院
〃	常陸太田・ひたちなか	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院
〃	水戸	水戸赤十字病院
		茨城県立中央病院
		水戸済生会総合病院
〃	鹿行	神栖済生会病院
		医療法人社団善仁会小山記念病院
〃	土浦	総合病院土浦協同病院
〃	つくば	筑波メディカルセンター病院
		筑波大学附属病院
		筑波記念病院
〃	取手・竜ヶ崎	J Aとりで総合医療センター
		牛久愛和総合病院
		つくばセントラル病院
〃	筑西・下妻	茨城県西部メディカルセンター
〃	古河・坂東	古河赤十字病院
		茨城西南医療センター病院

(2)災害派遣医療チーム(DMAT)指定医療機関の指定

県では、地震時等による大規模な災害の急性期（おおむね 48 時間）における被災地で救助・治療を行う DMA T を派遣する DMA T 指定医療機関を指定し、大規模災害への対応を図っている。

< 指定状況 >

医療機関名	
1	筑波メディカルセンター病院
2	茨城県立中央病院
3	J A とりで総合医療センター
4	取手北相馬保健医療センター病院
5	茨城西南医療センター病院
6	水戸済生会総合病院
7	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
8	総合病院土浦協同病院
9	筑波大学附属病院
10	株式会社日立製作所日立総合病院
11	水戸赤十字病院
12	総合病院水戸協同病院
13	古河赤十字病院
14	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院
15	茨城県西部メディカルセンター
16	筑波記念病院
17	城西病院
18	医療法人社団善仁会小山記念病院
19	神栖済生会病院
20	つくばセントラル病院
21	牛久愛和総合病院

(3)災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備

県では、地震等による大規模な災害の被災地への心のケア活動等を行う D P A T の体制整備している。

< D P A T 登録状況 >

機関名
茨城県立こころの医療センター（＊）
筑波大学附属病院（＊）
一般社団法人茨城県精神科病院協会

＊）上記 2 機関は先遣隊（72 時間以内に被災地で活動可能なチーム）としても登録している。

(4)災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣

県では、被災市町村から D W A T の派遣要請があった場合に、災害福祉支援ネットワークに対して避難所への D W A T の派遣要請を行っている。

3 医療品等の確保

【健康増進課、県、医療機関】

(1) 医薬品等の備蓄・調達体制の整備

1) 医薬品の備蓄・調達体制の整備

茨城県災害用医療品等確保対策要綱により、災害初期における人命救助に万全を期するため、茨城県災害医薬品卸売業組合長に医薬品等の確保、備蓄を委託している。これによる指定備蓄者は「Ⅱ．第2章第4節第5応急医療」のとおりである。

2) 稲敷市の備蓄・調達体制

市は、市内医薬品等販売業者と協定を締結して、流通在庫備蓄を進める。また、健康増進課・保健センター等にも応急用外傷薬や衛生用品を備蓄する。

3) 稲敷医師会、県医薬品卸売業者等との連携

防災活動拠点、地区活動拠点への災害用医薬品セット等の配備にあたっては、配備する医薬品・薬品等について、医師会との調整を図り、医療分野の進歩等に応じた更新に努める。

また、医師会、県医薬品卸売業者等との協定締結を推進し、災害時の連絡の連携体制と専門的技術の提携体制を確立する。

(2) 医療用ガス及び医療機器等の確保

県では、災害救助に必要な生命確保に関与する医療用ガスや医療機器を確保するため、日本産業・医療ガス協会本部及び茨城県医療機器販売業協会と協定を締結し、災害時に備えて連絡体制の整備に努めている。

4 医療機関間情報網の整備

【健康増進課、危機管理課、秘書広聴課】

(1) 広域災害医療情報ネットワークの充実

市は、県が広域災害・救急医療情報システムを活用して把握した県域・市域を超えた広域的な医療機関の稼働状況、医師・看護師等医療スタッフの状況、ライフラインの確保及び医薬品の備蓄状況等災害医療に係わる情報を収集し、市内の医療機関等に提供する。

(2) 防災通信体制の整備

市は、災害など非常時の通信の確保を目的として、市内の医療機関等に対し、情報の収集、伝達、指示、命令等が迅速かつ的確に行える通信体制の整備に努める。

5 医療関係者に対する訓練等の実施

【健康増進課、医療機関】

(1) 病院防災マニュアルの作成

医療機関の防災にあたっては、災害により医療機関が陥る様々な状況に応じて、適切な対応が行われる必要がある。

医療機関は、防災体制、災害時の応急対策、自医療機関内の入院患者への対応策、医療施設に患者を受け入れる場合の対応策等について留意した防災マニュアルを作成するとともに、災害時に重

要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）の策定に努める。

(2)防災訓練の実施

防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、防災マニュアルの職員への徹底が必要である。医療機関は、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。

また、地域の防災関係機関や地域住民との共同の防災訓練が望まれる。

6 医療関係団体との協力体制の強化

【健康増進課、医療関係団体】

市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めるとともに平時から定期的な協議の場を設け、連絡体制や協力体制の強化に努める。

また、医療関係団体は、市が実施する防災訓練に参加するものとする。

第4 被災者支援のための備え

発災後、災害の危険性があり避難した者や災害により住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、受入れ保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、指定避難所の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

また、住宅の被災等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。

対策項目	担当部署
1 避難に関するマニュアルの整備	危機管理課
2 指定緊急避難場所・指定避難所の整備	危機管理課、特定事業推進課、産業振興課、社会福祉課、建設課、学務管理課
3 避難所運営体制の整備	危機管理課、社会福祉課、学務管理課
4 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援	危機管理課、社会福祉課
5 食糧・生活必需品等の供給体制の整備	危機管理課、社会福祉課
6 応急給水・応急復旧体制の整備	上下水道課、危機管理課
7 罹災証明書交付体制の整備	危機管理課、税務課、収納課
8 被災証明書交付体制の整備	危機管理課、関係各課

1 避難に関するマニュアルの整備

【危機管理課】

適切な避難指示等の発令により、危険区域内の住民の迅速・円滑な避難を実現するために、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令するべきかの判断基準（具体的な考え方）、避難方法や避難経路等について明確にする。

2 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

【危機管理課、特定事業推進課、産業振興課、社会福祉課、建設課、学務管理課】

(1)指定緊急避難場所の指定

市は、延焼火災、土砂災害、建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、指定緊急避難場所の指定を行う。ただし、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることについても周知徹底に努める。

- ① 指定緊急避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とする。
- ② 指定緊急避難場所は、行政区単位で検討し、到達距離はおおむね2km以内となるよう努めることとするが、新たな避難施設を確保することが困難であることから、2km圏外となる地区の方には最寄りの避難場所を案内するものとする。
- ③ 指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、あわせて住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(2)指定避難所の指定

市は、居住場所を確保出来なくなった被災者に対しての受入れ保護を目的として、過去の災害事例等を参考に安全な場所を考慮し、指定避難所を指定する。

指定避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、コミュニティセンター等の公共建築物とする。

また、必要に応じ、民間施設との協力体制の構築を検討するほか、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図る。さらに、市は、隣接市町村間での避難所の相互利用について調整を図る。

指定避難所については、パンフレットや広報稲敷による全戸配布、並びに市ホームページ等への掲載により、市民に周知・徹底を図る。その際、避難所の開設は状況に応じて、必要な個所が開設されることも併せて周知する。

(3)指定避難所の構造強化

市は、平常時から建物の構造強化を積極的に推進していくものとし、指定避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるものとする。

なお、閉校及び閉校が予定されている学校施設については、市域東南部の大半が浸水し、浸水継続時間が長期になることが想定されることから、可能な限り避難施設として利用できるよう検討を行うものとする。

※これに伴い、指定避難所、指定緊急避難場所は、別紙のとおり改定する。

(4)備蓄物資及び指定避難所設備の整備

市は、避難生活に必要な食糧及び資機材等をあらかじめ防災倉庫に備蓄し、必要な時直ちに配分

できるよう準備に努め、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。主なものは次に示すとおりである。

- ① 食糧、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む）
- ② 生活必需品
- ③ ラジオ、テレビ
- ④ 通信機材（無線機器※指定避難所開設時に配備）、災害時用公衆電話（特設公衆電話）
- ⑤ 放送設備
- ⑥ 照明設備（非常用発電機を含む）
- ⑦ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- ⑧ 給水用機材
- ⑨ 救護所及び医療資機材（マスク、消毒液、常備薬含む）
- ⑩ 物資の集積所
- ⑪ 仮設の小屋またはテント
- ⑫ 工具類
- ⑬ 仮設トイレ
- ⑭ 毛布、段ボール、ブルーシート、パーティション、テント、土のう袋等

また、指定避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記など、要配慮者への配慮を積極的に行っていくものとする。

(5)感染症対策

市は、感染症蔓延時は感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応、避難者の過密抑制や、ホテルや旅館等の活用等を含め、市長公室と保健福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるとともに避難所における感染症拡大防止に必要な物資の調達・確保を行う。

また、感染症蔓延時は感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(6)応急仮設住宅建設候補地の確保

市では、災害時において、迅速に応急仮設住宅の建設が行えるよう、平時から応急仮設住宅の建設候補地を調査し、確保しておくものとする。

(7)公営住宅等の空き家の把握

被災者用の住宅として利用可能な公営住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

また、災害時に利用可能な民間賃貸住宅の把握を迅速に行えるよう、不動産関係団体との協力体制について検討する。

■関連箇所：本章第2節第1「6 避難施設の整備」

3 避難所運営体制の整備

【危機管理課、社会福祉課、学務管理課】

(1) 避難所運営組織の設置

市は、指定避難所の開設・運営にあたって、避難者の支援活動を円滑に行うため、平常時から指定避難所ごとに運営体制の整備を進める。

避難所運営体制は、市職員、施設管理者、各指定避難所に主に避難する自主防災組織等で構成し、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営訓練等を実施する。また、構成員については、男女双方の視点からの避難所運営を行うものとするが、女性や子育て家庭の意見・ニーズ等を取り入れるため、女性の参画も促進する。

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

(2) 避難所運営マニュアルの作成

市は、災害時において迅速に指定避難所を開設し、円滑な避難所運営を行うため、「避難所運営マニュアル」を作成する。マニュアル作成時には、要配慮者や女性等地域の生活者の多様な視点を取り入れ、プライバシーの確保やペット対策、要配慮者や女性への配慮、避難所生活の中・長期化への対応等について反映させるものとする。

指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

4 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

【危機管理課、社会福祉課】

(1) 関係者との連携

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。

(2) 在宅避難者等への支援

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

(3) 車中泊避難者への支援

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や、車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

5 食糧・生活必需品等の供給体制の整備

【危機管理課、社会福祉課】

(1) 備蓄並びに調達体制

1) 公的備蓄

市は、想定される避難人口のおおむね3日分を目標として食糧の備蓄に努めるものとする。なお、品目については、高齢者や乳幼児等の要配慮者やアレルギー対策及び感染症対策を考慮し、品目の見直し・更新を行っていくものとする。

2) 流通在庫備蓄

市は、生産者、生活協同組合、JA稲敷等、スーパー、その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結等に努めることとする。また、次の食糧及び飲料水の確保を行うとともに、緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める

① 調達品目

調達品目の主なものを次に示す。なお、品目については、別途定めるものとし、季節、高齢者や乳幼児の要配慮者及び女性等への配慮、アレルギー対策及び感染症対策、プライバシーの保護等を考慮し、品目の見直し・更新を適宜行っていくものとする。

食料、飲料水、炊き出し用器材、毛布、パーティショントイレ、トイレトーパー、ゴミ袋、マスク、消毒液、体温計、ティシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ（乳幼児用、介護用）、ビニールシート、間仕切り、応急手当セット 等

② 輸送方法

協定書の定めるところにより、原則として事業者が市の指定する引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行うものとする。事業者による輸送が困難な場合は、市が車両を調達し、緊急輸送を行う。なお、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、輸送手段の確保に努める。

3) 政府所有の米穀の調達体制の整備

市は、災害時において被災者に対する食糧の供給が必要となった場合、米穀の買い受けを円滑に行えるよう、県及び関東農政局茨城県拠点との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

4) 県及び他市町村との協力体制の整備

市は、単独で十分な量の食糧及び生活必需品の確保ができない場合は、県や他市町村に要請を行い、確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。また、近隣の市町村が同時被災した場合に備え、遠方の市町村との相互応援協定の締結について検討する。

(2) 市民及び事業所等の備蓄

1) 市民

市民は、災害時におけるライフライン施設や食糧等の流通が途絶、市役所庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、世帯人数のおおむね3日分、推奨1週間分の食糧・飲料水を備えるとともに、

災害時に非常持出ができるよう準備しておくよう努める。

なお、市は、それについて、広報紙やパンフレット等により啓発するものとする。

2) 学校及び事業所等

学校や事業所等は、災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資を概ね3日分備蓄するよう努める。

6 応急給水・応急復旧体制の整備

【上下水道課、危機管理課】

(1) 行動指針の作成

市が応急給水・応急復旧の行動指針として定めておくべき事項は次のとおりとする。

なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の構造強化の進展等、状況の変化に応じ見直すものとする。

< 行動指針 >

- 緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所(同一図面の複数の場所への保管場所を含む。)、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。
- 県への支援要請、及び県を通じて他の都道府県域からの支援者、国土交通省、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。
- 外部の支援者に期待する役割とその受け入れ体制を定めること。
 - △集結場所、駐車場所、居留場所
 - △職員と支援者の役割分担と連絡手段
- 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。
 - △緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底
 - △災害規模に応じた断水時期の目処
 - △住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法
- 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。
 - △指揮命令系統の整った支援班の編成
 - △自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行

(2) 水道施設の応急復旧体制の整備

市は、被災施設の被害の最小化と迅速な復旧を図るため、災害対応体制や関係機関との連絡方法、応急復旧について定める「水道事業災害対策マニュアル」の整備に努める。

(3) 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

市は、災害により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、県等と協力し、応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行うものとする。

< 応急給水資機材の例品目 >

給水タンク車、給水タンク、浄水器、ポリ容器、ポリ袋等

(4) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備

市は、県の協力により、指定避難所またはその周辺地域において、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を行う。

7 罹災証明書交付体制の整備

【危機管理課、税務課、収納課】

危機管理課は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家等の被害認定調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努めるものとする。

8 被災証明書交付体制の整備

【危機管理課、関係各課】

危機管理課は、災害時に被災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、必要な業務の実施体制の充実強化に努めるものとする。

第5 要配慮者安全確保のための備え

近年の災害では、要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、市及び要配慮者利用施設等の管理者（以下「施設管理者」）等は、風水害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

市は保健福祉部を中心として組織横断的に、要配慮者の避難支援業務を的確に実施する。

また、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすも支障のない出入口のある指定避難所の整備、明るく大きめの文字（場合によっては、直感的にわかる図記号）を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

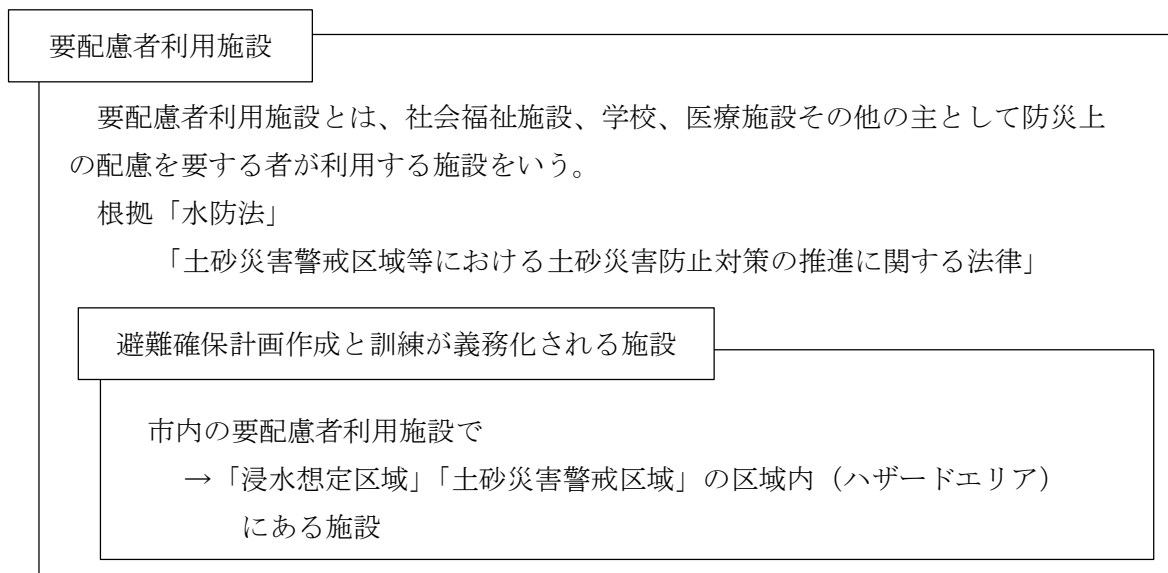
対策項目	担当部署
1 要配慮者利用施設等の安全体制の確保	社会福祉課、高齢福祉課、こども支援課、健康増進課、学務管理課
2 在宅要配慮者の救護体制の確保	社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、こども支援課
3 要配慮者の避難所等における助産師による支援体制の確保	危機管理課、健康増進課
4 外国人に対する防災対策の充実	危機管理課、秘書広聴課、市民窓口課、まちづくり推進課

1 要配慮者利用施設等の安全体制の確保

【社会福祉課、高齢福祉課、こども支援課、健康増進課、学務管理課】

要配慮者利用施設とそのうち避難確保計画作成と訓練が義務化される施設については次のように定義される。

これらを踏まえて、要配慮者利用施設等の安全体制の確保について整理する。



(1)防災組織体制の整備

施設等管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制等の整備を図るとともに、防災応急計画を作成する。また、施設入所者の情報(緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度)について整理・保管する。なお、施設の現況は資料3-7のとおりである。また、水防法、土砂災害防止法に基づき、浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内に立地している要配慮者利用施設は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

市は、要配慮者利用施設等における防災組織体制の整備を促進し、また必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な指導・助言を行い、施設入所者等の安全を図る。

さらに、防災と福祉の連携として、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難のための個別計画を作成するものとする。個別計画は、市が策定の主体となり、関係者と連携して策定する。

なお、策定の実務として、市における関係者間での役割分担に応じて策定事務の一部を外部に委託することも考えられるが、その場合であっても、市は、個別計画の策定主体として、適切に役割を果たすものとする。

(2)緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の要配慮者利用施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との

連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市は、福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

(3)要配慮者利用施設等の構造強化

施設等管理者は、災害時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、構造診断の実施や補強工事に努めるものとし、市はこれを促進する。

(4)防災資機材の整備、食糧等の備蓄

施設等管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

市は、要配慮者利用関連施設等に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。

(5)防災教育、防災訓練の実施

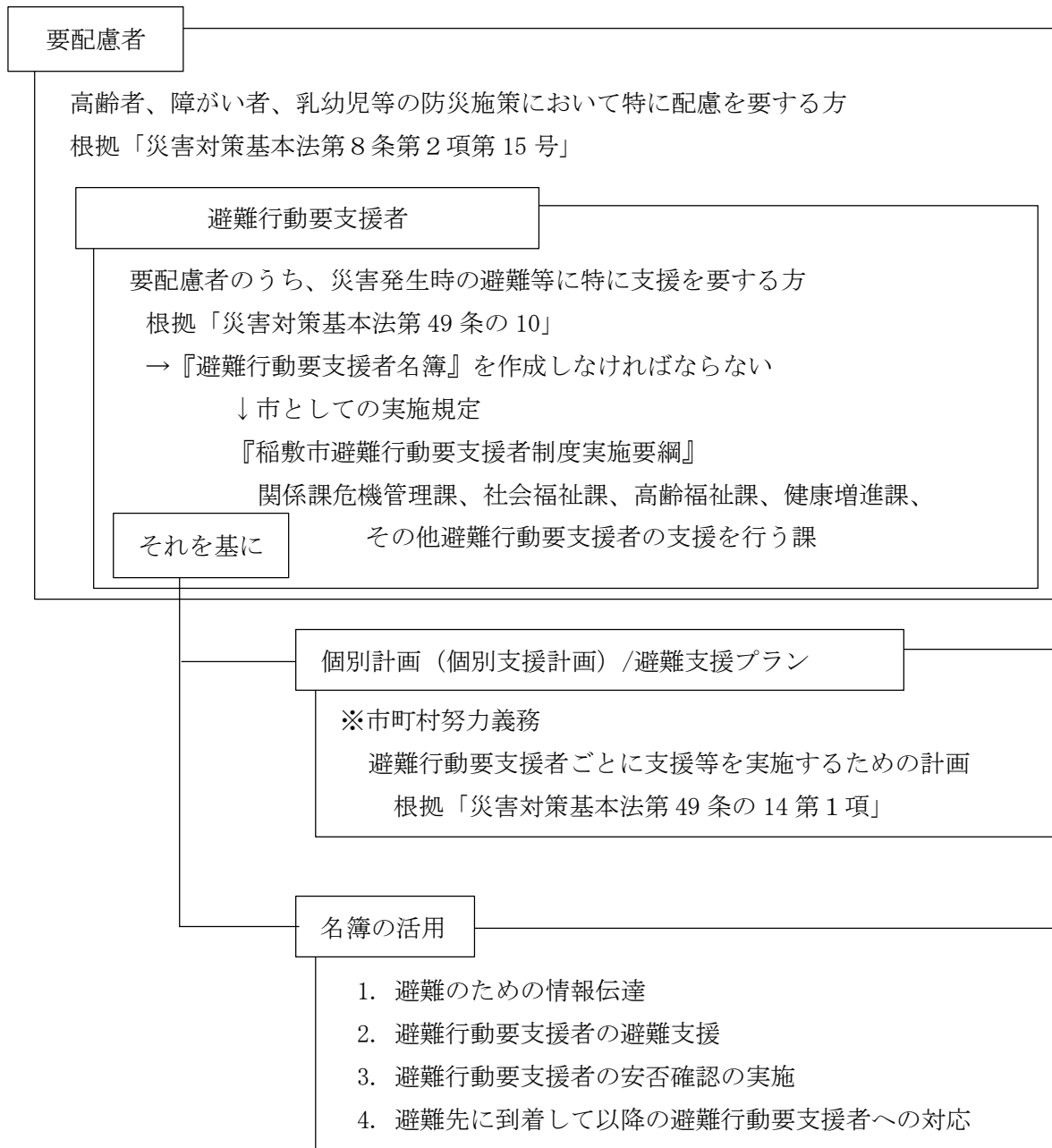
施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間または休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。また、水防法、土砂災害防止法に基づき、浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内に立地している要配慮者施設は避難訓練を実施するものとする。

市は、施設等管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

2 在宅要配慮者の救護体制の確保

【社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、こども支援課】

要配慮者、避難行動要支援者の定義と個別計画について整理すると次のとおりである。
これらを踏まえて、要配慮者の救護体制について整理する。



(1)要配慮者自身の備え(自助)

災害発生時には、民生委員児童委員等の支援者自らが被災し、又は通信・交通状況によりすぐには安否確認や救助等の支援ができない場合がある。

そのため、要配慮者自身において、平常時から隣近所に顔を知ってもらい、助け合える関係づくりに努めるとともに、飲料水や食糧等の備蓄対策、家具の転倒防止対策、非常時の連絡先の確認等、できる範囲で自助を行うものとする。また、個別の事情による医薬品や物資等必需品については、本人又は支援者で備えるものとする。

(2)避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者について、避難の支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護するために必要な措置を実践するための基礎となる避難行動要支援者名簿の作成、整理・保管等を行う。

被災者支援事業の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ・要配慮者のうち、在宅で生活し、災害時に自ら避難することが困難なもの。
- ・要介護認定者（要介護3、4、5）
- ・身体障害者手帳（1、2級）、療育手帳（○A、A）、精神障害者保健福祉手帳保持者（1級）
- ・65歳以上の一人暮らしの者、65歳以上の者のみの世帯
- ・その他上記に準ずるもの

2) 名簿の登録手続き

避難行動要支援者は、避難行動要支援者名簿に自己の情報を登録し、かつ、行政区、自主防災組織、稲敷市民生委員児童委員協議会、稲敷市社会福祉協議会、稲敷警察署、稲敷広域消防本部、稲敷市消防団、その他の避難支援等関係者に対し名簿情報を提供することに同意する場合は、稲敷市避難行動要支援者名簿登録申請書兼台帳（個別計画）を提出する。市は、上記申請書兼同意書の提出を受けたときは、記載された情報を名簿に登録し、関係課において共有する。

なお、避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、市は、民生委員児童委員の協力を得て、避難行動要支援者の把握及び名簿への登録に必要な調査を行い、民生委員を通じて申請書兼同意書を提出することができる。

3) 名簿の更新に関する事項

毎年住民基本台帳や障がい者情報、介護者情報をもとに加除更新する。

また、避難行動要支援者の転入があった場合も、その都度本人の同意のうえ名簿に登録する。

死亡や転出で不要になった個人情報速やかに削除・更新する。

4) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための市が求める措置及び講ずる措置

名簿提供者を市の関係者、行政区、自主防災組織、稲敷市民生委員児童委員協議会、稲敷警察署、稲敷広域消防本部、市消防団とし、名簿情報の提供を受けた者は、避難行動要支援者名簿情報受領兼誓約書を市に提出させる。

5) 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

避難支援関係者や親族等の協力により、避難行動要支援者の個別訪問及び避難支援を得られる

よう体制を整備する。

6) 避難支援関係者等の安全確保

避難支援関係者は、自己の安全確保を優先させるものとし、また、日頃から各自で行える防災対策を実施し、災害に備えるものとする。また、避難行動要支援者に対して、避難支援関係者自らが被災した場合などは、避難支援が行えない場合があることを伝えておくものとする。

(3)個別計画の作成

市は、地域防災計画に基づき、避難行動要支援者本人及び家族並びに避難支援関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別計画を作成するよう努める。

また、個別計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新し、個別計画情報の適切な管理に努める。

(4)地震時の情報提供、緊急通報システムの整備

市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、避難行動要支援者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。

また、福祉関係団体との連携により、避難行動要支援者の特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の日常生活を支援する機器等の防災情報伝達への活用を進める。

<例>

- ・聴覚障がい者：FAX、携帯電話メール、テレビ放送
- ・視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話
- ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話等

また、市は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルを策定するとともに、情報伝達体制の整備を図る。

(5)相互協力体制の整備

市は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、関係機関（消防団員、警察の救援機関を含む。）、近隣住民（自主防災組織）、近隣組織、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図る。

また、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動との連携を深めるとともに、これらの活動等を通じて人と人とのつながりを深める温かいまちづくり、避難行動要支援者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにも配慮する。

(6)防災知識の普及・啓発防災訓練の実施

市は、近隣住民（自主防災組織）やボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。

民生委員、近隣住民（自主防災組織）等の関係者に対し、避難支援プラン（個別計画）の管理方法についての指導・研修も実施することにより、要配慮者等の信頼性向上を図る。

(7)福祉避難所の確保

市は、要配慮者（特に避難行動要支援者）の避難を想定し、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である施設を「福祉避難所」として指定する。福祉避難所を指定した場合は、広報紙、ホームページ等で市民に周知する。

また、避難支援プラン(個別計画)の作成を通じて、福祉避難所を活用することが必要な在宅の災害要配慮者の大まかな状況を把握するとともに、平常時から施設管理者等との連携や、施設利用方法の確認、福祉避難所の設置・運営訓練等を進める。

なお、災害時の混乱を最小限にするため、福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、受入対象者とその介助者等のみが避難する施設であることをあらかじめ公示するよう努める。これによって、想定していない被災者等が誤って福祉避難所に避難してくることを防ぐとともに、福祉避難所への直接の受入れをより円滑に行うことが可能となる。

福祉避難所が不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、民間の宿泊施設等の借り上げや他市町村への受け入れ要請を行う。また、応急的措置として、教室・保健室を含め、指定避難所に要配慮者のために区画された部屋を「福祉避難室」として対応することを検討する。

(8)電源の確保

市は、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者に対し、停電時に備えた補助電源の準備や、停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医、医療機器の提供を受けている事業者等と相談するよう周知する。

3 要配慮者の避難所等における助産師による支援体制の確保

【危機管理課、健康増進課】

市は、避難所等において、妊産婦や乳児に対する応急救護活動及び緊急時の助産、妊産婦や乳児に対する健康管理及び保健指導、心身のケア等に関する相談を受ける必要がある場合に、県に対して、一般社団法人茨城県助産師会に助産師の派遣を要請する。

4 外国人に対する防災対策の充実

【危機管理課、秘書広聴課、市民窓口課、まちづくり推進課】

(1)外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2)外国人を含めた防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(3)防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(4) ライフラインカードの携行促進

市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、住民登録の窓口や様々な機会を捉え、血液型や既往症、宗教、連絡先などを記載するライフラインカードを配布し、外国人にその作成を勧めるとともに、携行の促進に努める。

(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備

1) 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、市は外国人相談窓口の充実を図る。

2) 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、指定避難所や指定緊急避難場所、避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、市は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

さらに、外国人に対する防災・気象情報の多言語化を進めるものとする。

3) 外国人への行政情報の提供

市は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ホームページ、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

4) 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

5) 語学ボランティアの確保

市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

6) 防災訓練への参加等

地域で実施する防災訓練について、外国人に参加を呼びかけ、外国人の災害対応力の向上を図る。また、少子高齢化のため、多様な地域の担い手の参画が重要である。そのため、外国人を含めた地域の防災体制の構築を検討していく必要がある。

第6 文教施設等における備え

学校及び幼稚園、保育所、児童クラブ（以下「学校等」という。）における幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、建物・防災施設等の整備、防災訓練等の災害を予防する措置を講ずるものとする。

対策項目	担当部署
1 学校等における防災体制の整備	教育政策課、こども支援課、学校等
2 防災上必要な教育及び訓練の実施	教育政策課、学校等
3 消防法に基づく体制の整備	教育政策課、学校等
4 文教施設等の整備	教育政策課、学校等
5 避難所としての学校等の役割	危機管理課、教育政策課、学校等
6 文化財の保護	学務管理課、歴史民俗資料館

1 学校等における防災体制の整備

【教育政策課、こども支援課、学校等】

(1)危機管理マニュアルの作成

校長等は、災害時における児童生徒等の安全を図るため、危機管理マニュアルを作成し、次の事項について定めるものとする。また、各学校等の危機管理マニュアルは、市教育委員会において精査するものとする。

- ① 授業中や校外学習中等に発生した場合の児童生徒等の避難、帰宅及び保護者との連絡方法
- ② 通信網の遮断等を想定した、児童生徒等の引渡し方法
- ③ 災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法
- ④ 児童生徒等の安否確認の方法
- ⑤ 停電等により校内放送設備が使用できない場合を想定した情報伝達の方法
- ⑥ 災害時に校舎の被害状況を迅速かつ安全に確認する体制の整備
- ⑦ 毎年2回以上の避難訓練及び保護者への引渡し訓練の実施

(2)保護者への事前説明

校長等は、災害時の学校等の対応について、保護者への事前説明を行うものとする。また、児童生徒等の引き渡し方法について、日頃から保護者との連携を図り、共通理解に努めるものとする。

(3)備蓄の整備

学校等は、災害時に帰宅できず学校等で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。

また、児童生徒等においては、毎日水筒に飲料水を入れて持参するよう指導する。

(4)情報配信の一元管理

災害時には保護者等に迅速に情報伝達を行うため、市教育委員会で一元的に配信できるような体制を整備している。

2 防災上必要な教育及び訓練の実施

【教育政策課、学校等】

(1)防災教育

- ① 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、児童生徒等が「自ら対応できる力」を身に付けられるよう、各種防災訓練や防災教育を実施する。
- ② 学校等において、児童生徒等が通学路の危険度マップを作成する等の防災活動を実施する。
- ③ 市教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門知識の醸成及び技能の向上に努める。
- ④ 市教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育関係団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図るものとする。

(2)防災訓練

- ① 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。また、必要に応じて地域の協力を得た訓練を実施する。
- ② 児童生徒等があらゆる災害に対して臨機応変に対応できるよう、訓練方法を工夫する。
- ③ 複合災害（地震＋水害等）を取り入れた訓練を実施する。
- ④ 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した危機管理マニュアルを周知し、警報伝達や初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施するものとする。
- ⑤ 校長等は、地域で実施する防災訓練には、積極的に参加するよう努めるものとする。

3 消防法に基づく体制の整備

【教育政策課、学校等】

(1)防火管理者の選任

防火対象物の管理者は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条に基づき防火管理者を選任しなければならない。

(2)防火管理者の責務

防火管理者は、消防法第8条に基づき、①消防計画の作成、②消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、③消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、④火気の使用又は取扱いに関する監督、⑤避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理、⑥収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

(3)消防計画の作成

防火管理者は、消防計画の作成にあたっては、消防法に基づくほか、稲敷市立学校管理規則（平成17年教委規則第12号）第36条により毎年度初めに作成し、教育長に提出することとする。

4 文教施設等の整備

【教育政策課、学校等】

学校、公民館等の施設については、次の点に留意し、計画的に耐震化を推進するとともに定期的に点検整備を進め、安全性の確保を図るものとする。なお、各施設の現況は、資料3-6のとおりで

ある。

(1)建物の恒久化

建物については、新築・改築時等において鉄筋、鉄骨等耐震性、不燃性の恒久建築物にするよう努めるとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に定められた事項を遵守して安全性の確保を図る。

(2)点検と補修

定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、石油等及びその他の危険物がある施設では適切な管理を行うものとする。

(3)消防設備

消防用設備の設置充実及び点検整備を推進する。

(4)通学路

通学路の安全点検や危険箇所の把握に努める。

(5)放送設備の冗長化

学校等は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合に備え、電池式可搬型拡声器の整備に努める。

(6)閉校後の整備

閉校が決定している学校等についても、災害時に児童生徒等に危険が及ばないよう必要最低限の整備を行うものとする。

5 避難所としての学校等の役割

【危機管理課、教育政策課、学校等】

災害時には、学校等を避難所として使用することになるが、その際、学校等の運営に支障をきたさないようにするため、次の事項について検討を行い、避難所運営マニュアルに定めるものとする。避難所運営マニュアルの作成にあたっては、市の教育委員会および危機管理課と十分に協議し、災害発生時に整合性のある行動がとれるものとする。

(1)役割の明確化

避難所の運営における市、教育委員会、学校等（教職員）、自主防災組織等の役割の明確化する。

(2)担当職員の選出

指定避難所に指定された学校等における担当職員（開錠等）を選出しておく。

(3)児童生徒等への対応

帰宅できず学校等で保護している児童生徒等への対応や、避難してきた地域住民等への対応についてあらかじめ定める。

(4)施設の区分け

学校等機能を早急に回復するために、学校等において避難者と児童生徒等とで共用する部分と、

児童生徒等又は避難者のみを使用する部分の区分けをあらかじめ定める。

(5)備品等の整備

避難所になった場合に必要な備品等の整備等についてあらかじめ定める。

(6)連絡体制とマニュアルの見直し

災害発生時の連絡体制の確認とマニュアルの整合性確認を毎年行うことを記載する。

6 文化財の保護

【学務管理課、歴史民俗資料館】

本市には、中世の仏教美術をはじめとして多くの文化財が指定されている。

文化財保護法(昭和25年法律第214号)、茨城県文化財保護条例(昭和51年茨城県条例第50号)及び稲敷市文化財保護条例(平成17年稲敷市条例第81号)により、所有者及び管理責任者に対し、管理の責任を義務づけて、管理及び修理の補助、勧告等を行い、市民の郷土の文化遺産に対する認識を高めるとともに、文化の向上発展に貢献することとする。

また、所有者、管理責任者又は管理団体は、市教育委員会の定める基準により、管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

防災施設の整備等については、火災の早期発見を目的として、自動火災報知設備の設置を計画的に促進するとともに、消火器類、避雷針の設置や防火水槽の設置を推進する。

なお、市内における文化財の一覧は、資料3-6のとおりである。

第7 帰宅困難者対策

市は、災害時に帰宅困難者が発生した場合に備え、関係機関と協力して一斉帰宅の抑制対策や帰宅困難者への支援対策に取り組むものとする。

対策項目	担当部署
1 一斉帰宅の抑制対策	危機管理課、教育政策課、産業振興課
2 帰宅困難者への支援対策	危機管理課、秘書広聴課、産業振興課

1 一斉帰宅の抑制対策

【危機管理課、教育政策課、産業振興課】

(1)基本原則の周知・徹底

市は、平常時から「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知・徹底を図る。

(2)安否確認手段の周知

市は、帰宅困難者の不安を軽減する方策として、日頃から「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」、携帯電話事業者の「災害用伝言板」等による複数の安否確認手段を確認し、あらかじめ連絡方法を定めておくよう周知する。

(3)学校・企業等への要請

1) 一斉帰宅の抑制

市は、市内の学校・企業等に対して、災害発生時には、児童生徒等や従業員のほか、訪問者・利用者等について、一斉帰宅の抑制及び一時収容対策を図るよう要請する。また、児童生徒等、従業員の一時収容に必要な水・食糧、毛布等の備蓄を要請する。

2) 事業継続計画等への位置づけ

市は、企業等に対して、BCP（事業継続計画）等到大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針、安否確認方法をあらかじめ定めておき、従業員に周知するよう要請する。

3) 環境整備

市は、学校・企業等に対して、児童生徒等や従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、建物の耐震化、ガラスの飛散防止など、児童生徒等や従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるよう要請する。

2 帰宅困難者への支援対策

【危機管理課、秘書広聴課、産業振興課】

(1)一時滞在施設の確保及び対応等

市は、帰宅困難者が一時的に滞在する一時滞在施設は、市の指定避難所とする。また、帰宅困難者に対する避難誘導、指定避難所におけるサービスの提供内容、満員となった場合の対応等について、避難所運営マニュアル等にあらかじめ定めておくものとする。

(2)情報収集・提供体制の検討

市は、日頃からバス会社との連携体制を整備するとともに、道路の被害情報や鉄道の運行情報等について、的確に帰宅困難者へ情報提供できるよう必要な体制を整備する。

第8 燃料不足への備え

災害の発生に伴い、本市への燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両をあらかじめ指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、市民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

対策項目	担当部署
1 燃料の調達、供給体制の整備	特定事業推進課
2 重要施設・災害応急対策車両等の指定	危機管理課、特定事業推進課
3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定	特定事業推進課
4 平常時の心構え	特定事業推進課、危機管理課

1 燃料の調達、供給体制の整備

【特定事業推進課】

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく等の体制整備に努める。

また、災害時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについては、所管消

防署と協議を行うこととする。

2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

【危機管理課、特定事業推進課】

(1)重要施設の指定

市は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある重要施設をあらかじめ指定する。

(2)災害応急対策車両の指定

市は、災害応急対策や医療の提供を行うための車両をあらかじめ指定し、指定車両には県の協定に基づき、ステッカーを備える。

(3)重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務

重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行う。

災害応急対策車両に指定された車両の所有者または使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

また、重要施設及び災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

【特定事業推進課】

市は、県の協定に基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所をあらかじめ指定する等、災害対応力の強化に努める。

4 平常時の心構え

【特定事業推進課、危機管理課】

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、災害応急対策車両への優先給油について理解を得るとともに、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

第4節 防災教育・訓練

第1 防災教育

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民一人一人が日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による「公助」、個々人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災対策に取り組むことが必要である。

このため、市及び防災関係機関は防災教育活動を推進するものとする。その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、ペットの飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また、市職員は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、地震災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育を推進するものとする。

対策項目	担当部署
1 一般市民向けの防災教育	危機管理課、稲敷広域消防本部
2 児童生徒等に対する防災教育	教育政策課、指導室、学校等、稲敷広域消防本部
3 市職員に対する防災教育	危機管理課、総務課

1 一般市民向けの防災教育

【危機管理課、稲敷広域消防本部】

市は関係機関と協力して自主防災思想の普及、徹底を図り、「自助」「共助」を推進する。

(1)普及すべき防災知識の内容

1) 各種ハザードマップ等について

市は、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、住民に対し、各種ハザードマップ等を作成・配布することにより、災害による危険性の周知を行い、住民の防災知識の向上に努めるものとする。

① 洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等：風水害時の危険性の把握

② 地震被害想定結果、ゆれやすさマップ等：地震災害時の危険性の把握

2) 家庭での予防・安全対策

市は、家庭での災害に対する予防・安全対策において、以下の事項について普及啓発を図るものとする。

① おおむね1週間分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄（備蓄品の定期的な点検、玄関や寝室への配置等についても推進する。）

② 窓ガラスの飛散防止対策（飛散防止フィルム等）

③ 住宅の耐震化、家具・ブロック塀等の転倒防止対策（寝室等における家具の配置等）

④ 災害時の家族内の連絡体制の確保（発災当初の安否確認等による輻輳を回避するため、災害

用伝言板や災害用伝言ダイヤル、SNS等の利用及び複数の手段の確保を促進する)

- ⑤ 防災関連設備等の準備（非常用持出袋、消火器等消火資機材、住宅用火災警報器、感震ブレーカー、その他防災関連設備等）
- ⑥ 避難行動をあらかじめ認識するための取り組み（災害・避難カードの作成、ハザードマップをもとに指定緊急避難場所や指定避難所、危険箇所等の地図の作成等）
- ⑦ 地域で実施する防災訓練への積極的参加（初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。）

3) 災害が発生した際の注意事項

市は、災害が発生した際における以下の注意事項について、情報提供を行うものとする。

- ① 注意報・警報実施時にとるべき行動について
- ② 初動時・避難時の注意事項について（正常性バイアスの克服、避難行動をとるべきタイミング等）
- ③ 指定避難所、指定緊急避難場所及び避難路について（安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所を含む）
- ④ 指定避難所での行動について
- ⑤ 早期避難の重要性と避難場所及び避難路について
- ⑥ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容について
- ⑦ 自主防災組織等の地域での防災活動（地域で実施する防災訓練への参加、地域内での顔の見える関係の構築）について
- ⑧ 要配慮者への支援協力について
- ⑨ 災害時における情報入手手段の周知等（稲敷市公式アプリ、情報メール一斉配信サービス、公式SNS）
- ⑩ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ⑪ 帰宅困難者対策
- ⑫ 飼い主によるペットとの同行避難や避難場所での飼養について準備等
- ⑬ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ⑭ 被災状況の記録（片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動）
- ⑮ その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報

4) 緊急地震速報

市は、緊急地震速報について、具体的な内容や発表時に利用者がとるべき行動等について広報するとともに、その特性と限界についても併せて広報する。

※緊急地震速報（警報）：地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源付近では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

5) 地震保険の活用

市は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つである「地震保険」の普及促進に努めるものとする。

(2)普及啓発手段

1) 洪水ハザードマップ、広報紙、パンフレット等の配布

市及び防災関係機関は、洪水ハザードマップ、広報紙、パンフレット等を作成し、広く住民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

また、市は、国や県で実施した浸水想定区域の結果等を用いて、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

市は、避難指示、高齢者等避難を躊躇なく発令できるよう、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成する。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

警戒レベルの一覧表

警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※ ¹
~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※ ²	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）

※¹：市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※²：警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

2) 講習会等の開催

市及び防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

3) 住民参加型ワークショップの開催

市及び防災関係機関は、主に洪水浸水想定区域内など、水害のおそれがある地域の住民を対象に、ハザードマップを活用した居住地の災害リスクや避難先の確認、避難指示等の行政が発信する情報や避難のタイミングの確認及び自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理するマイ・タイムライン（我が家のタイムライン）の作成などの住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。

4) その他のメディアの活用

市及び防災関係機関は、さまざまなメディアを利用し、防災知識の普及を図るものとする。

- ① テレビ・ラジオ
- ② ビデオ、フィルム
- ③ 文字放送
- ④ 稲敷市公式アプリやインターネット上のサービス（市ホームページ、SNS、情報メール
斉配信サービス）

2 児童生徒等に対する防災教育

【教育政策課、指導室、学校等、稲敷広域消防本部】

(1)児童生徒等に対する防災教育

- ① 学校等においては、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などが挙げられ、これらの教育に当たっては、ハザードマップ等の活用など主体的な学習を重視することとする。
- ② 地理的要件など地域の実情に応じ、土砂災害、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。
- ③ 災害時に一人一人がどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施にあたっては、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。
- ④ 自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）による危険を理解するため、避難訓練を通して必要な知識の習得に努める。

(2)指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布および避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

■関連箇所：本章第3節第6「2 防災上必要な教育及び訓練の実施」

3 市職員に対する防災教育

【危機管理課、総務課】

市職員は、応急対策時において災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育・研修を実施し、市職員の意識改革を図る。

(1)応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等を迅速かつ的確に実施するため、市職員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を実施し、対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から市民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

(2)研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験するなどの体験型の項目を組み込んでいく。

(3)防災士の養成

NPO法人日本防災士機構が認証する「防災士」の資格取得を支援する。

第2 防災訓練

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと風水害時の対応行動の習熟が図れるよう、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。

また、訓練の実施に当たっては、要配慮者の視点や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

対策項目	担当部署
1 総合防災訓練・避難力強化訓練	各課
2 市が実施する訓練	各課、各機関、稲敷広域消防本部
3 事業所、自主防災組織及び市民等の訓練	危機管理課、稲敷広域消防本部、各事業所

1 総合防災訓練・避難力強化訓練

【各課】

(1)訓練種目

- ① 災害対策本部設置、運営
- ② 交通規制及び交通整理
- ③ 避難準備及び避難誘導、指定避難所の開設・運営
- ④ 救出・救助、救護・応急医療
- ⑤ ライフライン復旧
- ⑥ 各種火災消火
- ⑦ 道路復旧、障害物排除
- ⑧ 緊急物資輸送
- ⑨ 無線による被害情報収集・伝達
- ⑩ 要配慮者の支援（安否確認、指定避難所への誘導等）
- ⑪ 応急給水活動

また、訓練にあたっては、展示・体験スペースを設置し、市民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

(2)訓練参加機関

茨城県及び近隣市町村等との共同主催により実施し、市内のできるだけ多くの防災関係機関に参加を呼びかける。また、学校等や自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者も含めた一

般市民に広く参加を呼びかけるとともに、警察や消防などの防災関係機関と協力し、全市民が参加できるような訓練の実施について検討していく。

(3)防災訓練時の交通規制

警察本部は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止または制限するものとする。

2 市が実施する訓練

【各課、各機関、稲敷広域消防本部】

(1)避難訓練

1) 市による避難訓練

市は、災害時における避難指示及び立ち退き等の円滑、迅速、確実に期するため、市が中心となり警察、消防及びその他の関係機関の参加のもと、自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた市民の協力を得て年1回以上の実施に努める。風水害を前提とする場合は、マイ・タイムライン（我が家のタイムライン）を確認して避難する訓練を行うなど工夫する。

2) 学校等、医療機関及び社会福祉施設等における訓練

市は、災害時の児童生徒等、傷病者、身体障がい者及び高齢者等の、災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

3) 学校等と地域が連携した訓練の実施

市は学校等と連携し、児童生徒等を含めた地域住民の参加により、学校等における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(2)非常参集訓練

市は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を年1回以上実施し災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また、非常参集訓練と同時に、災害対策本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(3)通信訓練

市は、災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるように、防災行政無線などの定期的な通信訓練を実施する。

また、市防災行政無線が使用不能になったときに備え、関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(4)水防訓練

稲敷広域事務組合（水防管理団体）は、水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行するため、洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで河川危険箇所等洪水のおそれのある地域で実施する。

実施については、次の要領で訓練を行うとともに、一般住民に対しても水防思想の高揚に努めるものとする。また、関係機関と緊密な連絡をとるものとし、必要と認める場合は他の関連する訓練

と併せて実施する。

1) 訓練の種類

① 2組合連合水防演習

稲敷広域事務組合、利根川水系県南水防組合の2組合共催による水防訓練を、毎年洪水が予想される降雨期前（5～6月）に2組合構成市町村、消防団、茨城県、自衛隊の関係機関の協力を得て実施する。

② その他の水防訓練

稲敷広域消防本部、稲敷市、阿見町、美浦村、各消防団は合同で霞ヶ浦水防訓練を実施する。

国土交通省等が主催する1都6県水防演習並びに茨城県が主催する茨城県総合防災訓練等にも積極的に参加協力するものとする。

2) 訓練内容

① 市職員、消防職員、消防団員の招集及び編成訓練

② 情報収集・伝達通信訓練、本部運営訓練、水防工法訓練、救出救助訓練、その他水害時の活動に必要な訓練

(5)消防訓練

市は、消防団員による消防活動の円滑な遂行を図るため、必要な基礎訓練を稲敷広域消防本部の協力により実施する。

1) 規律訓練

消防団員の消防活動の円滑な遂行を図るため、部隊行動の統率及び消防資器材の運用に関し基礎的な訓練・講習を最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

2) ポンプ操法訓練

消防団員の消防活動に際する消防ポンプの操作・熟達及び火災防御に関する諸般の要求に適應させるため、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

3 事業所、自主防災組織及び市民等の訓練

【危機管理課、稲敷広域消防本部、各事業所】

(1)事業所(防火管理者)等における訓練

学校等、医療機関、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的の実施するものとする。

また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2)自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等の要配慮者の安全確保訓練、避難所運営訓練、図上訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、自主防災組織のリーダー等が自主防災活動を主体的に実施するために必要な知識等を身につけるための教育・訓練、研修の実施等、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(3)市民の訓練

市民一人一人の災害時の行動の重要性にかんがみ、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く要配慮者も含めた市民の参加を求め、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

第3 災害に関する調査研究

液状化現象、堤防の破堤、建物の流出や道路の冠水、斜面の崩壊などはある程度限定的な地域で発生する。このため、災害及び防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、災害対策を総合的、効果的に推進していくものとする。

対策項目	担当部署
1 基礎的調査研究	危機管理課、建設課、産業振興課
2 ハザードマップの作成	危機管理課
3 被害想定調査の実施	危機管理課、産業振興課
4 災害対策に関する調査研究	各課
5 災害訓練の伝承	危機管理課、各課

1 基礎的調査研究

【危機管理課、建設課、産業振興課】

市内の自然条件並びに社会条件の把握は、災害に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード、ソフト両面で全市の地域別データを調査・収集し、データベース化して、情報の利用を図るよう推進する。

また、災害及び防災に関する観測・調査研究を実施している官民の各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の収集・整理等を行い、総合的な視点から調査研究が行える体制を強化する。

(1)自然条件

1) 地盤及び地質

河道データ、標高値、地形図、ボーリング柱状図、表層地質図など

2) 水位観測

水位標による観測結果、降水量など

3) 地震観測

気象庁等防災関係機関の設置している地震観測機器による観測結果を活用する。

(2)社会条件

1) ハード面

- ① 建築物の用途、規模、構造等の現況（地下室の有無を含む）
- ② 道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況
- ③ 危険物施設の現況
- ④ 貯水槽等消防水利の現況等

2) ソフト面

- ① 昼夜間人口、要配慮者等の人口分布
- ② 市民の防災意識等

(3)災害事例

国内外において発生した災害による被害及びその後の社会的混乱、復旧・復興対策等過去の災害事例に対する調査研究を行い、対策立案に資する。

2 ハザードマップの作成

【危機管理課】

市内の危険度評価等の結果に基づくハザードマップを作成することは、災害対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策、市民の普及啓発において、非常に効果的である。市は、国・県・防災関係機関等の基礎的調査研究の成果等を十分に活用し、各種ハザードマップの作成、見直しを実施していくものとする。

3 被害想定調査の実施

【危機管理課、産業振興課】

(1)市全域を対象とした被害想定の実施【地震】

地震災害に関する総合的な被害想定調査は、震災対策を具体化するための目標を設定するために有効であり、県、防災関係機関と協力し、市全域を対象とした想定調査を推進していくものとする。また、予防対策用の地震マップ（揺れやすさマップ）作成などにより市内における地域別の危険度の把握に努める。

(2)継続的な見直しの実施

被害想定の手法及び結果については、社会状況の変化等に応じるため、原則として10年ごとに見直しを図るものとする。

4 災害対策に関する調査研究

【各課】

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の災害の実例から明らかである。したがって過去の災害経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。

災害対策に関する調査研究テーマとしては、以下のようなものが挙げられる。

- 災害に強いまちづくりのための調査研究
- 被害軽減のための調査研究

- 防災教育・訓練のための調査研究
- 応援・派遣に関する調査研究
- 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- 被災者生活救援のための調査研究
- 応急復旧・事後処理のための調査研究
- 災害復興のための調査研究

5 災害訓練の伝承

【危機管理課、各課】

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

住民は、自ら災害訓練の伝承に努めるものとする。市は、災害訓練の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害訓練を伝承する取り組みを支援するよう努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第1 職員参集・動員

市及び各機関は、稲敷市内において災害が発生した場合、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。災害発生直後、あらかじめ定められた市職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。

1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

【各課】

(1)職員の参集基準及び配備体制区分

職員の参集基準配備体制区分は、市内での災害の状況等により次のとおり定める。なお、配備体制ごとの人員の配置については「稲敷市業務継続計画」にて別途定めるものとする。

体制区分	基 準		配備	本部の設置
	地震	風水害		
準備体制	－	・台風情報 ・早期注意情報 (警報級の可能性)	危機管理課	なし
第1次 防災体制	震度4 (市内震度)	・注意報発令 ・水防団待機水位 ・危険度分布「注意■」 ・早期注意情報 (警報級の可能性) ・危機管理監の判断	危機管理課 建設課 農政課	警戒本部 (必要に応じ)
第2次 防災体制	震度5弱 (市内震度)	・氾濫注意情報 ・大雨注意報 (警報切替の可能性) ・危機管理監の判断	上記に加え 避難所対策班 情報管理班 保健福祉部	警戒本部 (必要に応じ 災害対策本部に 移行する)
第3次 防災体制	震度5強 (市内震度)	・大雨警報(土砂災害) ・洪水警報 ・避難判断水位 ・危険度分布「警戒■」	上記に加え 地域振興部 土木管理部	災害対策本部 (自動設置)
第4次 防災体制	震度6弱 (市内震度)	・土砂災害警戒情報 ・氾濫危険水位 ・危険度分布「非常に危険■」	全職員	災害対策本部 (自動設置)

※職員の配備は意思決定の円滑化のため原則課長補佐級の役職者から配備していくものとする
避難所対策班については、すべての部を横断して別途編成するものとする

(2)職員の配備体制と決定者(代決者)

1) 準備体制

決定者	危機管理課長 (代決者1：危機管理課課長補佐 代決者2：危機管理課係長) ※体制について市長に報告する
配備人員	危機管理課
役割	危機管理課：気象状況の悪化に備え情報収集・伝達を行う
本部	設置なし
業務継続	通常の体制での業務が可能（A～D業務）

2) 第1次防災体制

決定者	危機管理監 (代決者1：危機管理課課長補佐 代決者2：危機管理課係長) ※体制について市長に報告する
配備人員	準備体制に加え以下の人員 危機管理課（増員）、建設課、農政課
役割	危機管理課：防災体制の強化や避難所開設検討に向け必要な情報を収集、整理する 建設課・農政課：被害軽減のための対応、対策および見回りを含む情報収集を行う
本部	必要に応じて災害警戒本部を設置する
業務継続	通常業務との関連性が高いため、ほぼ通常の体制で業務が可能（A～D業務）

3) 第2次防災体制

決定者	危機管理監 (代決者1：危機管理課課長補佐 代決者2：危機管理課係長) ※体制について市長に報告する
配備人員	第1次防災体制に加え以下の人員 【警戒本部設置後】保健福祉部（必要人員）、避難所対策班、情報管理班 【災害対策本部移行後】各課等において災害対応に必要な人員
役割	危機管理課：防災体制の強化や避難所開設検討に向け必要な情報を収集、整理する 警戒本部設置以降は本部事務局としての業務を行う 建設課・農政課：被害軽減のための対応、対策および見回りを含む情報収集を行う 保健福祉部：要配慮者への対応および福祉避難所開設の調整 避難所対策班：避難所へ直接参集し開設準備を行う（福祉避難所を含む） 情報管理班：コールセンターの開設準備
本部	災害警戒本部を設置し必要に応じて災害対策本部へ移行する
業務継続	業務の調整が必要（A～C業務またはB業務まで）

4) 第3次防災体制

決定者	市長【災害対策本部長】 (代決者1：副市長 代決者2：教育長)
配備人員	第2次防災体制に加え必要な人員（全職員の1/2程度想定）
役割	危機管理課：他機関との調整等、本部事務局としての業務を行う レベル3の発令についての情報伝達 土木管理部・地域振興部：共同して被害軽減のための対応、対策を行う 保健福祉部：要配慮者への対応 避難所対策班：本部の指示により避難所の開設（受入）を開始する 情報管理班：災害対策本部に集まる情報を集約整理し伝達する コールセンターを運用する ※職員は自身の安全を確保したうえで活動する
本部	災害対策本部の自動設置
業務継続	業務の調整が必要（A、B業務）

5) 第4次防災体制

決定者	市長【災害対策本部長】 (代決者1：副市長 代決者2：教育長)
配備人員	第3次防災体制に加え必要な人員(全職員)
役割	危機管理課：他機関との調整等、本部事務局としての業務を行う レベル4の発令についての情報伝達 土木管理部・地域振興部：共同して被害軽減のための対応、対策を行う 保健福祉部：要配慮者への対応 避難所対策班：本部の指示により避難所の開設(受入)を開始する 情報管理班：災害対策本部に集まる情報を集約整理し伝達する コールセンターを運用する ※職員は自身の安全を確保したうえで活動する -----【災害の発生(警戒レベル5：緊急安全確保)】----- より一層の協力体制の下、市民の安否を含む状況把握に努める 職員および行政施設の被害状況の確認を行い、速やかに業務継続の体制を整える
本部	災害対策本部の自動設置
業務継続	業務の調整が必要(A業務)

※ 上記1)～5)表におけるA～Dの業務については、「稲敷市業務継続計画」を参照のこと

(3)職員の動員

市は、(1)における配備体制の決定に基づき、応急対策実施のため、必要な職員の動員を行うものとする。なお、動員に当たっては、職員の安否確認を行う。

1) 動員の伝達方法及び系統

職員動員の伝達は原則「稲敷市公式アプリ」をもって行う。通信途絶などを想定し電話や使送等による代替連絡体制も整えておく。

なお伝達の系統は

「市長」－「危機管理監」－「本部長」－「本部連絡員」－「各課等の長」－「課員等」とする

2) 動員の伝達手段

① 勤務時間中における動員の伝達

ア 庁内の放送設備及び電話等による伝達【本部事務局(危機管理課)、情報管理班】

＜放送文(例：震度5強の地震が発生した場合)＞

「市長の緊急命令を伝達します。(2回繰返す。)地震により市内に被害が発生した模様である。〇〇時〇〇分災害対策本部を設置、職員は直ちに第3次防災体制に移行すること。以上繰返します。」

イ 使送による伝達

庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、本部事務局(危機管理課)及び情報管理班の使送により、部長級職員に動員の伝達をする。部長級職員は前述「1)動員の伝達方法及び系統」に基づき配下の本部連絡員に伝達する。本部連絡員以下同様とする。

② 勤務時間外における動員の伝達

ア 稲敷市公式アプリ、携帯電話等による伝達

本部事務局（危機管理課）、情報管理班は、稲敷市公式アプリや携帯電話（「職員用情報配信メール」）等により、定められた対策要員に動員の伝達をする。

イ 災害時優先電話による伝達

前述「①-イ 使送による伝達」に同じ

ウ ラジオ・テレビによる伝達

本部事務局（危機管理課）、情報管理班は、電話が使用不可能の場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じてNHK及び茨城放送に動員に関する放送の要請を行い、テレビ・ラジオを通じて動員を伝達する。このような状況の場合は、職員は、テレビ・ラジオ放送を視聴するよう努めるものとする。

(4)参集状況の報告

本部員は、動員に基づく、配下職員の参集状況を速やかに把握し、危機管理監に報告するものとする。また、危機管理監は市長に報告するものとする。

<報告事項>

- 部名（災害対策本部設置後はその体制）
- 動員連絡済人員数
- 動員連絡不可能人員数及び同地域
- 参集人員数
- 参集不可能のため最寄りの庁舎等に非常参集した人員
- その他

(5)義務参集

職員は、勤務時間外に市内震度が6以上を記録したことを知った場合、または、大規模な災害が発生した場合は、自身及び周囲の安全を確保したうえで、活動に適した装備（作業服、安全靴、手袋等）を整え、あらかじめ指定された場所（避難所対策班であれば、受持ちの指定避難所）に参集することを義務とする。参集する場合、参集が困難な場合、いずれにあっても、自身の所属長に必ずその旨を連絡すること。通信の途絶または指定された場所への参集が困難な場合は参集可能な最寄りの庁舎等に参集し、その施設の長等に自己の所属、職氏名及び指定された場所に参集できない理由を報告する。報告を受けた施設の長等は伝達系統に従い状況を報告する。なお、この時点で参集した職員はその施設での「非常参集職員」として、施設の長等の指示の下活動するものとする。その後、災害状況の好転に伴い、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を伝達系統に従い報告・連絡するものとする。

(6)自主登庁

配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、または該当することが予測されるときは、配備決定を待つことなく、活動に適した装備（作業服、安全靴、手袋等）を整え、自主的に所属の勤務場所もしくはあらかじめ指定された場所に登庁することができる。その際、自身の所属長に必ずその旨を連絡すること。通信の途絶又は指定された場所への参集が困難な場合は前述「(5)義務参集」と同様とする。

第2 災害対策本部

(1)意思決定(職務の代理)

災害応急対策にかかる意思決定は、災対法に基づき市長（災害対策本部長）が行う。不在の場合で意思決定を行えない場合は、交通や通信の途絶により、意思決定者（市長）に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速やかな意思決定ができるよう意思決定の代行者を設定しておく必要がある。

災害対策本部の設置決定者と状況報告者			
	原則	第2順位	第3順位
決定者	市長	副市長	教育長
報告者	危機管理監	危機管理課課長補佐	危機管理課係長

(2)設置基準の明確化

災害発生から災害対策本部設置までの対応を迅速かつ適切に行うため、あらかじめ災害警戒本部や災害対策本部の設置基準をわかり易い形で明確化しておく必要がある。

1 災害警戒本部の設置及び廃止基準

【本部事務局】

(1)災害警戒本部の設置

危機管理監は、第2次防災体制に相当する基準に達した場合、または、必要と判断した場合、市長に対し災害警戒本部の設置を具申する。市長が必要と認めたときはこれを設置する。ただし、市内で震度5弱の地震が発生した場合は自動的に設置するものとする。会議の招集及び本部長は危機管理監とし、本部員の構成ならびに協議事項は以下の通りとする。なお、災害警戒本部の設置場所及び運営等は後述する災害対策本部の設置・運営に準ずる。

1) 設置基準

① 第2次防災体制の基準に達したとき

- ・市内で震度5弱を記録したとき
- ・氾濫注意情報
- ・大雨注意報(警報切替の可能性)

② その他状況により危機管理監が必要と判断したとき

- ・高齢者等の避難行動が夜間や早朝になりそうとき
- ・消防本部又は関係機関などから注意を促す連絡があったとき

2) 災害警戒本部廃止基準

災害警戒本部は、次の場合に廃止する。

① 災害対策本部が設置されたとき

② その他危機管理監が必要なしと認めた場合（事態の収拾など）

(2)災害警戒本部の組織

1) 編成

編成		役割
本部長	危機管理監	情報を収集し、市長に対し災害対策本部の設置を具申する
本部員	秘書広聴課長	情報管理班、避難所対策班の調整
本部員	まちづくり推進課長	土木管理部との協力体制、情報管理班、避難所対策班の調整
本部員	市民窓口課長	各部との協力体制、避難所対策班の調整
本部員	社会福祉課長	要配慮者への対応、福祉避難所の開設調整（社協等）
本部員	建設課長	地域振興部と協力体制の上被害軽減、情報収集の調整
本部員	教育政策課長	避難所対策班の調整（主に避難所となる施設との調整）
本部員	総務課長	情報管理班、避難所対策班の調整
本部事務局	危機管理課	情報収集・伝達、関係機関との連絡等

2) 役割

災害警戒本部は、事態の悪化に備え、それぞれの分担のもと市内巡視を含む情報収集や関係機関との連絡・協力体制を確立する。風水害時においては、避難所（福祉避難所含む）の開設に向けた準備、検討を行う。地震災害時においても同様であるが、自身の場合すでに被害が発生している可能性もあるため、被害状況の把握が主たる役割となる。いずれの場合も、必要に応じて災害対策本部へ移行する。その場合、災害警戒本部のメンバーは本部連絡員となる。

2 災害対策本部の設置及び廃止基準

【本部事務局】

(1)災害対策本部の設置

市長（決定者）は、危機管理監（報告者）の気象情報、被害情報等に基づく報告をもとに状況を判断し必要と認めたとき、または、第3次防災体制の基準に達したときは、災対法第23条第2項の規定に基づき災害対策本部を設置する。ただし、意思決定者や報告者が不在かつ連絡不能の場合は、「災害対策本部の設置決定者と状況報告者」に基づいて代行する。

なお、市内震度が5強以上を記録した場合は、自動的に設置する。

1) 設置基準

① 第3次防災体制の基準に達したとき

- ・市内で震度5強を記録したとき
- ・大雨警報(土砂災害)の発令
- ・洪水警報の発令
- ・避難判断水位に達した
- ・危険度分布が「警戒■」を示している

② その他状況により市長が必要と判断したとき

- ・市内に災害の発生が予想される場合、または、局地災害が発生した場合
- ・被害の拡大が予想される場合、又は、被害が拡大したとき

2) 災害対策本部廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- ① 予想された災害の危険が解消したとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したとき
- ③ その他本部長が適当と認めたとき（事態の収拾など）

(2)災害対策本部の組織

災害対策本部は、本部長を市長、副本部長を副市長、教育長、本部事務局長を危機管理監が務める。災害対策本部には平常時の部に準じた形で部を設ける。ただし、平常時、部に属していない部署に関しては関連性の高い部の所管としている。基本的に同一部内の調整は本部連絡員が行い、部長は各部間の調整を行うものとする。

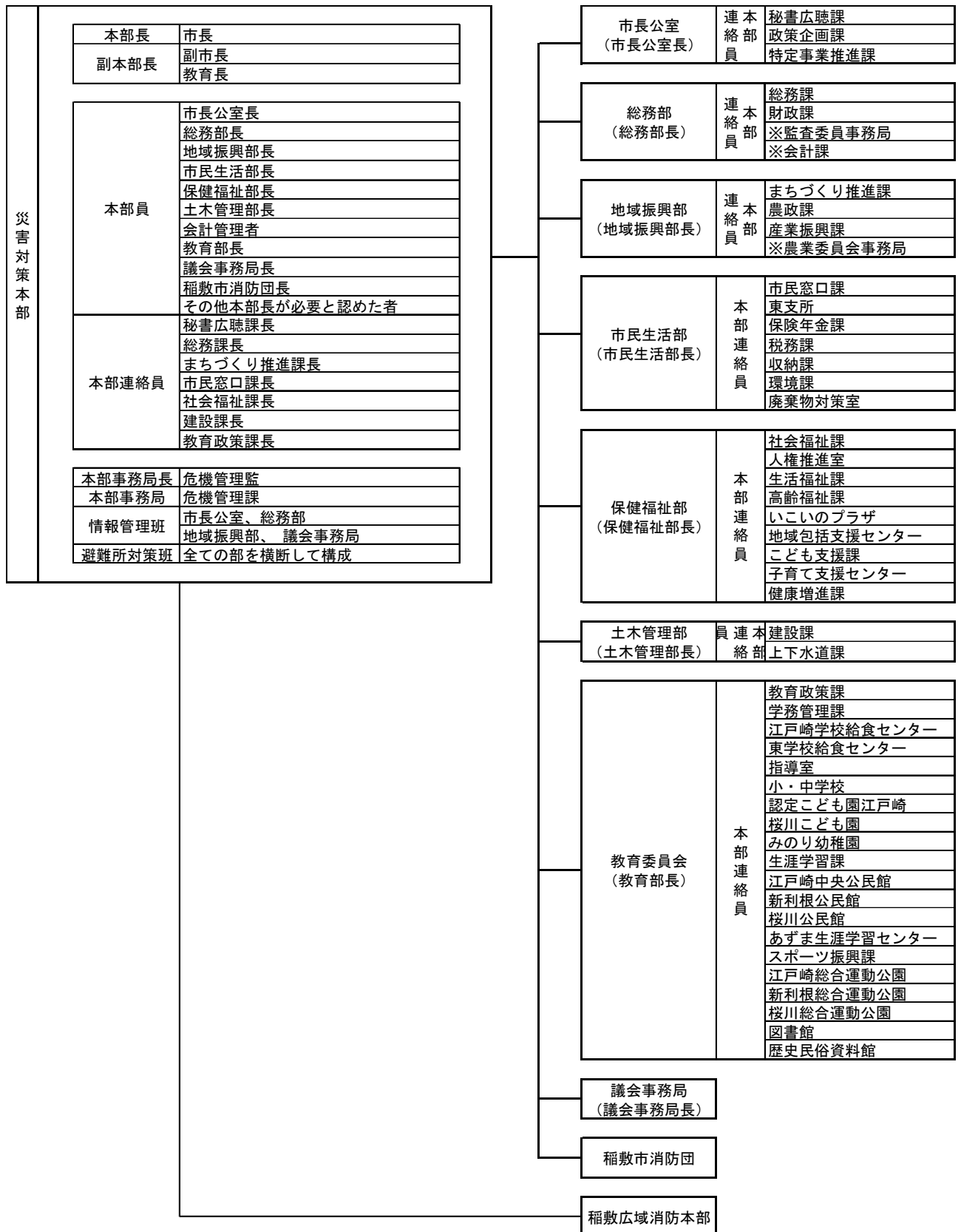
また、各課等は基本的に平常時の業務の延長上の災害対応業務を行う。部署ごとの人員配置や事務分掌については「稲敷市業務継続計画」に別途定めるものとする。

なお、避難所の運営やコールセンターといった災害時に限定的に発生する業務に関しては、災害対策本部直下に「班」を設け、より強力な組織横断的対応を可能とする組織体制をとっている。

II 地震・風水害等対策計画
第2章 災害応急対策計画
第1節 初動対応

1) 編成

① 災害対策本部組織図



② 災害対策本部の組織概要（本部長、副本部長及び本部員等の主な任務）

編成		役割
本部長	市長	1 本部会議の議長となること 2 本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督すること 3 国、自衛隊、県、他自治体、事業所、団体、市民等への応援要請の意思決定を行うこと 4 本部が行う応急・復旧対策上の重要事項に関する基本方針を決定すること 5 避難指示、警戒区域の設定を行うこと 6 災害救助法の適用申請の意思決定に関すること 7 市民（報道機関）向け緊急声明を発表すること
副本部長	副市長 教育長	1 本部長が不在、または本部長に事故あるとき、本部長の職務を代理すること 2 情報を常に把握し、本部長の任務遂行に必要な助言を適切かつ的確に行うこと
本部員	各部長	1 本部長の命を受け、担当部の業務責任者となり、所属班員の掌握及び指揮監督に関すること 2 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること 3 各部間の連絡調整に関すること
本部連絡員	秘書広聴課長 総務部長 まちづくり推進課長 市民窓口課長 社会福祉課長 建設課長 教育政策課長	1 本部員を補佐すること 2 部内および災害対策本部との連絡調整に関すること
本部員	市民生活部長	各部との協力体制、避難所対策班の調整
本部員	保健福祉部長	要配慮者への対応、福祉避難所の開設調整（社協等）
本部員	土木管理部長	地域振興部と協力体制の上被害軽減、情報収集の調整
本部員	教育部長	避難所対策班の調整（主に避難所となる施設との調整）
本部事務局	危機管理課	情報収集・伝達、関係機関との連絡等

編成		役割
本部事務局長	危機管理監	1 本部長及び副本部長を補佐すること 2 本部長及び副本部長が不在または同職に事故あるとき、本部長及び副本部長の職務を代理すること 3 本部事務局長として、関係機関と連携し情報を常に把握するとともに、本部員に対し適切かつ的確な指示を行うこと 4 災害対策本部の庶務に関すること
本部事務局	危機管理課	1 本部事務局長の命を受け災害対策本部の庶務を行う
情報管理班 【班長】 市長公室長 【副班長】 秘書広聴課長	市長公室 総務部 地域振興部 議会事務局	1 被害状況や各部等からの情報の集約・整理し災害対策本部への報告に関すること 2 コールセンターの設置・運営に関すること 3 災害に関連する情報の発信・広報に関すること 4 市議会との連絡および調整に関すること
避難所対策班 【班長】 教育部長 【副班長】 教育政策課長 社会福祉課長 市民窓口課長	全ての部	1 避難所となる施設の調整に関すること 2 避難所の開設運営に関すること 3 避難所対策班の人員調整に関すること 4 避難者（要配慮者含む）に関すること 5 避難所の廃棄物に関すること

2) 役割

市は、市内の地域において災害が発生した場合、民間団体、市民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため市は、防災対策の中核機関として、稲敷市災害対策本部条例（資料1-4）に基づき、災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

(3)災害対策本部の設営配置

＜本部の設置場所＞

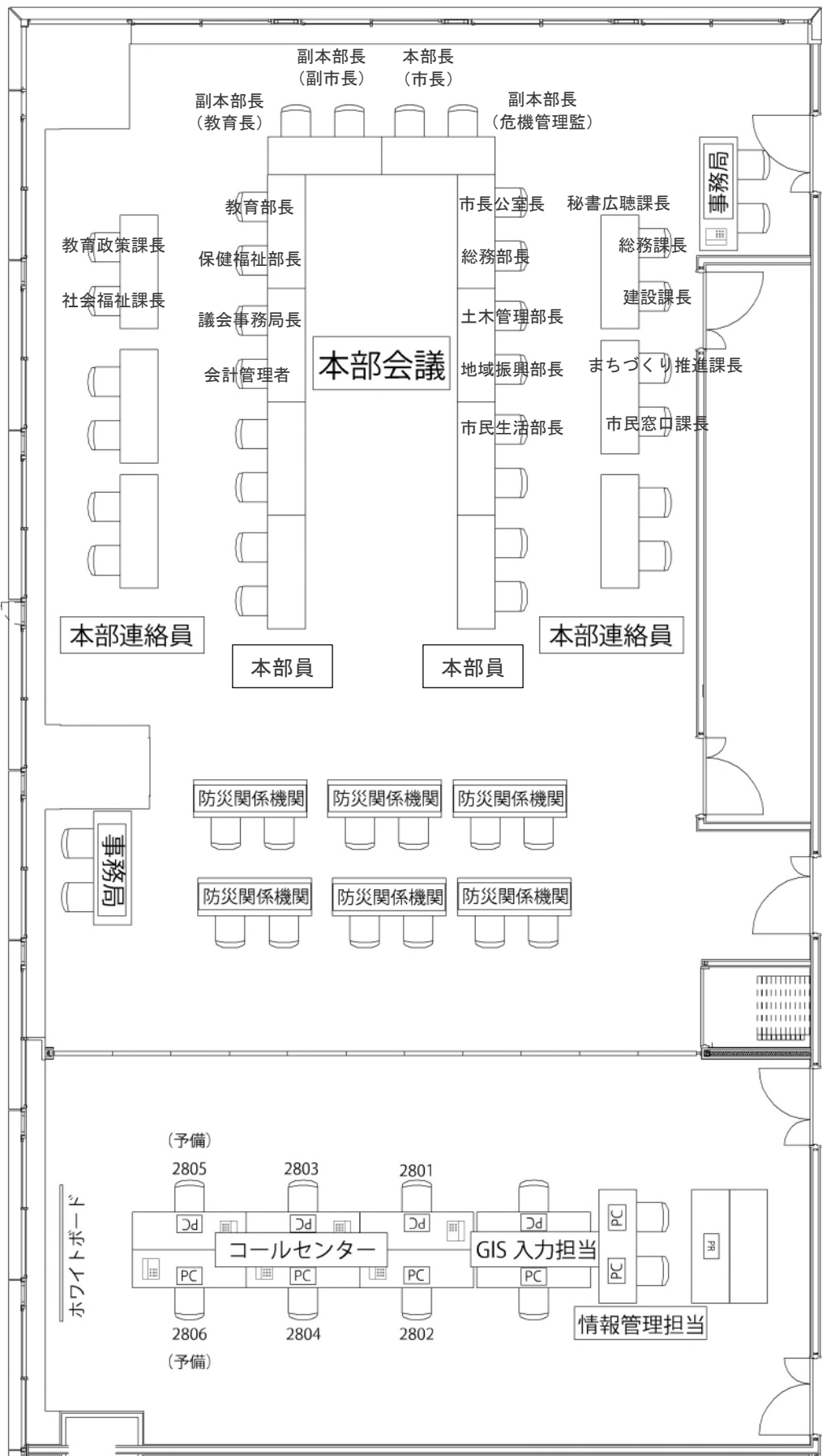
災害対策本部室は稲敷市役所 3 階 331 会議室（災害対策室）に設置する。稲敷市役所が被災等のため、使用が不可能となった場合は、被災等の少ない支所又は各公民館の会議室に設置する。

また、隣接する 322 会議室に情報管理室（コールセンター）を設置する。

＜本部の配置＞

災害対策本部を設置した場合は、直ちに本部室を設け、原則として次図のとおり配置につくものとする。

災害対策本部配置図



(4)現地対策本部の設置

災害が局地的であり、かつ、特定の地域の著しい被害が生じたときは、より被災地に近い場所に現地対策本部を設置する。現地対策本部の構成員は、災害対策本部で決定する。

3 本部の運営

【本部事務局】

(1)本部会議

1) 組織及び協議事項

本部会議は、本部長、副本部長、本部事務局長、本部員、本部連絡員をもって組織し、おおむね次に掲げる災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

なお、各部の本部連絡員は、災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況、その他必要な事項について、随時、本部会議に報告する。

会議の庶務は、本部事務局が担当する。

- ① 災害救助法の実施に関すること
- ② 本部の活動体制に関すること
- ③ 災害応急対策の実施及び調整に関すること
- ④ 応援に関すること
- ⑤ 自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る調整に関すること
- ⑥ 災害広報に関すること
- ⑦ 県、国に対する要望に関すること
- ⑧ 災害対策本部の廃止に関すること
- ⑨ その他重要な事項に関すること

2) 招集

本部長が必要に応じ招集する。

招集の伝達は、本部事務局長が行い、稲敷市公式アプリや携帯電話（チャットツール）を用いて、本部員を招集する。

(2) 本部設置等の通知

本部事務局長は、本部を設置または廃止したときは、速やかに県（防災・危機管理課）等に通知し、また、防災行政無線（資料3-5）や報道機関を通じて公表する。

通知又は公表の方法は、次表のとおりである。

通知又は公表先	通知又は公表の方法
庁内各部班	庁内放送、電話、口頭その他迅速な方法
県、指定公共機関	電話、県防災行政無線、文書その他迅速な方法

(3)本部連絡員の配置

市災害対策本部の情報収集・伝達体制の確立及び市職員全体の情報共有を図るため、各部に本部連絡員を設けるものとする。

本部連絡員は、各部で収集した情報を市災害対策本部に報告するとともに、市災害対策本部から

の指示をはじめとする各種情報を迅速かつ確実に伝達する役割を担うものとする。

(4)情報管理班の配置

情報収集・伝達は災害対応の根幹であることから、災害対策本部事務局の中に、情報の一元管理、庁内ネットワークへの掲載等、専任で情報全般を取り仕切る班を置く。

(5)防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。

要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための無線機等を携行させるよう配慮するものとする。

(6)国及び県の現地対策本部との連携

市は、国及び県の非常（緊急）災害現地対策本部との情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進するものとする。

(7)関係者以外の立入り制限

本部室は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。

(8)報道機関への対応

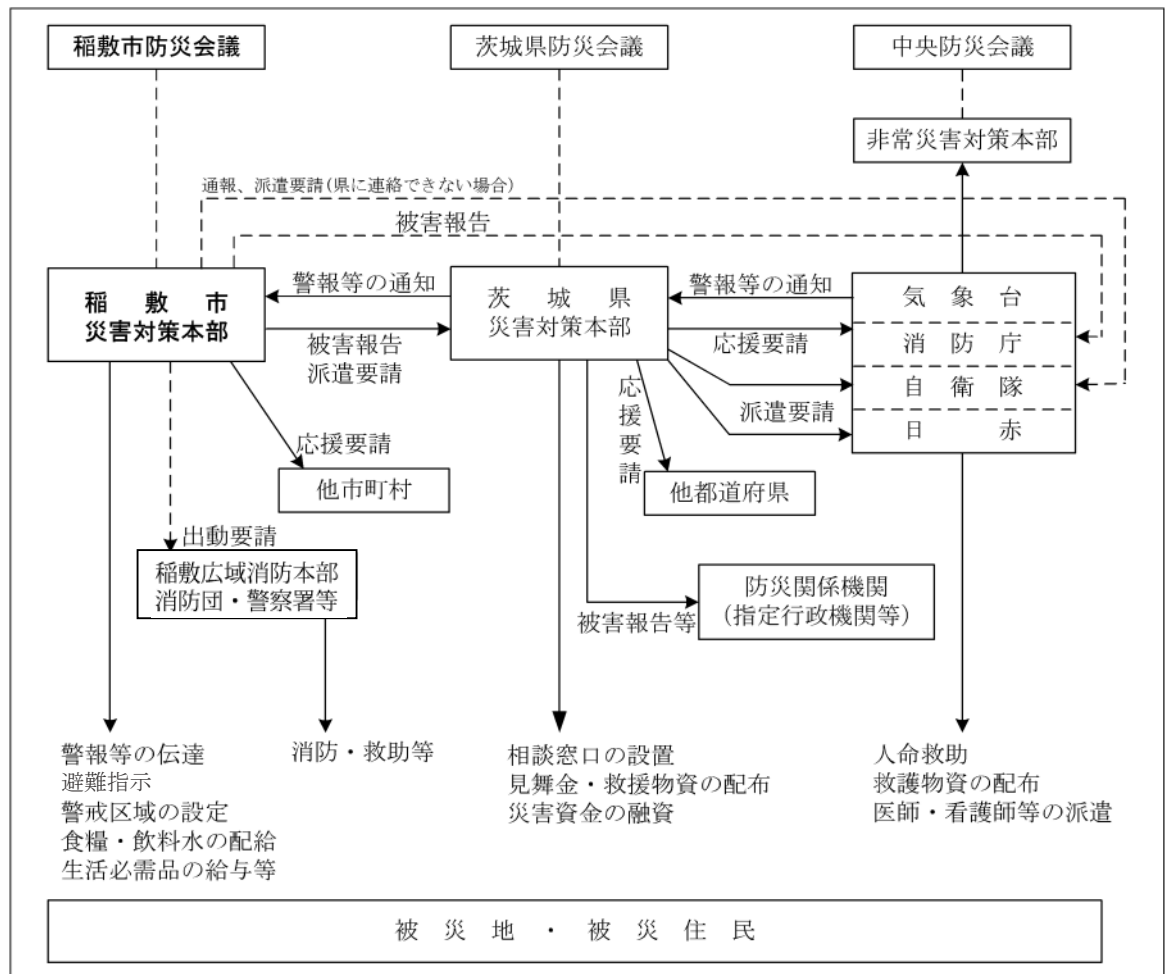
報道機関の取材への対応は本部事務局が行う。

また、本部長の記者会見については、市民等への広報の観点から適宜実施することとし、本部事務局が調整を行う。

(9)職員の健康管理

総務部長は、職員の健康管理に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長は、職員の健康及び勤務の状態等を常に配慮し、適切な措置をとるものとする。

総合防災体制図



第2節 災害情報の収集・伝達

第1 通信手段の確保

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握するための通信手段を確保する。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 市の通信施設の利用 ① 災害時優先電話 ② 防災行政無線 ③ I P 無線 ④ デジタル無線 ⑤ メール ⑥ 稲敷市公式アプリ ⑦ SNS ⑧ 非常・緊急電報 ⑨ Lアラート ⑩ チャットツール 2. 1で不足する場合 ① 他機関の通信設備の利用 ② 放送機関の利用（知事を通じて） ③ 使送による通信（自動車、オートバイ、自転車等）	本部事務局 情報管理班

1 専用通信設備の運用

【情報管理班】

市は、災害後直ちに保有する無線・有線通信設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

N T T等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、他機関に依頼してその旨を県に連絡し、代替通信手段の確保を依頼するものとする。

市が保有する設備の機能が確保された場合は、孤立している他機関が行う情報連絡を積極的に支援するものとする。

2 代替通信機能の確保

【情報管理班】

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により防災関係機関に報告又は通報するものとする。

連絡間	連絡方法
市 ⇄ 市出先機関	災害時優先電話、I P 無線、使送
市 ⇄ 市現場職員	災害時優先電話
市 ⇄ 県	県防災情報システム、災害時優先電話、電報
市 ⇄ 警察署・駐在所	災害時優先電話、使送
市 ⇄ 消防署	災害時優先電話、防災行政無線、使送
市 ⇄ 消防団	デジタル無線、電話、防災行政無線、使送
市 ⇄ 市民	防災行政無線、広報車、放送
消防署 ⇄ 消防団	デジタル無線、電話、防災行政無線、使送

災害時において加入電話が輻輳し、市が実施する応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次のような代替手段を用いるものとする。

(1)NTTの災害時優先通信等の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。

1) 災害時優先電話の指定

防災関係機関は、既設の電話番号をNTT東日本茨城支店へ「災害時優先電話」として登録を行い、茨城支店長等の承認を受けておくものとする。(事前対策)

市における災害時優先電話の設置状況は、資料3-3のとおりである。

2) 災害時優先電話の利用

- ① 一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。
- ② なお、災害時優先電話は発信のみの扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時は発信用として使用する。

3) 災害用特設電話の設置

災害時における通信手段を確保するため、事前に災害時用公衆電話を設置する。設置場所は、以下のとおりである。

災害時用公衆電話の設置場所（令和3年9月30日時点）

建 物 名	設置台数
あずま生涯学習センター	5 台
江戸崎中央公民館	5 台

(災害時用公衆電話の設置・利用に関する覚書に基づく)

4) 非常・緊急電報の利用

- ①非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込むこととする。

(※受付時間：8時から19時まで)

- ・非常扱い電報または緊急扱い電報の申込みであること
- ・発信電話番号と機関名称等
- ・電報の宛先住所と機関名称等
- ・通信文と発信人名

なお、電報が著しく輻輳する時は、受付を制限する場合がある。

- ② 非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、資料4-1「非常・緊急電報の内容等」のとおりである。

(2)非常通信の利用

市長及び防災関係機関は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。

なお非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合、あらかじめ茨城地区非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。

る。また無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険または緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、行う。

1) 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準ずるものとする。

- ① 人命の救助に関するもの
- ② 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- ③ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- ④ 電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令
- ⑤ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- ⑥ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- ⑦ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ⑧ 遭難者救護に関するもの
- ⑨ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- ⑩ 道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- ⑪ 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、茨城県防災会議及び茨城県災害対策本部、稲敷市防災会議及び稲敷市災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ⑫ 救助法第 24 条及び災対法第 71 条第 1 項の規定に基づき、県知事から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

2) 取扱い無線局

官公庁、会社等の総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、市は非常災害時に利用できる無線局の機能(通信範囲)を十分把握しておくものとする。

なお、機関名は、資料 3-4 「非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関」のとおりである。

3) 頼信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）または平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

- ① あて先の住所・氏名（職名）及びわかれば電話番号。
- ② 本文はできる限り簡潔に記載し、字数は 200 字以内（平文の場合はカタカナ換算）にする。
- ③ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のマスをあけない。
- ④ 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊 100 名派遣、毛布 1、000 枚を送らりたい。」のように）を記入する。
- ⑤ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記

入する。

(3)他機関の通信設備の利用

市長は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第 56～57 条）。

また、市長は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第 79 条）。

1) 使用または利用できる通信設備

- ・警察通信設備
- ・消防通信設備
- ・水防通信設備
- ・航空通信設備
- ・海上保安通信設備
- ・気象通信設備
- ・鉄道通信設備
- ・電力通信設備
- ・自衛隊通信設備

2) 事前協議の必要

- ① 市長は、災対法第 57 条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。（事前対策）
- ② 災対法第 79 条に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

3) 警察通信設備の使用

市が警察通信設備を使用する場合は、「資料 4-2 警察通信設備の使用手続」に示す手続によって行う。

(4)放送機能の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備もしくは無線設備による通信ができない場合、または著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を、知事を通じてNHK水戸放送局及び茨城放送に要請する。

(5)使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、市及び防災機関は使送により通信を確保するものとする。

(6)自衛隊の通信支援

市及び防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、Ⅱ．第 2 章第 3 節「第 1 自衛隊派遣要請・受援体制の確保」に基づき要請手続を行う。

第2 災害情報の収集・伝達

気象及び水防に関する警報、注意報及び情報の伝達、災害情報の収集、災害応急対策に必要な命令の伝達を迅速確実に実施し、被害を最小限に防止する。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 災害情報の伝達系統の周知徹底 2. 通信途絶時の備え（ラジオ等の配備） 3. 異常現象の発見者の速やかな通報 → 市長による関係機関・市民等への周知 4. 各部の被害報告（被害状況の取りまとめ：本部事務局） 各本部員 → 本部事務局 → 市長 5. 知事への被害報告（防災情報システム利用：本部事務局） ① 速報 → 災害発生直後に報告（緊急の場合は電話。事後、報告） ② 確定報告 → 応急対策完了後 10 日以内に報告 6. 報告系統 ① 通常：市 → 県 ② 県と連絡ができない場合：市 → 国（消防庁） ③ 119 番通報が殺到している場合：市 → 県 及び 国（消防庁）	各 部

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

【水戸地方気象台、本部事務局】

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2 特別警報・警報・注意報

【水戸地方気象台、本部事務局】

(1)特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

水戸地方気象台が茨城県を対象にして行っている特別警報・警報・注意報の種類とその発表基準は次のとおりである。

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、茨城県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

1) 警報、注意報、の基準値

(稲敷市、令和5年6月8日現在)

注意報・警報名		注 意 報	警 報
強 風 (平均風速)		強風による被害が予想される場合。 陸上 12m/s 以上	
	風 雪 (平均風速)	風雪による被害が予想される場合。 陸上 12m/s 以上 (雪を伴う)	
暴 風 (平均風速)			暴風により、重大な災害が予想される場合。 陸上 20m/s 以上
	暴風雪 (平均風速)		暴風雪により、重大な災害が予想される場合。雪を伴う。 陸上 20m/s 以上 (雪を伴う)
波 浪 (有義波高)			
	高 潮 (潮位：T P 上)		
大 雨	表面雨量指数基準	大雨による被害が予測される場合。 11 (降った雨が地表面にたまっている量)	大雨により重大な洪水害が発生するおそれがある場合。 19 (降った雨が地表面にたまっている量)
	土壌雨量指数基準	大雨による被害が予想される場合。 84 (土壌中の雨量の量を示す指数)	大雨により、土砂災害発生危険が予想される場合。 122 (土壌中の雨量の量を示す指数)
洪 水	流域雨量指数基準	大雨による洪水災害発生危険が予想される場合。 横利根川流域=7.3 小野川流域=19.6 (流域の雨量の量を示す指数)	大雨により、重大な洪水災害発生危険が予想される場合。 横利根川流域=9.2 小野川流域=24.6 (流域の雨量の量を示す指数)
	複合基準*	小野川流域= (5, 10.4)	
	指定河川洪水予報による基準	霞ヶ浦・北浦 [出島] 利根川下流部 [横利根]	霞ヶ浦・北浦 [出島] 利根川下流部 [横利根]
大 雪 (12時間降雪の深さ)		大雪による被害が予想される場合。 5 cm 以上	大雪により、重大な災害が予想される場合。 10cm 以上
雷		落雷等により被害が予想される場合。	
融雪			
乾 燥 (水戸地方気象台)		空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度 40%以下で、 実効湿度 60%以下	
濃霧 (視程)		濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。 陸上 100m以下	

注意報・警報名	注 意 報	警 報
霜（最低気温）	早霜・晩霜等により、農作物に著しい被害が予想される場合。 早霜・晩霜期に3℃以下	
低温（最低気温）	低温のため農作物に著しい被害が予想される場合。 夏期：15℃以下が2日以上継続 冬期：-7℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合。	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量が100mm以上	

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組合せによる基準値を表す。

2) 特別警報の発表

気象庁は、以下の基準に基づき、特別警報を発表する。

（稲敷市、令和5年6月8日現在）

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 50年に1度の積雪量（水戸地方気象台）：25cm（参考値） 令和6年11月1日現在	

3) 特別警報、警報、注意報、の構成と発表の仕方について

① 構成

特別警報、警報、注意報、は次の順で構成されている。

ア 発表年月日時分、発表官署名

標題に示す特別警報、警報又は注意報の発表時刻と発表官署名を示す。

イ 標題

対象となる発表区分及びその区域に対する特別警報、警報又は注意報の種類を示す。

ウ 注意警戒文

注意警戒を要する細分区域、現象の発生時刻、予想される災害時の要点を簡潔に記述し、二重括弧で囲う。

エ 本文

(ア) 本文は常に市町村ごとに記述し、[発表]・[解除]・[継続]を含む注意報・警報の発表状況や警戒すべき事項、予想される気象状況、量的予報事項を簡潔に記述する。予想される気象状況については、現象の開始時刻、終了時刻、ピーク時刻及び最大値等を箇条書きで明示する。

(イ) 留意すべき気象現象の特徴を「付加事項」として明示する。

② 発表の仕方

注意報、警報は、原則として市町村を単位に発表する。

また、注意報、警報は、単独で発表することもあり、あるいは同時に2つ以上発表することもある。このような場合次のように取扱う。

ア 2つ以上の注意報、警報を同時に発表する場合は多い。例えば冬期、季節風が強い時、強風注意報、乾燥注意報を同時に発表する。又発達した台風が接近する時には、暴風警報、大雨警報、洪水警報、波浪警報を同時に発表する場合などである。

この場合、表題に発表区域ごとに注意報又は警報の種類を併記するとともに、本文の市町村ごとに[発表]を付し、対象となる注意報又は警報の種類を併記する。

イ 注意報、警報の切りかえについて

1つ又は2つ以上の注意報や警報を発表した後において、1つ又は2つ以上の注意報や警報を発表した場合には、前に発表した注意報や警報は、後で発表した注意報や警報に切りかえられたことになる。例えば強風注意報、波浪注意報を発表した後において大雨注意報を発表した場合には、前の強風注意報と波浪注意報は自動的に解除されて、大雨注意報に切りかえられることになる。同じようにして警報から注意報への切りかえも行われる。

この場合、本文の二次細分区域ごとに [発表]・[解除]・[継続]を付し、対象となる注意報又は警報の種類を併記する。また、警報から注意報に切り替えた場合は、[警報から注意報]を付記する。

ウ 注意報、警報の解除について

一度発表した注意報、警報はその必要がなくなった時は必ず解除を発表する。

4) その他

水戸地方気象台は、注意報・警報とは別に気象現象の推移や防災上の注意を報じるため気象情報を発表する。

気象情報には数日後に災害が予想される場合に予告的に発表するものと、警報を補完するために発表するものがある。

① 台風情報（台風第〇〇号に関する気象情報）

台風情報には、台風の中心気圧、最大風速、風速 25m/s 以上の暴風域、風速 15m/s 以上の強風域、進路予報をその内容としている。24 時間の進路予想では、台風の位置情報は 1 時間ごと（毎正時）、進路予報は 3 時間ごと（3、6、9、12、15、18、21、24 時）に発表する。

また、72 時間の進路予想は 6 時間ごと（3、9、15、21 時）に発表する。

なお、3 日間（72 時間）先に台風の勢力を維持すると予報した台風に対して、4 日（96 時間）および 5 日（120 時間）先の進路の予報を 6 時間ごと（3、9、15、21 時）に発表する。

ただし、予想進路及び過去の統計から 4 日先または 5 日先に台風ではなくなっている可能性が高い場合は、4 日先または 5 日先の予報を省略することがある。なお、台風の強さについては予報しない。なお、台風が熱帯低気圧または温帯低気圧に変わり、3 日先以降は台風でなくなると予想される場合も 5 日進路予報しない。

② キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要は次のとおりである。

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分 布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報 （浸水害）の 危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の 危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数 の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

③ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（茨城県）で発表される。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構え

を高める必要があることを示す警戒レベル1である。

④ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

⑤ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、茨城県と水戸地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂災害に関するメッシュ情報で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

⑥ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

⑦ 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する茨城県気象情報」という表題の気象情報を発表する。

⑧ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で気象庁から発表される。

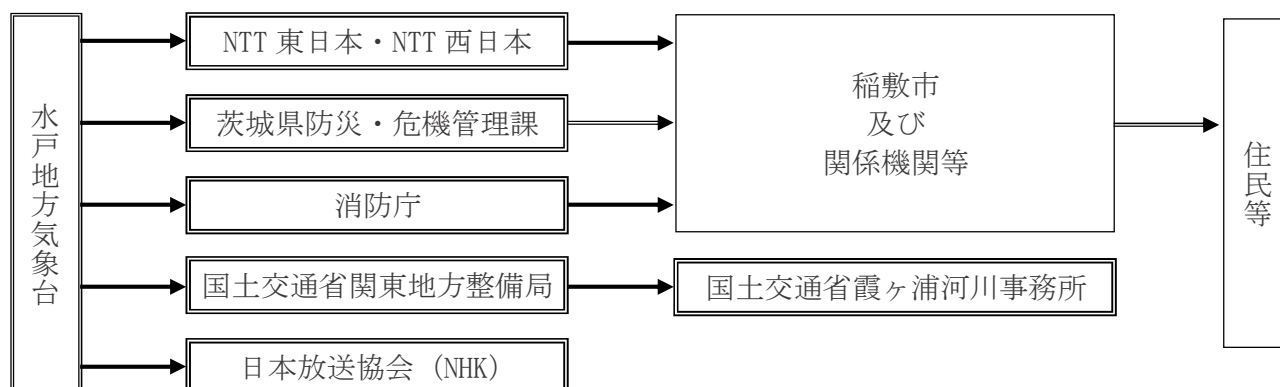
なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(2)特別警報・警報・注意報の伝達

1) 水戸地方気象台からの伝達系統

特別警報・警報・注意報の伝達



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

2) 東日本電信電話株式会社（NTT東日本又はNTT西日本）関係

水戸地方気象台からNTT東日本に通報された警報は、NTT東日本・NTT西日本の通信系等により市に伝達される。

この場合、警報の種類だけで、内容については伝達されない。

警報の種類：暴風、暴風雪、大雨、大雪、波浪、洪水、高潮の各警報

3) 放送局関係

水戸地方気象台からNHK水戸放送局に気象専用回線を通じて通報された警報等は、直ちに放送され、住民へ伝達される。

放送局名	コール・サイン	周波数	備考
NHK東京第1放送	J O A K	594K H z	300K W
NHK東京デジタルテレビジョン放送（総合）	J O A K-D T V	東京 27 C H（U H F）	10K W
NHK水戸デジタルテレビジョン放送	J O E P-D T V	水戸 C H 20 C H（U H F）	300K W
NHK水戸FM放送（水戸）	J O E P-F M	83.2M K z	1K W

4) 各機関の措置

① 市における措置

ア 市長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

イ 市長は、情報の伝達を受けたときは、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。

② その他の防災関係機関の措置

水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。

3 地震情報の収集・伝達

【本部事務局、情報管理班、防災関係機関】

市、防災関係機関は気象庁から発せられた地震情報を収集・伝達し、必要があれば最終的に市民に伝える。

(1)地震情報の収集

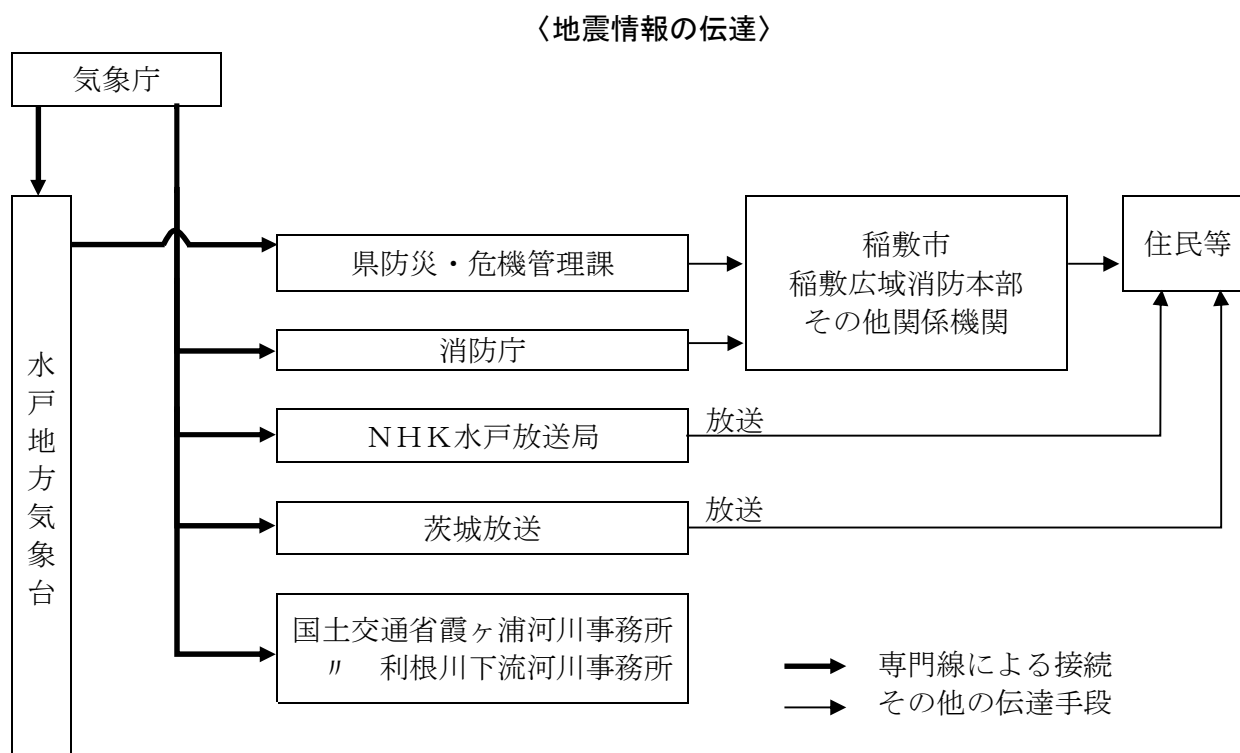
市及び防災関係機関は、県及び気象庁から得られる震度情報や、市に設置された地震計による計測震度の情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達するものとする。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度 3 以上	地震発生後 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度 3 以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表「津波の心配がない」、または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加
震源・震度に関する情報	以下の何れかを満たした場合 ・ 震度 3 以上 ・ 津波警報または注意報発表時 ・ 若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表 ※ 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。

地震情報の種類	発表基準	内 容
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 10 分後に気象庁ホームページ上に掲載）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

(2)地震情報の伝達

1) 水戸地方気象台からの伝達系統



2) 各機関の措置

① 市における措置

ア 市長は、情報の受領にあたっては、関係部課に周知徹底する。

イ 市長は、情報の伝達を受けたときは、本章第2節「第1 通信手段の確保」の定めるところにより、速やかに市民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。

② その他の防災関係機関の措置

水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。

(3)異常現象発見者の通報義務

地割れ等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長または警察官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は、水戸地方気象台、県（防災・危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

4 火災気象通報

【水戸地方気象台、本部事務局】

水戸地方気象台は、消防法に基づき、気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、火災気象通報を持ってその状況を知事に通報するものとする。火災気象通報は、市長が発令する火災警報の基礎となる。

火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。

実 施 基 準
① 実施湿度60%以下で、最大湿度40%以下になると予想される場合。 ② 平均風速が12m/s以上になると予想される場合。ただし、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

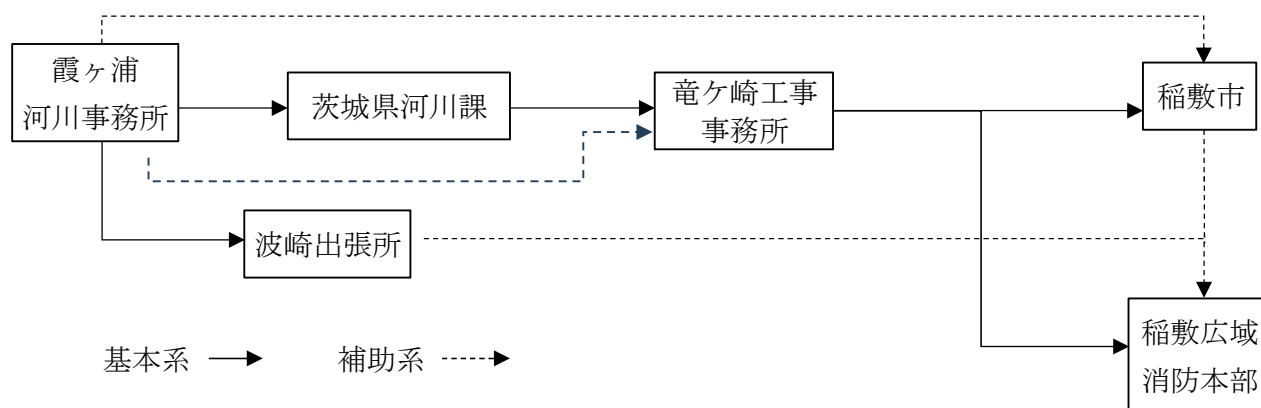
5 水防警報通知系統

【本部事務局】

(1)水位の通報

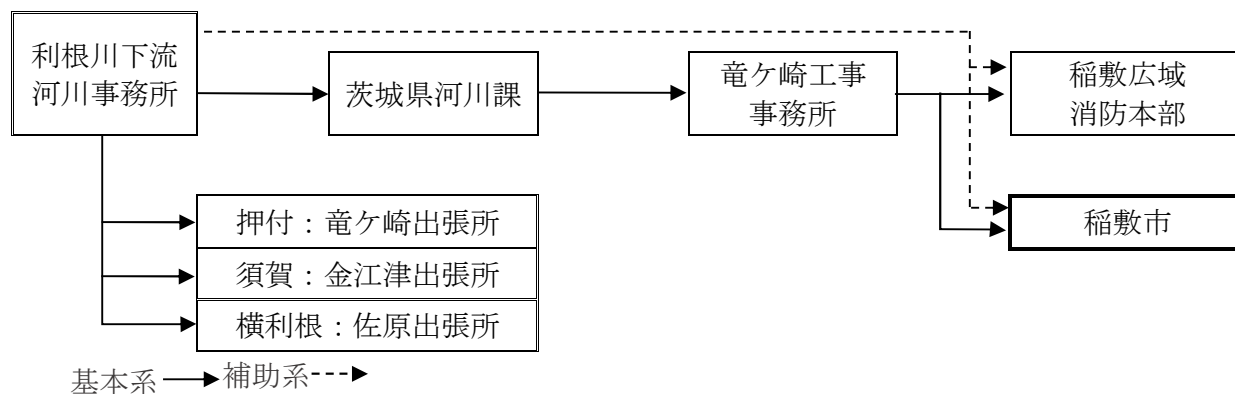
■霞ヶ浦（横利根川：水位周知河川）

霞ヶ浦河川事務所は、河川の水位が避難判断水位に達したときは、水位を示して県に通報し、竜ヶ崎工事事務所を通じて市に通報されるとともに、補助系統として直接通報される。

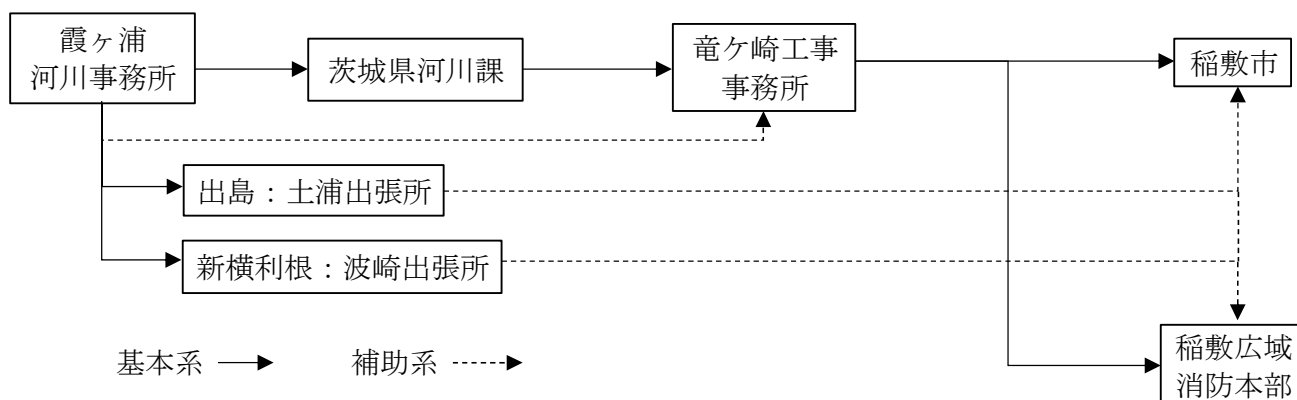


(2)水防警報通知系統

■利根川本川下流部（押付、須賀、横利根観測所）



■霞ヶ浦（出島、新横利根観測所）



6 国が管理する河川の洪水予報

【気象庁予報部、水戸地方气象台、関東地方整備局、利根川下流河川事務所、霞ヶ浦河川事務所、本部事務局】

洪水予報河川の洪水予報は、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。

気象庁大気海洋部と国土交通省関東地方整備局が共同で発表する利根川の洪水予報（氾濫注意報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）は、国土交通省関東地方整備局から県河川課に通報され、竜ヶ崎工事事務所を経由して市に伝達される。

また、霞ヶ浦の洪水予報は、水戸地方气象台・銚子地方气象台と霞ヶ浦河川事務所が共同で洪水予報を発表し、竜ヶ崎工事事務所を経由して市に伝達される。

洪水予報の種類、表題と概要

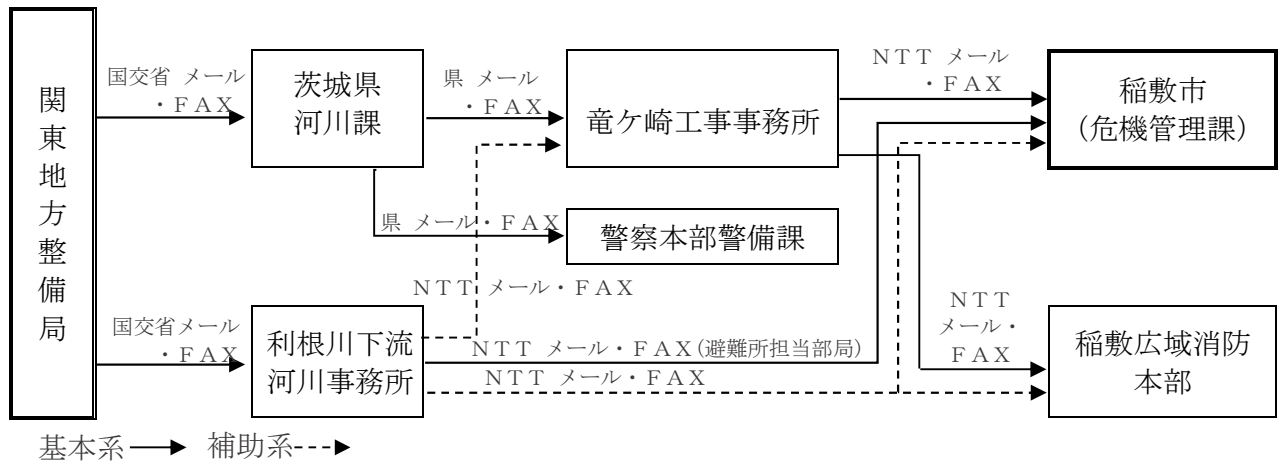
種類	種類	概要（基準水位は資料3-10参照）
洪水警報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

種類	種類	概要（基準水位は資料3-10参照）
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

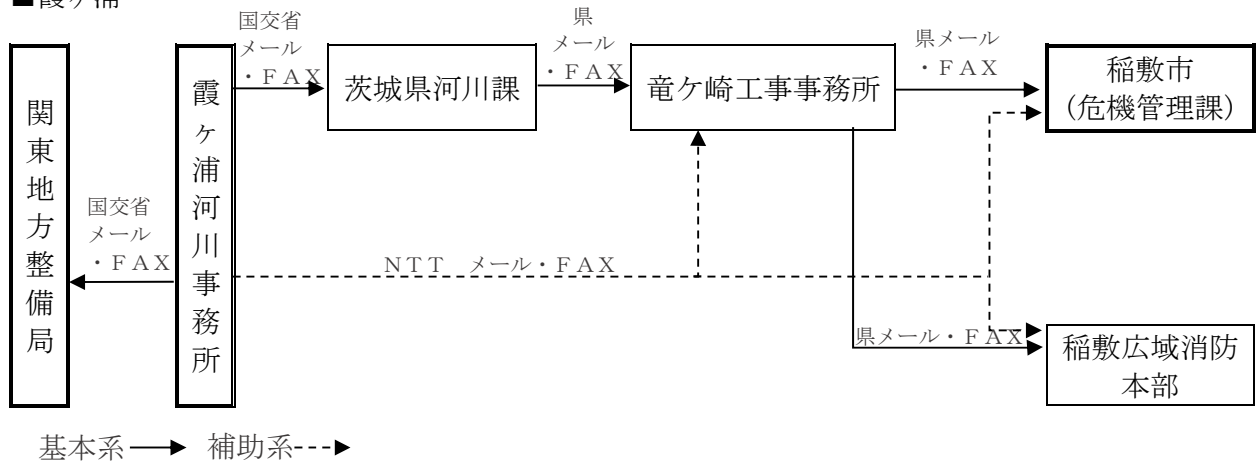
また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報として発表する。

洪水予報通知系統

■利根川本川下流部



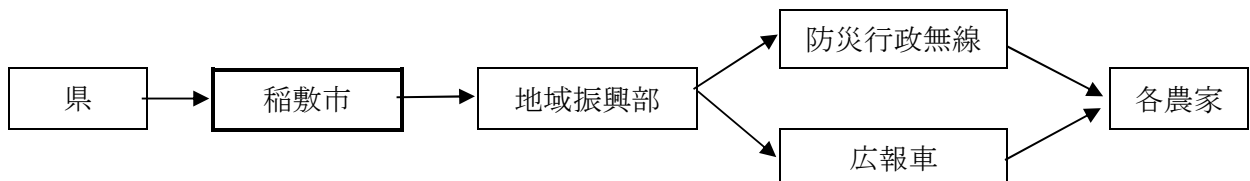
■霞ヶ浦



7 農業災害にかかる気象情報の伝達

【農政課】

(1)系統図



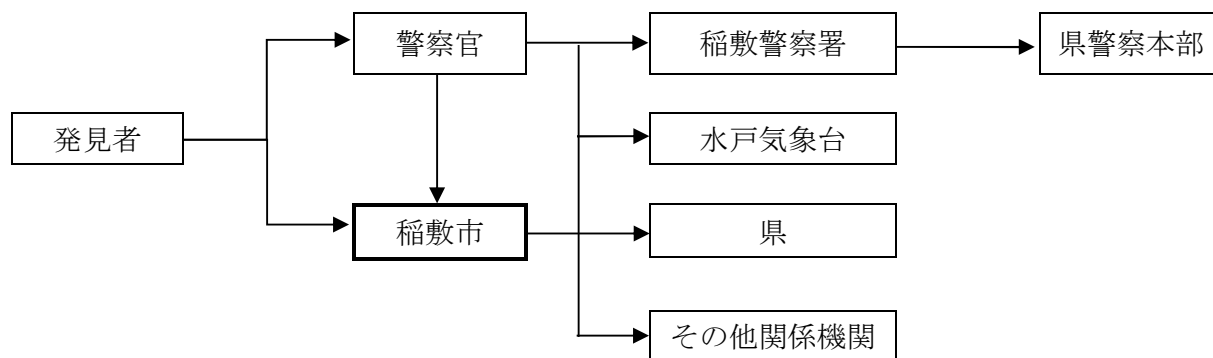
(2)伝達内容

- ・ 暴風雨警報（注意報）
- ・ 大雨警報（注意報）
- ・ 洪水警報（注意報）
- ・ 暴風警報（注意報）

8 異常現象の発見者の通報と措置

【発見者、市長、警察官、本部事務局】

- ① 災害が発生するおそれがある異常現象を発見したものは、直ちにその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。
- ② 住民から通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。
- ③ 市長は、水戸地方気象台、県（防災・危機管理課）、その他防災関係機関に通報すると同時に、住民その他関係団体にも周知させるものとする。



9 被害情報・措置情報の収集・伝達

【本部事務局、各部】

(1)被害情報・措置情報の種類

1) 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、火災、道路被害、公共施設被害等に関するこ
と。

- ① 被害発生時刻
- ② 被害地域（場所）
- ③ 被害様相（程度）
- ④ 被害の原因

2) 措置情報

- ① 災害対策本部の設置状況
- ② 主な応急措置（実施、実施予定）
- ③ 応急措置実施上の措置
- ④ 応援の必要性の有無
- ⑤ 災害救助法適用の必要性

(2)被害状況の把握

市は、災害が発生した場合、直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。各部長は、「被害状況等報告」（様式第1号）に掲げる被害のうち所轄に係る被害状況を収集し、本部事務局に報告するものとする。被害の分類認定基準は、資料4-3のとおりである。

なお、被害のとりまとめは、本部事務局が行うものとする。

また、所轄に係る被害情報の収集及び報告のとりまとめ担当課は次のとおりとする。

調 査 項 目	担 当 課
人的被害	稲敷広域消防本部
住家被害	産業振興課、税務課、収納課
公共建物被害	特定事業推進課
文教施設被害	教育政策課
農林・畜産及び農林業施設被害	農政課
公共土木施設被害	建設課
水道被害	上下水道課
下水道被害	上下水道課
商工関係被害	産業振興課
医療施設被害	健康増進課
福祉施設被害	高齢福祉課、社会福祉課、こども支援課
火災被害	稲敷広域消防本部、消防団
市営住宅被害	建設課

(3)情報の収集及び報告

- 1) 被害情報、措置情報の収集伝達は、本部事務局が被害報告を一括整理し、原則として防災情報共有システムを利用して行う。

報告先：茨城県 防災危機管理部 防災・危機管理課
 防災TEL 8-600-8558 NTT TEL 029-301-2879
 防災FAX 9-600-2898 NTT FAX 029-301-2898

なお、防災情報システムの入力様式「被害状況等報告」（資料4-4）により災害の具体的な状況及び個別の災害現場の概況等を報告する場合、又は、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できない場合は、同システムの様式「災害概況即報」（資料4-5）を用いて報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。

- 2) 報告は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生したときに行う。

- ① 市災害対策本部が設置されたとき
- ② 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- ③ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- ④ 地震が発生し、震度4以上を記録したとき
- ⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

- 3) 併せて、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日、消防災第267号）に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り分かる範囲で報告するものとする。

報告先	通常時：消防庁 応急対策室 T E L 03-5253-7527 F A X 03-5253-7537	夜間・休日時：消防庁 宿直室 T E L 03-5253-7777 F A X 03-5253-7553

- 4) 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について県に連絡するものとする。
- 5) 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。
- 6) 地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。

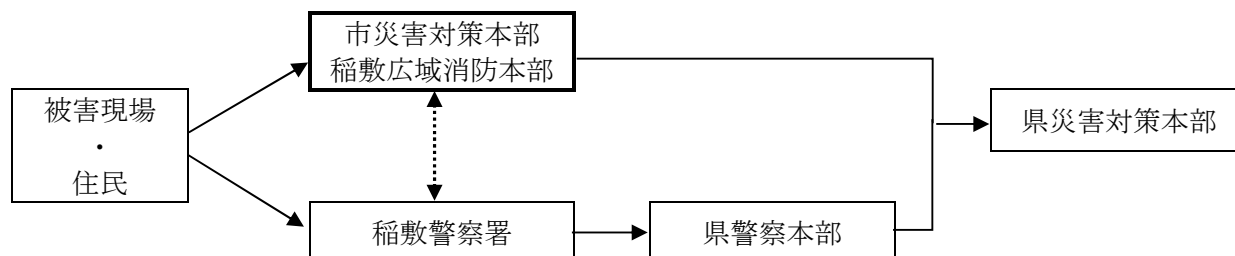
(4)防災関係機関の情報収集・伝達活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所掌する事務または業務に係る被害状況について速やかに県災害対策本部に報告するとともに、必要と認める関係機関、市町村等に伝達するよう努める。

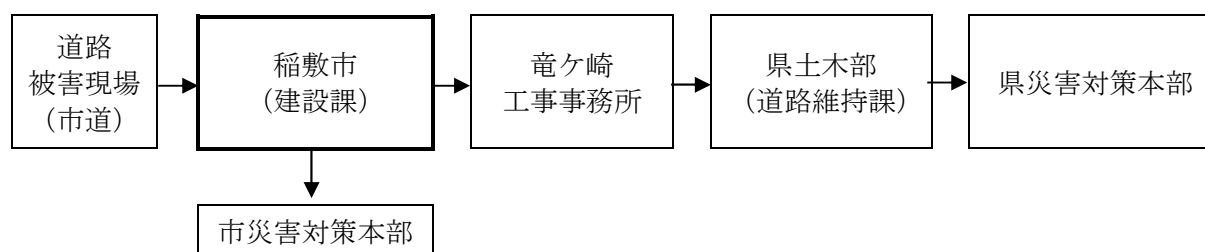
(5)被害種類別の情報収集・伝達系統

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領（系統）で情報の収集・伝達を実施する。

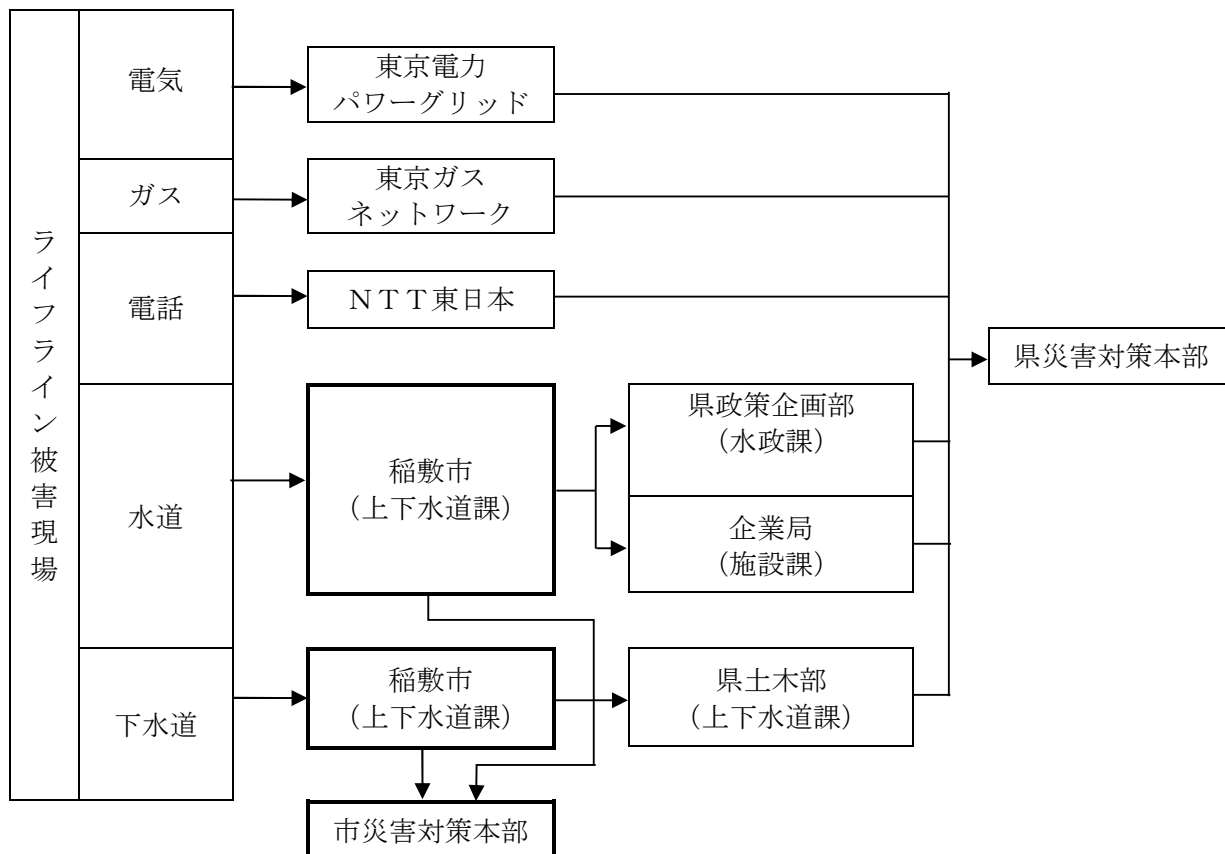
1) 死者、負傷者、建物被害、その他の被害



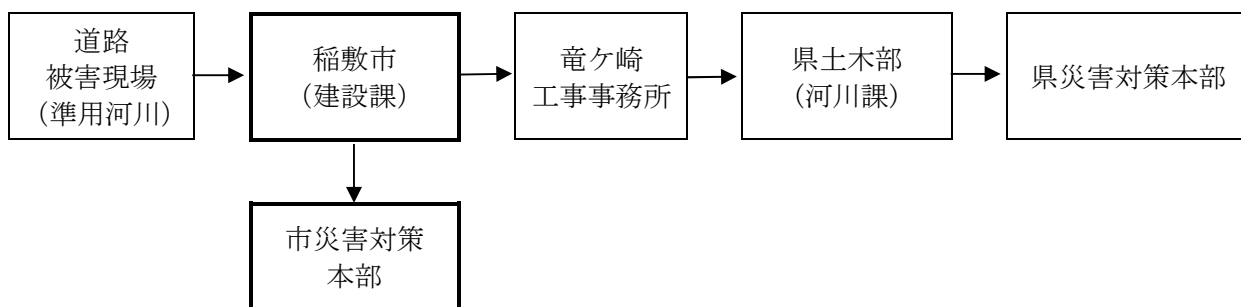
2) 道路被害



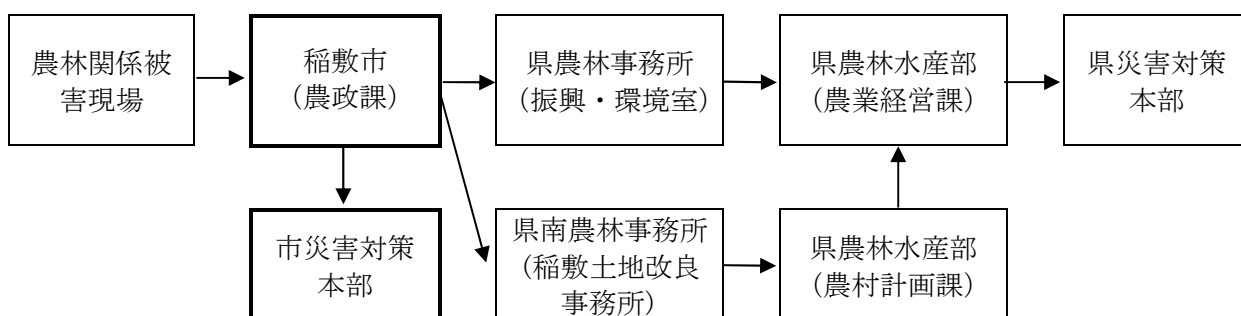
3) ライフライン被害



4) 河川被害



5) 農産物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地被害



- ② 気象・地震に関する情報
- ③ 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- ④ 避難指示等の出されている地域及び内容
- ⑤ 市民の安否に関する情報
- ⑥ 災害応急対策の状況
- ⑦ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ⑧ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑨ 近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑩ 指定避難所・救護所の開設状況
- ⑪ 道路及び交通情報
- ⑫ 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- ⑬ 地域住民のとるべき措置
- ⑭ ライフラインの被害状況、復旧状況
- ⑮ 救援物資、食糧、水の配布等の状況
- ⑯ 医療・救護所の開設状況
- ⑰ し尿処理、衛生に関する情報
- ⑱ 被災者への相談サービスの開設状況
- ⑲ 遺体の安置場所、死亡手続等の情報
- ⑳ 臨時休校等の情報
- ㉑ ボランティア組織からの連絡
- ㉒ 全般的な被害状況
- ㉓ 防災関係機関が実施している対策の状況
- ㉔ その他必要事項

1) 災害発生前の広報

災害に対するあらゆる情報を収集して災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ広報活動を実施するものとする。

2) 災害発生後の広報

- ① 災害状況を迅速かつ的確に把握し、被害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況と人心の安定と激励を含め、沈着な行動を要請する。
- ② あらゆる広報機材を利用し、また防災関係機関と連携して迅速に行うものとする。

(2)広報手段

1) 市が保有する手段による広報

市は、その保有する人員、資機材を活用して市民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- ① 防災行政無線（同報系、戸別受信機）
- ② 広報車による呼びかけ
- ③ ハンドマイク等による呼びかけ
- ④ 立看板、掲示板

- ⑤ インターネット（市ホームページ、情報メール一斉配信サービス、稲敷市公式アプリ、SNS）
- ⑥ サイレン
- ⑦ 情報紙、広報紙
- ⑧ ビラの配布、新聞折り込み
- ⑨ エリアメール（NTT ドコモ）・緊急速報メール（au、ソフトバンク）
- ⑩ Lアラート

災害時に有効な伝達手段及びその特色は、次表のとおりである。

災害時に有効な伝達手段及びその特色

伝達手段		種別	特色
①防災行政無線		緊 被 生	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
②広報車、 ③ハンドマイク		緊 被 生	〃
④立看板、掲示板		被 安 生	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
⑤インターネット	ホームページ	緊 被 安 生	市民に対してだけでなく、全国に向けた情報発信が可能
	情報メール一斉配信サービス、稲敷市公式アプリ、SNS等	緊 被 生	登録者に対し、きめ細やかに情報を提供することが可能
⑥サイレン		緊	緊急時の注意喚起、行動呼びかけに利用
⑦情報紙、広報紙		安 生	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
⑧ビラの配布、新聞折り込み		被 安 生	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
⑨エリアメール・緊急速報メール		緊	緊急時において、市域内にいる携帯電話利用者（NTT ドコモ、au、ソフトバンク）に一斉送信することが可能
⑩Lアラート		緊 被 生	発災直後から様々な情報伝達、注意の喚起に利用

※種別：緊 緊急時の情報（避難・警戒情報等）、被 被害情報、安 安否情報、生 生活情報

広報車を利用する際は、地区毎に分担を定め、効果的な広報を行うとともに、災害発生時には地区毎の被害状況や電気、水道等の復旧状況についても適切な広報を行い、人心の安定を図るものとする。また、常に安全に対する配慮と確認を行いながら、広報活動を実施するものとする。

2) 報道機関への依頼

市は、県に対して報道機関を通じた広報に関する要請を行い、県があらかじめ定めた協定に基づき、報道機関（NHK水戸放送局、茨城放送等）に対して上記の内容を広報するよう依頼する（資料2-6～2-9）。報道機関への情報提供は、FAXで行う。FAXによる伝達が難しい場合は、電話による連絡もやむを得ないが、事後速やかにFAXで同一情報を放送事業者へ提供するものとする。この際、テレビ放送については字幕をつけるよう併せて依頼する。

3) 自衛隊等への広報要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。要請方法の詳細は、「Ⅱ. 第2章第3節第1 自衛隊派遣要請・受援体制の確保」を参照。

2 報道機関への対応

【本部事務局】

(1)報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、市は可能な範囲で提供するものとする。

(2)報道機関への発表

- ① 高齢者等避難、避難指示等（それぞれ解除を含む）を発令した場合は、放送事業者へ情報提供を行うものとする。
- ② 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。
- ③ 発表は、原則として災害対策本部事務局長が実施するものとする。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部事務局長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。
- ④ 指定公共機関及び指定地方公共機関、市内に事業所を有する事業者が災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として災害対策本部事務局長と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。
- ⑤ 災害対策本部事務局長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各部及び関係機関に伝達するものとする。

3 記録資料の収集

【本部事務局】

被害状況の確認、記録の保存のため、本部事務局は、災害及び応急対策の状況等に関する資料を収集するほか、各関係機関と緊密な連絡をとり、また情報の提供を求めて資料の作成にあたる。

- ① 本部事務局、他班及び関係機関の撮影した災害写真、動画等の電子媒体記録
- ② 災害応急対策活動取材した写真、動画等の電子媒体記録
- ③ 各関係機関及び市民等が撮影した災害及び応急対策の写真、動画等の電子媒体記録

4 庁内連絡

【本部事務局】

本部事務局は、災害情報及び被害状況の推移を、庁内放送及び庁内ネットワークを利用し、職員に周知させるものとする。また、各班に対し実施すべき事項及び伝達事項を併せて放送するものとする。

5 問合せ対応窓口の設置

【情報管理班】

市民からの問い合わせに対応するため、各班からの応援により人員を確保し、コールセンター及び各庁舎に相談窓口を設置する。また、市として統一した回答をしていくため、相談内容を想定して対応マニュアルを作成し、対応するものとする

■関連箇所：本章第5節第4「2 相談窓口の設置」

第3節 応援・派遣

第1 自衛隊派遣要請・受援体制の確保

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、知事を通じて自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 派遣要請先 ①〔通常〕知事 ②〔非常〕直接、自衛隊へ（事後、知事に報告） 2. 派遣要請事項（災害派遣要請依頼書） ① 災害状況及び派遣申請理由 ② 派遣希望期間 ③ 派遣区域及び活動内容 ④ その他参考事項 3. 派遣部隊の受入準備 ① 派遣部隊の展開、宿営拠点 ② 連絡員の指名 ③ 資機材等の準備 4. ヘリポート：市内10箇所	本部事務局 総務部 自衛隊

1 自衛隊に対する災害派遣要請

【本部事務局】

(1)災害派遣要請

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を地震の規模や収集した被害情報から判断し、以下の災害派遣要件の範囲に照らして必要があれば直ちに知事を通じて派遣を要請するものとする。

災害派遣要件の範囲

公 共 性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること
緊 急 性	差し迫った必要があること
非代替性	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

(2)災害派遣要請の手続

- ① 市長は、市域に係る災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、資料4-7「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」により、知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

要求を受けた知事は、その内容を検討し必要があると認められるとき、自衛隊に対して直ちに派遣を要請する。

提出（連絡）先：茨城県 防災危機管理部 防災・危機管理課
 T E L 029-301-2879
 F A X 029-301-2898

- ② 市長等は前記①の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、事後速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。（自衛隊の連絡先：資料4-6）

(3)災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

自衛隊の活動

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊しまたは障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（S. 33. 総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けしまたは譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、市民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(4)自衛隊との連絡

1) 情報の交換等

市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校（警備課）または武器学校（土浦駐屯地）に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。

2 自衛隊の判断による災害派遣

【自衛隊】

自衛隊は、災害が発生または発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- ④ その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待つ暇がないと認められること。

3 自衛隊受援体制の確立

【本部事務局】

(1)受援体制整備

市長は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、派遣部隊の受援体制を整備するとともに、派遣部隊及び県または関係機関との連絡にあたるため、必要に応じ県から職員を受け入れる。

市長は、派遣部隊の受援に際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めるものとする。

1) 災害派遣部隊到着前

- ① 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- ② 連絡職員を指名する。
- ③ 派遣部隊の展開・宿営の拠点等をグラウンド等に定め、あらかじめ整備しておくものとする。

2) 災害派遣部隊到着後

- ① 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- ② 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

(2)ヘリコプターの受入れ

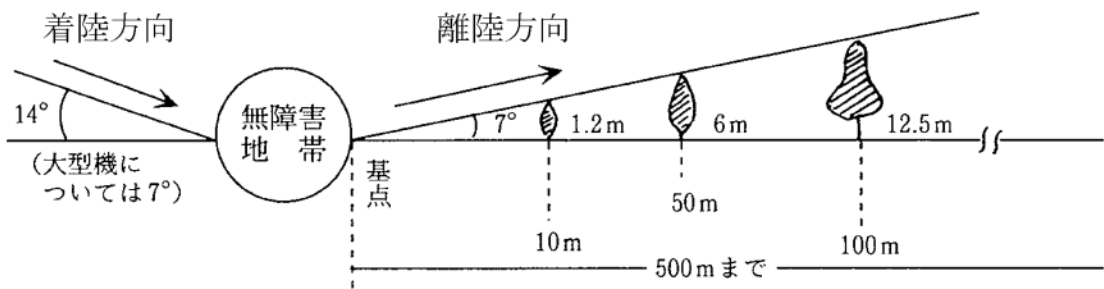
市長は下表の箇所、または他の適切な箇所に下記1)の基準により選定し、2)及び3)の要領により臨時ヘリポートを設営する。なお、ドクターヘリの着陸場所は、資料3-16に示す。

市内の臨時ヘリポート

(平成 29 年 1 月 30 日現在)

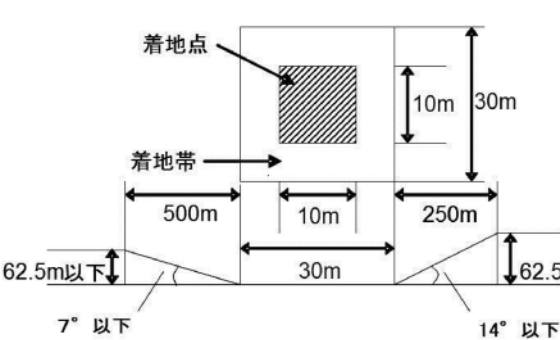
名 称	所 在 地	電 話 番 号	土地の状況
大森高校（グラウンド）	稲敷市江戸崎甲4344-4	029-892-1270	芝
稲敷市江戸崎総合運動公園 （ 野球場）	稲敷市荒沼3-1	029-892-8661	芝
江戸崎共栄工業(株)敷地	稲敷市佐倉2100	029-892-3551	芝
新利根小学校	稲敷市柴崎7218-4	0297-87-2095	土
稲敷市新利根総合運動公園	稲敷市伊佐津3280	0297-87-3439	芝
桜川小学校	稲敷市柏木4-5	029-894-2080	芝
総合運動公園浮島運動広場	稲敷市浮島5020-2	029-894-3600又は 029-892-2000	芝
いなほ消防署 桜東分署	稲敷市上須田355-1	0299-79-3720	舗装
白鷺球場	稲敷市佐原組新田1591	0299-79-0053	芝
稲敷市東グラウンド	稲敷市佐原組新田1596	0299-79-0053	土

1）下記基準を満たすヘリポートを確保する。この際、土地の所有者または管理者との調整を確実に実施する。

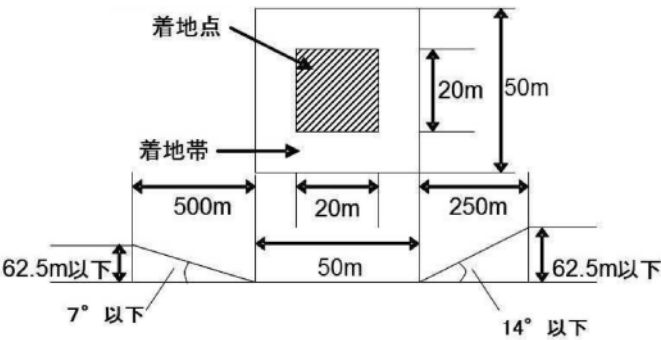


① 離着地点及び無障害地帯の基準

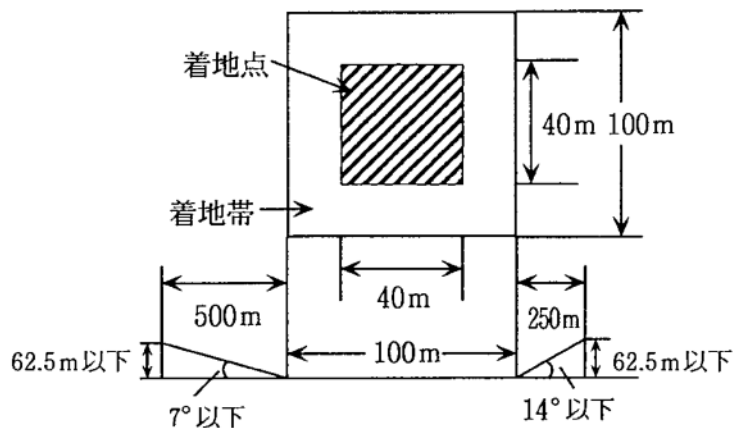
・ 小型機（OH-6）の場合



・ 中型機（UH-1（1J）UH-60JA）の場合



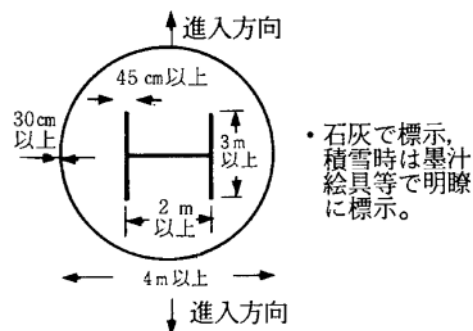
- ・大型機（CH-47）の場合



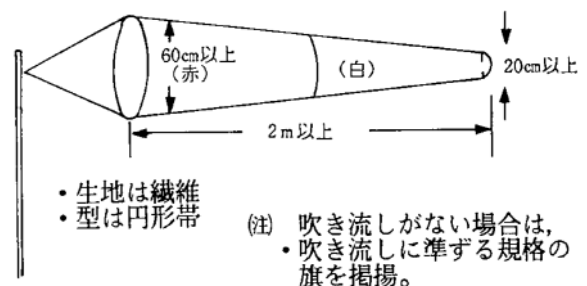
- ② 離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

2) 着陸地点には、下記標準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時には、着陸に必要な灯火施設を設置する。

- ① H記号の基準



- ② 吹き流しの基準



- 3) 危害予防の措置

- ① 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。

- ② 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

4 災害派遣部隊の撤収要請

【本部事務局】

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、資料4-8「自衛隊の部隊撤収要請依頼書」により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

5 経費の負担

【総務部】

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、派遣を受けた市が負担する経費はおおむね次のとおりである。

- ① 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
 - ② 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
 - ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動にともなう光熱水費・電話料等
 - ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

第2 応援要請・受援体制の確保

市は、市内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受援体制の確保を図る。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 応援要請先 → 他市町村、県、指定地方行政機関、民間団体、 自地域外の消防機関 2. 受援体制の確保 ① 受入窓口 → 本部事務局 ② 受け入れ施設の整備	本部事務局 総務部 稲敷広域消防本部

1 応援要請の実施

【本部事務局】

(1)他市町村への要請

市長は、市内にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

(2)県への応援要請または職員派遣のあつせん

市長は、知事または指定地方行政機関等に応援または職員派遣のあつせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

①応援要請時に記載する事項

- ア 災害の状況
- イ 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- カ その他必要な事項

②職員派遣あつせんを求める時に記載する事項

- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

(3)国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣について必要な事項

(4)民間団体等に対する要請

市長は、市の区域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

2 受援体制の確保

【本部事務局、総務部】

(1)連絡体制の確保

市長は、応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県、他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

また、市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(2)受援体制の確保

1) 連絡窓口、受援担当の明確化

市は、応援の受入れに関する総合調整を行うための根拠として「稲敷市災害時受援計画」を定め、稲敷市災害対策本部事務局に「受援担当」を置くものとする。

2) 受入施設の整備

市長は、県、他市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を定め、災害時に迅速に対応できるよう整備しておくものとする。

また、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

(3)経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた市の負担とする。

なお、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

- 1) 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費
- 2) 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

3 消防機関の応援要請・受援体制の確保

【稲敷広域消防本部】

(1) 応援要請

1) 市町村間の要請

市は、稲敷広域消防本部の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、隣接消防相互応援協定及び茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

2) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（総務省消防庁）に基づく要請

① ヘリコプター活動体制の整備

市長は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、飛行場外着陸場（ヘリポート）を確保する（Ⅱ．第2章第3節第1の「3 自衛隊受援体制の確立(2)ヘリコプターの受入れ」に準ずる）。

3) その他の広域応援

稲敷広域消防本部は、大規模災害の発生に際して、上記のほか、「全国消防長会・大規模災害消防応援実施計画」及び「緊急消防援助隊運用要綱」に基づく広域応援を受けるものとする。

なお、緊急消防援助隊は、市長が県知事を通じて消防庁長官に派遣要請を行うが、県知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。

< 応援派遣要請を必要とする災害規模 >

- ① 大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害
- ② 災害が拡大し、他市町村に被害が及ぶおそれのある災害
- ③ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- ④ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- ⑤ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

< 緊急消防援助隊の要請先（消防庁） >

平日（日中）：消防庁 応急対策室 T E L 03-5253-7527	夜間・休日時：消防庁 宿直室 T E L 03-5253-7777

(2) 受援体制の確保

1) 受入窓口の明確化

消防応援部隊の受入れ及び消防活動の調整等は、稲敷広域消防本部内に設置する災害指揮本部の受援調整本部において行う。

2) 受入施設の整備

市長は、消防機関の応援を速やかに受け入れるため、稲敷広域消防本部と協議して応援部隊の活動・宿営等の拠点（集結場所）をグラウンド等に定め、あらかじめ整備しておくものとする。

市は、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症蔓延時は感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

3) 応援隊との連携

稲敷広域消防本部は、受援調整本部において指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

- ① 災害状況の情報提供、連絡・調整
- ② 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（受援調整本部と代表応援消防機関の協議）
- ③ 部隊の活動・宿営等の拠点の指示
- ④ 消防活動資機材の調達・提供

4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた市の負担とする。

第3 他市町村被災時の応援

市は、他市町村で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 他市町村への応援・派遣（要請を待つ暇がない場合、自主的に応援） ① 支援対策本部の設置 ② 被害情報の収集 → 職員を派遣し、情報収集。 ③ 応援の実施 → 派遣先においては、自己完結型体制。 2. 広域避難者の受入れ ① 被災者受入れ施設の提供等 ② 全国避難者情報システムへの登録依頼	支援対策本部 本部事務局 総務部

1 他市町村への応援・派遣

【支援対策本部、本部事務局】

市は、他市町村において災害が発生し、または発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難のため応援要請がされた場合は、災対法及び災害時応援協定に基づき、他市町村に対し応援を実施するものとする。

ただし、緊急を要し要請を待つ暇がないと認められる場合は、自主的に他市町村に応援をすることが出来るものとする。

(1)支援対策本部の設置

支援対策本部は、本部長を副市長、本部事務局長を危機管理監が務め、各部長で部を設ける。

市は、他市町村において大規模な災害が発生した場合には、関係部局から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとする。

(2)被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村へ職員を派遣するなどし、被害情報の収集を速やかに行うものとする。

(3)応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。また、感染症蔓延時は感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

2 広域避難者の受入れ

【支援対策本部、本部事務局、総務部】

(1)広域避難者受入れ施設の提供等

支援対策本部は、他市町村において災害が発生し、他市町村から避難者の受入れについて要請があった場合、若しくは被害の状況等から受入れの必要があると判断した場合、広域避難者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行うものとする。

(2)全国避難者情報システムへの登録の呼びかけ

広域避難者の所在地等の把握のため、受け入れた避難者に対して、広域避難者情報システムへの登録の呼びかけを行う。

(3)避難者に関する情報の集約及び県（避難先都道府県）への情報提供

市は、避難者に関する情報を集約し、県（避難先都道府県）に提供する。

第4節 被害軽減対策

第1 警備対策

大規模災害が発生した場合には、関係機関による災害応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に推進し、災害から市民の生命、身体、財産を保護することが極めて重要である。

このため警察は、茨城県警察大震災警備計画等に基づき、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに被害実態の把握、救出救助、避難誘導、交通の規制等所要の災害警備活動を行い、市はこれに協力する。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 警備の実施機関 → 稲敷警察署 2. 実施項目 ① 被害の実態把握 ② 救出救助 ③ 避難誘導 ④ 交通対策 ⑤ 遺体の検視、検分 ⑥ 地域安全対策 ⑦ 保安対策 ⑧ 関係防災機関に対する協力 ⑨ 感染防止対策	稲敷警察署

1 警備体制

【稲敷警察署】

市域に災害が発生したときは、稲敷警察署に警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

2 警備の実施

【稲敷警察署】

(1)被害実態の把握

被害実態の把握は、次の事項について行う。

1) 初期的段階における被害実態の把握

- ① 火災の発生状況
- ② 死傷者等人的被害の発生状況
- ③ 家屋等の倒壊等建物被害の状況
- ④ 市民の避難状況
- ⑤ 主要道路及び橋梁の被害状況
- ⑥ 危険物貯蔵所及び重要施設の被害状況
- ⑦ 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況
- ⑧ 堤防・護岸等の損壊状況

2) 初期的段階以降

- ① 被災者の動向
- ② 被災地・避難所等の被害状況及び流言飛語の状況
- ③ 被災道路及び橋梁の復旧状況及び見通し
- ④ 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し
- ⑤ 市・日赤・医療機関等の救護対策の状況

(2)救出救助

救出救助は被害の状況に応じて、次により実施する。

1) 救出救助措置

- ①救出した負傷者は、応急措置をした後、救急隊、日赤救護班等関係防災機関に引継ぎ、医療施設に収容する。
- ②倒壊家屋等からの救出に当たっては、現場の資機材等を活用して二次災害の防止措置を講じ、救出する。

2) 装備資機材の活用

現有装備資機材を有効に活用するほか、建設機材保有業者の協力を得て、迅速かつ効果的に行う。

3) 安否確認活動

災害の種別、規則等に応じて必要があると認めるときは、県と連携して被災地域に移住する住民の安否確認活動を実施する。

(3)避難誘導

1) 避難誘導措置

避難誘導は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施する。

- ①大火の発生等が予想されるときは、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して安全な場所に避難させる。
- ②避難対象地域が広域にわたるときは、危険性の高い地域から避難誘導する。
- ③行政区、事業所等の組織を単位として、統制ある避難誘導を行う。
- ④医療施設、学校その他多数の人が集合する施設においては、管理者等の誘導による避難を原則とする。ただし、火災の発生など危険が切迫しているときは、所要の部隊を派遣し、管理者等に協力して安全な場所へ誘導する。
- ⑤避難のための立ち退きを行うことにより、かえって危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、緊急安全確保に関する措置を考慮する。

2) 避難誘導時の広報

避難誘導に当たっては、被害の実態及び拡大予想、避難経路、避難場所について迅速な現場広報を行う。

(4)交通対策

Ⅱ．第2章第4節「第3 緊急輸送」による。

(5)遺体の検視、見分

1) 検視場所及び遺体安置場所の確保

検視は、県及び市と協議し、または寺院等の協力を得て検視場所及び遺体安置場所を確保して行う。

遺体安置場所	所在
稲敷市立（旧）根本小学校体育館	稲敷市上根本 3301 番地

2) 関係機関の協力確保

検視は、日本法医学会、茨城県警察医会及び茨城県警察歯科医会、その他関係機関の協力を得て行う。

3) 身元不明遺体の措置

身元不明遺体は見分後、所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影するとともに遺品を保存して、事後に身元確認ができる措置を取り、関係機関に引き継ぐ。

(6)地域安全対策

被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗犯等、被災地域に密着した犯罪の予防活動等を次により実施する。

1) 犯罪の予防等

① 地域安全情報の収集、提供

被災地における各種犯罪の発生状況及び市民の要望など各種地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を地域安全ニュースとして積極的に提供し、被災地における犯罪の未然防止等に努める。

② 地域安全活動

ア 警戒警備の強化

被災地及びその周辺における警戒活動を強化して一般防犯活動に努めるとともに、避難所、食糧、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的な警戒活動を行う。また、警戒活動にあたっては、地域の防犯連絡員の協力を得て実施する。

イ 困りごと相談所の開設

必要により困りごと相談所を開設し、要配慮者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。

ウ 避難所訪問

避難所における被災者の避難実態、相談・要望の把握等を行うため、女性警察官を中心とした部隊を編成し、避難所訪問による被災者の心情に寄り添った支援活動を行う。

2) 行方不明者の調査及び迷子等の保護

① 行方不明者相談所の開設

必要に応じ、稲敷警察署及び駐在所その他の場所に、行方不明者相談所を開設し、行方不明者の捜索及び迷子等の保護に関する相談活動を行う。

② 迷子等の措置

ア 迷子等を保護したときは、避難所、医療機関その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。

イ 保護した迷子等のうち、保護者等の引取人がない者、及びそれが容易に判明しない者については、児童相談所または福祉事務所に通告、または引き継ぐ。

③ 行方不明者に関する届出を受理したときの措置

ア 行方不明者に関する届出を受理したときは、避難所、医療機関その他関係機関・施設に必要な手配を行うなど、該当者の発見に努める。

イ 行方不明者が多数に及ぶときは、必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした

捜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。

3) 流言飛語に対する措置

災害の発生時には流言飛語が発生して人心の不安を招くほか、各種犯罪を誘発する要因ともなることから市民に対し、災害の実態、避難者の状況、関係防災機関の活動状況等の情報を積極的に提供し、市民の不安除去に努める。

(7)保安対策

1) 危険物等に対する措置

- ① 鉄砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対し窃盗、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、家屋の倒壊等により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委託及び警察署での一時預り措置を行う。
- ② 石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては関係機関との連携を図り、警戒要員を派遣して、警戒区域（警戒線）内の立入り禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。

2) 経済事犯等に対する措置

商品の買占め、不当高価販売、土地家屋等の賃貸若しくは所有権をめぐる紛争等の事案発生に対処するため、生活経済事犯をめぐる情報の収集、主管行政機関との連絡を緊密に行うほか、悪質経済事犯については重点的な取締りを行う。

(8)関係防災機関に対する協力

1) 消防活動に対する協力

火災発生等の場合における消防自動車の通行の確保、警戒区域（警戒線）の設定等に当たっては、警備要員を派遣して協力する。

2) 水防活動に対する協力

堤防、護岸の決壊・亀裂等が発生した場合は、必要な警備要員を派遣し、水防関係車両の優先通行、警戒区域内の立入り禁止の措置を行うとともに、水防活動に協力する。

3) その他

市が行う防疫、緊急物資及び救援物資の輸送、道路の応急復旧、救護等の活動に対しては、必要により所要の警備要員または部隊を派遣して側面から支援する。

(9)感染防止対策

感染症蔓延時は感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

3 警備活動に対する援助要請

【稲敷警察署】

(1)他の警察署、都道府県警察に対する援助要請

稲敷警察署は、災害の規模が大きく、管轄区域の警備要員、車両及び資機材をもって対処できないときは、県警本部に援助を要請する。

県警本部は、県内の警備要員、車両、航空機及び資機材をもって対処できないときは、警察庁または他の都道府県警察に対し広域緊急援助隊の派遣等警察法第 60 条第 1 項に基づく援助要請を行

う。

(2)関係機関に対する援助要請

稲敷警察署は、警備実施上必要があるときは、関係機関に援助要請を行う。この場合、自衛隊に対しては、県警本部から茨城県災害対策本部を通じて行い、その他の機関に対しては当該機関に対し、県警本部を通じて、あるいは直接行う。

第2 緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長（市長が不在かつ連絡不能な場合は、副市長、教育長の順位で代行する）等は関係機関の協力を得て、「避難指示」のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものに対して早めの段階で「高齢者等避難」の伝達を行い、安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を行うべきことにも留意するものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 市民に対する緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、の有効な 広報手段の選定 2. 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、の内容 ① 避難対象地域 ② 避難理由 ③ 避難場所 ④ 避難経路 ⑤ 避難時の留意事項 3. 周知の方法 ① 防災行政無線 ② サイレン ③ 広報車 ④ 電話、FAX、メール ⑤ インターネット ⑥ 直接的な声かけ ⑦ 放送機関への依頼 ⑧ Lアラート 4. 避難誘導の留意事項 → 安全な避難経路の選定	災害対策本部 本部事務局 稲敷広域消防本部 消防団 稲敷警察署 自衛隊 市民

1 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難

【災害対策本部、本部事務局、稲敷広域消防本部、消防団、稲敷警察署、自衛隊】

(1)避難が必要となる災害

風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、を行う。

・洪水	・崖崩れ
・延焼火災	・強風による建物倒壊、倒木、落下、飛来物
・余震による建物倒壊・崖崩れ	・地震水害（河川ため池等）
・危険物漏洩（劇毒物、爆発物）	・その他

(2)緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の基準

緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表のとおりであるが、気象庁が発表する今後の余震に関する情報（余震発生確率）や気象予報、土砂災害危険箇所等の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。また、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、必要に応じて専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の技術的な助言の活用や平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。なお、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

<留意点>

- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換する（連絡先は下表欄外の情報の入手先を参照）。
- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- ・ 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行う。
- ・ 災害が発生するおそれがある時点において避難情報を発令する場合は、上階への移動や待避等の屋内での移動等によっても安全を確保することが可能な住民に対しては、必ずしも立退き避難を求めず、屋内での移動等による安全確保も促すことができること等、状況に応じた判断を行う。
- ・ 茨城県と気象庁による土砂災害警戒情報の運用が開始された場合は、これを避難指示の基準として活用する。

<基準(風水害)>

- ① 河川が警戒水位を突破する等洪水のおそれがあるとき。
- ② 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき。
- ③ 火災が拡大するおそれがあるとき。
- ④ 大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき。
- ⑤ がけくずれ等によって危険が切迫したとき、あるいは斜面において落石、亀裂、湧水、地鳴り等普段と異なる状況（災害の兆候）が確認されたとき。
- ⑥ その他住民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

< 基準(地震) >

被害拡大要因	判断基準
余震による建物倒壊	地震発生後に同規模もしくはそれ以上の余震が起こることが見込まれ、本震により傷んだ建物が倒壊するおそれがある
崖崩れ	・余震などで再び崩壊するおそれがある ・地震により緩んだ地盤などが降雨などにより崩れるおそれがある
地震水害 (河川、ため池等)	・地震による揺れ・液状化により堤防などに亀裂や沈下が生じ、制水・貯水に問題が生じるおそれがある
延焼火災	建物密集地において火災が発生し、消防力による鎮火が期待できないおそれがある
危険物漏洩 (劇毒物、爆発物)	危険物取り扱い・貯蔵施設において、危険物が漏洩した、もしくは漏洩するおそれがある
造成地の崩壊	傾斜地を切盛りして造成した地域において、地盤が崩壊するおそれがある

情報の入手先：水戸地方気象台（TEL029-224-1423：自動応答）（TEL029-224-1105：技術課）

茨城県竜ヶ崎工事事務所（TEL0297-65-3411）

国土交通省利根川下流河川事務所（TEL0478-52-6361）

国土交通省霞ヶ浦河川事務所 風水害 流域治水課（TEL0299-63-2415）

それ以外 管理課（TEL0299-63-2418）

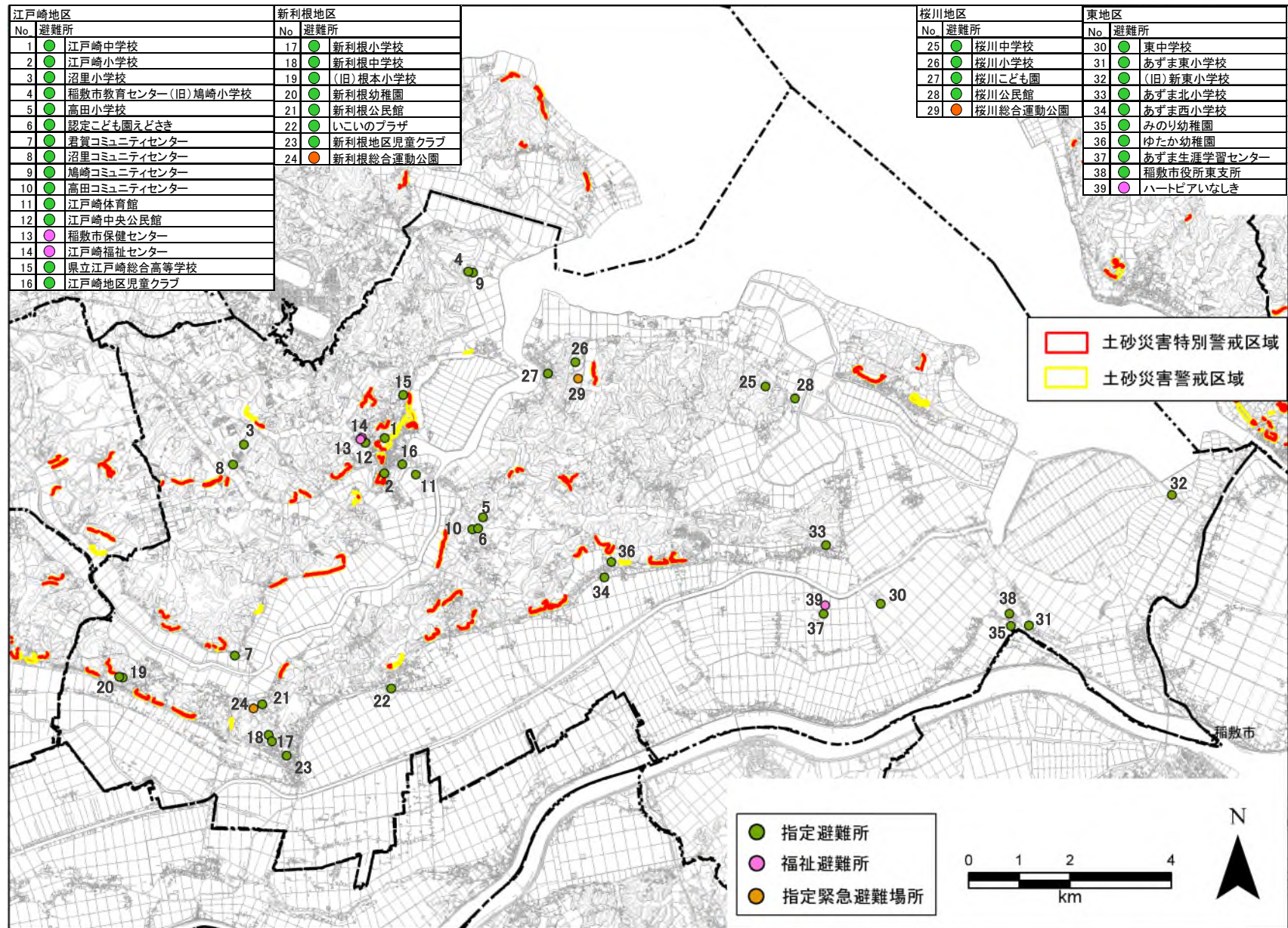
茨城県河川課テレホンサービス：029-301-6312 または 029-301-6314、

029-301-6362、029-301-6364

II 地震・風水害等対策計画

第2章 災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策



警戒すべき区域及び指定避難所・指定緊急避難場所位置図

(3)利根川・霞ヶ浦・小貝川の破堤・越水氾濫

1) 洪水時の避難基準

避難指示は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

	発令時の状況	住民に求める行動	水位基準			流域雨量洪水警報
			利根川 押付・横利根	霞ヶ浦 出島	横利根川 新横利根	
高齢者等避難	「災害のおそれあり」 ・災害が発生する恐れがある状況 ・災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況 ・避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生するまえまでに立退き避難を完了することが期待できる。	「危険な場所から高齢者等は避難」 ・高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。 ・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先に立退き避難する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じて、出勤等の外出を控えたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	避難判断水位に到達 押 付： 7.10m 横利根： 3.90m	避難判断水位に到達 出 島： 2.5m	氾濫注意水位に到達 新横利根： 1.40m	洪水警報の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が出されたとき (警報級)
避難指示	「災害のおそれ高い」 ・災害が発生する恐れが高い状況 ・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況 ・この時点で避難することにより、災害が発生する前までに立退き避難を完了することが期待できる	「危険な場所から全員避難」 ・居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。 ・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先に立退き避難する。	氾濫危険水位に到達 押 付： 7.80m 横利根： 4.40m	氾濫危険水位に到達 出 島： 2.60m	氾濫危険水位に到達 新横利根： 1.50m	洪水警報の危険度分布が「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が出されたとき
緊急安全確保	「災害が発生又は切迫」 ・災害が発生又は切迫している状況 ・河川堤防の決壊を含む河川の氾濫発生 ・災害が発生直前又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況	「命の危険 直ちに安全確保！」 ・居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する。 ・その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する。	- 決壊が確認された場合 - 漏水等の堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合 ※夜間であっても、躊躇なく避難指示を発令する。			洪水警報の危険度分布が「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が出されたとき (特別警報級)

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

Ⅱ 地震・風水害等対策計画
第2章 災害応急対策計画
第4節 被害軽減対策

情報の入手先 指定河川洪水予報：水戸地方気象台（TEL029-224-1423：自動応答）
（TEL029-224-1105：技術課）
利根川の水位：利根川下流河川事務所（TEL0478-52-6361）
霞ヶ浦の水位：霞ヶ浦河川事務所 風水害 流域治水課（TEL0299-63-2415）
それ以外 管理課（TEL0299-63-2418）
雨量、主要河川水位：茨城県竜ヶ崎工事事務所（TEL0297-65-3411）
茨城県河川課テレホンサービス：029-301-6312 または 029-301-6314、
029-301-6362、029-301-6364

なお、中小河川についても、具体的な避難指示の発令基準を策定するものとする。

2) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

対 象	警戒すべき区間	特に注意を要する箇所
利根川破堤・越水氾濫	・ 左岸 神崎大橋付近 ・ 左岸 結佐地区付近 ・ 左岸 水郷大橋付近	資料3-9（重要水防箇所）に示すとおりである。
霞ヶ浦破堤・越水氾濫	・ 右岸 霞ヶ浦に面している地域	

3) 避難すべき地域

避難指示等の対象となる「避難すべき区域」は下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。（連絡先は情報の入手先を参照）
- ・ 「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。
- ・ 「避難すべき区域」特定の際に参考とした想定される災害（Ⅰ．第3節「稲敷市の災害被害」）は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

■利根川破堤・越水氾濫による浸水想定区域

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm 程度以上	【桜川地区】飯出、古渡、三次、四箇、 柏木古渡、羽生、堀之内、岡飯出、阿波	床上浸水	
想定浸水深 3 m程度以上	【江戸崎】桑山、駒塚 【新利根地区】中山、戌渡、伊崎、南太田、 上根本、下根本、太田、堀川、柴崎、角 崎、下太田 【桜川地区】甘田、須賀津 【東地区】結佐、上之島、西代、八千石、中 島、脇川、余津谷、清久島、新橋、曲淵、 四ツ谷、六角、橋向、押砂、上須田、下須 田、佐原組新田、手賀組新田、境島、八筋 川、町田、清水、幸田、釜井、伊佐部、阿 波崎、福田、市崎、大島、三島、神崎本 宿、石納	平屋水没	
想定浸水深 5 m程度以上	【桜川地区】浮島、西の州 【東地区】本新	2 階が水没	

■霞ヶ浦破堤・越水氾濫による浸水想定区域

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm 程度以上	【江戸崎地区】駒塚、桑山、上君山、下君 山、松山、村田、高田、信太古渡、椎塚 【新利根地区】太田、堀川、柴崎、南太田、 伊崎、戌渡、伊佐津、狸穴、角崎、下根本、 小野 【桜川地区】甘田、須賀津 【東地区】清水、新橋	床上浸水	
想定浸水深 3 m程度以上	【江戸崎地区】江戸崎、羽賀沼 【新利根地区】中山、羽賀浦 【桜川地区】上馬渡、下馬渡、三次、古渡、 飯出、西の州 【東地区】結佐、上之島、西代、八千石、中 島、脇川、余津谷、清久島、新橋、曲淵、 四ツ谷、六角、橋向、押砂、上須田、下須 田、佐原組新田、手賀組新田、境島、八筋 川、町田、清水、幸田、釜井、伊佐部、阿 波崎、市崎、福田、大島、石納	平屋水没	
想定浸水深 5 m程度以上	【江戸崎地区】稲波、鳩崎 【桜川地区】浮島 【東地区】本新	2 階が水没	

■小貝川破堤・越水氾濫による浸水想定区域

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm 程度以上	【桜川地区】 甘田、須賀津、西の洲、下馬渡、上馬渡 【新利根地区】 上根本、下根本、角崎、中山、狸穴、柴崎、堀川、戌渡、伊崎、南太田 【東地区】 新橋、余津谷、神崎神宿、福田、清久島、脇川、中島、橋向、神崎本宿、幸田、佐原組新田、釜井、伊佐部、手賀組新田、押砂、曲渕、四ツ谷、六角、結佐、八千石、石納、上之島、西代、佐原下手、八筋川、境島、大島、上須田、下須田、阿波崎、三島、飯島	床上浸水	
想定浸水深 3 m程度以上	【江戸崎地区】 駒塚、桑山 【新利根地区】 太田 【東地区】 清水、町田、市崎	平屋水没	
想定浸水深 5 m程度以上	【桜川地区】 浮島 【東地区】 本新	2 階が水没	

4) 避難対象地区の高齢者や乳幼児等が利用する施設

想定された浸水区域内において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設は以下のとおりである。

市は、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を別途定めるものとする。(Ⅱ. 第1章第3節第5及びⅡ. 第2章第5節第6参照)

施設の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表しなければならない。

<浸水想定区域内の要配慮者利用施設>

区分	施設名	所在地	TEL	浸水想定区域内		
				利根川	霞ヶ浦	小貝川
幼児施設	みのり幼稚園	結佐 2534-8	0299-78-2116	●	●	●
	桜川こども園	古渡 305	029-894-2013	●	●	
	江戸崎保育園	江戸崎乙 1258	029-892-2670		●	
	小規模保育園パンダ	角崎 1578-2	0297-87-3620	●		
	養護老人ホーム松風園	浮島 5020-1	029-894-6723	●	●	

Ⅱ 地震・風水害等対策計画
第2章 災害応急対策計画
第4節 被害軽減対策

区分	施設名	所在地	T E L	浸水想定区域内		
				利根川	霞ヶ浦	小貝川
施設 福祉	介護老人保健施設いなしきの郷	佐原組新田 1378-1	0299-79-3811	●	●	●
福祉 施設	グループホーム ひだまり	高田 2817-2	029-834-5225		●	
	デイサービスセンター エビハラ	西代 1368-1	0299-78-4510	●	●	●
	通所介護事業所こころの家	清久島 1032	0299-94-8721	●	●	●
	デイサービスはあとりんく	八筋川 593	0299-95-8312	●	●	●
	稲敷市障がい者センターハートピアいなしき	佐原組新田 1540-1	0299-79-3737	●	●	●
	みんなの学校いなしき	曲渕 3-1	0299-77-5260	●	●	●
	ソーシャルインクルーホーム 稲敷佐原下手	佐原下手 153-1	0299-95-6895	●	●	●
	サポートシェアハウスいなしき	西代 4456-2	0299-77-5260	●	●	●
	合同会社 虹 リハビリデイサービス あおい	鳩崎 28-15	029-886-8057		●	
	指定短期入所生活介護事業所さくらがわ	飯出 1257-1	029-840-6181	●	●	
学校 施設	福祉サービスみどり しんとね	柴崎 54-2	0297-87-3133	●		●
	あずま東小学校	佐原下手口 1	0299-78-3138	●	●	●
	あずま西小学校	福田 1125	0299-79-2804	●	●	●
児童 福祉 施設	東中学校	八千石 77	0299-79-2206	●	●	●
	あずま東地区児童クラブ	佐原下手口 1	0299-78-3605	●	●	●
	あずま西地区児童クラブ	福田 1125	0299-79-2300	●	●	●
医療 施設	江戸崎地区児童クラブ	江戸崎甲 3277-1	029-892-2860		●	
	ゆはらクリニック	古渡 39	029-894-2002	●	●	●
	すずきクリニック	角崎 1655-1	0297-87-5253	●		●
	角崎クリニック	中山 4377-23	0297-87-6030	●		●
	内山歯科医院	上之島 3208-1	0299-78-2893	●	●	●
	古橋医院	西代 1368-3	0299-78-3770	●	●	●

Ⅱ 地震・風水害等対策計画
第2章 災害応急対策計画
第4節 被害軽減対策

区分	施設名	所在地	T E L	浸水想定区域内		
				利根川	霞ヶ浦	小貝川
	宇津喜歯科	古 渡 4 4	029-894-3930	●	●	
医 療 施 設	蛸原歯科医院	高 田 2819-1	029-892-2558		●	
	おおぬき小児矯正歯科医院	柴 崎 8315-1	0297-60-6085	●		●
	小貫歯科医院	橋 向 1 7 7 1	0299-79-2122	●	●	●
	宮本歯科医院	江戸崎甲 2716-2	029-892-2303		●	
	アイコールコンタクト診療所	西代1495 パルナ2F	0299-80-5878	●	●	●
	養護老人ホーム松風園診療所	浮 島 5020-1	029-894-6723	●	●	
	山田歯科医院	古 渡 1 9 5	029-894-2639	●	●	
	おおさと歯科医院	西 代 1 4 0 9	0299-94-5118	●	●	●
	パルナ歯科クリニック	西 代 1 4 9 5	0299-78-2811	●	●	●

(4)土砂災害警戒区域

市は高齢者等避難、避難指示について、以下の基準を参考に、気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

相当する警戒レベル	区分	判断基準	気象警報等	土砂災害警戒判定メッシュ情報※ ²
5	緊急安全確保	(災害が切迫) ・大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布において「災害切迫(黒)」となった場合 ・土砂災害の危険度分布において「災害切迫(黒)」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、その区域内に絞って発令を検討する。 (災害発生を確認) ・土砂災害の発生が確認された場合	大雨特別警報(土砂災害)相当	災害切迫 「大雨特別警報(土砂災害)の指標に用いる基準に実況で到達」
4	避難指示	・土砂災害警戒情報が発表され土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 ・土砂災害警戒情報が発表され、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報における実況雨量が、1時間後に「土砂災害発生警戒基準線(C Lライン)」に到達する。 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 ・大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象(斜面の崩壊等)が発見された場合 ・「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報(※3)における予測雨量が、1時間後に「土砂災害発生警戒基準線(C Lライン)」(※4)に到達する。 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合	土砂災害警戒情報相当	危険 「予想又は実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」
		積算雨量等による基準※ ¹ ①当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想される。 ②当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想される。 ③当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想される。		

相当する警戒レベル	区分	判断基準	気象警報等	土砂災害警戒判定メッシュ情報※ ²
3	高齢者等避難	・土砂災害の前兆現象（地下水の濁り等）が発見された場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 ・数時間後に避難経路等の事前通行規制の基準値に達する事が予測される場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 ・「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報における予測雨量が、2時間後に「土砂災害発生警戒基準線（CLライン）」に到着されると予想される。 ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	大雨警報 (土砂災害)相当	「実況または予想で大雨警報の基準に到達」
		積算雨量等による基準※ ¹ ①当日の日雨量が 50mm を超える。 ②当日の日雨量が 80mm を超える。 ③当日の日雨量が 100mm を超える。	(警報に切り替える可能性に言及)	
			大雨注意報	
			予告的な気象情報	

※1 ①：前日までの連続雨量が 100mm 以上あった場合

②：前日までの連続雨量が 40～100mm 未満であった場合

③：前日までの降雨がない場合

※2：土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報及び大雨警報等を補足する情報で、

1.5km 四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害発生の危険度を5段階に判定した結果を表示している。避難にかかる時間を考慮して、危険度の判定には2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。

※3：土砂災害警戒情報を補足する詳細情報として、茨城県ホームページで公開される5kmメッシュごとの危険度情報

※4：過去の災害状況と土砂災害の起こる恐れの大い雨量データの解析結果から、5kmメッシュごとに設定した警戒基準雨量のライン

避難対象区域	
江戸崎地区	門前、戸張、西町、桑山、松山、金上台、下君山、上君山、江戸崎、沼田、羽賀、大宿、切通、信太古渡、犬塚、蒲ヶ山、時崎、高田、村田、椎塚、駒塚
新利根地区	上根本、下根本、堀川、下太田、伊佐津、角崎
桜川地区	浮島、古渡、神宮寺
東地区	福田、幸田、清水、町田、市崎

(5)避難指示

実施者	内 容
市長または その委任を 受けた職員 及び水防管 理者	1) 市長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、または発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を行うものとする。 2) 市長またはその委任を受けた職員は、災害により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示するものとする。
警察官	警察官は、風水害等に伴う災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長が指示できないと認めるとき、または市長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示するものとする。
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。
知事または その委任を 受けた職員	1) 知事は、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示を行うものとする。 2) 知事またはその委任を受けた職員は、災害により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示するものとする。

(6)避難指示の内容

避難指示の内容については、以下の項目や地域特性に応じたその他の項目から、危険区域の住民が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理する。

＜高齢者等避難、避難指示内容例＞

- ・発令日時
- ・発令者
- ・対象地域及び対象者
- ・避難すべき理由
- ・危険の度合い（例えば、「堤防から大量の漏水があること」、「1時間後に道路冠水のおそれがあること」、「余震により建物倒壊のおそれがあること」、「地震火災の発生により延焼拡大のおそれがあること」等、河川や堤防などの状況や、今後予想される被災状況などについての説明を含めること。）
- ・高齢者等避難、避難指示の別
- ・避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）
- ・避難場所
- ・避難の経路（あるいは通行できない経路）
- ・住民のとるべき行動や注意事項（例：「近所に声をかけながら避難してください」）
- ・本件担当者、連絡先

＜高齢者等避難の伝達文（住民あて）の例＞

- ・こちらは、稲敷市です。〇〇地区に〇〇川に関する高齢者等避難を発令しました。〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。次に該当する方は、避難を開始してください。お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。川沿いにお住まいの方（急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）については、避難を開始してください。

＜避難指示の伝達文（住民あて）の例＞

- ・こちらは、稲敷市です。〇〇地区に〇〇川に関する避難指示を発令しました。〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。速やかに避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。
- ・こちらは、稲敷市です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。直ちに〇〇公民館へ避難してください。なお、土砂崩れにより、〇〇道は通行できません。（そのほか、「地震による堤防被害のため、〇〇川が決壊するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」等）
- ・稲敷市長の〇〇です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。避難中の方は直ちに〇〇小学校への避難を完了してください。なお、土砂崩れにより、〇〇道は通行できません。

＜緊急安全確保の伝達文（住民あて）の例＞

- ・こちらは、稲敷市です。〇〇地区に緊急安全確保を発令しました。〇〇川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- ・こちらは、稲敷市です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して緊急安全確保を出しました。自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。
- ・稲敷市長の〇〇です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して緊急安全確保を出しました。命の危険が迫っています。自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

(7)避難措置の周知

1) 住民への周知徹底

高齢者等避難の発表、避難指示をした者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。

この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障がい者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

なお、高齢者等の要配慮者については、在宅避難、親戚・知人宅への避難をお願いすることについても周知する。

また、高齢者以外に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることについて周知する。

市は、地域コミュニティ（行政区、自主防災組織等）との協力・連携を図り、住民への周知漏れを防ぐよう努力する。

2) 住民への伝達手段

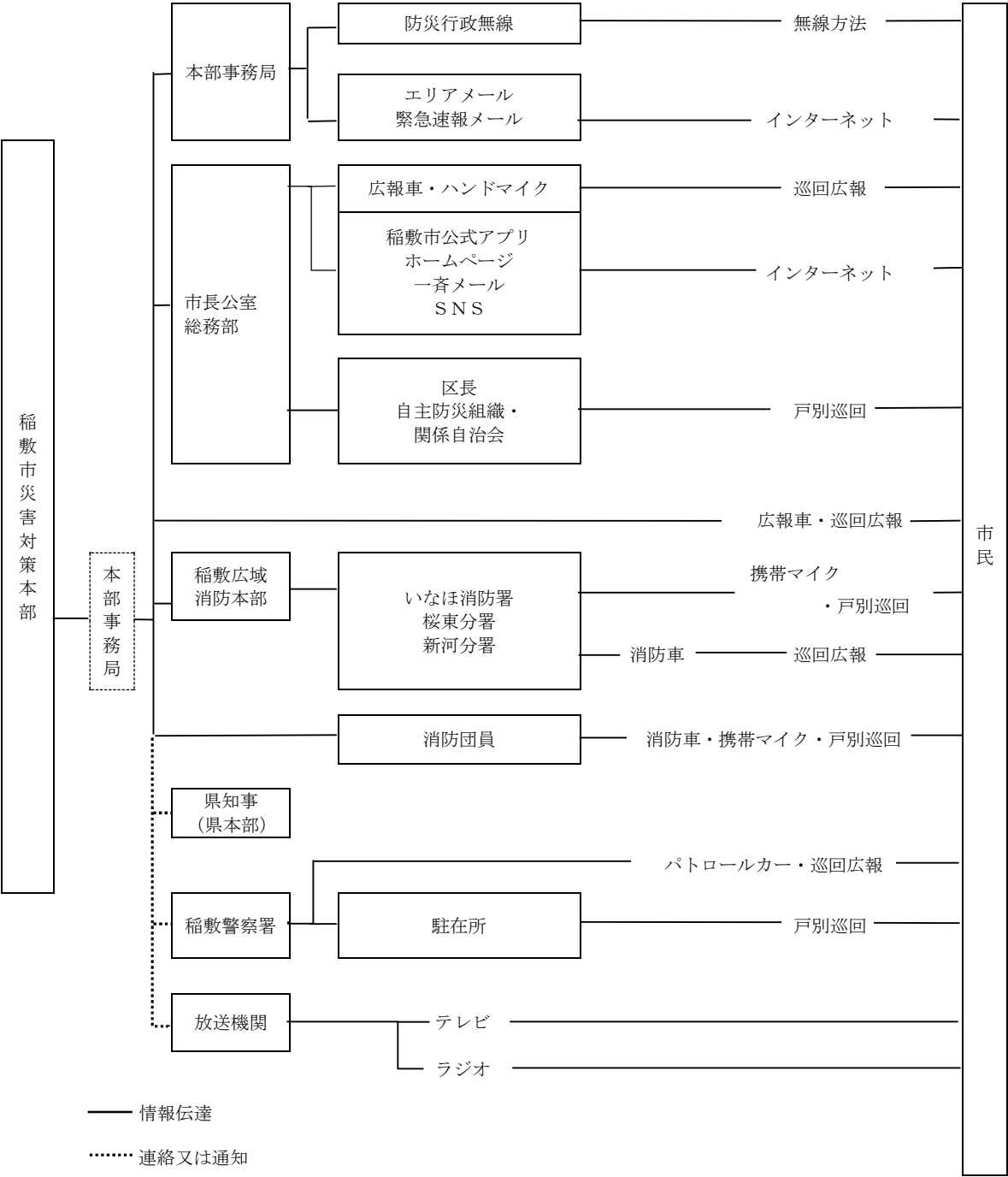
伝達手段については、避難指示の種類ごとに、以下の手段や地域特性に応じたその他の手段を含めた複数の手段を組み合わせ、伝達先とチェックリストとともに具体的に定める。

- ・防災行政無線（同報系）や稲敷市公式アプリ、Ｌアラート等を利用して対象地域の住民全般に伝達（避難指示についてはサイレンの吹鳴を併用）。また、避難の呼びかけの際には、住民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫を施して実施するものとする
- ・市広報車や消防車両により、対象地域の住民全般に伝達
- ・消防団、警察に対して対象地域の住民への伝達を依頼（あらかじめ消防団、警察による伝達方法を確認しておく必要あり）
- ・区長（若しくは自主防災組織会長）等の協力を得ての組織的な伝達体制に基づき、市からの連絡先（自主防災組織の会長等）への電話、メール等による伝達
- ・要配慮者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援関係者（区長、民生委員児童委員、自主防災組織、消防機関）、社会福祉協議会、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者への電

話、メール等による伝達及び避難支援関係者や親族の協力を得た個別訪問の実施

- ・行政区（自主防災組織）において率先して避難行動を促す、地域コミュニティ間での直接的な声かけ
- ・稲敷市公式アプリ、ホームページへの掲載、情報メール一斉配信サービス、SNS等インターネットによる対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達
- ・テレビ、ラジオ等の放送機関への依頼

避難指示の伝達系統図



3) 関係機関相互の連絡

緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令、及び解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

下記のチェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れないか確認する。

<市民等への伝達>

- ☐ 防災行政無線（同報系）
- ☐ 広報車・消防車両
- ☐ 行政区（自主防災組織）の会長・・・FAX、電話、携帯電話メール
- ☐ 市ホームページへの掲載、稲敷市公式アプリ、SNS、情報メール一斉配信サービス等
- ☐ 事前登録されている企業・・・FAX

<避難行動要支援者・福祉関係機関への伝達>

- ☐ 支援者の事前登録者・・・FAX、電話
- ☐ 要配慮者の事前登録者・・・FAX、携帯電話メール
- ☐ 要配慮者の避難所となる施設・・・FAX、電話

<防災関係機関への伝達>

- ☐ 消防団（分団長）・・・FAX、電話
- ☐ 茨城県生活環境部防災・危機管理課・・・FAX、電話
- ☐ 稲敷警察署・・・FAX、電話
- ☐ 稲敷広域消防本部・・・FAX・電話
- ☐ 国土交通省利根川下流河川事務所・・・FAX・電話
- ☐ 国土交通省霞ヶ浦河川事務所・・・FAX・電話
- ☐ 陸上自衛隊武器学校・・・FAX・電話
- ☐ 放送事業者・・・FAX
- ☐ 茨城新聞社・・・FAX

2 警戒区域の設定

【災害対策本部、本部事務局、稲敷広域消防本部、稲敷警察署、自衛隊】

(1)警戒区域の設定

実施者	内 容
市長	市長は、避難が必要となるような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止または退去を命ずる。
警察官	市長またはその職権を行う吏員が現場にいない場合、または、これらの者から要請があった場合、警察官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。
消防職員または水防職員	消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる。(消防法第28条、水防法第21条)

(2)警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

3 避難の誘導

【本部事務局、消防団、稲敷広域消防本部、稲敷警察署】

(1)避難誘導の方法

市、警察、その他が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。

- ① 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。
- ② 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- ③ 自主防災組織その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- ④ 避難準備情報を広報車や防災行政無線で周知し、避難支援関係者や親族等の協力により高齢者、病弱者、乳幼児、障がい者等要配慮者の個別訪問を実施して安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。
- ⑤ 避難誘導は受入先での救援物資の配給等を考慮して、できれば行政区等の単位で行うこと。
- ⑥ 保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、平常時から市危機管理課との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めること。また、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。
- ⑦ ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保する事ができる場合は、住民自らの判断で

「緊急安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことについて周知徹底に努めるものとする。

(2)住民の避難対応

1) 避難の優先

避難にあたっては、高齢者、病弱者、乳幼児、障がい者等要配慮者の避難を優先する。

2) 携行品の準備

緊急を要することを想定し、貴重品や食料、日用身の回り品等、事前に持ち出し品の準備に努める。

3) 避難の方法

以下の理由から、避難方法は原則として徒歩によるものとする。

- ・多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等のおそれがあること。
- ・自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれがあること。

ただし、家族の中に要配慮者等、円滑な避難が非常に困難な方が居る場合、もしくは、家屋が密集しておらず、渋滞や徒歩避難者の避難の妨げとなるおそれが低いような地域である場合は、自動車利用の可能性も含め、地域の実情に応じた避難方法とする。

4 市民による確認事項

【消防団、市民】

災害の態様は同一ではなく、各地区の状況において、また災害の規模により様々である。

したがって、市民は災害が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行うものとする。

- ① 家から最も近い指定避難所又は指定緊急避難場所を2箇所以上確認しておき、指定避難所又は指定緊急避難場所に至る経路についても複数の道路を設定しておくものとする。また、洪水のおそれがある場合は、早めに避難行動を開始して浸水想定区域外の指定避難所に避難するものとする。なお、浸水想定区域外に避難する余裕がない場合は、浸水想定区域内の指定緊急避難場所の施設の2階以上に避難する。
- ② 指定避難所又は指定緊急避難場所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認しておく。
- ③ 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い指定避難所又は指定緊急避難場所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶものとする。
- ④ 要配慮者に対しては日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、近隣住民の手で避難が行えるように訓練を通じ周知徹底しておく。

5 高齢者等避難、避難指示の解除

【災害対策本部、本部事務局】

市長は、高齢者等避難及び避難指示のあった後、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき、避難指示の解除を行うものとする。解除の伝達方法については避難指示に準じて行う。

6 学校等における避難計画

【災害対策本部、教育委員会】

学校等における児童生徒等の集団避難については、危機管理マニュアルに基づき、慎重にして安全な避難を実施する。

7 広域避難の連携に関する情報収集・連絡

【災害対策本部、本部事務局】

本市及び、潮来市、神栖市、千葉県香取市との大規模な水害時の県境及び市境を越えた避難行動（以下「相互広域避難」という。）に係る協定、河内町との避難所施設利用についての覚書に基づき、各市町における情報収集及び連絡を行うとともに必要に応じて、避難場所、避難所の相互援助を行うものとする。

(1)災害発生時の連絡及び伝達手段

本部事務局は、大規模な洪水災害が発生した場合または発生する恐れがある場合における住民避難に関し、避難指示の発令状況を速やかに相互に伝達するとともに、協定他市との情報共有を行う。

なお、情報共有にあたっては、防災電話を使用してあらかじめ定められた連絡先に連絡を行うものとする。

(2)避難場所・避難所の相互援助

避難場所、避難所の相互援助については、協定市が定める地域防災計画の範囲内において、可能な限り援助活動を行う。

また、援助が必要な場合は、必要に応じて協定他市に援助要請を行うことができるものとし、協定他市から援助要請があった場合は、避難者を受け入れるものとする。

(3)他市との情報共有の例文

状況	例文
1)『高齢者等避難』等の発令を“予定“しているとき	【電話連絡（例文1：事前の連絡）】 「現在、『高齢者等避難』を発令する方向で検討しています。時間については、〇〇日の〇〇時頃を予定していますが、また詳細が決まり次第連絡します。」
2)『高齢者等避難』等の発令を“決定“したとき	【電話連絡（例文2：援助の要請）】 「〇〇日の〇〇時に『高齢者等避難』を発令しますので、避難場所の対応をお願いします。」
3)『避難指示』等の発令を“解除“するとき	【電話連絡（例文3：解除の連絡）】 「〇〇時に『避難指示』を解除しますので、連絡します。」

(4)援助の要請

協定市は、援助を受けようとする場合、次の各号の事項を明らかにして、災害援助要請書（資料4-18）により要請する。

ただし緊急を要す場合は、電話等により要請する。

<要請内容>

- ・被害状況及び避難指示の発令状況
- ・援助の期間
- ・その他、援助を必要とする事項等

第3 緊急輸送

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。

このため、災害時の緊急輸送を効率的に行うため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。また、輸送車両、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅速・的確に実施する。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 輸送の方法 → 車両、ヘリコプター 2. 輸送の順位 → ① 人命の救助、安全の確保に要するもの ② 被害の拡大防止に要するもの ③ 災害応急対策の円滑な実施に要するもの 3. 車両の確保 ① 市有車両の配車・調整 → 総務班 ② 市内輸送業者近隣市町村、県への協力要請 4. 防災ヘリコプターの要請基準 ① 災害が、複数の市町村に拡大するおそれがある場合 ② 稲敷広域消防本部及び市の消防力によっては、災害防止が困難と認められる場合 ③ 防災ヘリコプターの応援が必要と認められる場合 5. 防災ヘリコプターの要請先 ① 県消防安全課 ② 県防災航空隊	本部事務局 保健福祉部 地域振興部 市長公室 総務部 稲敷広域消防本部 稲敷警察署 道路管理者 市民

1 緊急輸送の実施

【保健福祉部】

緊急輸送は次の優先順位に従って行う。

(1)総括的に優先されるもの

- 1) 人命の救助、安全の確保
- 2) 被害の拡大防止
- 3) 災害応急対策の円滑な実施

(2)災害発生後の各段階において優先されるもの

1) 第1段階（災害発生直後の初動期）

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員・物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- ④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

2) 第2段階（応急対策活動期）

- ① 前記1)の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

3) 第3段階（復旧活動期）

- ① 前記2)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活用品
- ④ 郵便物
- ⑤ 廃棄物の搬出

2 緊急輸送道路の確保

【地域振興部、稲敷警察署、各道路管理者】

(1)被害状況の把握

市、県及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、交通情報提供者、県防災ヘリコプター、自動二輪等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

(2)緊急輸送道路啓開の実施

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに竜ヶ崎工事事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、啓開作業を実施する。

県及び各道路管理者は、緊急輸送道路や所管する道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て啓開作業を実施する。啓開作業を実施する場合には、第一次緊急輸送道路を最優先とし、次に第二次緊急輸送道路の順に行うものとする。この場合2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交換ができる待避所を設ける。

市による行政区域内道路の道路啓開・災害復旧が困難である場合は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、道路啓開・災害復旧の代行を国に要請する。

(3)啓開資機材の確保

市は、建設業者等との災害協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保を行う。

3 輸送車両、ヘリコプターの確保

【本部事務局、市長公室、稲敷広域消防本部】

(1)車両の調達

市は、地域防災計画に基づき車両等の調達先、予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、市内輸送業者、近隣市町村又は県に対して調達・あつせんを要請する。

(2)輸送車両等の配車

1) 配車

各部局への車両等の配分は災害の状況に応じて定める。

2) 配車手続

各部局は必要とする車両等の請求を市長公室に提出し、所要車両等を請求部局に引き渡す。

3) 料金の支払い

調達した車両等の料金については、市長公室において支払い手続を行う。

(3)緊急通行車両の確認(緊急通行車両標章及び証明書の交付)

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法に規定する緊急自動車を除く。）について、緊急通行車両としての申出に基づき、緊急通行車両標章及び証明書を以下の手続により適正に交付する。

- ① 緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、知事または県公安委員会に対し・緊急通行車両確認申出書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。
- ② 前記により確認したときは、知事または県公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、災対法施行規則第6条の2に規定する標章及び証明書を交付する。
- ③ 交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示するものとする。なお、緊急通行車両の標章及び証明書の様式は（資料4-10、4-11）のとおりである。
- ④ 県公安委員会は、緊急通行車両についてあらかじめ災害応急対策用として申出があった場合、事前に確認し、災害時に速やかに標章等の交付を図るものとする。また、この事前確認の取扱いについて、市職員に対して平時から周知に努める。
- ⑤ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

(4)ヘリコプター等による輸送の確保

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、市長は、県に防災ヘリコプター等による輸送を要請し、被害の情報収集、救出、救助活動を行うものとする。

1) 要請基準

市長は、当該災害について次の各号のいずれかに該当することにより防災ヘリコプターの応援を必要と判断した場合は、知事に対してその要請をすることができる。

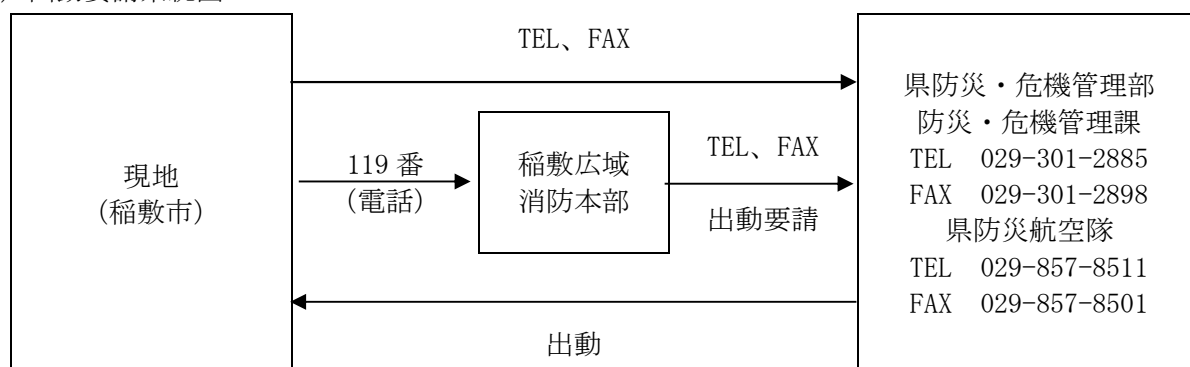
- ① 災害が、複数の市町村等に拡大するおそれがある場合
- ② 稲敷広域消防本部及び市の消防力によっては、災害防止が著しく困難と認められる場合
- ③ 被害者の救急輸送その他防災ヘリコプターの応援が必要と認められる場合

2) 要請の方法

応援要請は、県生活環境部消防安全課防災航空室あてに電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状況
- ④ 災害発生現場の最高指揮者の職指名及び連絡方法
- ⑤ 飛行場以外の離着陸上の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他必要な事項

3) 出動要請系統図



4) 防災ヘリコプター運航基準

県の防災ヘリコプターの運航基準は次のとおりである。

① 救急活動

- ア 山村等からの救急患者の搬送
- イ 傷病者発生地への医師搬送及び医療機材等の輸送
- ウ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- エ 高速道路等の大規模事故における傷病者の搬送

② 救助活動

- ア 河川、海岸での水難事故等における捜索・救助
- イ 山岳遭難事故等における捜索・救助
- ウ 高層建築物火災による救助
- エ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出

③ 災害応急対策活動

- ア 地震、台風、豪雨等の災害の状況把握
- イ 津波情報等の広報及び海面の監視
- ウ 被災地等の孤立場所等への緊急物資、医療品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- エ ガス爆発事故、高速道路等での大規模事項等の状況把握
- オ 各種災害等における市民への避難誘導及び警報等の伝達

④ 火災防御活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
- イ 火災における情報収集、伝達、市民等への避難誘導等の広報
- ウ 交通疎遠地への消火資機材、消火要員等の輸送

⑤ 広域航空消防防災応援活動

- ア 近都県市等との航空消防防災応援協定による相互応援

⑥ 災害予防対策活動

- ア 災害危険箇所等の調査
- イ 各種防災訓練等への参加
- ウ 市民への災害予防の広報

⑦ 自隊訓練

⑧ 一般行政活動

「茨城県防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領」に基づく一般行政利用活動

⑨ その他総括管理者が必要と認める活動

5) 緊急運航の要請基準

① 緊急運航の要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、上記「4) 防災ヘリコプター運航基準」の①から⑤までに掲げる活動で、次の要件を満たす場合に運航することができるものとする。

公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

緊急性 差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)

非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

② 緊急運航の要請

緊急運航の要請は、市長が「防災ヘリコプター緊急運航要請書」(資料4-9)により県消防安全課長に行うものとする。

4 緊急輸送状況の把握

【地域振興部】

市は、効率的な緊急輸送を行うために、緊急交通路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集するとともに、緊急交通路に関する情報伝達窓口を設置し、非常無線通信等による緊急輸送主体からの問い合わせに対して的確な情報伝達を行う。

5 交通規制

【本部事務局、地域振興部、市長公室、稲敷広域消防本部、稲敷警察署、市民】

(1)災害応急対策期

1) 被災地への流入車両の制限

市は、警察などと協力し、災害発生直後において、次により、速やかに被災地を中心とした一定区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。

① 第一次交通規制

被災地周辺の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する（県では被災地を中心とする半径 20km としている）。

② 第二次交通規制

広域では、災害の規模の実態の把握、事態の推移等を勘案しながら、第一次交通規制実施後速やかに、被災地を中心としたおおむね半径 40km の地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行が禁止または制限されることとなっている。

2) 緊急交通路の交通規制

災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。災対法施行規則第 5 条の規定に基づく標識の様式は、資料 4-12 の通りである。

なお、稲敷市域における緊急交通路指定予定路線（県指定）は、『圏央道（首都圏中央連絡自動車道）、国道 125 号』である。

3) 区域指定による規制

災害状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。

① 市管理道路

市は、市の管理する道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき又は通報などにより承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。この場合には警察、関係機関と密接な連絡をとり行うものとする。

② 市以外の管理する道路

市は、市道以外の道路施設でその管理者に通知し、規制するいとまがないときは、稲敷警察署に通報して、道路交通法に基づく規制を実施し、又は市が災対法第 63 条により警戒区域を設定し、立入制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行うものとする。

4) 緊急交通路等における警察官等の措置

警察官は、緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる車両その他の物件がある場合は、直ちに立ち退き・撤去の広報・指示を行う。また、著しく障害となる車両その他の物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じるものとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の職務を代行するものとし、自衛隊、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を実施する。

5) 広報活動

交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、ドライバーをはじめ居住者等の市民に広く周知する。

(2)復旧・復興期

1) 復旧・復興のための輸送路の交通規制

緊急交通路については、被災地における活動が、災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路（復旧・復興関連物資輸送ルート）として運用する。

この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止または制限する。

2) 災害応急対策期交通規制の見直し

緊急交通路のほか、災害応急対策期から実施中の第一次及び第二次交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。

3) 広報活動

復旧・復興期における交通関連情報について、あらゆる広報媒体を通じて市民への周知を図る。

(3)運転者のとるべき措置

1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

- ① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- ② 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ③ 車両において避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- ④ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2) 原則として避難のために車両を使用しないこと。

3) 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域または道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止または制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとること。

① 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

- ③ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

第4 消火活動、救助・救急活動

火災、浸水及びこれら災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
<消火活動> 1. 消防資機材の現況把握 2. 災害覚知した場合の消防団員の自主出動の徹底 3. 消防団員の招集 ① 招集場所 → 消防団詰所及び現場 ② 招集方法 → 防災行政無線、サイレン、電話、打鐘等 4. 消防相互応援協定に基づく応援要請の実施	稲敷広域消防本部 消防団 市民
<救助・救急活動> 5. 救急用資機材の現況把握及び調達体制の確立 6. 被災者の救出・救助活動 → 重症者を最優先 7. 応急救護所の設置 → 傷病者の応急手当、トリアージ 8. 応援要請 ① 本市のみでは実施困難な場合 → 近隣市町村、県 ② 多数の死傷者がある場合 → 医師会等 ③ 行方不明者がある場合 → 警察署 9. 後方医療機関への搬送及び情報交換	保健福祉部 稲敷広域消防本部 消防団 市民
<水防活動> 10. 震度5弱以上の地震時 → 通信、情報、警戒、点検、防御体制の強化	本部事務局 消防団 稲敷広域消防本部

1 消防活動計画

【稲敷広域消防本部、消防団】

(1)消防活動体制の整備

稲敷広域消防本部は、あらかじめ消防活動の円滑な実施体制について十分計画を樹立しておき、災害時にはその施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、台風、水火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害の軽減に努めるものとする。

また、稲敷広域消防本部は、市との間で被災情報の交換及び被災者の救助活動等の消防活動の調整にあたるため、いなほ消防署から市災害対策本部へ「災害対策調整班」を派遣する。なお、消防団を含め、消防機関においては、消防活動の実施にあたり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行するものとする。

(2)危険区域及び被害想定図の作成

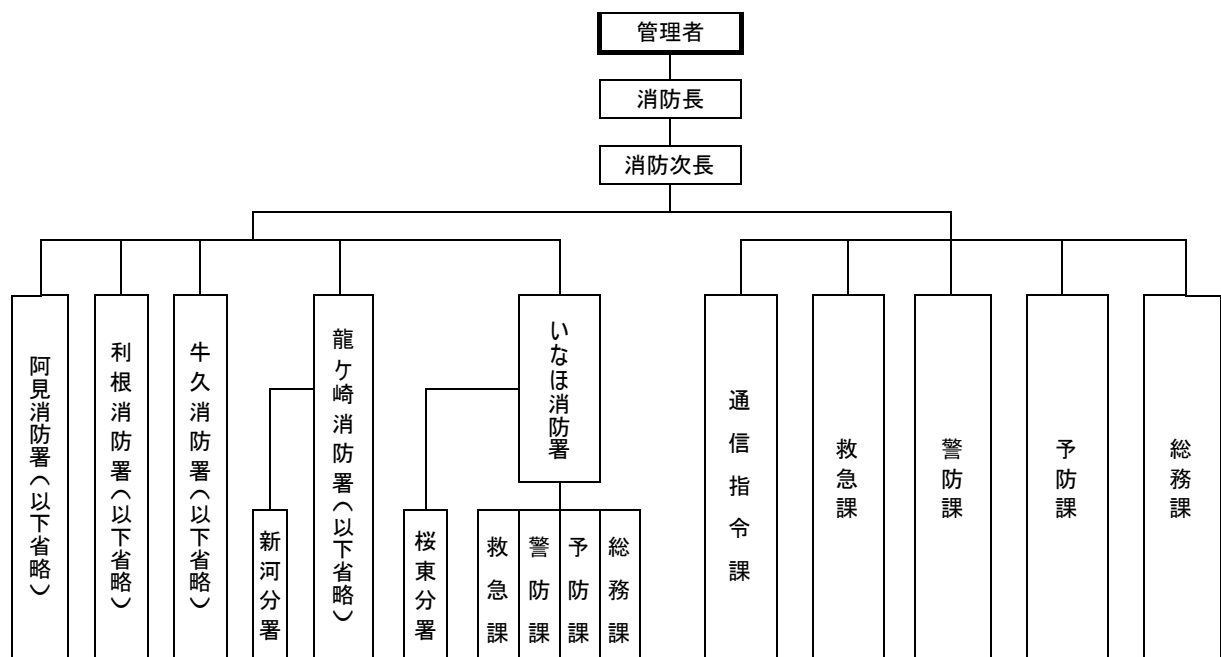
市は、あらかじめ作成した被害想定図を利用し消防活動の円滑な実施を図るものとする。

- ① 住宅密集地帯の火災危険区域
- ② がけくずれ等の危険区域
- ③ 浸水危険区域
- ④ 特殊火災危険区域（危険物及び放射線関係施設等）

(3)消防組織

稲敷市区域における消防事務を処理する稲敷広域消防本部及び消防団の組織は、次のとおりである。

1) 稲敷広域消防本部の組織



2) 消防団の組織

方面隊	分団	地区名	部	構成地区
第1方面隊	1	江戸崎	1	西町、根宿、切通
			2	天王
			3	大宿、本宿、荒宿
			4	戸張、浜、新宿
			5	門前第1、門前第2、田宿
			6	犬塚本郷、荒野
			7	小角、新山
	2	君賀	1	上君山
			2	上君山の一部（中郷）
			3	下君山
			4	松山
			5	羽賀
			6	村田
	3	沼里	1	月出里
			2	上蒲ヶ山
			3	下蒲ヶ山、沼田台
			4	時崎、小羽賀
			5	沼田
			6	花指
	4	鳩崎	1	鳩崎本郷
			2	野原
			3	古渡
			4	佐倉
			5	稲波
	5	高田	1	岡
			2	須賀
			3	椎塚
			4	駒塚
			5	桑山、南ヶ丘
第2方面隊	6	根本	1	羽黒、別府、朝日向、六軒口、横町、三ツ家、中下宿上宿、下南、塩沼
			2	谷津、下宿、種小屋、沓掛、天神谷津
			3	中山、角崎、狸穴
			4	曾根
	7	柴崎	1	伊佐津
			2	戌渡、伊崎、太田新田
			3	九軒
			4	新宿
			5	寺地
			6	寄居
	8	太田	1	谷中、新宿、大沢、舟戸、上宿
			2	田中、仲門、中宿、下宿
			3	寺内、小野
			4	堀川根方、舟戸、堀川新田

方面隊	分団	地区名	部	構成地区
第3方面隊	9	浮島	1	浮島東（神落、尾島、原口前原、東前原、小舟戸）
			2	浮島中央の一部（和田、勝木）
			3	浮島中央の一部（柳縄、仲郷） 浮島西（前浦、東戸崎、西戸崎、西の洲）
	10	阿波	1	須賀津
			2	甘田
			3	阿波
			4	四箇
			5	神宮寺
	11	古渡	1	柏木、堀之内、羽生
			2	上宿、田宿、谷津
			3	下宿、古谷、出戸、渋川、大坪
			4	飯出、岡飯出
			5	三次
			6	馬渡
第4方面隊	12	南	1	余津谷、清久島、橋向
			2	押砂
			3	曲渕、四ツ谷、六角
			4	結佐
			5	佐原組新田、手賀組新田
	13	東	1	三島、大島、境島、八筋川
			2	西代、飯島、佐原下手
			3	上之島、石納
			4	上須田
			5	本新
	14	北	1	伊佐部
			2	阿波崎
			3	下須田
			4	釜井
	15	西	1	幸田、光葉
			2	脇川、中島、平須
			3	福田
			4	市崎
			5	町田、東大沼
			6	清水、清水町田新田、新橋
				女性消防団
				市役所消防隊

3) 出動区域

稲敷広域消防本部（署）の出動区域は、稲敷市を含む稲敷地方広域市町村圏全域（龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町、美浦村）、消防団の出動区域は稲敷市の全域である。

4) 消防団員の招集

① 通常火災時

火災発生地区及び出動担当区の分団長は、別命を待たずに分団機庫又は現場へ集合させるものとする。なお、火災を覚知した団員は、自ら招集を待たずに分団機庫又は現場へ参集するものとする。

② 火災警報発令時

火災警報が発令されたときは、所要の団員に対して非常招集を行い、分団機庫に待機させるものとする。

③ 非常災害時

非常災害が発生した場合には、防災行政無線、稲敷市公式アプリ、メール、サイレン、電話等により招集し、分団機庫又は現場に集結させるものとする。

団員は、招集がなくても非常災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは、直ちに出勤しなければならない。

(4)火災気象通報

この通報は、消防法第22条第1項の規定により行う通報で、水戸地方気象台長から火災気象通報を知事が受けた場合に、市長へ通報される。

市長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令するものとする。

1) 火災警報発令基準

火災警報の発令基準は、次のとおりである。

発 令 基 準
実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下になると予想される場合。平均風速が12m/s以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

2) 火災警報発令中の火の使用制限

火災警報発令中の火の使用制限は、次の各号によるものとする。

- ① 山林、原野での火入れ
- ② 花火の打ち上げ
- ③ 屋外におけるたき火及び火遊び
- ④ 引火性又は爆発性の物品、その他の可燃物付近での喫煙
- ⑤ 裸火の使用

3) 警戒広報

警戒広報は、火災警報が発令されたとき、及びその他に警戒を必要とするときに行うものとする。

① 広報担当

警戒広報は、消防本部（署）広報車等により、市街地、密集地又は管内全域を巡回広報する。

② 協力

広報のため必要があるときは、行政経営班がこれに協力するものとする。

③ 通報

火災警報等が発令されたときは、火災警報等、通報要綱に基づき関係機関に通報するものとする。

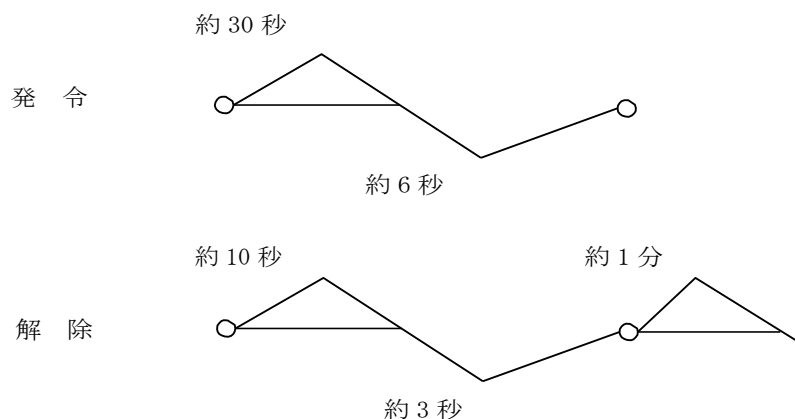
4) 火災警報の解除

気象状況が平常気象に復したとき又は降雨、降雪等により、火災の危険が少なくなったときは、火災警報を解除する。

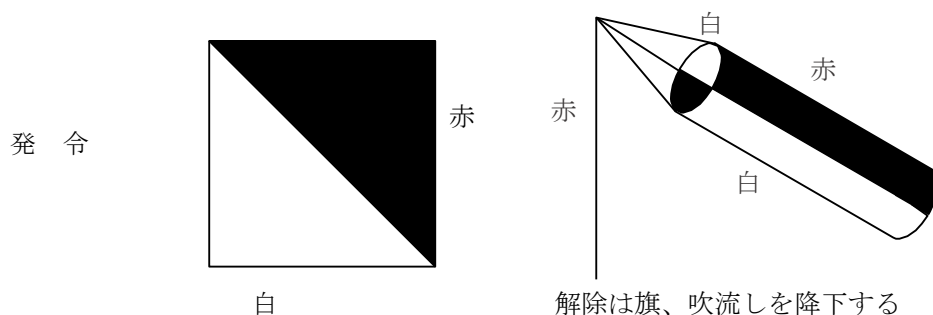
5) 住民に対する周知の方法

住民に対する周知の方法は、サイレン、旗、吹き流し、掲示板及び広報車等で行うものとする。

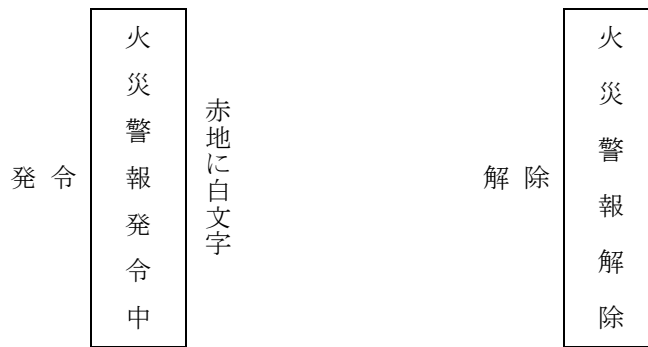
① サイレンによる場合



② 旗、吹き流しによる場合



③ 掲示板による場合



(5) 応援協力体制の確立

稲敷広域消防本部は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、隣接消防相互応援協定及び茨城県消防相互応援協定に基づき他の稲敷広域消防本部等に対して、応援を要請する。また、これらの協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。なお、稲敷広域消防本部の消防相互応援協定締結状況は、次のとおりである。

< 応援協定締結状況 >

協 定 先		協定締結年月日
茨城県	県内の全消防本部	平成元. 4. 1
	取手市消防本部	昭和 57. 7. 6
	つくば市消防本部	昭和 58. 9. 26
	茨城県高速自動車道等関係消防本部	平成 19. 3. 10
	土浦市消防本部	平成 27. 9. 1
	鹿行広域事務組合消防本部	平成 30. 3. 5
	常総地方広域市町村圏事務組合	平成 30. 3. 8
千葉県	我孫子市消防本部	昭和 57. 1. 1
	栄町消防本部	平成 18. 3. 6
	香取広域市町村圏事務組合消防本部	平成 18. 8. 29
	成田市消防本部	平成 21. 10. 30
	首都圏中央連絡自動車道関係消防本部（成田市消防本部）	平成 27. 4. 12
	印西地区消防組合消防本部	平成 31. 2. 27

2 消火活動

【稲敷広域消防本部、消防団、市民】

(1)消防機関による消火活動

1) 情報収集、伝達

① 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

② 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援申請等の手続に遅れないよう努める。

2) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとり、それぞれの防衛計画に基づき鎮圧にあたる。

① 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

② 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

③ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

④ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

⑤ 火災現場活動の原則

ア 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

3) 応援派遣要請

「前項(5)応援協力体制の確立」参照。

(2)市民及び自主防災組織等による消火活動

1) 出火防止

市民及び行政区（自主防災組織）等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力す

るよう努めるものとする。

2) 消火活動

市民及び行政区（自主防災組織）等は、消防機関に協力しまたは単独で地域での消火活動を行うよう努めるものとする。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

3 救助・救急活動

【稲敷広域消防本部、消防団、保健福祉部、市民】

(1)消防機関による救助・救急活動

1) 情報収集、伝達

① 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

② 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れないよう努める。

2) 救助・救急要請への対応

発災後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

① 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

② 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。

5) 後方医療機関への搬送

① 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送させる。

② 稲敷広域消防本部は搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、茨城県救急医療情報システムから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、医療救護班、救急隊に対して情報伝達する。

③ 県防災ヘリコプター、ドクターヘリ※による重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。（※ドクターヘリ出動要請は、消防機関が行う。）

6) 応援派遣要請

「前々項(5)応援協力体制の確立」参照。

(2)市民及び行政区(自主防災組織)等による救助・救急活動

市民及び行政区(自主防災組織)等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

第5 応急医療

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を行う。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 要救助者数の状況把握 2. 医療機関の被災状況の把握 3. 医師会への応援要請と医療救護班の編成 4. 医療救護所の設置(設置場所の決定) 5. 医薬品等の確保 → ① 市内薬店からの調達 ② 県への要請 6. 重症者の搬送 ① 医療機関の受入状況の把握 ② 搬送手段の確保→救急自動車、防災ヘリコプター、ドクターヘリ 7. 医療ボランティア調整本部(災害発生後直ちに設置する) ① ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣 ② 県保健所現地対策班との連絡調整等	保健福祉部 稲敷広域 消防本部 医療機関

1 応急医療体制の確保

【保健福祉部】

(1)初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うためには、まず情報を迅速かつ正確に把握することが最も重要であり、市職員、医療関係者等は可能な手段を用いて直接情報収集に努める。

また、被災地内の医療機関が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等を考慮しながら、安全な場所に医療救護所を設置し、応急医療を行う。

なお、本市における医療機関は資料3-12のとおりである。

(2)医療救護班の編成、派遣

市長は、災害の種類及び程度により稲敷医師会に出動を要請し、必要に応じて医療救護班を編成して、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。

また、災害の程度により市の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県に対して医療救護チームやDMAT等の派遣を要請する。

なお、DMAT等の派遣要請は、稲敷広域消防本部が必要と判断したとき、DMAT等の指定医療機関に対して直接行うこともできる。その場合、稲敷広域消防本部は速やかにその旨を知事に届け出る。

(3)医療救護所の設置

市は、学校等の指定避難所、医療機関、稲敷市保健センター等に医療救護所を設置する。また、市は県（竜ヶ崎保健所）に、負傷者多数の場合など必要に応じて、医療救護所の設置を要請する。さらに市は、県と連携し必要に応じて心の相談に応じる。

(4)医薬品等の確保

医薬品等は、災害の規模、種類に応じて、保健センター及び市内の薬店から調達するものとする。市内の薬店の現況は資料3-13のとおりである。

また、医薬品等の確保が市内のみでは困難な場合は、県に要請するものとする。県指定による県南ブロックの災害用医薬品等備蓄場所は次のとおりである。

災害用医薬品の指定備蓄者

指定備蓄者	備蓄場所	電話番号
(株)スズケン 土浦支店	土浦市大字永国911-2	029-823-8511
東邦薬品（株）土浦事業所	土浦市真鍋2-2-27	029-822-0821
(株)メディセオ つくばFLC	土浦市卸町1-3-20	029-843-6090
アルフレッサ(株) つくば事業所	つくば市台町3-7-11	029-839-3520

出典：茨城県地域防災計画（資料編）令和6年3月

2 応急医療活動

【医療機関、保健福祉部】

(1)医療施設による医療活動

被災地域内の医療機関は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージを効果的に実施する。

(2)医療救護班、医療救護チーム、DMAT等による医療活動

1) 医療救護班、医療救護チーム、DMAT等の輸送

市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

2) 医療救護班、医療救護チームの業務

医療救護班、医療救護チームの業務は以下に示すとおりである。

- ① 被災者のスクリーニング（症状判別）
- ② 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ③ 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- ④ 死亡の確認
- ⑤ 遺体の検案
- ⑥ その他状況に応じた処置

3) DMAT等の業務

DMAT（災害派遣医療チーム）等は、被災地における活動（域内搬送、病院内支援、現場活動

を含む）及び広域医療搬送を行う。

4) 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護班、医療救護チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

3 災害救助法による医療及び助産

【保健福祉班、医療機関】

災害救助法が適用された場合、医療救護基準は同法及びその運用方針により実施し、災害救助法が適用されなかった場合においてもこれらに準じて実施するものとする。

4 後方支援活動

【保健福祉部、稲敷広域消防本部、医療機関】

(1)患者受入れ先医療機関の確保

1) 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重症者については、後方医療施設（被災を免れた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

県が茨城県救急医療情報コントロールセンターを拠点として、県全域の救急医療施設の応需情報などを収集・提供し、これにより稲敷広域消防本部は重症者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。

なお、近隣市町村における救急告示医療機関は、次のとおりである。

救急医療協力医療機関一覧

(令和6年11月8日現在)

病医院名	所在地	電話番号	備考
宮本病院	稲敷市幸田 1247	0299-79-2114	人工透析対応
美浦中央病院	美浦村宮地 596	0299-885-3551	人工透析対応
東京医科大学茨城医療センター	阿見町中央 3-20-1	029-887-1161	人工透析対応
龍ヶ崎済生会病院	龍ヶ崎市中里 1-1	0297-63-7111	人工透析対応
牛久愛和総合病院	牛久市猪子町 896	029-873-3111	人工透析対応
つくばセントラル病院	牛久市柏田町 1589-3	029-872-1771	人工透析対応
千葉県立佐原病院	香取市佐原イ 2285	0478-54-1231	人工透析対応
なめがた地域医療センター	行方市井上藤井 98-8	0299-56-0600	人工透析対応

2) 被災医療施設等の入院患者の受入れ

市は、医療施設等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重症者を転院搬送する必要性が生じた場合は、医療機関等の要請に基づき後方医療施設（精神病院を含む）を確保する。

(2)搬送体制の確保

1) 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて、茨城県救急医療情報コントロールセンターや県保健医療部現地対策本部等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。

なお、医療機関等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重症者を搬送するほか、必要に応じて稲敷広域消防本部または県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

2) 搬送手段の確保

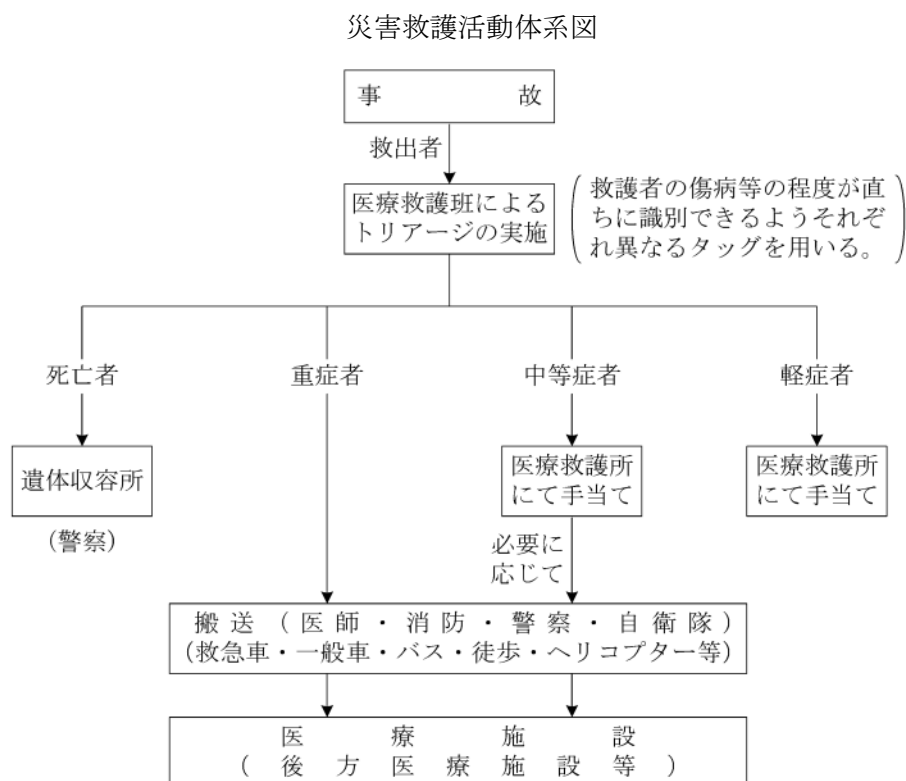
医療機関等から患者搬送の要請を受けた稲敷広域消防本部は、自己所有の救急自動車または応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。

ただし、稲敷広域消防本部で救急自動車確保できない場合は、市は輸送車両の確保に努める。

また、状況により県及びドクターヘリの基地病院に対して患者搬送のためヘリコプターの出動要請を行うものとする。ヘリコプターによる患者搬送にあたっては、関係機関と協議の上、次の受入れ体制を確保する。なお、ドクターヘリの着陸場所は、資料3-16に示すとおりである。

①離発着場の確保、医療施設から離発着場までの搬送手配及び安全対策

②患者の搬送先の離発着場の確保及び受入れ医療施設への搬送手配



(3)人工透析の供給等

1) 人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンдрロームによる急性の患者に対して提供することが必要である。

そのため、市は茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、市内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。なお、近隣市町村における人工透析対応の医療機関は、(1)1)に示したとおりである。

2) 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

市、医療機関、訪問看護ステーション等は、県が行う次の活動内容に協力する。

- ・市内の在宅患者等の被災状況を確認する。
- ・在宅の患者のための人工呼吸用酸素、経静脈栄養剤、経管栄養剤等に不足があった場合は、関係機関（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。
- ・稲敷広域消防本部への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

また、医療機関等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料の提供に努める。

3) 周産期医療

市の保健師は、被災地の妊婦の巡回相談や訪問指導を実施し、必要に応じて、稲敷広域消防本部へ搬送の依頼をする。

(4)医療ボランティア活動

1) 受入れ体制の確保

災害発生後、直ちに稲敷医師会等は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

2) 受入窓口の運営

各医療関係団体が運営する医療ボランティア調整本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ① ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- ② 県保健医療部との連絡調整
- ③ その他

3) 医療ボランティアの配置

県は、医療ボランティアの現地従事に関し、被災地域における医療従事者のニーズを把握したうえで、各医療ボランティア調整本部と必要な調整を行い、登録手続の済んだ医療ボランティアを受け入れ、被災地内保健所において、必要な医療救護所等に配置する。

第6 危険物等災害防止対策

危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 災害が発生した場合 ① 速やかに被害状況を調査 → 結果を県、関係機関に報告 ② 地域住民に対する広報活動及び避難誘導	本部事務局 市長公室 消防団 稲敷広域消防本部 稲敷警察署 施設管理者

1 危険物等流出対策

【稲敷広域消防本部、稲敷警察署、危険物等施設の管理者、市長公室】

危険物等施設が損傷し、大量の危険物等が流出または漏洩した場合は、市及び県並びに危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1)連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、市、県等に通報するとともに、防災関係機関・隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

(2)危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

(3)被害状況の把握・報告

市は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

(4)地域住民に対する広報

危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため次により広報活動を実施する。

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに市、県、防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

市は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

2 石油类等危険物施設の安全確保

【稲敷広域消防本部、稲敷警察署、危険物当施設の管理者、市長公室】

(1)事業所における応急処置の実施

災害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(2)被害の把握と応急措置

市は、市内の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

【稲敷広域消防本部、稲敷警察署、危険物当施設の管理者、市長公室】

(1)防災活動の実施

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は災害発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

(2)災害情報の把握・広報

市は、災害発生時には、必要により県及び県高圧ガス保安協会から災害情報の収集に努めるとともに、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うものとする。

4 毒劇物取扱施設の安全確保

【稲敷広域消防本部、稲敷警察署、保健所、市長公室】

(1)施設の調査

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。

施設外への毒物または劇物の流出等をおこすおそれがある場合、または流出等をおこした場合に、直ちに応急措置を講ずるとともに、竜ヶ崎保健所、稲敷警察署または稲敷広域消防本部に連絡し、併せて、市に連絡する。

(2)施設付近の状況調査及び住民の避難誘導

市は、毒物または劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。

また、市は、警察署、稲敷広域消防本部と協力の上で住民への広報活動及び避難誘導を行う。

第7 燃料対策

災害時においても、市庁舎や重要施設の自家発電用燃料及び応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。

このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を迅速・的確に実施する。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 燃料の確保 ① 重要施設への燃料供給 ② 緊急車両への燃料の優先供給 2. 市民への広報 燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供	市長公室 本部事務局 県石油業協同組合

1 連絡体制の確保と情報の収集

【市長公室、県石油業協同組合（組合加盟の市内給油所）】

(1)連絡体制の確保

市は、震災発生直後、あらかじめ連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて県及び県石油業協同組合連絡先の確認を行う。

(2)給油所の被災状況の確認

市は、県を通じて県石油業協同組合の組合加盟給油所の被災状況を確認する。

(3)燃料の供給状況の確認

市は、県を通じて、県石油業協同組合の組合加盟給油所の燃料の調達の状況について確認を行う。

2 燃料の確保

【本部事務局、市長公室】

市は、重要施設や災害応急対策車両の燃料の調達が困難であると判断した場合には、県に対し燃料の確保を依頼する。

3 災害応急対策車両への燃料の供給

【市長公室、県石油業協同組合（組合加盟の市内給油所）】

(1)災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

市は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県を通じ、県石油業協同組合に対して災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

(2)「災害時緊急給油票」の発行

市は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

(3)緊急車両への燃料の供給

災害応急対策車両専用・優先給油所は、災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。

また、災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用人が専用・優先給油所において給油を行う場合には、あらかじめ定めるルールに従い給油を受けるものとする。

4 市民への広報

【市長公室】

市は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第8 水防計画

水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第32条の規定の趣旨に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、市内における河川・ため池の洪水や河川堤防の損壊による水害を警戒、防御し、これによる被害の軽減を図り、公共の安全を保持するものとする。

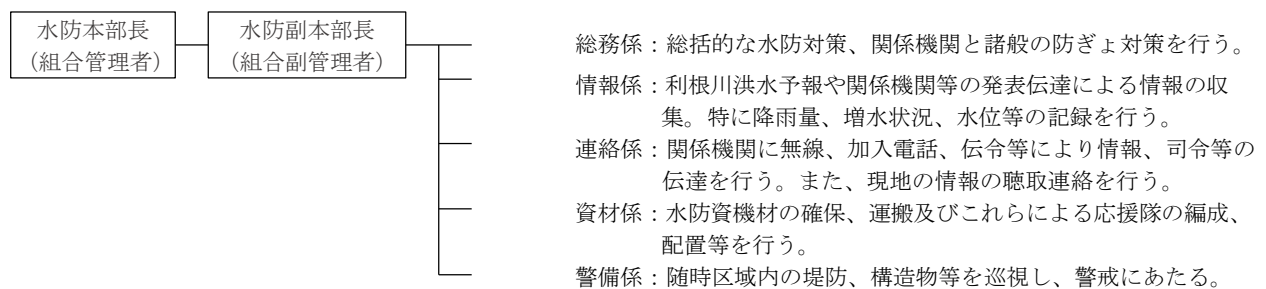
活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 水防対策本部の設置 → 洪水予報・水防警報の発令、又は気象注意報・警報により稲敷広域事務組合管理者が水防上必要と認めるとき。 2. 河川・堤防等の巡視、利根川下流河川事務所、霞ヶ浦河川事務所、竜ヶ崎工事事務所との連絡体制の確立。 3. 水防用資機材の調達体制の確立。 4. 防災行政無線、広報車等を利用した立ち退き、又は避難準備の指示。	本部事務局 地域振興部 総務部 水防団（消防団） 稲敷広域消防本部 稲敷警察署 水防管理団体

1 水防組織

【稲敷広域事務組合、稲敷広域消防本部、消防団】

- ① 稲敷市における水防活動は、水防管理団体（稲敷広域事務組合）及び消防本部を中心とし、各関係機関と密な連携と協力のもとに推進する。
- ② 洪水予報、水位の通報及び水防警報の通知により洪水のおそれがあると認めたときから洪水の危険が解消するまでの間、稲敷広域事務組合に水防本部を設置し、区域内の水防業務を総合統括する。
- ③ 水防活動時は消防団に対し水防本部長が指示する。

<水防本部組織>



2 水防警報

【稲敷広域消防本部、消防団、本部事務局】

(1)水防警報の伝達

水防法に基づく予報又は警報の伝達を受けた場合、水防管理者が必要と認めたときは、水防関係機関等にこれを伝達するとともに、次の方法により、一般住民に周知するものとする。

1) いなほ消防署

サイレンの吹鳴、広報車等による市内巡回伝達等、周知の徹底と消防団に対する連絡の徹底。

2) 消防団

サイレンの吹鳴、巡回広報等による周知の徹底。

3) 稲敷市

市防災行政無線の利用、広報車等による市内巡回伝達を実施し、住民への周知徹底。

(2)水防警報の種類

- 1) 待機：消防団員に足止めを命じ、幹部は消防団機庫に集合させ、必要に応じ速やかに態勢に入るための警告
- 2) 準備：水防に関する情報の連絡、水防資機材の整備点検、堤防の巡視等水防活動の準備の必要がある旨の警告
- 3) 出動：消防職員又は消防団の出動する必要がある旨の警告
 - ① 第1次出動（警戒出動）：水位が警戒水位に達したとき、又は警戒水位に至らないが、危険が予測される区域に対しては、水防の巡回警戒にあたるために必要な消防団員が出動する。
 - ② 第2次出動：水位が警戒水位に達し、なおかつ引き続き増水のおそれがある場合、又は予測される場合には、消防団員の1/2の人員が出動して、水防活動にあたる。

- ③ 第3次出動：増水が引き続き、危険が予測される場合には、消防団員全員が出動して、水防活動にあたる。第3次出動後なお増員を必要とする場合には、水防本部長は区域内の市町村長に増員出動を要請する。出動要請を受けた場合、市長及び水防団長は速やかに、人員を受持警備区域に出動させ、警戒にあたらせるものとする。警戒配備が完了したときは、水防本部長に出動人員数、配備完了時刻等を報告しなければならない。

3 水防非常配備態勢の基準

水防警報等が発せられた場合における出動の基準は、水防計画による水防警報の種類・内容発表基準の待機、準備、出動、指示及び情報、解除に準じる。

4 水門の操作

【農政課、危機管理課】

- ① 平素はもとより気象状況の通報を受けたときは、直ちに工作物の点検を行い、出水時の操作に支障のないようにしておくものとする。
- ② 市長は、出水の状況により水門の開閉、その他必要な措置をとるとともに、その状態を所轄の出先機関（竜ヶ崎工事事務所）に連絡する。

5 水防用設備及び資材器具等

【稲敷広域事務組合、稲敷広域消防本部、消防団】

災害時に有効適切に使用できるよう、常に水防に必要な災害用備蓄資器材の整備、充実に努めるとともに、適時点検を行い保管に万全を期するものとする。

なお、水防用資器材は、いなほ消防署、桜東分署、新河分署（河内町）、の防災倉庫3箇所に整備されており、各防災倉庫の備蓄資器材は次のとおりである。

No.	倉庫名 (所属名)	管理所属	備 蓄 資 器 材											
			掛矢	蛸槌	スコップ	竹尖鎌	ナタ	オノ	ノコギリ	唐鋏	土のう袋	(5年耐候) 土のう袋	ビニール縄	トラロープ
1	いなほ署	いなほ署	17	0	99	2	20	52	51	0	13,200	800	52	48
2	新河分署	新河分署	37	2	87	5	22	60	40	0	19,800	800	60	33
3	桜東分署	桜東分署	30	2	92	8	14	55	45	0	20,100	600	97	67
合 計			84	4	278	15	56	167	136	0	53,100	2,200	209	148

No.	倉庫名 (所属名)	管理所属	備蓄資器材											
			エステル スロープ	ブルー シート	蓆張り シート	白杭	黒杭	モッコ	VUパイ プ	真竹	杉丸太	杭木	大ハンマ ー	テント
1	いなほ署	いなほ署	5	400	0	200	0	17	11	0	0	0	2	
2	新河分署	新河分署	3	380	0	1,770	0	25	3	0	0	0	2	1
3	桜東分署	桜東分署	5	226	0	1,300	0	25	5	0	0	0	1	1
合 計			13	1,006	0	3,270	0	67	19	0	0	0	5	2

No.	倉庫名 (所属名)	管理所属	備蓄資器材										
			発電機	投光器三脚	コードリール	軽量銅板	鋼杭	穴掘り器	シノー13mm	ナマシ線	刈払い機	穴開機	一輪車
1	いなほ署	いなほ署	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0
2	新河分署	新河分署	1	2	1	0	0	0	2	2	2	0	0
3	桜東分署	桜東分署	1	2	1	0	0	1	1	1	2	0	0
合 計			1	4	2	0	0	1	5	5	5	0	0

6 水防活動

【稲敷広域事務組合、稲敷広域消防本部、消防団】

水防管理団体は、水防計画に基づいて水防の責任を十分に果たすものとする。

(1)河川などの巡視

水防管理者は、必要に応じ消防職員に重要水防区域の監視及び警戒を命じ、特に既往の被害箇所、その他水防対策上重要な区域を中心に巡視、警戒するものとする。また、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求める。

(2)気象状況等の連絡

水防管理団体は、県、水戸地方气象台又は他の水防管理団体等から水防上の情報を受けたとき、あるいは大雨等により浸水のおそれがあることを知ったときは、関係機関に連絡するものとする。

(3)水防連絡の方法

水防管理団体は、水防時においても情報及び連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の設備強化に努めるものとする。

また、無線・有線等連絡施設を有しない資材備蓄場、水防作業現場等で近距離のものについては、自転車（オートバイ）伝令等により連絡の確保を図るものとする。

- ① 水防用連絡には、災害時優先電話、消防無線、警察無線等及び広報車両を配置するものとする。
- ② 水防上特に緊急を要する場合の信号は、次によるものとする。

種別	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止付）

第1信号	○休止○休止○休止○	約5秒 □ 休止 □ 休止 □ 休止 □ 休止 約15秒 約15秒 約15秒
第2信号	○-○-○休止○-○-○休止	約5秒 □ 休止 □ 休止 □ 休止 □ 休止 約6秒 約6秒 約6秒
第3信号	○-○-○-○休止○-○-○-○	約10秒 □ 休止 □ 休止 □ 休止 □ 休止 約5秒 約5秒 約5秒
第4信号	乱 打	約1分 □ 休止 □ 休止 □ 休止 □ 休止 約5秒 約5秒 約5秒
備 考		
1 稲敷広域事務組合の水防信号は慣行上避難信号のみとする。 2 信号は適宜の時間継続すること。 3 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。 4 危険があった時は、口頭伝達により周知させるものとする。		

○第1信号-警戒水位に達したことを知らせるもの

○第2信号-水防団員及び消防機関に属する者の全員に出動すべきことを知らせるもの

○第3信号-当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

○第4信号-必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

(4)出動区域

河川名	水防区	受持警備区域	区間	警備受持消防団
利根川左岸	第4水防区	河内町十三間戸地先より 稲敷市水郷大橋まで	11.0km	稲敷市消防団
		香取市野間谷原地先より 香取市石納地先まで	1.5km	稲敷市消防団 香取市消防団第2支団
横利根川右岸	第5水防区	横利根川こう門より 霞ヶ浦合流点まで	6.2km	稲敷市消防団
霞ヶ浦右岸		稲敷市鳩崎地先より 稲敷市境島地先まで	25.5km	稲敷市消防団

(5)堤防決壊時の通報

堤防が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合、水防管理者は水防法第25条の規定により直ちにその旨を国土交通省利根川下流河川事務所、同霞ヶ浦河川事務所、茨城県竜ヶ崎工事事務所に連絡するとともに、氾濫が予想される方面の隣接市町村に通報する。

(6)堤防決壊時の処置

水防管理者は堤防等が決壊したときは、水防工法のうち最も適した工法によって氾濫による被害の拡大を防止するものとする。

7 応援

【災害対策本部、本部事務局、消防団】

水防のため緊急の必要のあるときは、水防管理者は水防法第 23 条の規定に基づき、他の水防管理者、市長、消防団長に対し、応援を求める。

8 避難

【稲敷広域消防本部、稲敷警察署】

(1)避難の指示

洪水等河川の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防本部長（水防管理者）は、防災行政無線、消防車及び広報車等を活用して危険区域の住民に対し、立退き又は準備を指示する。

また、この場合は稲敷警察署長にその旨通知するとともに、必要に応じ応援を要請する。

なお、これらを実施するため水防管理者は、警察署長、その他関係機関と協議の上事前に避難計画を作成して周知しておくものとする。

(2)指定避難所、指定緊急避難場所

指定避難所及び指定緊急避難場所は、本章第 5 節「第 2 避難生活の確保、健康管理」に定める市内指定避難所・指定緊急避難場所一覧のとおりである。

9 人員資材輸送

【本部事務局】

水防に要する輸送については市が車両を準備し、輸送に当たるものとする。

10 公用負担

【本部事務局】

(1)公用負担の対象

水防法第 28 条の規程により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- 1) 必要な土地の一時使用
- 2) 土石、竹木その他資材の使用
- 3) 土地、土石、竹木、その他器材の収用
- 4) 車馬、その他運搬具又は器具使用
- 5) 工作物、その他障害物の処分

(2)公用負担命令権証

公用負担を命ずる権限を行使する場合は、水防管理団体の長が発行する身分を示す証明書を携行し、必要あるときはこれを呈示する。

11 水防解除

【稲敷広域消防本部、本部事務局】

水位が警戒水位以下に減じ警戒の必要がなくなった時は、水防解除を命じ、その旨関係機関及び

地域住民に広報周知する。また、特に警戒のある区域に対しては水防本部長は、市長及び消防団長との協議により、担当区域の消防団の水防解除を留保し、警戒を続けるものとする。

なお、その場合の水防解除も協議を行い指令するものとする。

12 水防報告と水防記録

【稲敷広域消防本部】

水防対策本部長あるいは災害対策本部長に報告する事項は次のとおりとし、作成した記録は、これを保管しなければならない。

- ① 天候状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 警戒出動及び解散命令の時刻
- ③ 消防団員（水防員）または消防機関に属する者の出動の時刻及び人数
- ④ 水防作業の状況
- ⑤ 堤防、その他施設等の異常の有無及びこれに対する処置と効果
- ⑥ 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- ⑦ 水防法第28条による収用または使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- ⑧ 障害物を処分した数量及びその理由並びに除去の場所
- ⑨ 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者氏名とその理由
- ⑩ 応援の状況
- ⑪ 警察の援助状況
- ⑫ 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑬ 現場指揮者名
- ⑭ 水防関係者の死傷の有無
- ⑮ 殊勲者及びその功績
- ⑯ 雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- ⑰ 堤防、その他の施設について緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況
- ⑱ その他必要な事項

13 地震時における水防活動【地震】

【本部事務局、地域振興部、土木管理部、消防団、稲敷広域消防本部】

地震時における水防活動は、稲敷広域事務組合が定める水防計画及び県水防計画によるほか、次に定めるところによる。

(1)市及び稲敷広域消防本部(水防管理団体)の措置

地震が発生した場合、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、または放流による洪水が予想されるので、市長は、地震（震度5弱以上）が発生した場合は、水防計画またはその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、河川、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び行政区（自主防災組織）等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

また、市長は、被害の状況により必要と認めるときは、知事を通じて、自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講ずる。

(2)その他の措置

1) 施設の管理者

河川、堤防、水閘門等の管理者は、地震（震度5弱以上）が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するとともに、水閘門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じるものとする。

2) 水防警報

国土交通省及び県は、堤防等が決壊または決壊が予想され、洪水などの危険があると認めるときには、迅速・的確に水防警報を発表する。市及び稲敷広域消防本部は、関係機関に伝達するとともに、地域住民に周知させる。

第5節 被災者生活支援

第1 被災者の把握

風水害、地震等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等、被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、対策実施の基本として、まず、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

なお、市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。さらに、災害時には、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 避難者の登録窓口を設置 ① 設置場所 → 避難所 ② 登録項目 → 氏名、自宅住所、性別、年齢等 2. 避難者等の被災者状況、被害等を把握するため、調査チームを編成 ① 調査員 → 職員、ボランティア等 ② 調査結果 → 県へ報告	避難所対策班

1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

【避難所対策班】

(1)登録窓口の設置

市は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう各避難所に登録窓口を設置する。また、登録時に介護や支援の要否等、要配慮者の把握を行う。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(2)避難者等の調査の実施

1) 調査体制の整備

市は、救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

① 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部局の職員やボランティア等からなる調査チームを地区別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

② 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておくものとする。

2) 調査の実施

市は、1) に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

3) 調査結果の報告

市は、調査結果を統括し、救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活需要品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について、県に対し調査結果を報告する。

第2 避難生活の確保、健康管理

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に受入れ保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を収容する場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 避難所の開設 ① 避難状況の把握 ② 職員の派遣 ③ 登録窓口の設置 ④ 県への報告 → 開設の目的、箇所数・収容人数、開設期間の見込み 2. 避難所の運営 ① 避難者等の調査の実施 ② 避難者と児童生徒との住み分け措置 ③ 要配慮者対策 ④ 避難者のプライバシーの確保 3. 避難所における生活環境の整備 4. 被災者の健康管理、精神保健、心のケア対策	本部事務局 避難所対策班

※用語の解説

用 語	解 説
指定避難所	指定避難所としてあらかじめ指定している施設
避難所	すべての避難所（指定避難所及び指定避難所以外の避難所）

1 避難所の開設、運営

【本部事務局、避難所対策班】

(1) 避難所の開設

市は、被害状況により避難所を設置する必要があると認められる時は、次により避難所を開設する。なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

1) 基本事項

① 対象者

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇した者（旅館の宿泊人、通行人、通勤・通学者等の帰宅困難者）
- ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

② 設置場所

- ア 指定避難所としてあらかじめ指定している施設
（資料3-1「市内指定避難所・指定緊急避難場所一覧表」参照）
- イ 指定避難所以外の公共施設
- ウ 避難場所の運動場等に設置する小屋、テント等の野外収容施設
- エ 旅館等の借り上げ

③ 災害救助法による設置費用の範囲及び限度額

ア 費用の範囲

- (ア) 賃金職員等雇上費
- (イ) 消耗機材費
- (ウ) 建物、器物等使用謝金
- (エ) 燃料費
- (オ) 仮設トイレ及び炊事場の設置費等
- (カ) 衛生管理費

イ 限度額

(ア) 基本額

避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内

(イ) 加算額

冬季（10 月～3 月）についてはその都度定める額

④ 設置期間

災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の同意を含む。）を受ける。

2) 開設の手順

① 避難状況の把握

大規模災害の発生とともに、直ちに職員は市災害対策本部に参集するものとするが、参集途上において被災者の被災状況を把握するものとする。

② 避難所担当職員の派遣

市災害対策本部は、あらかじめ定めた避難所担当職員を避難所に派遣し、指定避難所の開設に必要な業務にあたるものとする。その際、I P 無線等を各指定避難所に配備し、災害対策本部と指定避難所との連絡手段を確保する。

また、勤務時間外に発生した災害の状況によっては、あらかじめ各指定避難所の担当に指定された避難所担当職員は、指定避難所に直接向かうこととし、その旨を災害対策本部に連絡する。

開設する指定避難所は避難者及び被災状況の状況に応じて、市災害対策本部の決定に基づ

き、決定の上開設し、状況に応じて適宜統合・閉鎖していくものとする。

③ 登録窓口の設置

市は、発災後、避難所を開設した場合には避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう、避難所に登録窓口を設置する。また、登録時に介護や支援の要否等、要配慮者の把握を行う。

3) 避難所開設の要請

市は、指定避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

4) 避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

① 避難所開設の目的

② 箇所数及び受入人員

③ 開設期間の見込み

(2) 避難所の運営

市は、避難所の開設に伴い、避難所運営組織（市職員、施設管理者、自主防災組織等で構成）を設置し、あらかじめ策定した避難所運営マニュアルに基づいて避難所の運営を行う。

指定避難所の運営においては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等を考慮し、男女双方の視点等に十分配慮するよう特に努める。さらに、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等、指定避難所における安全性の確保などの運営管理に努めるものとする。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

ボランティアが集まった場合は、社会福祉協議会と協力して、その避難所への配置を調整する。さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても人員の派遣等、避難所運営への協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

1) 避難者と児童生徒との住み分け措置

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設置し、避難者と児童生徒との住み分けを行い、学校機能の早期回復に配慮する。

2) 要配慮者対策

高齢者や身体に障害のある方等の要配慮者のためのスペース（福祉避難室）を避難所内に確保する。また、必要により要配慮者用の福祉避難所を開設し、介護体制を整備する。

■関連箇所：本章第5節第6「2 在宅要配慮者に対する安全確保対策」

3) 避難者のプライバシー確保

避難生活が長期に及ぶほどプライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置等避難者への配慮を行う。

4) 女性への配慮

女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

5) ペット対策

ペットと同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等におけるペットの受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。また、避難所の隣接した場所にペット収容所を確保する等、ペットを受け入れられるよう配慮するとともに、トラブルが起きないようルール の作成に努める。

■関連箇所：本章第5節「第9 ペットの保護対策」

(3)避難所における心得

避難者は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は避難所における生活上の心得について、避難者に周知を図るものとする。

- ① 避難所運営組織の結成とリーダーへの協力
- ② ごみ処理、洗濯、トイレ、入浴等生活上のルールの遵守
- ③ 要配慮者、男女双方の視点への配慮
- ④ プライバシーの確保
- ⑤ ペットの飼育ルール（住居スペースへの持ち込みは原則禁止）
- ⑥ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

なお、市は指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

(4)福祉避難所の開設

1) 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となるものがおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。

また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

2) 福祉避難所の開設報告

市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ① 避難者名簿（名簿は随時更新する）
- ② 福祉避難所開設の目的
- ③ 箇所名、各対象受入れ人員（高齢者、障がい者等）
- ④ 開設期間の見込み

2 避難所等における生活環境の整備

【避難所対策班】

(1)避難所等における生活環境の維持

1) 生活環境の維持

避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供

与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

また、市は、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

2) 避難の長期化対策

避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努めるものとする。

また、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(2)対象者に合わせた場所の確保

市は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

(3)感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

市は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがいや咳エチケット、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

また、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

3 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(1) 在宅避難者等への支援

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

(2)車中泊避難者への支援

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報について車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

4 健康管理

【避難所対策班】

(1)被災者の健康(身体・精神)状態の把握

- ① 市は、避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。また、必要時は、医師及び保健師等で構成するチームを編成し、対応する。
- ② 災害時の保健活動については、「茨城県災害時保健活動マニュアル」に基づき健康ニーズの把握や継続治療、災害による生活不活発病等の二次的疾患の予防など、フェイズに応じた活動を実施する。
- ③ 活動で把握した内容や問題等は、災害時保健活動マニュアルに示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができるように努める。
- ④ エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止のため、水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。
- ⑤ 継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応する。
- ⑥ 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- ⑦ 市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(2)要配慮者の把握

市は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。なお、要配慮者の把握及び支援の要否は、避難者登録時に把握する。また、必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(3)関係機関との連携の強化

市は、支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

(4)感染症対策

市は、被災地において感染症蔓延時は感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理課と保健福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部は、危機管理課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

5 精神保健、心のケア対策

【避難所対策班】

(1)心のケアチームの要請

市は、必要に応じて心のケアチームの派遣を県に要請する。心のケアチームは、巡回相談チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたりとともに、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者だけでなく、災害対応を行っている行政関係者やボランティア等の精神的ケアを行う。必要に応じて、心の救護所を設置する。

(2)巡回による心のケア活動の実施

市は、竜ヶ崎保健所と連携して心のケア活動を実施する。

段 階	活動内容
フェイズ 1～2	・心の健康相談、D P A Tによる避難所への巡回診療サポート及び必要時D P A Tとの同行訪問
フェイズ 3	・継続的な対応が必要なケースの把握、対応、D P A Tへの情報提供
フェイズ 4	・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動 ・P T S D（心的外傷後ストレス障害）への対応（必要時同行訪問）

※D P A T（災害派遣精神医療チーム）：自然災害が発生した場合、被災地域にて精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う医療チームのことをいう。

(3)遺族、安否不明者の家族、児童生徒等、要配慮者、外国人に対する心のケア対策の実施

市は、特に心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、児童生徒等、高齢者、病弱者、乳幼児、障がい者等要配慮者に対して十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行うものとする。

(4)心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

(5)精神科救急医療の確保

県は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入可能な医療機関の確認、オーバーヘッドの許可、搬送の手続など、入院できるための体制を確保する。

こうした病状の悪化した精神障がい者を受け入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、県精神保健福祉センター等に情報の提供を行う。

(6)災害時のこころのケア対応

市は、次の心のケア対応を行うものとする。

① 心のケアの必要性及び相談窓口の周知

災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害、A S D）や心的外傷後ストレス障害（P T S D）の情報や災害時の心的反応プロセスを、被災者や関係者に周知する。市は、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談機関や相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

② ハイリスク者の把握

災害直後から、見守りの必要があると思われる住民に対して、こころのチェックリスト等を用いてスクリーニングを行う。

③ ハイリスク者の対応

医療が必要とされる場合は、避難所に巡回しているD P A Tの医師等に相談する。また、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげる。その後も継続して支援する。

D P A T事務局ホームページ <http://www.dpat.jp>

(2) ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

災害時におけるボランティア活動の重要性について、平常時から広報紙やパンフレット等による周知を行い、発災時には、被災地として求める支援活動のニーズを明確にしたうえで、ボランティアへの参加を呼びかけることに努める。

(3) 「受入窓口」の運営

1) 災害ボランティアセンターにおける活動内容

稲敷市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターにおける主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ① 市及び関係機関からの情報収集
- ② 被災者からのボランティアニーズの把握
- ③ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④ ボランティアの受付
- ⑤ ボランティアの割り振り
- ⑥ 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- ⑦ 必要に応じて、ボランティアコーディネーターの応援要請
- ⑧ ボランティア保険加入事務
- ⑨ 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- ⑩ その他被災者の生活支援に必要な活動

以上の活動を、県社会福祉協議会と綿密な連携をとる行う。

2 ボランティア「受入窓口」との連携・協力

【保健福祉部、稲敷市社会福祉協議会】

(1) ボランティアセンターとの連携

市は、災害発生後、社会福祉課に災害ボランティア「担当窓口」を開設するとともに、コーディネートを担当する職員を配置し、市と災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

(2) 災害ボランティアに協力依頼する活動内容

災害ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- ① 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ② 避難生活者の支援（水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介助等）
- ③ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介助、食事・飲料水の提供等）
- ④ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- ⑤ その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるほか、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況

等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

(4) ボランティア保険の加入促進

市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険について広報を実施するなどして加入を促進するとともに、ボランティア保険の広報、助成に努める。

3 防災ボランティア団体との連携

【本部事務局、保健福祉部、稲敷市社会福祉協議会】

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。さらに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

災害後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を解消し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめ細やかで適切な情報提供を行う。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 被災者のニーズの把握 → 行政区長、民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約 2. 相談窓口の設置 ① 総合窓口 → 各種相談窓口業務を把握し、適切な相談窓口を紹介 ② 各種相談窓口 → 関係団体、ボランティア組織等の協力を得て開設 3. 生活情報の提供（各種媒体を活用） ① テレビ、ラジオ ② インターネット ③ FAX ④ 災害ニュースの発行 ⑤ 臨時FM局の設置、運営	本部事務局 避難所対策班 市長公室 総務部

1 ニーズの把握

【総務部、保健福祉部、避難所対策班】

(1) 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、行政区長、民生委員、ボランティア等との連携により、以下のようなニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- ④ メンタルケア
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

(2)高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障がい者等のケアニーズの把握については、避難所対策班の要配慮者担当を中心に、民生委員、ホームヘルパー、保健師などの巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図る。また、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- ① 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- ② 医療施設への通院介助
- ③ 話し相手
- ④ 応急仮設住宅への入居募集
- ⑤ 縁故者への連絡

2 相談窓口の設置

【本部事務局、避難所対策班】

(1)総合窓口の設置

市は(2)に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を速やかに設置し、県、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

この相談窓口は、被害の程度及び原子力等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

(2)相談窓口の内容

市が被災者のニーズに応じて設置する相談窓口は、専門的な相談内容が多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談窓口の再編を行う。

- ① 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- ② 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- ③ 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- ④ 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- ⑤ 外国人（安否確認、地震災害関連情報等）
- ⑥ 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- ⑦ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）

- ⑧ 消費（物価、必需品の入手）
- ⑨ 教育（学校）
- ⑩ 福祉（障がい者、高齢者、児童等）
- ⑪ 医療・衛生（医療、薬、風呂）
- ⑫ 廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体）
- ⑬ 金融（融資、税の減免）
- ⑭ ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- ⑮ 手続（罹災証明、死亡認定等）
- ⑯ 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）
- ⑰ 女性のための相談窓口（悩み、暴力等）
- ⑱ 要配慮者の窓口

3 生活情報の提供

【本部事務局、市長公室】

市及び防災関係機関は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を、各種媒体を活用して積極的に提供する。

(1)テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障がい者のために文字放送による情報の提供に努める。

(2)防災行政無線、広報車等の活用

防災行政無線、広報車等を活用して、市内全域に対して被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

(3)インターネットの活用

市のホームページ、稲敷市公式アプリ、SNS、情報メール一斉配信サービスを活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供をきめ細やかに行う。

(4)FAXの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、FAXを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(5)災害ニュースの発行

災害発生後の時間経過につれて変化していく市民の情報ニーズに対応し、被災情報・生活情報等を集約して、迅速に臨時の広報紙を発行する、あるいは新聞紙面を借りるなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

(6)臨時FM局の設置、運営

阪神・淡路大震災時に設置されたような臨時のコミュニティFM局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局として位置付けて運営することを検討する。その設置にあたっては、NHK他の技術的協力及びボランティアの企画運営協力を得るものとする。

を放出することはもとより、さらに不足が生じたときは、県及びあらかじめ協力を依頼している食品製造業及び小売業等関係業界から食糧、飲料水及び生活必需品を調達し供給を行う。

(1)公的備蓄

市は、次の手順により、食糧、飲料水及び生活必需品を迅速に供給する。

- ① 市は、被害の状況等から判断して必要と認めた場合は、市の備蓄物資の放出を決定する。
- ② 市は、市の備蓄に不足が生じた場合、県へ支援要請を行い県備蓄の提供を受ける。
- ③ 県は、あらかじめ協定を締結しているトラック協会等に要請し、県の備蓄場所等から市の救援物資集積場所までの物資輸送及び引渡しを行う。

(2)流通在庫備蓄

市は、協定を締結している市内業者及び県の流通在庫備蓄協定締結企業から、次の手順により食糧、飲料水及び生活必需品を調達し、市民に供給する。

1) 市内業者からの調達

協定を締結している市内の食品製造業者及び小売業等関係業者に物資調達、当該事業者による稲敷市の救援物資集積場所までの物資の輸送及び引渡しを要請する。

2) 県の協定締結等からの調達

市は、県に対して、流通在庫備蓄協定を締結している事業者等からの物資調達、当該事業者による稲敷市の救援物資集積場所までの物資の輸送及び引渡しを要請する。

3) 前記1) 2) による輸送が困難な場合

① 自衛隊への輸送要請

県は、被災状況により前記1) 2) による輸送が困難な場合は、自衛隊の車両、航空機等による輸送を要請するものとする。

② トラック協会等への輸送要請

県は、被災状況により前記1) 2) による輸送が困難な場合は、あらかじめ協定を締結しているトラック協会等に輸送を要請する。

(3)政府所有の米穀の調達

市は、救助法が適用され応急食糧が必要と認める場合、米穀等の緊急引渡しについて県を通じて農林水産省農産局長に要請し、必要量を確保する。

なお、通信途絶等により県と連絡がつかない場合は、市は直接農林水産省農産局長に要請し、併せてその旨を県に連絡する。

2 食糧、生活必需品等の供給

【保健福祉部、市長公室】

(1)食糧、生活必需品等の給与

1) 被災者等への供給計画

甚大な災害により、避難所を開設した場合の食糧及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、被災者等の自立段階に応じた供給を行うよう心がけるものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資やペットの飼養に関する資材をはじめ、季節に応じた供給や燃

料、要配慮者や男女のニーズに配慮した供給を行うものとする。

区 分	食 糧	生活必需品
第一段階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの	毛布 (季節を考慮したもの)
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの (煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第三段階 (自立心の誘発)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ、食器類 テレビ、ラジオ、洗濯機等の設置

2) 県、近隣市町村への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食糧の給与及び生活必需品の給（貸）与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に協力を要請する。

- ① 日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請
- ② 集団給食施設への炊飯委託
- ③ 調理不要なパン、おかゆ等の供給

3) 品目

食料、飲料水、炊き出し用器材、毛布、パーティション、トイレットペーパー、ゴミ袋、マスク、消毒液、体温計、ティシュペーパー、ウェットティシュ、紙おむつ（乳幼児用、介護用）、ビニールシート、間仕切り、応急手当セット 等

(2) 救援物資の供給

1) 物資等の調達、配送

次の区分にて物資等の調達、配送等を行う。

班 名	調 達 等 の 内 容
市長公室	市有車両の確保及び緊急車両の調達
保健福祉部 地域振興部 土木管理部	食糧の調達、生活必需品等の調達 援助物資の支給、食糧の配給、炊き出しの手配 炊き出しに伴う給食施設の管理

2) 物資の仕分け

物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、職員及びボランティアの協力を得て行うものとする。

3) 物資の配布

物資の配布は、自主防災組織やボランティア等の協力を得て行うものとする。なお、物資配布時には女性スタッフを配置し、生理用品、女性用下着等は、女性による配布とするよう努める。

(3) 救援物資集積場所

1) 救援物資集積場所の指定

調達した物資又は県等からの救援物資の集積場所は次のとおりである。

また、一般国民や民間企業等からの義援物資についても、同所に集積するものとする。

名称	所在地	電話番号
稲敷市役所	稲敷市犬塚1570番地1	029-892-2000
〃 新利根公民館	稲敷市伊佐津3239番地1	
〃 江戸崎総合運動公園体育館サブアリーナ	稲敷市荒沼3番地1	
〃 東支所	稲敷市結佐1545番地	

2) 集積場所の管理

市は、物資の集積場所に管理責任者及び警備員等を配置し、管理の万全を期するものとする。また、効率的な管理を行うため、県を通じて、トラック協会等との災害時応援協定に基づきフォークリフト、パレット等の資機材や物流専門家等必要な人材を確保するとともにノウハウ等を活用し、的確に管理する。

3) 仕分け・配送

集積した物資の仕分けや配送は、災害規模によっては市（保健福祉部）だけでは対応できないため、必要に応じて物流企業やボランティアに協力を要請する。

災害時の食糧、生活必需品等供給の流れ

3 応急給水の実施

【土木管理部】

市は、給水状況や市民の被害状況など必要な情報を把握し、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

<行動指針>

- ・被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること。
- ・保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと。
- ・高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと。
- ・継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること。
- ・応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること。

(1) 応急給水資機材の調達

市は、あらかじめ定めた給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に調達を要請する。

(2) 応急給水活動の実施

1) 活動内容

市は、給水拠点（浄水場等）の水を有効利用して応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は、市の保有車及び調達車両によって行うものとする。

給水車又はポリタンクに水道水を入れたトラック輸送等により行う。

なお、市及び県営水道における給水拠点及び給水量は資料3-17のとおりである。

2) 応急給水量等

飲料水の供給は対象者1人につき1日3リットルを基準とする。

応急給水量等の目標設定例を下記に示す。

応急給水量等の目標設定例

災害発生からの日数	目標数量	市民の水の運搬距離	主な給水方法	備考
災害発生～3日まで	3ℓ/人・日	おおむね1km以内※1	拠点給水（耐震性貯水槽等）運搬給水を行う。	飲料水
7日※2	20ℓ～30ℓ/人・日※3	おおむね250m以内	配水本管付近の消火栓等に仮設給水栓を設置して仮設給水を行う。	飲料、水洗トイレ、洗面等
14日	被災前給水量（約250ℓ/人・日）	おおむね10km以内	宅内給水装置の破損により断水している家屋等において仮設給水栓および共用栓等を設置して仮設給水を行う。	

（注1）医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、災害発生直後から確保する。

（注2）目標水量、水運搬距離は、当該地区での井戸水使用等の水確保手段、地形などの条件にできるだけ配慮する。

※1 本例では概ね1km以内としているが、住民の水運搬労力の軽減を考慮してできる限り短縮することが望ましい。

また、住民等に対して日常から水の備蓄等と呼びかけ、応急給水を確保する必要がある。

※2 7日目以降は必要に応じてさらに仮設給水栓を設置し、市民の水運搬距離を短縮し応急給水を充実する。

※3 目標水量は、飲料、洗面等の使用水量として20ℓ/人・日とし、これに水洗トイレ（1～2回/人・日程度）の使用水量を見込む場合は30ℓ/人・日とした。20ℓ/人・日とする場合、水洗トイレの水量は、風呂の貯めおき水や河川水等水道以外で確保する。

(3)検査の実施

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等の水を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請する。

(4)給水の優先順位

給水は、医療機関、避難所、市役所、炊き出し実施場所、要配慮者利用関連施設等、緊急性の高いところから行う。

(5)飲料水の供給のための期間、費用等

資料4-13「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

飲料水供給のために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械・器具の

借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、本地域における通常の実費とする。

第6 要配慮者安全確保対策

災害時には、要配慮者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確かな避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 要配慮者の安全確保 → 避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、巡回サービス等 2. 協力体制の確保 → 近隣市町村、近隣の要配慮者利用施設、地域住民、ボランティア組織等	社会福祉課 市長公室 市民生活部 地域振興部 高齢福祉課 健康増進課 こども支援課 教育政策課 稲敷警察署 施設管理者

1 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策

【社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、こども支援課、教育政策課、要配慮者利用施設の管理者】

(1)要配慮者利用施設への災害情報及び指示の伝達

市は、要配慮者利用施設に対して電話やFAX等、災害時に利用可能な通信手段で災害情報や避難情報を伝達する。また、災害発生後の対応等について、明確な指示を伝達する。

市内の要配慮者利用施設は、資料3-7のとおりである。

(2)救助及び避難誘導

施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な要配慮者利用施設、自主防災組織（行政区等）及びボランティア組織等にも協力を要請する。

(3)搬送及び受入先の確保

施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

市は、施設等管理者の要請に基づき、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、医療施設及び他の要配慮者利用施設等受入れ先を確保する。

(4)食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設等管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(5)介護職員等の確保

施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の要配慮者利用施設及び市等に対し応援を要請する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の要配慮者関連施設やボランティア等へ協力を要請する。

(6)巡回相談の実施

市は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）・ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(7)ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、要配慮者利用施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

2 在宅要配慮者に対する安全確保対策

【保健福祉部】

(1)安否確認、救助活動

市は、避難行動要支援者名簿及び個別計画を効果的に利用し、消防機関、近隣住民（自主防災組織）、民生委員児童委員、区長等の避難支援関係者、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動などの適切な避難支援を実施する。なお、避難支援関係者等においては、常に安全に対する配慮と確認を行いながら活動を行うものとする。

また、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各要支援者に関する個別計画に基づく適切な避難支援を実施する。

(2)搬送体制の確保

市は、避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や避難行動要支援者利用施設所有の自動車により行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、避難行動要支援者の搬送活動を行う。

(3)福祉避難所の確保

市は、介護が必要な要配慮者のための「福祉避難所」を確保するとともに、一般の避難所の中にも要配慮者が避難できるスペース（福祉避難室）の確保に努める。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保するものとする。

(4)要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(5)食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、福祉避難所の食料品の確保に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(6)保健・医療・福祉巡回サービス

市は、医師、ホームヘルパー、保健師などによりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

(7)保健・医療・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

(8)要配慮者の特性を踏まえた支援の実施

要配慮者は、年齢、性別、障害や病気の程度によって配慮すべき点が異なる。集団で生活を営むことが困難な要配慮者に対しては、空き教室を利用する等の対応をとる等、それぞれの特徴を踏まえた対応及び支援を行うものとする。

(9)DWAT の派遣要請

避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等にあたり、必要に応じて、県に対してDWAT の派遣要請を行う。

3 外国人に対する安全確保対策

【市長公室、地域振興部、市民生活部、稲敷警察署】

(1)外国人の避難誘導

市は、県及び県国際交流協会を通じて語学ボランティアの協力を要請し、広報車や防災行政無線などを活用して外国語や、やさしい日本語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2)安否確認、救助活動

市は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3)情報の提供

1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得

て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

2) テレビ、ラジオ、市ホームページ等による情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、市ホームページ等を活用して外国語による情報提供に努める。

(4)外国人相談窓口の開設

市は、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、市は「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

(5)語学ボランティア

1) 語学ボランティアの派遣要請

県国際交流協会は、災害発生後に「受入窓口」を開設し、語学ボランティアの受入れ、次のような活動を行う。

- ① 語学ボランティアの募集、登録、受入れ、協力依頼、派遣
- ② 県担当窓口や市町村等との連絡調整
- ③ その他

市は、必要に応じて、県国際交流協会に語学ボランティアの派遣を要請する。

2) 語学ボランティアの活動内容

語学ボランティアの主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ① 外国語の通訳
- ② 外国語の資料の作成・翻訳
- ③ その他、外国人被災者の生活支援に必要な活動

第7 応急教育

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、市教育委員会並びに学校等は緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保していくものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 校長等への迅速かつ的確な情報の伝達 2. 状況に応じた学校の措置 → 避難誘導、集団下校又は教員による引率、校内保護、保健衛生 3. 保護者への連絡体制の確立 4. 応急教育 → 二部教育、家庭学習、公共施設等の利用、仮校舎の設営 5. 教職員の確保 → 学校間における教職員の応援、臨時採用等	教育委員会 学校等

1 児童生徒等の安全確保

【教育委員会、学校等】

(1)情報等の収集・伝達

- ① 市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、校長等に対し、災害に関する情報を迅

速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。

- ② 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

なお、児童生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮するものとする。

- ③ 校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、または、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市その他関係機関に報告する。
- ④ 学校等は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。

(2)在校時の発災の場合

1) 児童生徒等の避難

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。さらに、災害の規模、並びに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

2) 児童生徒等の帰宅方法

特に小学校低学年児童が、夕方や浸水域付近へ帰宅する場合、原則として直接保護者へ引き渡す。やむを得ない場合には教員が引率する。

その他の場合は、集団下校とする。

3) 保護者との連絡方法

学校等は、あらかじめ定めた方法で児童生徒等への対応を行うものとするが、必要に応じて次の方法で保護者と連絡を取るものとする。

- ① 電話が使える場合は、電話連絡を行う。
- ② 電話通信が不通になった場合は、学校等に保護者が連絡を行うよう広報する。
- ③ 学校等の処置等について、学校等ホームページへの掲載により保護者に周知する。

4) 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、学校等に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。なお、この場合、速やかに市教育委員会に対し、児童生徒等数や保護の状況等その他必要な事項を報告する。

また、保護者との連絡が取れない場合は、保護者への引渡しができるまで学校等での保護を継続する。

5) 保健衛生

校長等は、学校等で保護する児童生徒等に飲料水、食糧、毛布等を提供するとともに、建物内外の清掃、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

(3)在校外の発災の場合

1) 被害状況及び児童生徒等の安否の把握

休日、長期休業等に災害が発生した場合は、校長等は直ちに勤務に服し、災害の状況把握に努める。なお、交通機関等が不通の場合には、学校等の近くの教職員に連絡をとり、極力状況の把握に努める。また、連絡網等も利用し、児童生徒等の安否確認を行う。

2) 休校措置

被災状況により休校措置を教育長又は学校等が決定した場合には、防災行政無線や広報車、学校等ホームページで周知させる。

2 応急教育

【教育委員会、学校等】

(1)教育施設の確保

市教育委員会並びに私立学校(園)設置者は、相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に展開するため次の措置を講ずる。

- ① 校(園)舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- ② 校(園)舎の被害は相当に大きい、一部校(園)舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校(園)舎で、合併または二部授業を行う。
- ③ 学校施設の使用不可能または通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- ④ 校(園)舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用、または他の学校の一部を使用し授業を行う。
- ⑤ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。

(2)教職員の確保

市教育委員会並びに私立学校(園)設置者は、災害発生時における教職員の確保のために次の措置を講じるものとする。

- ① 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
- ② 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。

(3)教科書・学用品等の給与

- ① 市は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失または損傷し、就学上支障を来している小・中学校及び特殊教育諸学校の児童生徒等に対して学用品等を給与する。
- ② 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

(4)学校給食

災害の状況によっては、給食の一時中止又は献立内容を変更するものとする。

(5)避難所との共存

学校等が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会、学校等は事前に作成した避難所対応・運営マニュアルに基づき措置を講ずるものとする。

第8 帰宅困難者対策

大規模な災害が発生した場合、通勤、通学、出張、買物等の理由で、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が多数発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて滞在場所の確保等の帰宅困難者への支援を行うものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 一斉帰宅の抑制 ① 基本原則「むやみに移動を開始しない」の周知 ② 安否確認方法「災害用伝言ダイヤル」「災害用伝言板」等の周知 ③ 学校や企業等への呼びかけ（適切な待機や一時滞在場所への誘導） 2. 帰宅困難者への支援 ① 情報提供（鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況） ② 一時滞在施設の提供 ③ 飲料水や食糧、毛布等物資の提供 ④ バス会社と連携し代替バス等の運行に係る調整	危機管理課 秘書広聴課 産業振興課 学務管理課

1 一斉帰宅の抑制

【危機管理課、秘書広聴課、産業振興課、教育政策課】

(1)基本原則の周知

気象情報等により災害の発生が予測される場合は、早めの帰宅を促し、災害により鉄道が停止した場合、また、一斉帰宅により交通渋滞が予想される場合は、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」を周知し、一斉帰宅の抑制を行う。

(2)安否確認方法の周知

市は、家族等の安否確認手段として、「災害用伝言ダイヤル（171）」や「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」、携帯電話事業者の「災害用伝言板」等を利用するよう周知する。

(3)学校・企業等への呼びかけ

市は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、学校・企業等に対して、建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、児童生徒等や従業員等の安全確保のため、一定期間留めるよう呼びかけるものとする。

また、大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生や混乱が予想されることから、事業者等に対して、利用者を保護するため、適切な待機や一時滞在場所への誘導に努めるよう呼びかける。

2 帰宅困難者への支援

【危機管理課、秘書広聴課、産業振興課、教育政策課】

(1)情報提供

市は、交通事業者等との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

(2)一時滞在施設の提供

市は、帰宅手段を失い、市域で滞留し避難を希望する人に対して、一時滞在施設を提供する。

(3)物資の提供

市は、一時滞在施設に避難した帰宅困難者に対して、飲料水や食糧、毛布等を提供する。

(4)代替バス等の運行に係る調整

市は、バス会社と連携し、代替バス及び臨時バスの運行に関する調整等に努める。

第9 ペットの保護対策

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、県、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力し、ペットの保護及び適正飼養について支援する。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 飼い主不明及び負傷したペットの保護 ① 動物指導センターが中心となって活動 ② ペットの一時預かりや飼い主の発見の協力 2. 避難所におけるペットの適正飼養に係る措置 ① ルールの作成 ② 適正飼養の啓発	環境課

1 飼い主不明及び負傷したペットの保護

【環境課】

避難の際に被災地に残されたペットの保護は、県動物指導センターを中心として行われる。市は、ペットの一時預かりや飼い主の発見の協力を努めるものとする。

2 避難所におけるペットの適正飼養に係る措置

【環境課】

市は、自らが設置する避難所の隣接した場所にペットを受け入れられるよう努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。また、被災したペットの保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し、必要な措置を講ずるものとする。県や関係機関等と協働して適正飼養の啓発に努める。

第6節 災害救助法の適用

市内の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 住家滅失世帯数の算出 ① 全壊・全焼・流出等世帯 → 1 世帯 ② 大規模半壊・半壊・半焼等顕著な損傷世帯 → 1 / 2 世帯 ③ 床上浸水・土砂体積等により一時的居住不能世帯 → 1 / 3 世帯 2. 救助法適用基準（稲敷市における住家滅失世帯数） ① 基準1号 → 60 世帯 ② 基準2号 → 30 世帯 3. 適用手続 被害状況報告表 → 県南県民センター県民福祉課 → 県	本部事務局 各部

1 被災状況の把握及び認定

【本部事務局、保健福祉部、市民生活部】

市は、救助法の適用にあたり、被害状況の把握及び認定を次の基準で行う。

(1)被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯を1世帯とし、住家が大規模半壊、半壊、半焼等著しく損傷した世帯については1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては1/3世帯とみなして算定する。

(2)住家の滅失等の算定

1) 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

2) 住家の大規模半壊

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の50%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。

3) 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

4) 住家の床上浸水

1) 及び2) に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3)住家及び世帯の単位

1) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによるが、本市における適用基準は、次のいずれかに該当する場合である。

(1)稲敷市における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が次の表に示す世帯数以上に達したとき(救助法施行令第1条第1項第1号)

(令和6年4月1日現在)

市 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
37,425 (常住人口)	60世帯

(2)茨城県の区域内の滅失世帯数が2000世帯以上であって、稲敷市の区域内の滅失世帯数が次の表以上であること(救助法施行令第1条第1項第2号)

(令和6年4月1日現在)

市 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
37,425 (常住人口)	30世帯

(3)茨城県の滅失世帯数が9,000世帯以上であって、稲敷市の区域内の被害世帯数が多数あること(救助法施行令第1条第1項第3号)

(4)市町村の被害が(1)(2)及び(3)に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、または多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当したとき(救助法施行令第1条第1項第3号、第4号)

3 救助法の適用手続

【本部事務局、保健福祉部】

市長は、市内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、資料4-14「被害状況報告表」を用いて、県南県民センター県民福祉課を経由し、知事に対して報告する。

知事は、救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について、市及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

なお、救助法を適用したときは、速やかに公告するものとする。

4 救助法による救助

【本部事務局、各部】

市は、地域防災計画に基づき速やかに救助を実施する。

なお、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めることとする。（救助法第3条、第4条第1項）

(1)救助の実施機関

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実態に関する事携は、県の法定受託事務となっている。

ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。この場合、事務の内容及び期間を市長に通知する。

なお、市長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の供与または貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害に係った者の救出
- ⑥ 災害に係った住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 遺体の捜索及び処理
- ⑩ 障害物の除去
- ⑪ 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(2)救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、資料4-13「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりである。

（令和5年10月2日施行）

埋 葬	費用の限度額（1体当たり）
大人（12歳以上）	219,100円以内
小人（12歳未満）	175,200円以内

（令和5年10月2日施行）

死 体 に 関 す る 処 理	費用の限度額（1体当たり）
①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置	3,500円以内
① 死体の一時保存	5,500円以内

第7節 応急復旧・事後処理

第1 建築物の応急復旧

災害のため破損したり、耐震性が低下した建築物が引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては応急仮設住宅の提供を、住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理ができない者に対しては応急修理を行い、保護していくものとする。

なお、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 応急危険度判定 ① 応急危険度判定士の確保 ② 判定士の指揮・監督 ③ 判定結果における責任は市が負う ④ 目視による判定を行い、「危険」「要注意」「調査済」に区分 2. 住宅の応急修理 ① 対象者 → 自らの資力では応急修理ができないもの ② 資材 → 不足した場合は、県に要請 3. 応急仮設住宅の建設 （建設は市長が実施。ただし、災害救助法適用時は知事が実施。） ① 入居者 → 居住する住家がない者、資産のない者 ※要配慮者を優先すること ② 建設上の留意点 → 要配慮者に配慮した仮設住宅 4. 市営住宅等の活用 ① 利用可能な市営住宅、民間賃貸住宅等の空き部屋・空き家の把握	本部事務局 地域振興部 土木管理部

1 応急危険度判定

【本部事務局、地域振興部】

(1)判定士の確保

市は、二次災害を防止するため、建築士等に依頼し、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（以下「判定士等」という。）を確保する。

(2)被災建築物応急危険度判定活動

1) 判定の基本的事項

- ① 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- ② 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として一人の応急危険度判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ③ 判定結果の責任については、市が負う。

2) 判定の関係機関

- ① 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災建築物応急危険度判定士の指揮、監督を行う。
- ② 県は、被災建築物応急危険度判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

3) 判定作業概要

- ① 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- ② 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（(財)日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ③ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- ④ 判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上判定を行う。
- ⑤ 判定は、原則として「目視」により行う。
- ⑥ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

(3)被災宅地危険度判定活動

1) 判定の基本的事項

- ① 被災宅地危険度判定は、市長が行うものとする。
- ② 県は、市の要請により、市域における被災宅地の危険度判定活動を支援する。
- ③ 判定結果の責任については、市長が負う。

2) 判定の関係機関

- ① 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。
- ② 県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う。

3) 判定作業概要

- ① 判定作業は、市長の指示に従い実施する。
- ② 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）により行う。
- ③ 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。
- ④ 判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上判定を行う。

2 住宅の応急修理

【地域振興部】

(1)基本事項

1) 修理対象世帯

応急修理は、市が災害のため住宅が半壊又は半焼した世帯に対して行う。

2) 修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する破損のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。

3) 修理時期

応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

(2)資材調達

市において、資材が不足した場合は県（土木部）に要請し、調達の協力を求めるものとする。

3 応急仮設住宅の建設

【地域振興部】

(1)基本事項

公営住宅の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合など、実情に応じて建設型応急住宅による方法も検討し、設置方法を決定する。

(2)応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。着工は災害発生の日から20日以内とし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。

(3)賃貸型応急住宅

市は借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、協定締結団体から提供された借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報等を県より要請する。また、必要な民間賃貸住宅の借り上げを行う。

(4)建設型応急住宅

1) 設置計画の作成

市は被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。

2) 設置場所の提供等

① 設置場所

設置予定場所は、国、県又は市公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとする。なお、その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮するとともに、電気、給水、排水等のライフラインが整備されている場所とする。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

3) 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、協定締結団体の協力を得て建設する。

4) 入居者の選定等

県が、市の協力を得て被災者の状況を調査の上、必要戸数を決定する。

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先順位に努めものとする。

5) 入居者の選定等

建設型応急住宅の管理は県が行い、市はこれの協力を行う。ただし、状況に応じ市が委任する。

ールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

2) 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

3) 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

3 農地・農業用施設の応急復旧

【農政課】

災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策を実施し、被害の防御又は拡大の防止を図るものとする。地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 農地・農業用施設の応急対策

市及び土地改良区は、農地、農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設について点検を行う。農道については、市において通行の危険等の確認、点検を行う。

1) 農地

農地が被災して冠水し、自然排水を待つとき、復旧工事の施工又は農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は、関係団体と協力し、ポンプ排水及び堤防切開工事等を行い、被害を最小限にとどめる。

2) 農業用施設

① 用水の確保

市及び土地改良区は、農業用ため池、用水施設、幹線管水路について、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

② 排水の確保

市及び土地改良区は、排水機による常時排水地帯について、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

素堀仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事を行う。

③ 堤防

ため池堤防等ののり崩れの場合は、腹付工及び土止杭柵工等の工事を行う。

3) 頭首工

一部被災の場合は、土俵積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。

4) 農道

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建設を行う。

(2) 農作物等の応急対策

農家に対し次に掲げる措置の実施を指導し、被害の軽減を図る。

1) 農作物の応急措置

災害名	作物名	事 項
風 害	水陸稲	1 完熟期に近いものの倒伏は早めに刈取り架干すること 2 完熟期まで期間のある稲が倒伏した場合は一時落水し、4～5株あて結束するか竹などで支えて稔実を図ること 3 病害の発生予防のため薬剤散布を行うこと
	そさい及びビニールハウス	1 収穫期にあるものは若取を行うこと 2 被害部分の整理を行い、早期回復を図ること 3 早期回復のため、肥料の葉面散布、液肥の追肥を行うこと 4 病害の発生を予防するため、薬剤散布を行うこと
	果 樹	1 枝から折れたり裂けたりした場合は切り捨て、切り口に「接ロウ」を塗ること 2 傷が浅いときは、縄でかたく括ってゆ着を図ること 3 倒伏樹は早く起こし、支柱を立て固定すること
水 害	水 稲 (苗代期)	1 冠水したものは早目に葉先の出る程度まで排水すること 2 傷みのない場合はなるべく早く植付けること 3 傷んでいる場合は回復を待って植付けること 4 田植3日位前に追肥し、発根を容易ならしめること 5 病虫害発生を予防するため薬剤散布を行うこと 6 被害激甚のときは追播を行うこと（7月上旬まで）
	水 稲 (本 田)	1 短期間冠水した場合 (1)冠水したものは早急に排水し、汚物を洗い落とすこと (2)中耕は退水後直ちに行うこと (3)土砂が押入った場合は早く株直しを行うこと 2 長期間（2週間程度）冠水した場合 (1)追播を実施し、退水後の処置に備えること (2)残苗は仮移植しておくこと (3)残苗がない場合は、減株分株により再植すること (4)病虫害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと
	陸 稲	1 冠水、浸水した場合、早急に排水すること 2 根ぎわの土が洗い流された場合は土寄せを行うこと 3 被害激甚の場合は追播を行うこと 4 病虫害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと
	麦	1 冠水したものは早急に排水すること 2 根ぎわの土を流された場合は、土寄せを行うこと 3 成熟に近いものは天気を見て早めに刈取り脱穀し、通風乾燥機で乾燥すること
	そさい及びビニールハウス	1 収穫の若いものは若取りすること 2 速やかに排水に努めること 3 肥料の葉面散布を行うこと 4 中耕古葉の除去を行い、土壌の乾燥を図ること
	果 樹	1 極力排水を行うこと
干 害	水 稲	1 枯死状態の場合は代作を行うこと 2 病虫害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと
	陸 稲	1 川や井戸水を利用できるところは、かん水を行うこと 2 病虫害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと
	そさい及びビニールハウス	1 できる限りかん水を行うこと 2 除草を行い、むだ枝や古葉を除くこと 3 病虫害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと

災害名	作物名	事 項
干害	果 樹	1 できる限りかん水を行うとともに、結果過多の木は摘果を早めに行うこと
寒 害	麦	1 生育回復のため追肥を行うこと
	そさい及びビニールハウス	1 保湿、加湿を行うこと 2 被害部分を除去し、新芽の発生を促すこと 3 肥料の葉面散布を行い、生育の促進を図ること
	果 樹	1 降雪甚だしい時は、雪落しを行うこと
凍 霜 害	水 稲	1 苗代期に低温予想の場合深水にすること又はハウス等で保温に努めること 2 本田期の低温期には、田面に水を堪え保温を図ること 3 穂ばらみ期の低温時には深水として幼穂の保護を図ること 4 イモチ病防除のため薬剤を散布すること
	陸 稲	1 生育回復のため追肥を行うこと
	麦	1 生育回復のため追肥を行うこと
	そさい及びビニールハウス	1 被害部分を除去し、新芽の発生を促進させること 2 枯死した場合は追播や補植を行うこと 3 肥料の葉面散布を行い、生育の促進を図ること 4 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと
ひ よ う 害	水 稲	1 苗代において被害を受けた場合は、追肥を行い、生育を回復した後、(6～7日)に本田移植を行うこと 2 被害当時本田移植を行ったものは浅水にすること 3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと
	陸 稲	1 埋没したものはなるべく晴天の日中を避け、曇天時又は夕刻に熊手によって土を掻き出し、追肥を行うこと 2 被害激甚のものは追播又は代作を行うこと
	そさい及びビニールハウス	1 生育回復のため追肥を行うこと 2 被害激甚なものは追播又は代作を行うこと 3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと
	果 樹	1 被害激甚の場合、枯死部分を除くこと 2 生育回復のため追肥を行うこと 3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと

2) 家畜の応急措置

- ① 風害
- ② 被害畜舎の早期修理、復旧に努めること。
- ③ 外傷家畜の治療と看護に努めること。
- ④ 事故畜等の早期処理に努めること。

3) 水害

- ① 畜舎内浸水汚物の排除清掃をはかること。
- ② 清掃後畜舎内外の消毒を励行すること。
- ③ 家畜防疫員による災害地域の家畜の一斉健康診断を実施し、あわせて病傷家畜に対する応急手当を受けること。
- ④ 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること。
- ⑤ 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること。

第3 ライフライン施設の応急復旧

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動、また、災害時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

これらの施設が災害により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、日常生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、復旧までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、市、県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 電力施設の応急復旧 → 東京電力パワーグリッド(株) 2. 電話施設の応急復旧 → 東日本電信電話(株)他 3. 上下水道施設の応急復旧 ① 被害状況を迅速に把握 ② 復旧の優先順位の決定 ③ 人員、車両及び資機材の確保体制の確立 ④ 仮設トイレの設置 ⑤ 復旧状況等の市民への広報	土木管理部 東京電力パワーグリッド(株) 東日本電信電話(株) 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社

1 電力施設の応急復旧

【東京電力パワーグリッド株式会社（竜ヶ崎支社）】

(1) 応急復旧の実施

1) 通報、連絡

通報、連絡は、別途定めている「通信連絡施設および設備」に示す施設、設備および加入電話等を利用して行うこととする。

2) 災害時における情報の収集、連絡

①情報の収集、報告

災害が発生した場合は、次に掲げる情報を迅速、的確な把握に努める。

ア 一般情報

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

(ウ) 対外対応状況（市災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 東京電力グループ被害情報

(ア) 電力施設等の被害状況および復旧状況

- (イ) 停電による主な影響状況
- (ウ) 復旧機材、応援隊、食糧等に関する事項
- (エ) 従業員の被害状況
- (オ) その他災害に関する情報

②情報の集約

市から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3) 災害時における広報

① 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、市民に対して次の事項を中心に広報活動を行う。

<広報内容>

- ア 無断昇柱、無断工事はしないこと。
- イ 電柱の倒壊・折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド(株)に通報すること。
- ウ 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。
- エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- オ 屋外に避難するときはブレーカーまたは安全器を必ず切ること。
- カ その他事故防止のため留意すべき事項。

② 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNSおよびインターネット等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、市災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

5) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

6) 災害時における基本方針

① 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

② 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

ア 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および予備品、貯蔵品等の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

イ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

ウ 配電設備

配電線路応急工法による迅速、適切な復旧を行う。

エ 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用による通信を確保する。

7) 復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たっては、別途定めている各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

2 電話施設の応急復旧

【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】

(1) 電話停止時の応急措置

1) 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

3) 通信の利用制限

通信が著しく輻輳した場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

4) 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻輳の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

(2)災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

※ 上記のうち特に重要なユーザ（緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁舎）については、最優先での対応に努める。

(3)復旧を優先する電気通信サービス

- 1) 電話サービス（固定系・移動系）
- 2) 総合デジタル通信サービス
- 3) 専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含）
- 4) パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）
- 5) 衛星電話サービス

(4)大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	（2）に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、（3）に示す復旧優先サービスの復旧のほか、避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引続きできるだけ迅速に行う。長くても10日以内*を目標にする。

* 激甚な災害等発生時は被災状況により最大約1か月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で約2週間、東日本大震災の場合で約1か月）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

【株式会社NTTドコモ（茨城支店）、KDDI株式会社（北関東総支社）、ソフトバンク株式会社】

震災等による災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、当該設備及び回線の復旧に関し応急措置を行う。

3 ガス施設

【（一社）茨城県高圧ガス保安協会、LPガス取扱事業者】

本市ではLPガスを使用しているため、（一社）茨城県高圧ガス保安協会及びLPガス取扱事業者等と協議を行い、人命に係る施設、対策の中核である官公庁、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立て、被災状況、施設の復旧の難易度により復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1)被害状況の調査

- 1) ガス供給設備
- 2) 重要建物のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(2)復旧措置に関する広報

復旧措置に関しての安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

(3)復旧作業

- 1) L P ガスボンベ充填所における復旧作業

所定の点検計画に基づき施設の点検、補修を行い、各設備の安全性の確認の後、供給を再開する。

- 2) 需要家設備の復旧作業

- ① 被災地域の復旧ブロック化
- ② 復旧ブロック内巡回点検作業
- ③ 各課程の漏洩調査
- ④ 漏洩箇所の修理
- ⑤ 配管検査（気密テスト等）
- ⑥ 点火・燃焼試験及び警報機作動・メーター遮断試験
- ⑦ 安全点検完了
- ⑧ 供給再開

(4)再使用時事故防止措置

各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各施設の安全性を確認した後、供給を再開する。

- 1) 充填施設

ガス充填時のガス漏洩等による二次災害を防止するための点検措置を行う

- 2) 需要家施設

各需要家の配管検査及びガスメータの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

4 上水道施設の応急復旧

【土木管理部】

(1)上水道停止時の代替措置

Ⅱ．第2章第5節「第5 生活救援物資の供給」参照

(2)応急復旧の実施

- 1) 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的に被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

市が協力要請を行った場合、県は、他の関係機関に対し協力を要請するなど広域的な作業体制の確保に努める。

2) 応急復旧作業の実施

市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難所、要配慮者利用施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

< 応急復旧の行動指針 >

- ① 被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- ② 施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ③ 施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- ④ 施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。
- ⑤ 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- ⑥ 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

①配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上または浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

②水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

3) 応急復旧資機材の確保

市は、応急復旧用資機材が不足する場合は、日本水道協会茨城県支部の協定に基づき、調達等を要請する。

さらに不足する場合は、県に対し調達を要請する。市が協力要請を行った場合、県は、他の関係機関に対し、協力を要請するなど資機材の確保に努める。

4) 住民への広報

市は、断水や減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

5 下水道施設の応急復旧

【土木管理部】

(1)下水道停止時の代替措置

1) 緊急汲取りの実施

市は、下水道等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

2) 仮設トイレの設置

市は、避難所等に仮設トイレを設置する。

(2)応急復旧の実施

1) 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

市から要請があった場合、県は、必要な物資、資機材等の調達や職員の派遣、関係機関に対する協力要請など、広域的な作業体制の確保に努める。

2) 応急復旧作業の実施

市は、次の通り応急復旧作業を実施する。

① 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

② ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒液に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

3) 住民への広報

市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
災害廃棄物の処理 1. ごみ・し尿処理施設における迅速な被災状況の把握 → 職員による巡視、住民の電話等による要請等 2. 住民への広報 → ごみの仮集積場、収集日時 3. 住民への指導 → 断水に対処するため、生活用水の確保等を指導 4. 仮設トイレの設置 → 避難所、又は地区毎	本部事務局 廃棄物対策室 農政課 上下水道課
防疫 5. 防疫活動の実施 → 住民への衛生指導及び広報活動、伝染病の未然防止、患者の収容等 6. 防疫用器具及び薬品の現状把握と確保 7. 被害状況の把握 → 竜ヶ崎保健所長へ報告 8. 県、自衛隊への応援要請	健康増進課
障害物 9. 建築・道路・河川関係障害物の状況把握 ① 建築関係障害物 → 地元土木建築業者の協力得て除去 ② 道路関係障害物 → 各道路管理者へ連絡。緊急輸送道路を最優先 ③ 河川関係障害物 → 所轄する河川について状況把握し、除去 10. 障害物の集積場所 → 日常生活に支障のない場所を選定	建設課 産業振興課

1 災害廃棄物の処理

【本部事務局、廃棄物対策室、農政課、上下水道課】

(1)災害時の災害廃棄物及びし尿発生量の推計

1) 災害廃棄物発生量の推計

市は、被害状況を把握し、被害棟数の情報と発生原単位を用いて災害廃棄物の発生量を推計する。

また、仮置場内の測量等による実績値を用いて発生量を見直す。

① 災害廃棄物発生量

災害廃棄物発生量の推定方法推計の流れ

廃棄物の種類	概要
災害廃棄物 全体量	$Y = Y_1 + Y_2$ $Y_1 = (X_1 + X_2) \times a \times b_1 + (X_3 + X_4) \times a \times b_2$ $Y_2 = (X_1 + X_2) \times C P$ Y : 災害廃棄物全体量 (t) Y_1 : 建物解体に伴い発生する災害廃棄物量 (t) Y_2 : 建物解体以外に発生する災害廃棄物量 (t) X_1, X_2, X_3, X_4 : 被災棟数 (棟) 添え字 1 : 住家全壊、2 : 非住家全壊、3 : 住家半壊、4 : 非住家半壊 a : 解体廃棄物発生原単位 (t/棟) $a = A_1 \times a_1 \times r_1 + A_2 \times a_2 \times r_2$ A_1 : 木造床面積 (㎡/棟)、A_2 : 非木造床面積 (㎡/棟) a_1 : 木造建物発生原単位 (t/㎡)、a_2 : 非木造建物発生原単位 (t/㎡) r_1 : 解体棟数の構造内訳 (木造) (—) r_2 : 解体棟数の構造内訳 (非木造) (—) b_1 : 全壊建物解体率 (—)、b_2 : 半壊建物解体率 (—) ※ $C P$: 片付けごみ及び公物等発生原単位 (t/棟)

※市町村が半壊建物の解体廃棄物を処理しない場合は半壊建物解体率をゼロに設定するなど実態に合わせて半壊建物解体率を修正することとする。

出典：環境省災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-2】（令和 5 年 4 月）を基に作成

災害廃棄物全体量の推計に用いる各係数

項目	細目	記号	単位	地震 (揺れ)	地震 (津波)	水害	土砂 災害
建物発生原単位	木造建物	a_1	t/㎡	0.5 (火災焼失の場合：0.3)			
	非木造建物	a_2		1.2 (火災焼失の場合：1.0)			
延べ床面積※1	木造建物	A_1	㎡/棟	87.7 (稲敷市)			
	非木造建物	A_2		245.1 (稲敷市)			
解体棟数の木造、 非木造の内訳	木造	r_1	—	92.8% (茨城県)			
	非木造	r_2	—	7.2% (茨城県)			
解体率	全壊	b_1	—	0.75	1.00	0.5	
	半壊※2	b_2	—	0.25	0.25	0.1	
片付けごみを含む 公物等発生原単位	全壊棟数	$C P$	t/棟	53.5	82.5	30.3	164

※1：令和 5 年度 固定資産の価格等の概要調書より算出

※2：市町村が半壊建物の解体廃棄物を処理しない場合は半壊建物解体率をゼロに設定するなど実態に合わせて半壊建物解体率を修正することとする。

出典：環境省災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-2】（令和 5 年 4 月）p.4 を基に作成

② ごみ処理算出基準

- ・ 1人1日当たりのごみ排出量（平常時における稲敷市の令和5年実績）：1,149g/人・日

※資料：稲敷市災害廃棄物処理計画

2) 作業体制の確保

市は、災害廃棄物の処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、県や近隣市町村、災害廃棄物処理業者、土木・運搬業者等と連携体制を構築する。

3) 処理対策

① 状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等により迅速に被災地域の状況把握に努める。

② 仮集積場の設置

市は、仮集積場を設置する。また、仮集積場は、定期的に清掃及び消毒を行うものとする。

仮集積場の設置場所

場所・地域	留意事項
各避難所	避難所において発生したごみについて仮集積する。 各施設の出入口付近で、車両の出入りが可能な場所に設置する。
運動施設、公園、緑地、工場用地、空公有地 等	住宅等がれきについて仮集積する。 輸送路を確保できる場所を確認の上、設置する。

③ 住民への広報

市は、速やかに災害廃棄物の分別方法や収集方法、仮集積場の利用方法等について住民に広報する。

④ 処理の実施

ア 可燃性ごみは、選別し、適正に処分するものとする。水分の多い難燃性、不燃性のごみは、環境への影響に配慮し、処分する。

イ 市は、人材、資機材、廃棄物処理施設等を最大限に活用し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する。また、必要に応じて近隣市町村等と広域的な相互協力体制による処理を行う。

ウ 必要に応じて、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

エ 県は、市の被害状況等から必要に応じて、市の行う災害廃棄物処理について、技術支援、人的支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関連する事業者への協力要請、国や他都道府県との広域的な支援体制の構築等を行う。

オ 市は、廃棄物処理の特例措置が適用された場合、国（環境大臣）に対して災害廃棄物の収集、運搬及び処分の代行を要請することができる。（災害対策基本法第86条の5第9項）

4) 仮置場の設置、分別の徹底、収集運搬

市は、速やかに仮置場を設置し災害廃棄物処理を適正に管理するとともに、災害廃棄物を可能な限り再生利用するため分別を徹底する。

5) 災害廃棄物処理計画に基づく処理

市は、災害廃棄物に関する基本的な考え方や処理方策等をまとめた稲敷市災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の処理を進めるものとする。

ごみ焼却施設

施設名	所在地	電話番号	処理能力
環境センター ごみ焼却施設	稲敷市高田424	029-892-2841	70 t / 日 (35t/24h×2炉)

6) 災害廃棄物の広域処理

市が行う災害廃棄物の処理について、県の廃棄物処理に関する社会資本を最大限活用した上で、県内での処理が困難と見込まれる場合には、国の災害廃棄物処理支援ネットワークの活用等による県域を越えた広域処理を行うものとする。

(2)し尿処理

1) し尿処理排出量の推計

市は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため、市は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定する。

① し尿処理班編成基準

○運搬車 (1.8 t) : 2 台

○作業員 : 8 人

※上記 1 個班の 1 日処理能力 : 8 キロリットル

② し尿処理排出基準

(全壊戸数+流出戸数+床下浸水戸数) × 75 ℓ = 要総処理量

2) 作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、清掃車（バキュームカー）を業者に依頼し、能率的かつ衛生的に収集し、処理するものとする。また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行うものとする。

3) 処理対策

① 状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

② 住民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活用水の確保等を指導するものとする。

③ 処理の実施

ア 市は、必要に応じて避難所、または地区毎に仮設トイレを設置する。

イ 必要に応じて、県、近隣市町村、民間のし尿処理関連業者等（資料3-18）に応援を要請する。

ウ 県は、市からの要請を受けた時、または被害の状況等から判断して必要と認めた時は、市の行うし尿処理について、市町村間の応援、他県への応援要請、し尿処理関連業者等に対する協力要請について必要な連絡調整及び指導を行う。

し尿処理施設

施設名	所在地	電話番号	処理能力
龍の郷・クリーンセンター	龍ヶ崎市板橋町字安台542-1	0297-64-1144	218 k ℓ/日 (163 k ℓ/日、55 k ℓ/日)

(3)死亡獣畜の処理方法

死亡獣畜の処理は龍ヶ崎保健所長と協議の上、おおむね次の方法による処理を行う。

1) 集中処理

死亡獣畜で移動可能なものは適当な場所に集めて、覆土又は焼却の措置を行う。

2) 個々の処理

移動の難しいものについては、その場で他の影響を及ぼさないように個々に処理を行う。

2 防疫

【健康増進課】

(1)防疫組織の設置

市は、感染症などの蔓延及び食中毒発生の未然防止を目的とし、消毒チームを編成する。

(2)防疫措置情報の収集・報告

市は、災害の発生後において、県、警察及び消防等との連絡を取り、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

(3)防疫計画の策定

市は、県の協力を得て、被害の状況などを考慮し災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立する。

(4)消毒薬品・器具機材等の調達

市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体、近隣市町村、県等の協力を求める。

(5)防疫措置等の実施

市の被災状況に応じて、県では保健所職員をもって組織する保健福祉部などにより、次の事項を行うとともに、必要に応じて自衛隊に対し防疫活動を要請する。

市は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」に基づく県の指示により、防疫措置等を行うものとする。

- ① 被害状況の調査
- ② 積極的疫学調査
- ③ 避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導
- ④ 井戸水の消毒指導
- ⑤ その他の防疫措置に必要な事項

(6)患者等の措置

知事は、被災地において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき就業制限または入院勧告を要する感染症の患者または無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

第1種感染症指定医療機関（令和5年4月1日現在）

（一類感染症または二類感染症の患者等を入院させる医療機関）

医療機関名	病床数	所在地	TEL
J Aとりで総合医療センター	2	取手市本郷2-1-1	0297-74-5551

第2種感染症指定医療機関（令和5年4月1日現在）

（二類感染症の患者等を入院させる医療機関）

医療圏	医療機関名	病床数	所在地	TEL
取手・竜ヶ崎保健医療圏	J Aとりで総合医療センター	6	取手市本郷2-1-1	0297-74-5551
土浦保健医療圏	総合病院土浦協同病院	6	土浦市おおつ野4-1-1	029-830-3711
つくば保健医療圏	筑波学園病院	3	つくば市上横場2573-1	029-836-1355
	筑波メディカルセンター病院	3	つくば市天久保1-3-1	029-851-3511

(7)避難所衛生管理・防疫指導

市は、避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理に努める。また、施設管理者を通じ自主防災組織の協力を得て指導の徹底を図る。

避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

(8)臨時予防接種の実施

感染症の未然防止・拡大防止上、緊急の必要があるときは、市は、県と緊密な連絡の上、竜ヶ崎保健所、稲敷医師会等の協力を得て、迅速に予防接種を実施する。

(9)食品衛生指導及び検査の実施

市は、炊き出し場所、避難所及び仮設住宅などにおける食品の衛生指導や弁当調製所及び被災地等における食品営業施設の監視指導について、必要に応じ竜ヶ崎保健所に要請し、食中毒の防止を図る。

(10)予防教育及び広報活動の実施

市は、災害が予想される時期などにおいて、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。また、災害発生地域や避難所において同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

(11)記録の整備及び状況等の報告

市は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を竜ヶ崎保健所長に報告する。

- ① 被害状況
- ② 防疫活動状況
- ③ 防疫活動に必要な物品及び経費
- ④ 防疫活動の終息と事務処理の結果等

(12)医療ボランティア

市は、必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し、消毒の指導等について協力を求めるものとする。

(13)その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、「災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）」により行う。

3 障害物の除去

【建設課、産業振興課】

(1)建築関係障害物の除去

市は、災害によって建物またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は、土木管理部が地元土木建築業者等の協力を得て除去を実施する。

また、市のみでは処理が困難な場合は、近隣市町村、県その他関係機関に対し協力を要請する。市から協力要請を受けた県は、比較的小規模な除去については竜ヶ崎工事事務所において実施し、大規模な除去については茨城県建築業協会等の協力を得ながら実施するものとする。

(2)道路関係障害物の除去

市は、市域の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

(3)河川障害物の除去

河川管理者は、所管する河川について漂流物等障害物の状況を把握し、危険と認められる場合は除去を実施する。

(4)住宅又はその周辺に運ばれた障害物の除去

災害救助法が適用された場合の、住居またはその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、同法及びその運用基準によるが、その概要は次のとおりであり、災害救助法が適用されなかった場合においてもこれらに準じて実施するものとする。

1) 障害物の対象となるもの

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- ② 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること
- ③ 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができないもの
- ④ 住家の被害程度は、半壊若しくは床上浸水しているものであること

2) 除去の方法

市長の指示に基づき、資機材を用い、又は状況に応じ土木建設業者等の協力を得て障害物の除去を行うものとする。

① 除去に必要な車両、機械器具の確保

- ア 必要に応じて建設業者の協力を求める
- イ 労力又は機械力が不足する場合は、県に協力を要請する
- ウ 災害の状況に応じ県を通じて自衛隊の協力を要請する

(5)障害物の集積場所

除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積するものとする。

(6)環境汚染の防止

倒壊建築物の解体・撤去に伴うアスベストの飛散や危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対して注意喚起や被害防止のための指導を行うものとする。

第5 行方不明者等の搜索

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、または災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋葬を実施する。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 行方不明者の搜索 → 警察、消防機関、地元ボランティア等との協力	保健福祉部 市民生活部
2. 遺体収容所の設置 → 寺院、公共建物、公園等	消防団
3. 棺、ドライアイス等の確保、火葬の手配	稲敷広域消防本部 医療機関 稲敷警察署 市民

1 行方不明者等の搜索

【消防団、稲敷広域消防本部、稲敷警察署、市民（行政区、自主防災組織）】

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、警察、稲敷広域消防本部、消防団、行政区（自主防災組織）をはじめとする地元のボランティア等と協力して搜索する。

市だけでは十分な対応ができない場合、市は、県、周辺市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。応援要請の手続は、第3章「第3節 応援・派遣」を参照のこと。

2 遺体の処理

【保健福祉部、医療機関（医療救護班）、稲敷警察署】

遺体の処理は市が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときには県及び委任を受けた市が行う。遺体が多数にのぼるなど、市で対応が困難な場合には近隣市町村に応援を要請し、さらに困難な場合は、県を通じて近隣県や国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

(1)遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、医療救護班は、人心の安定上、腐敗防止または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

(2)検案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、または、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき、医学的検査をなすことである。

検案は、医療救護班により実施する。ただし、遺体が多数の場合等で医療救護班のみで十分な対応が困難な場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。また、県、日赤県支部、関東信越地方医務局等は、医療救護班の検案活動に協力するものとする。

(3)遺体の収容(安置)、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所に収容する。

1) 遺体収容所（安置所）の設置

市は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

被害が大きい場合は、市では遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村に、設置、運営の協力を要請するものとする。

2) 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。県では全国霊柩自動車協会と災害時応援協定を締結しているため、不足する場合は県を通じて協力を要請し、必要量を確保する。

3) 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、

身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

4) 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

5) 遺体の引渡し

縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査の上、これを引き渡すものとする。また、遺体の引取人がいない場合、または引取人があっても、災害による混乱のため遺体の処理ができ得ないときは、火葬の処理をするものとする。

3 遺体の埋葬

【市民生活部、保健福祉部、稲敷警察署】

災害の際死亡した者に対して、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋葬を実施するものとする。

遺体の埋葬は、市が実施する。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

(1)埋葬対象者

災害の混乱の際に死亡した者であって、次の条件を満たす者（災害発生前に死亡した者で埋葬が終わっていないものを含む。）

1) 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

- ① 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき。
- ② 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
- ③ 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき。
- ④ 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。

2) 身元不明の場合

身元不明の遺体は、警察、その他関係機関に連絡し、調査にあたる。この場合の取り扱いは、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）に準じて行うものとする。

(2)埋葬方法

遺体を葬る方法は、原則として火葬とする。市の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、周辺市町村に対して遺体の火葬受入れを要請する。さらに困難な場合は、県を通じて近隣県に応援を要請する。

(3)処理

- ① 保健福祉班は、埋葬台帳を作成の上、火葬場に火葬許可証を送付し、火葬する。
- ② 遺骨及び遺留品を所定の保管所へ一時保管し、家族、縁故者等遺骨及び遺留品の引取りを希望する者がある場合は、遺骨及び遺留品を引き渡す。
- ③ 身元の判明しない遺骨は、公営墓地または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。1年以内に引取人の判明しないときは、身元不明遺骨として寺院等と協議し、納骨する。

火葬場一覧

所在地	電話番号	名称	処理能力	管理人
稲敷市須賀津 1872-6	029-894-4510	聖苑香澄	火葬炉 4 基	江戸崎地方衛生土木組合

第6 労務の確保

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても十分にその効果を上げることが困難な場合に、労務者等の雇上げ及び民間団体の協力により必要な要員を確保し、応急対策活動の万全を期するものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 労務の確保 ① 労務者等の雇上げ → 公共職業安定所 ② 民間団体への協力 → 赤十字奉仕団、地域女性団体連絡会等 2. 労務者雇上げの範囲 → 被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水の配給 遺体の捜索・処理、救助用物資の整理配分	本部事務局 総務部 保健福祉部 土木管理部

1 実施機関

【総務部】

災害応急対策に必要な労務の確保は、市が実施する。ただし、災害の程度、規模等により、市において労務の確保ができないときは、必要な労務の応援を県に調達又はあつせんを要請する。

2 雇上げの方法

【総務部】

(1)求人申込の方法

- 1) 市長は、災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労務者等を必要とするときは、龍ヶ崎公共職業安定所（ハローワーク龍ヶ崎）に対し、文書又は口頭をもって求人を申し込むものとする。
- 2) 1) により求人を申込む場合は、次の事項を明らかにするものとする。
 - ① 職種別所要労務者数
 - ② 作業場所及び作業内容
 - ③ 賃金等労働条件
 - ④ 宿泊設備の状況

⑤ その他必要な事項

3 民間団体への協力要請

【本部事務局、総務部、土木管理部、保健福祉部】

市は、円滑に災害応急対策を実施するため、労力に不足を生じる場合は、建設業協会（竜ヶ崎支部）、稲敷市赤十字奉仕団、地域女性団体連絡会等の民間団体への協力要請を行うものとする。

4 救助法施行細則による賃金職員の雇上げ

【総務部】

(1)賃金職員の雇上げの範囲

- ① 被災者の避難
- ② 医療及び助産
- ③ 災害にかかった者の救出
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 遺体の搜索
- ⑥ 遺体の処理
- ⑦ 救助用物資の整理配分

(2)期間

雇上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

(3)経費

賃金の限度は、雇上げた地域における通常の実費とする。

第3章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第1 義援金の募集及び配分

大規模な災害時には、報道等によりその惨状を目の当たりにした国内外の一般市民や企業・団体等から、多くの義援金が本市等へ送られてくることが考えられる。善意に基づくこのような金を被災者の自立的な生活再建に役立てるため、市は、県、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金の募集及び配分等の措置を講ずるものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 受付：義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施 2. 保管：各受付機関において適正に保管 3. 配分：委員会で決定された配分方法により適正に配分 4. 報告：配分結果について、茨城県防災会議へ報告・報道機関への公表	保健福祉部 総務部 県 日赤茨城県支部 茨城県共同募金会

1 義援金の受け付け・配分等

【保健福祉部、総務部、県、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会】

(1) 義援金の募集及び受け付け

市及び各関係機関は、一般国民等への義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。

また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金の受付方法等について広報・周知を図る。

(2) 委員会の設置

1) 委員会の設置

県は、被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。

2) 委員会の構成

委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えることができる。

- ①茨城県
- ②茨城県市長会
- ③茨城県町村会
- ④日本赤十字社茨城県支部
- ⑤茨城県共同募金会
- ⑥株式会社茨城新聞

⑦株式会社茨城放送

(3)義援金の保管

全国から寄託された被災者に対する義援金については、本市を含む各受付機関において適正に保管する。

なお、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け、市を通じて被災者に配分するまでの間、委員会において適正に保管される。

(4)義援金の配分

1) 配分方法の決定

委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議のうえ決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

2) 配分の実施

市は、委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

3) 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、茨城県防災会議に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

大規模な災害時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市、県及び茨城県社会福祉協議会は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずるものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
災害弔慰金の種類 1. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付 → 発災早期に、罹災証明の交付体制を確立 2. 災害見舞金の支給（県） 3. 生活福祉資金の貸付（茨城県社会福祉協議会） 4. 母子父子寡婦福祉資金の貸付（県） 5. 農林漁業復旧資金（県） 6. 中小企業復興資金（県） 7. 住宅復興資金 → 被害調査及び被害率の認定を早期に実施	保健福祉部 市民生活部 地域振興部 市社会福祉協議会 県 県社会福祉協議会

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

【市民生活部、保健福祉部】

災害により家族を失い、精神または身体に著しい障害を受け、または住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づく「稲敷市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第86号）」に定めるところにより、災害弔慰金及

び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

「災害弔慰金の支給」

対 象 災 害	・市内において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
受給者遺族	ア．配偶者、子、父母、祖父母 イ．アの遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
支 給 額	①生計維持者が死亡した場合 500 万円 ②その他の者が死亡した場合 250 万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市町村（1/4）

「災害障害見舞金の支給」

対 象 災 害	・市内において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
障害の程度	上記の災害により精神または身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支 給 額	①生計維持者が障害を受けた場合 250 万円 ②その他の者が障害を受けた場合 125 万円
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市町村（1/4）

「災害援護資金の貸付」

対 象 災 害		・ 県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の自然災害	
貸 付 限 度 額		①世帯主の 1 ヶ月以上の負傷 150 万円 ②家財の 1 / 3 以上の損害 150 万円 ③住居の半壊 170 (250) 万円 ④住居の全壊 250 (350) 万円 ⑤住居の全体が滅失 350 万円 ⑥①と②が重複 250 万円 ⑦①と③が重複 270 (350) 万円 ⑧①と④が重複 350 万円 ()は特別の事情がある場合	
貸 付 条 件	所得制限	世帯人員	市町村民税における総所得金額
		1 人	220 万円
		2 人	430 万円
		3 人	620 万円
		4 人	730 万円
		5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1270 万円とする。	
	貸付利率	年 3 %以内で市条例で定める率(据置期間中は無利子)	
	措置期間	3 年(特別の事情のある場合は 5 年)	
	償還期間	10 年(措置期間を含む)	
	償還方法	年賦、半年賦又は月賦	
費用負担割合		国 (2 / 3) 、 県 (1 / 3)	

2 災害見舞金の支給

【県（生活環境部）】

県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県見舞金支給要項（平成 21 年 11 月 24 日制定。平成 21 年 10 月 8 日から適用）」に基づき、見舞金を支給する。

対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの（略） ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 (1)「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2)「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 (3)茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第 3 条第 2 項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者
支給額	・死亡 1 人当たり 10 万円 ・重度障害 1 人当たり 5 万円 ・住家全壊 1 世帯当たり 5 万円 ・住家半壊 1 世帯当たり 3 万円 ・床上浸水 1 世帯当たり 2 万円

【社会福祉課】

市内において災害により被害を受けた市民に対し、「稲敷市災害見舞金支給要綱（平成 23 年 3 月 31 日制定。平成 25 年 11 月 1 日施行）」に基づき、見舞金を支給する。

支給額	・死亡又は死亡したと推定されたとき 200,000 円 ・負傷した場合において全治 3 月以上の入院加療を要するもの 50,000 円 ・住家の全壊又は全焼 100,000 円 ・住家の半壊又は半焼 50,000 円 ・住家の床上浸水 50,000 円 ・住家の床下浸水 10,000 円

3 生活福祉資金の貸付

【茨城県社会福祉協議会、市社会福祉協議会】

「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年 82 号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として生活福祉資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するために必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。

Ⅱ 地震・風水害等対策計画
第3章 災害復旧・復興対策計画
第1節 被災者の生活の安定化

「生活福祉資金貸付内容一覧」

(令和4年4月1日現在)

資金種類/資金の目的			対象世帯			貸付条件				
			低所得世帯	障がい者世帯	高齢者世帯	貸付上限額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
総合支援資金※1	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費	●	—	—	(二人以上世帯) 月額 200000 円 (単身世帯) 月額 150000 円 貸付期間 3 か月以内※2	—	6 月以内※3	10 年	連帯保証人あり 無利子
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用（原則として、当該入居予定住宅の賃料について住宅手当の申請を行っている場合。）	●	—	—	400000 円				連帯保証人なし 年 1.5%
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	●	—	—	600000 円				
福祉資金	福祉費	資金の目的	●	●	—	4600000 円	—	6 月以内※3	20 年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年 1.5%
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	—	技能を習得する期間が 6 月程度 1300000 円 1 年程度 2200000 円 2 年程度 4000000 円 3 年以内 5800000 円			8 年	
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	●	2500000 円			7 年	
		福祉用具等の購入に必要な経費	—	●	●	1700000 円			8 年	
		障がい者用自動車の購入に必要な経費	—	●	—	2500000 円			8 年	
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●	5136000 円			10 年	
		負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	—	●	療養期間 1 年以内 1700000 円 療養期間が 1 年を超え、1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2300000 円			5 年	
		介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●	介護サービス等受給期間 1 年以内 1700000 円 介護サービス等受給期間が 1 年を超え、1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2300000 円			5 年	
		災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	●	●	●	1500000 円			7 年	
		冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●	500000 円			3 年	
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●	500000 円			3 年	
		就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	●	500000 円			3 年	
		その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	●	500000 円			3 年	
	緊急小口資金		●	●	●	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金 ・医療費又は介護費の支払い等 ・給与等の盗難、紛失 ・火災等の被災 ・その他これらと同様のやむを得ない事由によるとき等		2 月以内※3	12 月	無利子
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	●	—	—	高校 月額 35000 円 高専 月額 60000 円 短大 月額 60000 円 大学 月額 65000 円 ※特に必要と認める場合に限り上記金額の 1.5 倍まで		卒業後 6 月以内	20 年	無利子
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	●	—	—	500000 円				
不動産担保	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸し付ける生活資金	●	—	●	土地の評価額の 7 割 月額/300000 円	・貸付限度到達まで	契約終了後 3 月	据置期間終了時	年 3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率

Ⅱ 地震・風水害等対策計画
第3章 災害復旧・復興対策計画
第1節 被災者の生活の安定化

型 生活 資金	要保護世帯向け不 動産担保型生活資 金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用 不動産を担保として貸し付ける生活資金	●	—	●	・居住用不動産の評価額 の7割 (集合住宅5割) ・月額／保護の実施機関 が定めた額	・貸付限 度到達ま で	契約終了 後 3月	据置期 間終了 時	年3%又は 長期 プライムレ ートのい ずれか 低い利子

- ※1 原則、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とする。
- ※2 就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては最長12月まで貸付けを延長することができる。(原則、3月ごとに延長)
- ※3 災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸付ける場合には、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。

4 母子父子寡婦福祉資金の貸付

【県（福祉部）】

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

「母子父子寡婦福祉資金の貸付」

事業 開始 資金	貸付対象者	母子家庭の母、父子家庭の父、母子・父子福祉団体または寡婦
	貸付限度	303万円以内。(団体の場合456万円以内)
	償還期間	1年以内の据置期間経過後7年以内
	貸付利率	(保証人有) 無利子、(保証人無) 年1.0%
事業 継続 資金	貸付対象者	母子家庭の母、父子家庭の父、母子・父子福祉団体または寡婦
	貸付限度	152万円以内。(団体の場合152万円以内)
	償還期間	6月以内の据置期間経過後7年以内
	貸付利率	(保証人有) 無利子、(保証人無) 年1.0%
修学 資金	貸付対象者	母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童、父母のない児童、寡婦が扶養する子
	貸付限度	※私立の自宅外通学の場合の限度額を例示 高校、専修学校（高等課程） 月額52500円 高等専門学校 月額[1～3年]52500円、[4～5年]115000円 専修学校（専門課程） 月額126500円 短期大学 月額131000円 大学 月額146000円 大学院（修士課程） 月額132000円 大学院（博士課程） 月額183000円 専修学校（一般課程） 月額51000円
	償還期間	6月以内の据置期間経過後20年以内（専修学校（一般課程）の場合5年以内）
	貸付利率	無利子

技能習得資金	貸付対象者	母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦
	貸付限度	【一般】月額 68000 円、【特別】一括 816000 円 (12 月相当) 運転免許 460000 円
	償還期間	知識技能習得後 1 年以内の据置期間経過後 20 年以内
	貸付利率	年 1.0%。ただし据置期間中は無利子
修業資金	貸付対象者	母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童、父母のない児童、寡婦が扶養する子
	貸付限度	月額 68000 円、特別 460000 円
	償還期間	知識技能習得後 1 年以内の据置期間経過後 20 年以内
	貸付利率	無利子
就職支度資金	貸付対象者	母子家庭の母又は児童、父子家庭の父又は児童、父母のない児童、寡婦
	貸付限度	一般 100000 円、特別 330000 円 (通勤のための自動車購入の場合)
	償還期間	1 年以内の据置期間経過後 6 年以内
	貸付利率	年 1.0%。ただし据置期間中は無利子
医療介護資金	貸付対象者	母子家庭の母又は児童 (介護の場合は児童を除く)、父子家庭の父又は児童 (介護の場合は児童を除く)、寡婦
	貸付限度	【医療】 340000 円、特別 480000 円、【介護】 500000 円
	償還期間	医療又は介護終了後 6 月以内の据置期間経過後 5 年以内
	貸付利率	年 1.0%。ただし据置期間中は無利子
生活資金	貸付対象者	母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦
	貸付限度	【一般】月額 105000 円、【技能】月額 141000 円 母子家庭の母又は父子家庭の父が生計中心者でない場合並びに現に扶養する子のない寡婦及び現に扶養する子の生計を維持していない寡婦に係る貸付へは、月額 70000 円
	償還期間	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後 6 月以内の据置期間経過後、 (技能習得) 20 年以内 (医療又は介護) 5 年以内 (生活安定貸付) 8 年以内 (失業) 5 年以内
	貸付利率	年 1.0%。ただし据置期間中は無利子
住宅資金	貸付対象者	母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦
	貸付限度	150 万円以内。(特に必要と認められる場合 200 万円以内)
	償還期間	6 月以内の据置期間経過後 6 年以内(特に必要と認められる場合 7 年以内)
	貸付利率	年 1.0%。ただし据置期間中は無利子
転宅資金	貸付対象者	母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦
	貸付限度	26 万円以内
	償還期間	6 月以内の据置期間経過後 3 年以内
	貸付利率	年 1.0%。ただし据置期間中は無利子

就学支度資金	貸付対象者	母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童、父母のない児童、寡婦が扶養する子
	貸付限度	※高校以上は自宅外通学の場合の限度額を例示 小学校 64300 円 中学校 81000 円 国公立高校等 160000 円 修業施設 282000 円 私立高校等 420000 円 国公立大学・短大・大学院等 420000 円 私立大学・短大等 590000 円
	償還期間	学校卒業後 6 月以内の据置期間経過後 20 年以内(就学)、5 年以内(修業)
	貸付利率	無利子
結婚資金	貸付対象者	母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦
	貸付限度	30 万円以内
	償還期間	6 月以内の据置期間経過後 5 年以内
	貸付利率	年 1.0%。ただし据置期間中は無利子

5 農林漁業復旧資金

【県（農林水産部）】

災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林災害対策特別措置条例並びに農林漁業金融公庫法により融資する。

(1)天災融資法に基づく融資

天災融資法第 2 条第 1 項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、家畜、家きん、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造または取得に必要な資金、その他農林漁業の経営に必要な資金
貸付利率	年 6.5%以内（利率はその都度定める。）
償還期限	6 年以内（ただし、激甚災害のときは 7 年以内）
貸付限度額	被害農林漁業者当たり 200 万円以内（激甚災害のときは 250 万円）
貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合または金融機関
その他	市長の被害認定が必要である。

(2)茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

- 1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12項に基づき、条例で指定された災害に係る被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造または取得に必要な資金、その他農林漁業の経営に必要な資金
貸付利率	5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
償還期限	6年以内
貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内
貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合または金融機関
その他	市長の被害認定が必要である。

- 2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13項に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要となった資金を融資する。

貸付の相手方	被害組合
貸付対象事業	被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金
貸付利率	6.5%以内
償還期限	3年以内
貸付限度額	2500万円以内（連合会は5000万円以内）
貸付機関	農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会または金融機関

- 3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14項に基づき、被害農業者等に指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

貸付の相手方	被害農業者又は特別被害農業者
貸付対象事業	指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
貸付利率	5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
償還期限	12年以内
貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内（共同利用施設は2000万円以内）
貸付機関	農業協同組合、森林組合、農業協同連合会または金融機関
その他	当該市町村長の被害認定が必要

(3)株式会社日本政策金融公庫(農林漁業施設資金)

農林漁業者に対する、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。

償還期限	共同利用施設：20年（据置期間3年を含む。）以内 主務大臣指定施設：果樹の改樹等 25年（措置10年を含む。）以内 その他 15年（据置期間3年を含む。）以内
貸付利率	年 0.16～0.30%（償還期間により異なる） ※平成 29 年 1 月 23 日現在の利率
貸付限度額	共同利用施設：貸付対象事業費の 80% 主務大臣指定施設：貸付対象事業費の 80%又は 1 施設当たり 300 万円（特認 600 万円、漁船 20 トン未満：1000 万円、20 トン以上：最大 11 億円）のいずれか低い額
担保	保証若しくは担保
その他	日本政策金融公庫のほか、農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等に申し込み可能。 市が発行する「り災証明書」が必要

(4)農業災害補償

農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に共済金の支払いができるよう指導する。

6 中小企業復興資金

【県（商工労働部）】

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央公庫）の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧や事業の継続に必要な資金対策が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

(1)資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

(2)資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取り扱いを実施するよう要請する。

(3)中小企業者に対する金融制度の周知

県は、市、中小企業関係団体を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

(4)その他の措置

一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。

7 住宅復興資金

【地域振興部、県（土木部）】

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金または補修資金の貸付を行う。

県及び市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

(1)災害復興住宅建設資金

貸付対象者	50%以上の被害を受けたもので、13 m ² 以上 175 m ² 以内の住宅部分を有する住宅を建設または購入するもの
貸付限度	原則 1500 万円以内
土地取得資金	原則 970 万円以内
整地資金	400 万円以内
償還期間	①木 造：25 年以内 ②耐火、準耐火、木造（耐久性）：35 年以内

(2)新築購入、リユース(中古住宅)、購入資金

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明書の交付を受けた者で、50m ² （共同建ての場合は 30m ² ）以上 175m ² 以下の住宅部分を有する住宅を購入するもの
貸付限度	①新築住宅：原則 2470 万円以内（土地取得資金を含む） ②リユース住宅：原則 2170 万円以内（土地取得資金を含む）
償還期間	25～35 年以内

(3)補修資金

貸付対象者	補修に要する費用が 10 万円以上で、「罹災証明書」の発行を受けた者
貸付限度	660 万円以内
引方移転資金	400 万円以内
整地資金	400 万円以内
償還期間	20 年以内

第3 租税及び公共料金等の特例措置

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 国税及び地方税の徴収猶予・減免 → 災害の状況に応じて実施 2. 公共料金の特別措置（各公共機関） 郵政事業：日本郵便(株) 通信事業：東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDD I (株)、ソフトバンク株式会社 電気事業：東京電力パワーグリッド(株)	市民生活部 各指定公共機関

1 国税等の徴収猶予及び減免の措置

【市民生活部】

市、県及び国は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付若しくは納入に関する期日の延長、国税地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2 その他公共料金の特別措置

(1)郵政事業

【日本郵便(株)（江戸崎郵便局）】

日本郵便(株)は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便(株)が指定した郵便局とする。

2) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱いとは日本郵便(株)が指定した郵便局とする。

3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便(株)が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局は全ての支店及び郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保または交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

5) 郵便局窓口業務関係

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便物について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

(2)通信事業

【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】

「電話サービス契約約款通則 15」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

【株式会社NTTドコモ（茨城支店）、KDDI株式会社（北関東総支社）、ソフトバンク株式会社】

事業者が定める各種サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。

(3)電気事業

【各小売電気事業者】

災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

(4)都市ガス事業

【東京ガス株式会社】

ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。経済産業省若しくは関東経済産業局の許可が必要。

- 1) 被災者のガス料金の早収期間及び支払い期限の延伸
- 2) 事業区域外の被災者が区域内に移住していた場合も、上記1)を適用する。

第4 罹災証明書、被災証明書の交付

被災した世帯が、災害復興のために必要な各種支援措置の実施に資するため、罹災証明書及び被災証明書（以下「罹災証明書等」という。）の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書等を交付するものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 罹災証明書等の交付 ① 罹災害証明願等をもとに、罹災台帳等を作成 ② 罹災台帳等で確認し、罹災証明書等を交付 2. 手数料は無料とする	税務課 収納課 東支所 新利根・桜川公民館 関係各課 稲敷広域消防本部

1 被害調査の実施

【税務課、収納課、稲敷広域消防本部】

税務課及び収納課、稲敷広域消防本部は、罹災証明書の発行に先立ち、速やかに必要な被害情報の調査を行うものとする。家屋の被害判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和6年5月、内閣府）」に基づき実施する。専門的な調査を必要とするとき等は、関係部署又は関係団体等の協力を得て行うものとする。

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の区分である。認定基準は、次表のとおりである。

被害の程度		認定基準
住家全壊 (全焼・全流出)		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

なお、罹災証明書で認定する被害の程度によって、罹災者に対する支援措置が異なるため、認定結果に対する罹災者の理解を得られるよう十分な説明を行うこととする。理解が得られない場合は、被害程度の判定作業を再度行うものとする。

2 発行手続

(1)罹災証明書

【税務課、収納課、東支所、新利根・桜川公民館、稲敷広域消防本部】

罹災証明書の発行事務は、税務課、収納課、火災によるものについては稲敷広域消防本部において取り扱う。また、市役所のほか、東支所、新利根・桜川公民館を受付・発行窓口又は窓口とする。被災者が提出する罹災証明願書（資料4-15）等をもとに市民生活班が罹災台帳等を作成する。罹災証明書（資料4-16）等は、被災者の申請に基づき、この罹災台帳等で確認することによって発行する。

(2)被災証明書

【危機管理課、関係各課】

被災証明書は、各関係課において取り扱う。

3 交付手数料

罹災証明書等の交付手数料は無料とする。

4 申請の期間

原則、災害発生の日から3か月以内の申請とする。ただし、災害の程度等によっては、期間を延長する場合もある。

なお、3か月を越えて申請する場合は、災害発生日より時間が経過すると、被害状況の適切な把握が困難となるため、申請しようとするものは被害状況を確認できる写真を早めに撮影しておくこと。

第5 被災者の生活の安定化

災害により、離職を余儀なくされた被災者に対し、国が積極的に推進していく職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策について、住民への広報等、市は適切に対応していくものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
市は、次に関する情報の提供を十分に行う。 1. 離職者への措置：国（公共職業安定所） 2. 雇用保険の失業普及に関する特例措置：国（公共職業安定所） 3. 被災事業主に関する措置：国（茨城労働局）	地域振興部 公共職業安定所

1 離職者への措置

【地域振興部、国（公共職業安定所）】

龍ヶ崎公共職業安定所（ハローワーク龍ヶ崎）の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行う。

(1)窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

(2)公共職業安定所に出頭することが困難な地域への措置

公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、または巡回職業相談を実施する。

(3)諸制度の活用

職業訓練受講指示、または職業転換給付金制度等を活用する。

(4)就職のあっせん

国は、災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合は、労働者をあっせんする。県、茨城労働局及び公共職業安定所は連携して、災害により離職を余儀なくされた者を対象に職業訓練を実施し再就職を支援する。

以上について、市は、離職者等に対し積極的な広報活動を実施する。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

【国（公共職業安定所）】

国が実施する以下の措置について、市は、離職者等に対し積極的な広報活動を実施する。

(1)証明書による失業の認定

龍ヶ崎公共職業安定所（ハローワーク龍ヶ崎）の長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。

(2)激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

龍ヶ崎公共職業安定所（ハローワーク龍ヶ崎）の長は、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給する。

3 被災事業主に関する措置

【地域振興部、市民生活部、国（茨城労働局）】

国は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除または労働保険料の納付の猶予を行う。

これについて、市は、被災事業主等に対し積極的な広報活動を実施する。

第6 住宅建設の促進

市は、自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のために行う災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を、県の指導、支援を適切に受けて行う。

市で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては住宅金融公庫による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
住宅建設までの手順 1. 市と県との役割分担の決定 2. 住宅被害の実態の把握 3. 建設計画の作成 4. 災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧 5. 入居者の選定	地域振興部 土木管理部

市は、市だけで対応可能かどうかを含めて県と協議し、市と県の役割分担を決定する。また、県による市への支援内容も決定するものとする。

1 建設計画の作成

【地域振興部】

市は、県の助言・指導を受け、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、罹災者名簿、滅失住宅地図を作成する。

2 事業の実施

【地域振興部、土木管理部】

市及び県は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

3 入居者の選定

【地域振興部、土木管理部】

市は、県の助言・指導を受け、特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行う。

第7 被災者生活再建支援法の適用

市町村単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、経済的理由等で自力による生活再建が困難な者に対して支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 被災者再建支援法の適用 ① 被害状況の把握及び被災世帯の認定を行う ② 県に被害状況を報告し、認定を受ける 2. 支援金の支給について ① 支給申請に必要な書類を被災者からの請求に基づき発行する ② 被災者からの支給申請書類をとりまとめ、県に送付する ② 被災者生活再建支援法人で審査され、該当の申請者に支給される	保健福祉部 県

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

【保健福祉部】

支援法の適用にあたっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1)被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。（支援法第2条第2号）

- ① 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。
- ② 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。
- ③ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。
- ④ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。（②及び③に掲げる世帯を除く。）
- ⑤ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。（②から④に掲げる世帯を除く。）

(2)住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照（Ⅱ．第2章第6節1 被災状況の把握及び認定）

2 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆる

るみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）

- ② 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- ③ 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- ④ ①又は②に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号）
- ⑤ ③又は④に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で①～③に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第5号）
- ⑥ ③又は④に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、その自然災害により5（人口5万人未満の市町村にあっては2）世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第6号）

3 支援法の適用手続

【保健福祉部、県】

（1）市の被害状況報告

市長は、当該自然災害にかかる被害状況を収集し、資料4-17「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により、知事に対して報告する。

（2）支援法の適用

知事は、市長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めたときは、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示する。

また、市に対して、支援法が適用されたことを通知する。

4 支援金の支給

（1）複数世帯の場合

（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 (1-(1)-①) 解体 (1-(1)-②) 長期避難 (1-(1)-③)	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊 (1-(1)-⑤)	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借	—	25	25

※カッコ内は、本節「1 被害状況の把握及び被災世帯の認定」に該当する被害

(2) 単数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 (1-(1)-①) 解体 (1-(1)-②) 長期避難 (1-(1)-③)	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模半壊 (1-(1)-⑤)	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借	—	18.75	18.75

※カッコ内は、本節「1 被害状況の把握及び被災世帯の認定」に該当する被害

5 支援金支給申請手続

【保健福祉部、県】

(1) 支給申請手続等の説明

市は、住家が全壊したと認定した世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

(2) 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- 1) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- 2) 罹災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上すみやかに県に送付する。

(4) 支給申請書等の被災者生活再建支援法人への送付

県は、市から送付された申請書類等を確認・点検するとともにすみやかに被災者生活再建支援法人まで送付する。

6 支援金の支給

【保健福祉部】

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより申請者に支給される。

市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第8 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」という。）により、支援法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 被害状況の把握及び被災世帯の認定 ①被災世帯の認定 ②住家の減失等の算定及び住家及び世帯の単位	保健福祉部
2. 補助事業の適用基準と手続	県
3. 支援金の支給額と支給申請手続き	
4. 県による補助	

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

【保健福祉部】

補助事業適用に当たっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯認定

補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。

- ① 当該自然災害により住家が全壊した世帯
- ② 当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ③ 当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（②に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
- ④ 当該自然災害により住家が半壊した世帯（②及び③に掲げる世帯を除く。）

(2) 住家の減失等の算定及び住家・世帯の単位

災害救助法における基準を参照

2 補助事業適用基準

補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。

- ① 県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- ② 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

3 補助事業の適用手続

【県（生活環境部）、保健福祉部】

1) 市の被害状況報告

市は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

2) 補助事業適用の通知

知事は、市長の報告を精査した結果、発生した災害が補助事業の適用基準に該当すると認めたとときは、市長に対し、補助事業適用を通知する。

4 支給金の支給額

1) 複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊解体 (損害割合 50%以上)	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	貸借	100	50	150
大規模半壊 (損害割合 40%台)	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	貸借	50	50	100
中規模半壊 (損害割合 30%台)	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	貸借	—	25	25
半壊 (損害割合 20%台)		20		20

2) 単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊解体 (損害割合 50%以上)	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	貸借	75	37.5	112.5
大規模半壊 (損害割合 40%台)	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	貸借	37.5	37.5	75
中規模半壊 (損害割合 30%台)	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	貸借	—	18.75	18.75
半壊 (損害割合 20%台)		15		15

5 支援支給申請手続

【保健福祉部】

1) 支給申請手続等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

2) 必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- 1) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- 2) 罹災証明書類

6 支援金の支給

【保健福祉部】

被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

7 県による補助

【県（生活環境部）】

県は、被災世帯へ支援金を支給した市町村に対し、支給の実績に基づいてその費用の一部を補助する。

第9 生活保護

被害を受けた地域住民の生活を安定させるため、市は被災者の生活を保護していくものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 生活保護 ① 対象者：保護の要件に適合している被災者 ② 困窮の程度に応じた生活の保障を行う。	保健福祉部 県

1 生活保護

【保健福祉部、県】

被災者の恒久的生活の保護のため市及び県は、低所得者に対し、概ね次の措置を講ずるものとする。

生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては実情を調査のうえ困窮の程度に応じ、生活を保障する措置とする。

第2節 被災施設の復旧

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、災害の再発を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 災害復旧事業 ① 災害復旧事業計画の作成 ② 復旧事業費の決定を受けるための査定計画の策定 ③ 災害復旧事業の実施（事業費の決定され次第、早期に実施） 2. 解体、がれき等の処理・処分 ① 被災状況の把握 ② 作業体制の確保 ③ 一時的な仮置き場の確保 ④ 処理の実施 ⑤ 最終処分場の確保	各課 県 各防災関係機関

1 災害復旧事業計画の作成

【各課、県、各防災関係機関】

市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査、検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

災害復旧事業計画の基本方針を次に示す。

（1）災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

（2）災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を次に示す。

- 1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2) 農林水産業施設事業復旧計画
- 3) 都市災害復旧事業計画
- 4) 上・下水道災害復旧事業計画
- 5) 住宅災害復旧事業計画
- 6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10) 復旧上必要な金融その他資金計画

11) その他の計画

(3) 災害復旧事業の方針

1) 復旧事業実施体制

本市のほか、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について必要な措置をとる。なお、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

2) 災害復旧事業期間の短縮

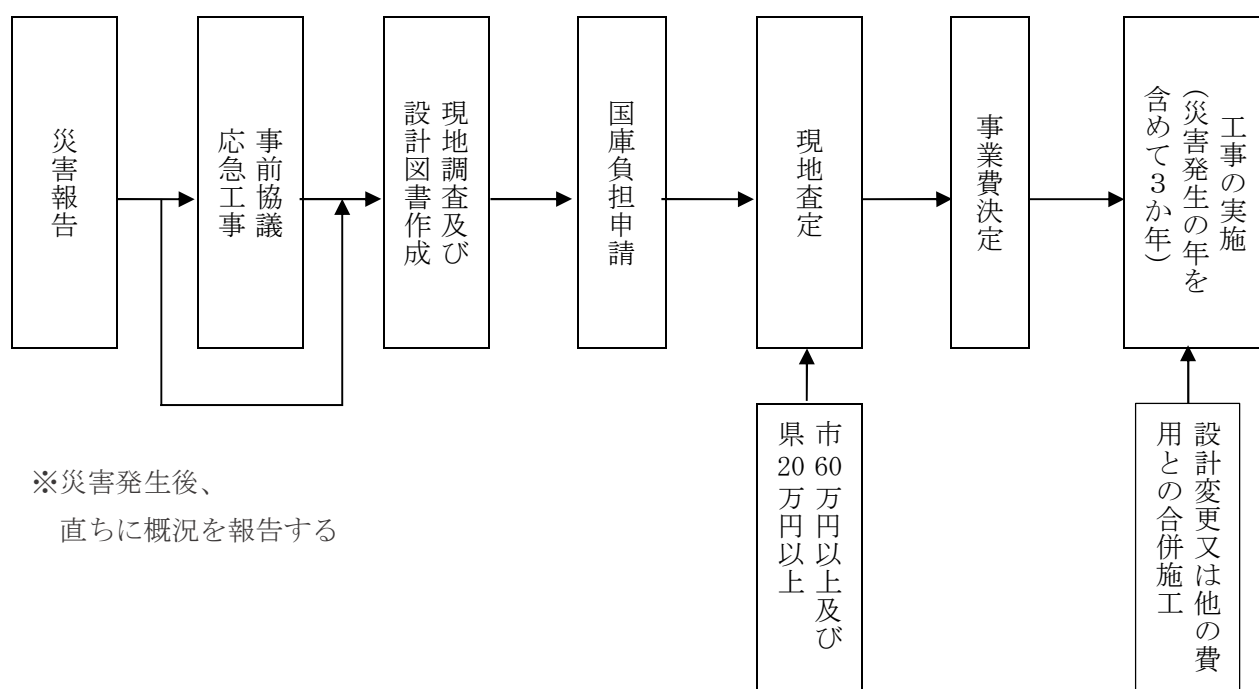
復旧事業計画の樹立に当たっては、被災地の状況、被害の発生原因を考慮し、災害の再発防止及び速やかな復旧が図られるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

3) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるように努める。

4) 公共土木施設の災害復旧

公共土木施設災害復旧（河川、急傾斜地崩壊防止施設、橋梁、道路、下水道）の取扱い手続は次のとおりである。



なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同法施行令（昭和26年政令第107号）、同法施行規則（昭和26年運輸省令第46号）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

【各課、県、各防災関係機関】

市及び関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国または県が費用の全部または一部を負担または補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他市が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律または予算の範囲内において国が全部または一部を負担または補助して行う災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は、次の通りである。

(1)法律に基づき一部負担または補助するもの

- 1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 3) 公営住宅法
- 4) 土地区画整理法
- 5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7) 予防接種法
- 8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- 9) 農林水産業施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律
- 10) 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

(2)激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市及び県は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定の基準や手続等については「第4章第3節 激甚災害の指定」に示す。

3 災害復旧事業の実施

【各課、県、各防災関係機関】

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

4 解体、がれき処理

【廃棄物対策室、建設課、県】

(1)作業体制の確保

市は、迅速に被災建物等の解体及びがれき処理を行うため、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員確保について検討する。また、災害時に備え、県や近隣市町村、災害廃棄物処理事業者、土木・運送業者との連携体制を構築する。

(2)処理対策

1) 状況把握

市は、職員による巡視等により迅速に被災地域の状況を把握する。

2) 解体撤去の申込受付

市は、建物所有者からの解体撤去の申込受付窓口を設置する。

3) 解体作業

市は、当該建築物が周囲に及ぼしている影響を現地で確認し、関係権利者等の同意を確認したうえで、解体の優先順位を決定し、建設業組合等に作業を依頼する。

4) 仮置き場の確保

市及び県は、解体収集後のがれき等を一時的に集積するため仮置き場を確保する。仮置き場が不足する場合、市は県を通じて交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに、近隣市町村に対して仮置き場の確保を要請する。

5) 再生利用の確保・最終処分

市はがれき等の処理・処分に当たっては、再生利用を推進し、最終処分量の削減に努める。

6) 石綿飛散防止

市は、解体及びがれきの処理に伴う石綿飛散防災対策について「災害時における石綿防止に係るマニュアル」（平成19年8月環境省水・大気環境局大気環境課）により行うものとする。

第3節 激甚災害の指定

激甚法に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 激甚災害の指定 ① 県の行う激甚災害に関する災害調査について協力する。 ② 知事が調査結果を内閣総理大臣に報告する。 ③ 内閣総理大臣が中央防災会議の意見を聞き、激甚災害として指定をするか判断し答申する。	本部事務局 各課 県

1 災害調査

【本部事務局、各課、県】

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分に考慮して次に示すような災害調査等を報告し、県が行う調査に対しても積極的に協力する。

- 1) 災害の原因
- 2) 災害が発生した日時
- 3) 災害が発生した場所又は地域
- 4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- 5) 災害に対してとられた措置
- 6) その他必要な事項

県の各関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し（局地激甚災害の指定を受ける必要がある場合は防災・危機管理部を通じ）、知事に報告する。知事は、調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

激甚災害に係る財政援助措置の対象

I 公共土木施設災害復旧事業に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅災害復興事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 幼保連携型認定こども園災害復旧事業 (8) 老人福祉施設災害復旧事業 (9) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (10) 障害者支援施設、地域活動センター、福祉ホーム、障害福祉サービスの用に供する施設の災害復旧事業 (11) 女性自立支援施設災害復旧事業 (12) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (13) 堆積土砂排除事業 (14) 湛水排除事業
II 農林水産業に関する特別の助成	(1) 農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の特別措置 (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (8) 森林災害復旧事業に対する補助
III 中小企業に関する特別の助成	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
IV その他の財政援助及び助成	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 (3) 水防資材費の補助の特例 (4) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (5) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 (6) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 復興計画の作成

風水害、地震等により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、被災地域の迅速な復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、住民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 事前復興計画 ① 復興対策の計画を明らかにしておく ② 復興基礎データを整備しておく 2. 災害復興対策 ① 災害復興対策本部の設置 ② 災害復興方針・計画の策定 ③ 災害復興事業を行う上での手続の実施 ④ 専管部署を設置し、災害復興事業を実施	各課 県

1 事前復興対策の実施

【産業振興課、県】

(1)復興手順の明確化

市及び県は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続、住民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておくものとする。

(2)復興基礎データの整備

市及び県は、復興対策に必要となる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努めるものとする。

2 災害復興対策本部の設置

【各課、県】

市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、災害復興対策本部を設置する。災害復興対策本部は、本部長を市長、副本部長を副市長、教育長、本部事務局長を危機管理監が務める。

県は、被害状況を速やかに把握し、本市を含む複数の市町村で災害復興の必要性を確認した場合に、知事を本部長とする災害復興対策本部を設置する。さらに、県と当該市町村の連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。

災害復興の必要性が本市のみで確認された場合は、本市の災害復興に対する支援体制を整え、県と本市との連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のため、必要に応じて県職員の派遣を受け

る。

3 災害復興方針・計画の策定

【各課、県】

(1)災害復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員より構成される復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

県は、本市を含む複数の市町村で災害復興の必要性を確認した場合に、学識経験者、有識者、県議会議員、県民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、県としての災害復興方針を策定する。この方針では、広域的な観点からの災害復興のあり方及び市支援等についての県の役割を示す。

(2)災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画・産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

県は、本市を含む複数の市町村で災害復興の必要性を確認し、災害復興方針を策定した場合、それに基づき、県としての具体的な災害復興計画の策定を行う。この計画では、県所管の広域的な施設、産業等の復興に関する計画、市の復興支援・相互調整に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

4 災害復興事業の実施

【各課、県】

(1)市街地復興事業のための行政上の手続の実施

1) 建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定

県は、本市において、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、その旨の告示を行う。

2) 被災市街地復興特別措置法上の手続

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

県は、市による被災市街地復興推進地域の指定の承認を行う。

また、本市を含む複数の市町村にまたがって、広域的な被災市街地復興推進地域の指定を行う場合は、県知事が定める都市計画として都市計画決定する。

(2)震災復興事業の実施

1) 震災復興事業の実施

市は、震災復興に関する震災復興対策本部を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

2) 震災復興事業の支援

市は、震災復興事業を実施するにあたり、県の技術的、財政的な支援を得る。

Ⅲ 事故災害対策計画

第1節 航空災害対策計画

市内において航空機の墜落等による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に、関係機関は早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し、被害の軽減を図るものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 災害対応対策、災害復旧への備え ① 平常時から対策を講じておくことが必要 2. 発災直後の情報の収集・連絡 ① 関係機関への迅速な通報 3. 活動体制の確立 ① 広域的な応援体制 →（必要と認められた場合）直ちに自衛隊派遣要請 4. 搜索、救助・救急、医療及び消火活動 5. 避難指示・誘導 ① 警戒区域の設定 6. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 7. 関係者等への的確な情報伝達活動 8. 遺族等事故災害関係者の対応 ① 控室や宿泊施設の確保、交通手段の提供等 9. 防疫及び遺体の処理	本部事務局 各班 稲敷広域消防本部 消防団 県 県警察 自衛隊 百里空港事務所 航空運送事業者 日赤茨城県支部 医療機関 医療ボランティア 道路管理者

第1 災害応急対策、災害復旧への備え

1 基本的な考え方

市内における航空機の墜落等の航空災害による多数の死傷者等の発生に備え、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じるものとする。

2 茨城県の航空状況

茨城県には、非公共用飛行場が2か所（龍ヶ崎市、河内町）、非公共用ヘリポートが2か所（前山下妻、茨城県庁）及び自衛隊の飛行場が2か所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）、百里（航空自衛隊、茨城空港との共用飛行場））ある。また、茨城県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。

3 情報の収集・連絡体制の整備

【危機管理課】

(1)情報の収集・連絡

市は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、関係機関相互の緊急時の情報収集・連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。その際、夜間、休日の場

合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(2)通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、Ⅱ．第1章第1節「第4 情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

4 災害応急体制の整備

【危機管理課】

(1)職員の体制

市は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2)防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市における協定締結状況は資料2-1のとおりであり、今後はより具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

5 救助・救急、医療及び消火活動への備え

【危機管理課、健康増進課、稲敷広域消防本部】

(1)消火救難及び救助・救急、消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両、航空機等の整備に努めるものとする。

(2)医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、Ⅱ．第1章第3節「第3 医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

6 緊急輸送活動への備え

【危機管理課、建設課、稲敷警察署】

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、Ⅱ．第1章 第3節「第1 緊急輸送への備え」に準ずるほか、次により実施するものとする。

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、県が整備業者等との間で締結している「交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定」等の推進を図るとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

7 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

【危機管理課】

家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努めるものとする。

8 防災関係機関の防災訓練の実施

【危機管理課、稲敷広域消防本部】

市は、県や航空輸送事業者が相互に連携した訓練を実施する場合には、積極的に参加する。

第2 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

【本部事務局、県、百里空港事務所、自衛隊、航空運送事業者】

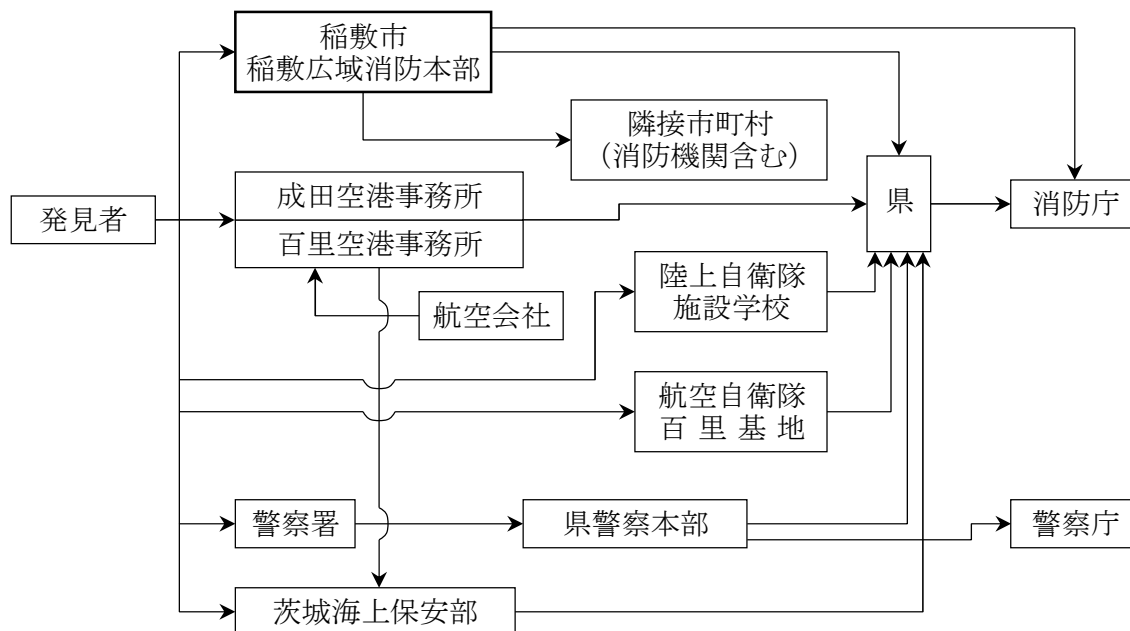
(1) 航空事故情報等の収集・連絡

- ① 航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官に通報しなければならないものとする。
また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。
- ② 市は、航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告するものとする。
- ③ 成田空港事務所は、航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を県に行う。
- ④ 県は、成田空港事務所又は自衛隊等から受けた情報を、市及び関係機関へ連絡する。
- ⑤ 自衛隊機による事故災害発生の場合は、陸上自衛隊又は航空自衛隊は速やかに市、県及び関係機関に連絡するものとする。
なお、「霞ヶ浦飛行場周辺における航空事故及び航空事故に伴う災害発生の場合における連絡調整に関する協定」（昭和 54 年 10 月）、「百里基地に係る事故の通報に関する協定」（昭和 61 年 11 月）及び「百里基地周辺における航空事故及び航空事故に伴う災害発生の場合における連絡調整に関する協定」（昭和 54 年 3 月）に基づく事故については、協定に基づき連絡するものとする。
- ⑥ 航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を成田空港事務所へ連絡する。また、その被害状況を把握できた範囲から直ちに成田空港事務所へ連絡する。

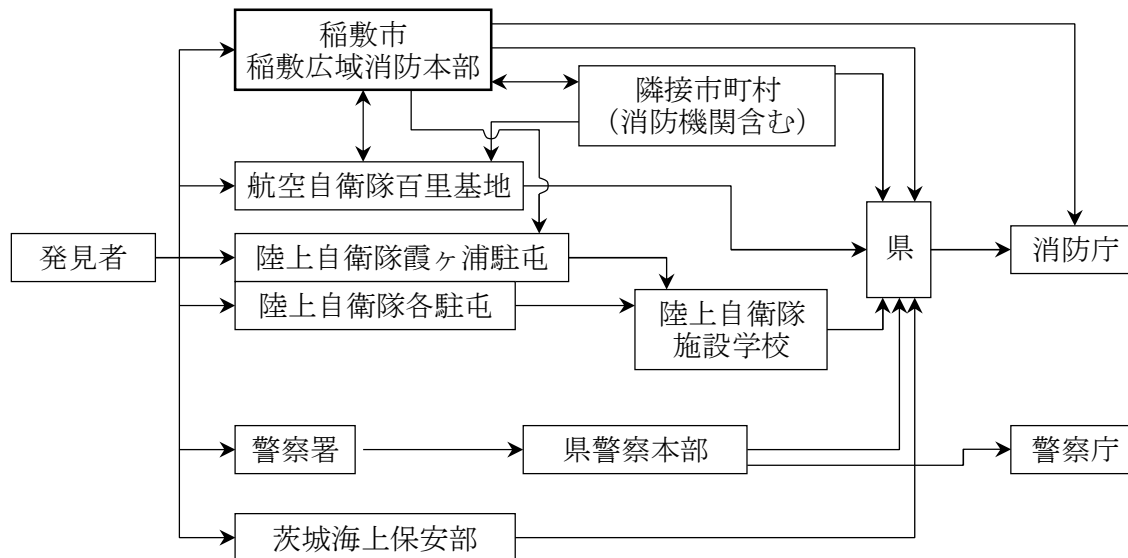
(2)航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

<民間機の場合>



<自衛隊機の場合>



<連絡先一覧>

機 関 名	担 当 部 署	電話番号	(夜間・休日の場合)
消 防 庁	応急対策室	03-5253-7527	(宿直室 03-5253-7777)
成田空港事務所	航空管制情報官	0476-32-6410 又は 1048	(同 左)
百里空港事務所	航空管制運航情報官	0299-54-0672	(同 左)
茨城海上保安部	警備救難課	029-262-4304	(同 左)
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234	(同 内線 302)
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警備課	029-842-1211 内線 2410	(同 内線 2302)
航空自衛隊第7航空団	防衛班	0299-52-1331 内線 231	(同 内線 215)
茨 城 県	消防安全課 防災・危機管理課	029-301-2896 029-301-2885	(同 左)
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751	(総合当直)
稲敷警察署		029-893-0110	(同 左)
稲 敷 市	危機管理課	029-892-2000	(同 左)
稲敷広域消防本部	通信指令課	0297-64-0123	(同 左)

(3)応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

市、県、成田空港事務所及び百里空港事務所は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第3 活動体制の確立

1 市の活動体制

【各班】

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

(1)職員の動員配備体制区分の基準及び内容

体制区分	配備基準	配備人員	活動内容
警戒体制 (事前配備)	航空事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、または、その他の状況により危機管理監が必要と認めた場合	あらかじめ定める職員（連絡調整を行うために必要な人員）	情報収集・伝達活動を円滑に行い、状況に応じて非常体制に移行する。
非常体制	航空事故により、多数の死傷者等が発生した場合、又はその他の状況により市長が必要と認めた場合	航空事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

※ 警戒体制および非常体制は、それぞれⅡ．第2章第1節「第1 職員参集・動員」における第1次防災体制および第3次防災体制に準ずる

(2)職員の動員配備体制の決定

1) 警戒体制

航空事故情報、被害情報等に基づき、危機管理監が警戒を要すると認めたとき、主に情報収集活動を行うための動員配備を決定する。

2) 非常体制

危機管理監が状況を判断し、市長の承認を得て決定する。

ただし緊急を要し、危機管理監が不在かつ連絡不能の場合は、危機管理課長が代行する。

また、市長が不在かつ連絡不能な場合は副本部長、教育長の順位で代行する。

3) 決定者

上記1)～2)の決定者は次のとおりとする。

	決定者	代 決 者	
		1	2
警戒体制	危機管理監	危機管理課課長補佐	危機管理課係長
非常体制	市長	副市長	教育長

(3)職員の動員

Ⅱ. 第2章第1節「第1 職員参集・動員」に準ずる。

(4)災害対策本部等の設置基準等

1) 災害対策本部設置基準

- ① 航空事故により、多数の死傷者が発生した場合
- ② その他市長が必要と認めた場合

2) 災害対策本部廃止基準

- ① 航空事故災害応急対策を概ね完了した場合
- ② その他市長が必要なしと認めた場合

(5)災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

Ⅱ. 第2章第1節「第2 災害対策本部」に準ずる。

2 広域的な応援体制

【本部事務局、県】

市内において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、Ⅱ. 第2章第3節「第2 応援要請・受援体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣

【本部事務局、県、成田空港事務所、百里空港事務所】

自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請するものとする。

市は、Ⅱ. 第2章第3節「第1 自衛隊派遣要請・受援体制の確保」に準じて要請するものとする。

第4 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

1 搜索活動

【稲敷広域消防本部、消防団、警察本部】

稲敷広域消防本部及び消防団は、災害の状況により、多様な手段を活用して県と相互に連携して搜索を実施するものとする。

警察本部は、消防機関と相互に連携して、必要に応じてヘリコプターなど多様な手段を活用し搜索を実施するものとする。

2 救難、救助・救急及び消火活動

【本部事務局、稲敷広域消防本部、消防団、県、警察本部、自衛隊】

稲敷広域消防本部及び消防団は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するものとする。

また、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、隣接市町村等の迅速かつ円滑な応援を得るものとする。

県及び警察本部は、被害状況の早急な把握に努めるとともに、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助にあたるものとする。また、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請するものとする。

自衛隊は、必要に応じ、又は県の要請に基づき、救助・救急活動を行うものとする。

3 資機材の調達等

【稲敷広域消防本部、消防団、自衛隊】

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

4 医療活動

【保健福祉部、県、日赤茨城県支部、医療機関、医療ボランティア等】

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、Ⅱ．第2章第4節「第5 応急医療」に準じ、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、Ⅱ．第2章第5節「第2 避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

第5 避難指示・誘導

【本部事務局】

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市が行う避難指示については、

Ⅱ．第2章第4節「第2 緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難」に準じて実施するものとする。

る。

第6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保

【地域振興部、県、稲敷警察署、道路管理者】

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等に、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

2 広報、案内

【本部事務局、市長公室、県、稲敷警察署、道路管理者】

被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとする。

また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

【本部事務局】

市は、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、市及び関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難指示、及び避難先の指示
- ・旅客及び乗務員の氏名・住所
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

【本部事務局】

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第8 遺族等事故災害関係者の対応

【保健福祉部】

遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応するものとする。

る。

第9 防疫及び遺体の処理

【市民生活部、保健福祉部、廃棄物対策室、医療機関（医療救護班）、稲敷警察署】

発災時の防疫及び遺体の処理については、Ⅱ．第2章第7節「第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去」及び同節「第5 行方不明者等の捜索」に準じて実施するものとし、特に、市は、遺体の一時保存及び検視場所の設置、廃棄物処理に留意するものとする。

第2節 道路災害対策計画

市内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、道路構造物の被災による大規模事故による道路災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、関係機関は連携して措置を講じるものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 事故災害対策、災害復旧への備え ① 平素からの道路災害発生の予防 2. 発災直後の情報の収集・連絡 ① 関係機関への迅速な通報 3. 活動体制の確立 ① 市、道路管理者、警察、消防等の連携 4. 救助・救急、医療及び消火活動 5. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 6. 危険物の流出に対する応急対策 7. 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 ① 仮復旧による早期の道路交通確保 8. 関係者等への的確な情報伝達活動 ① 被害者関係者等が望む情報 ② 市民や道路利用者に役立つ正確かつ詳細な情報 9. 防疫及び遺体の処理	本部事務局 各班 県 警察 稲敷広域消防本部 道路管理者 自衛隊 日赤茨城県支部 医療機関 医療ボランティア

第1 事故災害応急対策、災害復旧への備え

1 基本的な考え方

市内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、道路構造物の被災による大規模事故などの道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合、被害の軽減及び復旧のために関係機関は対策を講じるものとする。

2 道路施設等の管理と整備

【建設課】

(1)管理する施設の巡回及び点検

道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため定期的に巡回を実施し、特に大規模な地震、大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施するものとする。

(2)安全性向上のための対策の実施

市をはじめとする各道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

3 情報の収集・連絡体制の整備

【危機管理課、建設課】

(1)情報の収集・連絡

市は、大規模な道路災害が発生した場合に備え、関係機関相互の情報の収集・連絡体制の整備を図り、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(2)通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については、Ⅱ．第1章第1節「第4 情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

4 災害応急体制の整備

【危機管理課】

(1)職員の体制

市は、非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ災害時活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2)防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、市及び県の防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市における協定締結状況は資料2-1のとおりであり、今後はより具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

5 救助・救急、医療及び消火活動への備え

【危機管理課、健康増進課、稲敷広域消防本部】

(1)救助・救急活動への備え

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、実情に応じ、救助・救急活動用資材、車両等の整備に努めるものとする。

(2)医療資機材等への備え

応急救護用医療品、医療資機材の備蓄については、Ⅱ．第1章第3節「第3 医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

(3)消火活動への備え

市及び稲敷広域消防本部は、平常時から機関相互間の連携の強化を図るものとする。

6 関係者等への的確な情報伝達活動

【危機管理課】

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 防災訓練の実施

【危機管理課、建設課、稲敷広域消防本部】

大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努めるものとする。

8 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

【危機管理課、建設課、稲敷広域消防本部】

大規模な事故災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努めるものとする。

9 災害復旧への備え

【危機管理課、建設課】

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

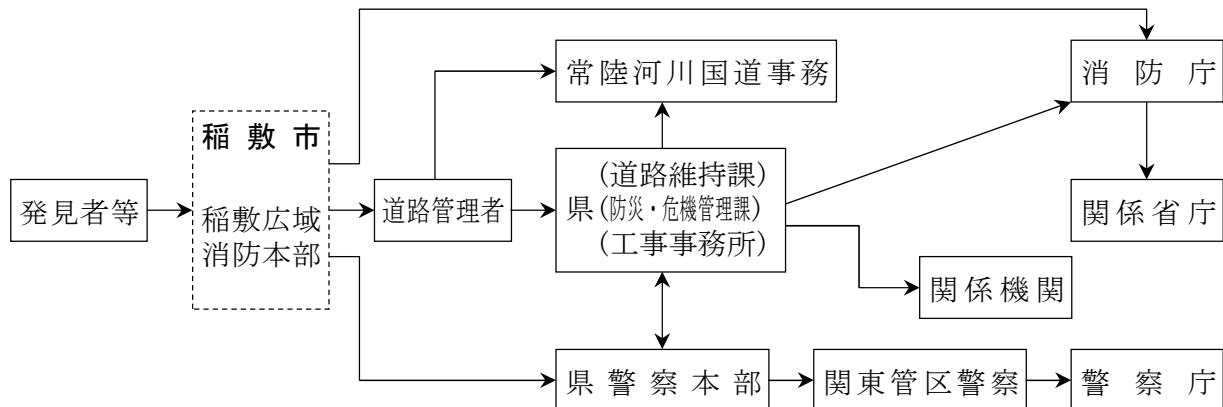
【本部事務局、警察、稲敷広域消防本部、道路管理者、県】

(1)道路災害情報等の収集・連絡

- 1) 道路災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防吏員または道路管理者に通報しなければならないものとする。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。
- 2) 市は、大規模な道路災害の発生または発生するおそれに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。
- 3) 道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、または発生するおそれがある場合は速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所、県に連絡する。

(2)道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



※ の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。

<連絡先一覧>

機 関 名	担 当 部 署	電話番号	(夜間・休日の場合)
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527	(宿直室 03-5253-7777)
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-244-6346	(同 左)
茨 城 県	消 防 安 全 課 防災・危機管理課	029-301-2896 (昼) 029-301-2885 (夜)	(同 左)
竜ヶ崎工事事務所	道 路 管 理 課	0297-65-1297	(同 左)
茨城県警察本部	警 備 課	029-301-0110 内線 5751	(総合当直)
稲 敷 警 察 署		029-893-0110	(同 左)
東日本高速道路(株)関東支社	事 業 統 括 課	048-631-015 (昼)	
	岩槻道路管制センター	048-758-4060	
稲 敷 市	危 機 管 理 課 建 設 課	029-892-2000	(同 左)
稲敷広域消防本部	通 信 指 令 課	0297-64-0123	(同 左)

第3 活動体制の確立

市は、必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を取るものとする。

1 市の活動体制

【各班】

(1)職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、道路災害の状況等により次のとおり定める。

体制区分	配備基準	配備人員	活動内容
警戒体制	道路災害により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、道路上での重大事故が発生した場合、または、その他の状況により危機管理監が必要と認めた場合	あらかじめ定める職員（連絡調整を行うために必要な人員）	情報収集・伝達活動を円滑に行い、状況に応じて非常体制に移行する。
非常体制	道路災害により、多数の死傷者が発生した場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	道路災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

※ 警戒体制および非常体制は、それぞれⅡ．第2章第1節「第1 職員参集・動員」における第1次防災体制および第3次防災体制に準ずる

(2)職員の動員配備体制の決定

1) 警戒体制

道路事故情報、被害情報等に基づき、危機管理監が警戒を要すると認めたとき、主に情報収集活動を行うための動員配備を決定する。

2) 非常体制

危機管理監が状況を判断し、市長の承認を得て決定する。

ただし緊急を要し、危機管理監が不在かつ連絡不能の場合は、危機管理課長が代行する。

また、市長が不在かつ連絡不能な場合は副市長、教育長の順位で代行する。

3) 決定者

上記1)～2)の決定者は次のとおりとする。

	決定者	代 決 者	
		1	2
警戒体制	危機管理監	危機管理課課長補佐	危機管理課係長
非常体制	市長	副市長	教育長

(3)職員の動員

Ⅱ．第2章第1節「第1 職員参集・動員」に準ずる。

(4)災害対策本部等の設置基準等

1) 災害対策本部設置基準

- ① 道路事故により多数の死傷者が発生した場合
- ② その他市長が必要と認めた場合

2) 災害対策本部廃止基準

- ① 道路事故災害応急対策を概ね完了した場合
- ② その他市長が必要なしと認めた場合

(5)災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

Ⅱ．第2章第1節「第2 災害対策本部」に準ずる。

2 道路管理者の活動体制

【道路管理者】

必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を取るものとする。

3 広域的な応援体制

【本部事務局、県】

市内において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、Ⅱ．第2章第3節「第2 応援要請・受援体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。

4 自衛隊の災害派遣

【本部事務局、県、自衛隊】

自衛隊の災害派遣の必要性を道路災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、Ⅱ．第2章第3節「第1 自衛隊派遣要請・受援体制の確保」に準じて要請するものとする。

第4 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

【稲敷広域消防本部、警察、県】

稲敷広域消防本部は傷病者等の救出・救助にあたるものとし、必要に応じ「隣接消防相互応援協定」及び「茨城県消防広域相互応援協定」に基づき関係機関の協力を得る。また、必要により県を通じ緊急消防援助隊の派遣について要請するものとする。

県及び警察本部は、被害状況の早急な把握に努めるとともに、消防機関、自衛隊等の関係機関と傷病者等の救出・救助にあたるものとする。また、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請するものとする。

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救急活動に協力するものとする。

2 医療活動

【保健福祉部、県、日赤茨城県支部、医療機関、医療ボランティア等】

医療活動については、Ⅱ．第2章第4節「第5 応急医療」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、Ⅱ．第2章第5節「第2 避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

3 消火活動

【稲敷広域消防機関、県、道路管理者】

稲敷広域消防本部及び消防団は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を実施するものとする。

県は、消火活動が円滑かつ効率的に行われるよう、関係機関との総合調整及び必要な機関への応援要請を行うものとする。

道路管理者は、迅速かつ的確な消火活動に協力するものとする。

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

【警察】

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて、警備業者等に、交通誘導の実施等を要請するものとする。

第6 危険物の流出に対する応急対策

【本部事務局、稲敷広域消防本部、消防団、警察、道路管理者、県】

道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策は、本章「第3節 危険物等災害対策計画」に準じ行うものとする。

第7 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

【道路管理者】

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施するものとする。

第8 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

【本部事務局】

市は、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの被害者関係者等が望む情報、市及び関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制などの市民や道路利用者に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難指示、及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

【本部事務局】

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第9 防疫及び遺体の処理

【市民生活部、保健福祉部、廃棄物対策室、医療機関（医療救護班）、稲敷警察署】

発災時の防疫及び遺体の処理についてはⅡ．第2章第7節「第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去」及び同節「第5 行方不明者等の搜索」に準じて実施するものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

市内において危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物）の漏洩、流出、飛散、火災、爆発による危険物等災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、関係機関、関係団体は連携して、被害の発生を最小に抑える措置を講じるものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 事故災害応急対策、災害復旧への備え ① 平常時から関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策について定めておくことが必要	本部事務局 各班
2. 発災直後の情報の収集・連絡 ① 関係機関、専門機関への速やかな連絡	事業者 県 警察
3. 活動体制の確立	稲敷広域消防本部
4. 各事故の応急対策 ① 石油类等危険物施設 → 火災拡大防止、漏洩防止 ② 高圧ガス、火薬類 → 漏洩・火災拡大防止、避難 ③ 毒劇物多量取扱施設 → 漏洩防止、避難	医療機関 道路管理者 河川・水路等管理者
5. 避難誘導対策 ① 人命最優先 → 警戒区域・避難区域の設定 → 広報活動、避難誘導	自衛隊 (一社)茨城県高圧ガス
6. 捜索・救出・救助対策	保安協会
7. 応援要請対策	(一社)茨城県火薬類保
8. 医療救護対策	安協会
9. 緊急輸送の確保	市民

第1 事故災害応急対策、災害復旧への備え

1 危険物等災害の予防対策(各災害共通事項)

【危機管理課、稲敷広域消防本部、事業者】

(1)危険物等関係施設の安全性の確保

1) 保安体制の確立

＜事業者＞

危険物等の貯蔵・取扱いを行う者（以下、本節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱い施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

また、災害が生じた場合は、その原因の徹底的な究明に努め、再発防止に資するものとする。

＜市＞

市は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等について県を通じて国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

2) 保安教育の実施

市は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

事業者は、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

(2)災害応急対策、災害復旧への備え

1) 情報の収集・連絡体制の整備

市は、危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や調整機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなどして、緊急時の体制を整備するものとする。

また、災害時の情報通信手段について、無線通信ネットワークの整備・拡充、ネットワーク間の連携等、平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努めるものとする。

2) 職員の活動体制の整備

市は、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの緊急時対応マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

3) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

また、事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

なお、市における協定締結状況は資料2-1のとおりであり、今後はより具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

4) 救助・救急、医療及び消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努めるものとする。

5) 緊急輸送活動体制の整備

災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図るものとする。

6) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

稲敷広域消防本部は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤の調達体制や避難誘導に必要な資機材の整備に努めるものとする。また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努めるものとする。

7) 避難受入活動体制の整備

あらかじめ避難場所・避難路を指定し、市民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導について緊急時対応マニュアルに定め、訓練を行うものとする。

8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

危険物等事故内容及び被害の想定を明らかにするなど、市、県、事業者が実践的で、相互に連携

した訓練を定期的・継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

9) 災害復旧への備え

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

(3)防災知識の普及、市民の訓練

市は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

また、防災的見地から防災アセスメントを行い、市民、とりわけ高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等、要配慮者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップやパンフレット等をわかりやすく作成し、市民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

2 石油类等危険物施設の予防対策

【危機管理課、稲敷広域消防本部、事業者】

石油类等危険物（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの）施設に関する予防対策は、共通事項に定めるほか次のとおりとする。

(1)施設の保全

事業者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

(2)石油貯蔵タンクの安全対策

1) 地盤対策

稲敷広域消防本部は、一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導するものとする。

また、既設タンクについては、事業所に対し適時又は定期的に沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導するものとする。

2) 防災設備の強化

事業者は、耐震、防火上の配慮と防油堤の強化及び敷地周辺の防護措置の強化を図るものとする。

3) 防災管理システムの強化

事業者は、漏洩、流出の感知と警報装置の整備の推進や、配管部の切替等による被害防止のための緊急遮断装置の導入を進めるとともに、非常時の通報体制の確立と教育訓練の徹底を図るものとする。

(3)保安体制の確立

事業者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努め、隣

接する事業所間との自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るものとする。

また市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱の方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて、稲敷広域消防本部による立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

3 高圧ガス・火薬類の予防対策

【県、危機管理課、稲敷広域消防本部、事業者】

高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されるもの）及び火薬類（火薬取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されるもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

(1)高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス及び火薬類等の製造、販売、貯蔵、運搬、消費及び取扱については、関係法令に定める技術上の基準に適合するよう指導するものとする。

(2)自主防災体制の確立

県は、高圧ガス及び火薬類等関係事業所に、災害発生防止が事業所の責任であることを自覚させ、保安管理体制の強化、関係業種別に保安団体の積極的な活動を推進し、各種災害の防止を図るよう指導するものとする。

(3)事業者間の相互応援体制の整備

高圧ガスまたは液化石油ガスによる災害が発生し、またはそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間または液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。

(4)防災知識の普及

高圧ガス及び火薬類等を取扱う者については、災害予防に対する思想を普及させるほか、定期的に業種別に関係法令等の説明会、保安教育講習会等を開催し、知識の向上及び保安意識の高揚を図る。

(5)防災訓練の実施

高圧ガス施設等に起因する災害を想定して、応急対策活動の実効を期すため、定期的に防災訓練等を実施する。

また、市が実施する防災訓練に参加し、近隣住民と一体の防災訓練を実施するよう指導する。

4 毒劇物取扱施設の予防対策

【県、危機管理課、稲敷広域消防本部、事業者】

毒劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

(1)毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

1) 危害防止規程の整備

毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備するものとする。

- ① 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項
- ② 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項
 - ア 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱の作業を行う者
 - イ 設備等の点検・保守を行う者
 - ウ 事故時における関係機関への通報を行う者
 - エ 事故時における応急措置を行う者
- ③ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項
 - 製造施設、配管、貯蔵設備、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等
- ④ ③に掲げる毒物又は劇物関連施設の整備又は補修に関する事項
- ⑤ 事故時における関係機関への通報及び応急措置に関する事項
- ⑥ ②に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

(2)毒性ガス取扱施設に係る事故対策の推進

1) 事業者の対策

毒性ガス取扱事業所は、市が実施する防災訓練に参加し、近隣住民と一体の防災訓練を実施するものとする。

被害を最小限に止めるため、事業所の立地条件及び施設の配置状況を勘案し、風向計等を設置するものとする。

発災時の近隣住民の避難のために、必要な広報手順、ガスマスク等防災用機器の整備を図るとともに、市と日頃から連携を密にし、対策を講じるものとする。

また、関連事業者による有毒ガス事故対策協議会等を結成するなどして、発災時における応急対策の協力体制の整備に努めるものとする。

2) 市の対策

市及び稲敷広域消防本部は、発災時における迅速な被害防止体制の確立を図るため、毒性ガス取扱事業所に関する必要な情報について、県（商工労働部）より提供を受けておくものとする。

また、市は、毒性ガス漏洩を想定し、市民への広報手段、避難誘導法、避難場所をあらかじめ定めておくものとする。また、事業者との緊急連絡体制を整備するものとする。

第2 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

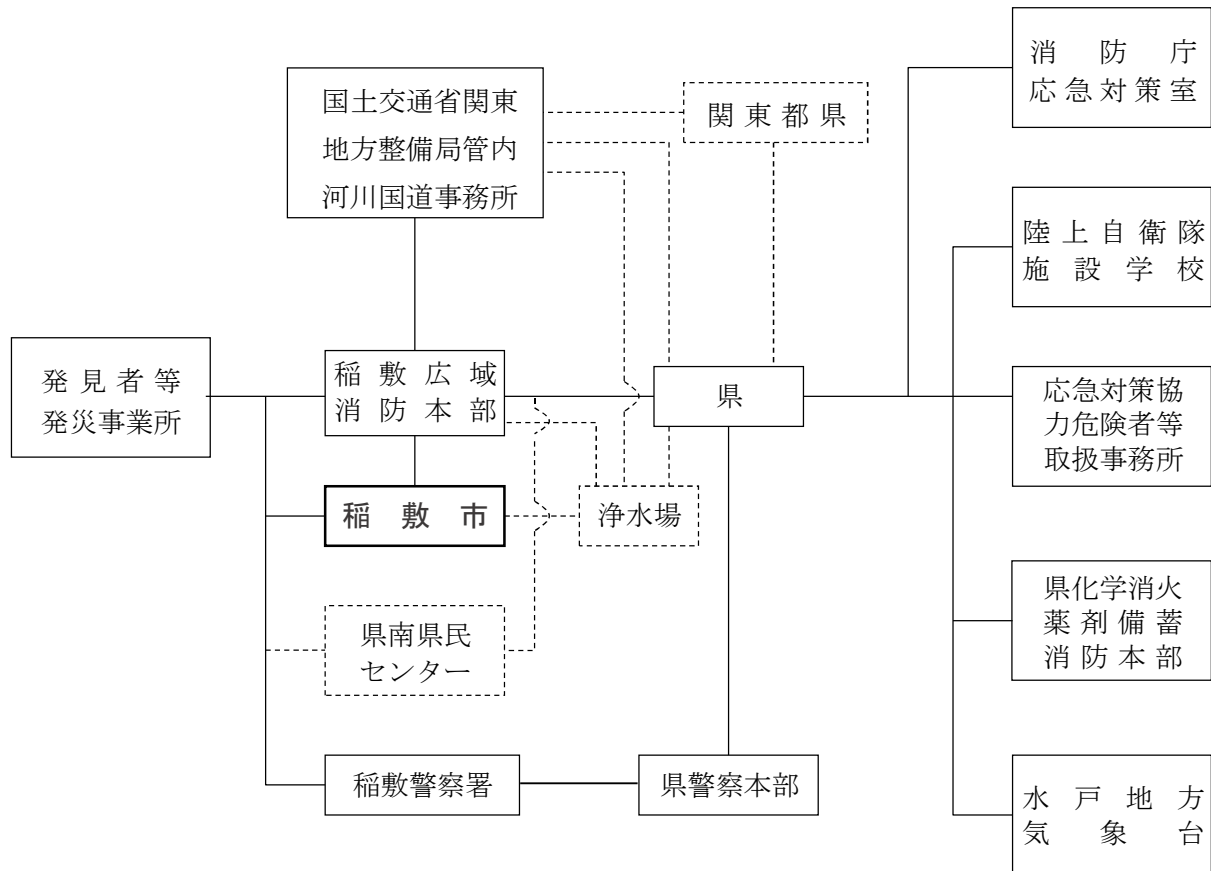
【本部事務局】

危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、県、消防庁に対して、速やかに災害の概況を報告するものとする。

2 災害情報等の収集・連絡系統

各災害の災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

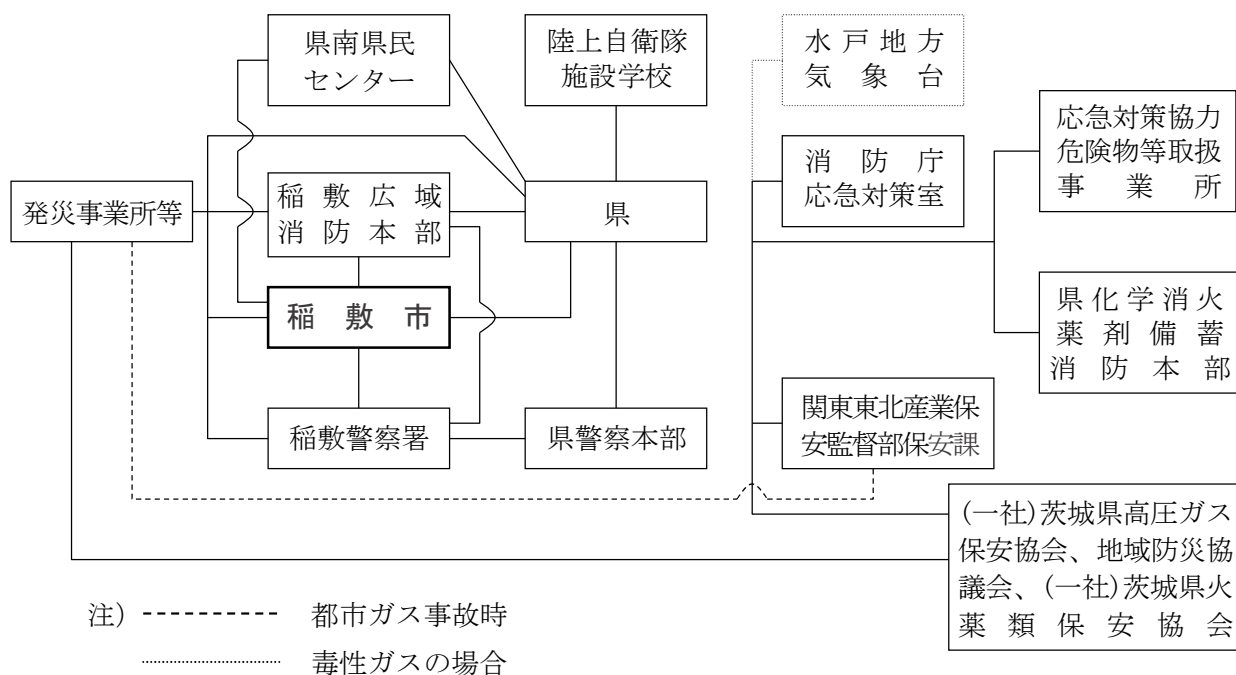
<石油類等危険物施設の災害>



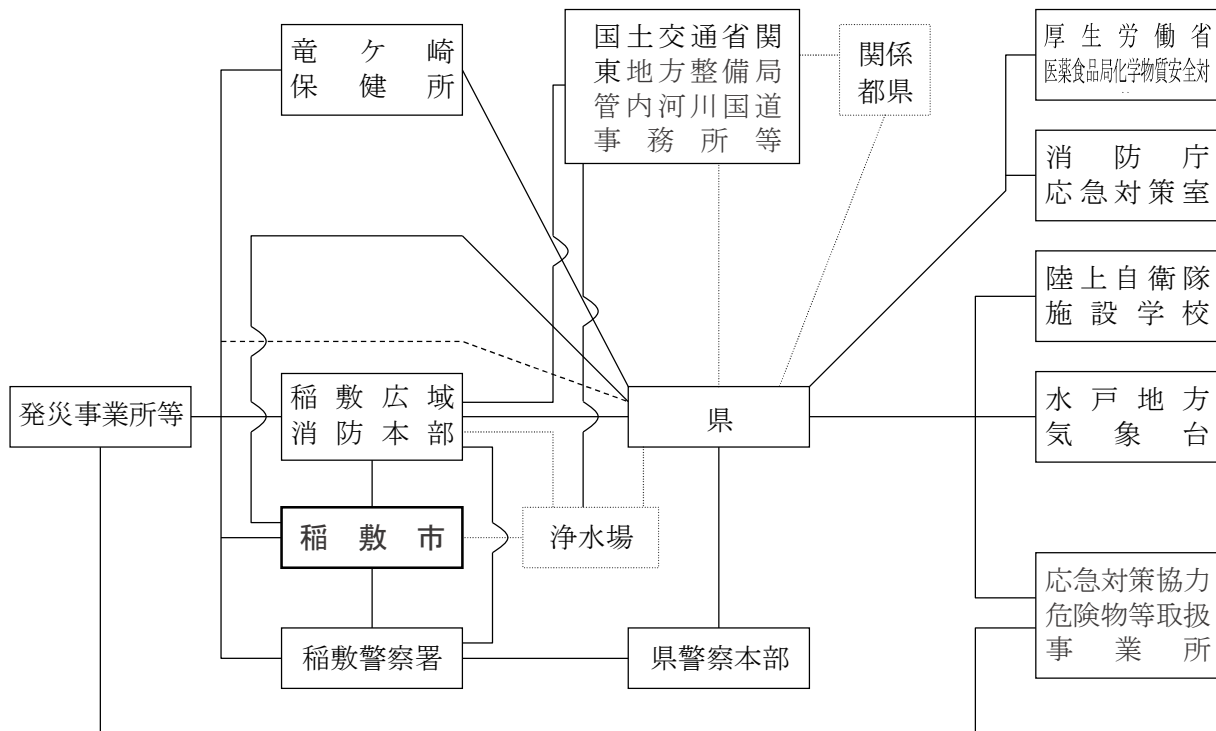
注) ----- 河川等漏洩時のみ

* 発災事業所敷地外に漏洩した時点で国土交通省関東地方整備局管内河川国道事務所に連絡

< 高圧ガス・都市ガス・火薬類、毒性ガス、大規模な地階のガス漏れの災害 >



< 毒劇物取扱施設の災害 >



注) 毒劇物が河川等へ流入した場合
----- 茨城県原子力安全協定に基づくもの

* 発災事業所敷地外に漏洩した時点で国土交通省関東地方整備局管内河川国道事務所に連絡

3 被害状況の収集・把握

【本部事務局、稲敷広域消防本部、県】

市は、市内に被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告するものとする。

県は、市等からの情報を収集するとともに、自らも被害情報の把握に努め、また、ヘリコプター等で目視、撮影、画像情報等の利用により被害規模の把握を行う。

4 災害情報の通報

【発見者（事業者、市民等）】

危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官に通報するものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力するものとする。この通報を受けた警察官は、その旨速やかに市長に、また、市長は、県、その他関係機関に通報するものとする。

5 市民等への情報提供

【本部事務局、市長公室、県】

防災関係機関相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、各機関が講じる施策、二次災害の危険性等の情報について、市民等へ適切に提供するものとする。

また、情報の伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

第3 活動体制の確立（各災害共通）

1 市の活動体制

【各班】

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等の設置など必要な体制をとるものとする。

(1)職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は危険物等災害の状況等により次のとおり定める。

体制区分	配備基準	配備人員	活動内容
警戒体制	危険物等事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合、漏洩物により嚴重な警戒体制をとる必要が生じた場合、またはその他の状況により危機管理監が必要と認めた場合	あらかじめ定める職員（連絡調整を行うために必要な人員）	情報収集・伝達活動を円滑に行い、状況に応じて非常体制に移行する。
非常体制	危険物等事故により、多数の死傷者等が発生したとき、大規模な火災の発生、河川域に相当な被害が発生し、又は発生が予想される場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	危険物等事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

※ 警戒体制および非常体制は、それぞれⅡ．第2章第1節「第1 職員参集・動員」における第1次防災体制および第3次防災体制に準ずる

(2)職員の動員配備体制の決定

1) 警戒体制

危険物等事故情報、被害情報等に基づき、危機管理監が警戒を要すると認めたとき、主に情報収集活動を行うための動員配備を決定する。

2) 非常体制

危機管理監が状況を判断し、市長の承認を得て決定する。

ただし緊急を要し、危機管理監が不在かつ連絡不能の場合は、危機管理課長が代行する。

また、市長が不在かつ連絡不能な場合は副市長、教育長の順位で代行する。

3) 決定者

上記1)～2)の決定者は次のとおりとする。

	決定者	代 決 者	
		1	2
警戒体制	危機管理監	危機管理課課長補佐	危機管理課係長
非常体制	市長	副市長	教育長

(3)職員の動員

Ⅱ．第2章第1節「第1 職員参集・動員」に準ずる。

(4)災害対策本部等の設置基準等

1) 災害対策本部設置基準

- ① 危険物等事故により、多数の死傷者が発生した場合
- ② 大規模な火災が発生した場合
- ③ 漏洩物により、河川域に相当な被害が発生し、または発生が予想される場合
- ④ その他市長が必要と認めた場合

2) 災害対策本部廃止基準

- ① 危険物等事故災害応急対策を概ね完了した場合

② その他市長が必要なしと認めた場合

(5)災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

Ⅱ. 第2章第1節「第2 災害対策本部」に準ずる。

2 事業者の活動体制

【事業者】

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとし、災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。

また、稲敷広域消防本部、警察と緊密な連携を確保し応急対策を進めるものとする。

第4 石油类等危険物施設の事故応急対策

1 危険物火災等の応急対策

【本部事務局、事業者、稲敷広域消防本部、警察、県】

- 1) 事業者は、火災が発生した場合は、直ちに、119番通報するとともに、自衛消防組織を動員するものとする。
- 2) 自衛消防組織及び稲敷広域消防本部は、直ちに、危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行うものとする。この際、消火により可燃性ガスが滞留し、又は有毒ガスが発生する等のおそれがある場合は、消火の是非についても考慮するものとする。また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じるものとする。
- 3) 市及び稲敷広域消防本部は、必要に応じ、県に泡消火薬剤等供給の支援を要請し、また、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導するものとする。
- 4) 県は、市、稲敷広域消防本部の要請に基づき、又は自ら必要と判断した場合は、県内の他の消防本部に備蓄する泡消火薬剤を緊急支援するものとする。また、必要に応じて、県内等の防災機関が保有する泡消火薬剤等応援資機材の支援の幹旋や調整を行うものとする。
- 5) 警察は、被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

2 危険物の漏洩応急対策

【本部事務局、事業者、稲敷広域消防本部、警察、河川・水路等の管理者】

(1)非水溶性危険物の漏洩対策

石油类等油脂類が河川等に漏洩した場合は、以下の応急対策をとるものとする。

- 1) 事業者（排出の原因者）は、直ちに土のう装置や排水溝閉止、オイルフェンス展張等による流出防止措置をとるとともに、消防本部に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防本部に伝え、火気使用の中止、泡による液面被覆措置、ガス検知の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行うものとする。

回収作業に使用するタンクローリー、ドラム、ポンプ等の資機材は早期に手配するものとし、回収にあたっては稲敷広域消防本部等の指示に従うものとする。

- 2) 稲敷広域消防本部は、直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等による漏洩範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。

また、排出の原因者をして、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施するものとする。

油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力するものとする。

なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所、及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用するものとする。

有毒ガスが発生している場合、又は発生するおそれのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行うものとする。

- 3) 警察は、被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

- 4) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は、適切な位置にオイルフェンスを展開するなどして、流出油の拡散等を防御するものとする。

また、危険物の回収については原則として、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指示するものとし、必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業を実施するものとする。その際、必要な場合は、市等の防災関係機関に協力要請するものとする。

- 5) 市は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、流出油の防除を実施するものとする。

また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。

なお、処分までの一時保管にあたっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導にあたるものとする。

(2)水溶性危険物の漏洩対策

アルコール等水溶性の危険物が漏洩した事故においては、次の応急対策をとるものとする。

- 1) 事業者（排出の原因者）は、直ちに土のう設置や排水溝閉止等による流出防止措置をとるとともに、消防本部に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防本部に伝え、火気使用の中止、耐アルコール性泡消火薬剤による液面被覆措置、ガス検知器の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行うものとする。

回収にあたっては、消防本部等の指示に従うものとする。

- 2) 稲敷広域消防本部は、直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。

また、排出の原因者をして、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施するものとする。

- 3) 警察は、被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。
 - 4) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は、パトロールを実施し、監視するとともに、必要な場合は、適切な応急対策を実施するものとする。また、必要な場合は、市等の防災関係機関に協力を要請するものとする。
 - 5) 市は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。
- 河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域環境の保全及び地域住民の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施するものとする。
- 回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導するものとする。

3 浄水の安全確保

【土木管理部、河川管理者】

危険物の漏洩事故発生を確認した場合は、直ちに、当該漏洩地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、土木管理部は直ちに浄水場に漏洩事故発生の旨を通報するものとする。

浄水場管理者は、浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフェンス展開、取水停止等適切な措置をとるものとする。場内に流入した場合は、活性炭処理を導入するなど、浄水の安全確保を推進するものとする。

第5 高圧ガス、火薬類の事故応急対策

1 一般高圧ガス、火薬類の応急対策

【本部事務局、事業者、稲敷広域消防本部、県、警察、自衛隊、（一社）茨城県高圧ガス保安協会、茨城県火薬類保安協会】

- 1) 発災事業者は、直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏洩防止措置をとるとともに、消防本部に119番通報し、事故発生状況及び高圧ガス、火薬類の性状を伝えるものとし、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置を実施するとともに、直ちに県又は警察官へ届け出るものとする。
- 自らの防御措置の実施が不可能な場合は、（一社）茨城県高圧ガス保安協会及び茨城県高圧ガス地域防災協議会等へ協力を要請するものとする。
- 2) 稲敷広域消防本部は、高圧ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行うものとする。
- 火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し又はガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、遮蔽物を利用する等留意して活動するものとする。
- 3) 県は、稲敷広域消防本部等防災機関から被害の情報や応急対策の実施状況を常時把握し、必要に応じて防災資機材の調達、斡旋、又は県保有の化学消火薬剤による支援を行う。また、（一社）茨城県高圧ガス保安協会や地域防災協議会への協力要請や自衛隊への出動要請を行う。
- 4) 市及び稲敷広域消防本部は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区

域)の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

5) 警察は、被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

6) 自衛隊は、県から要請があった場合、火薬等の取扱についての情報の提供や専門家を派遣する。また、県から出動要請を受けた場合、火薬類の爆発事故等の応急対策について迅速に出動し処置する。

2 毒性ガス応急対策

【本部事務局、事業者、稲敷広域消防本部、県、警察、(一社)茨城県高圧ガス保安協会、茨城県高圧ガス地域防災協議会、自衛隊】

1) 事業者は、直ちに施設等の応急点検を実施し、シャットダウン等応急の漏洩防止措置をとり、可能な場合は固定消火設備等を活用し、水噴霧による希釈、吸収措置をとるとともに消防本部に119番通報し、事故発生状況及び毒性ガスの性状を伝えるものとする。また、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、風上側に占位することに留意し、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤等による中和除害措置、及びビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を実施するものとする。

自ら実施が不可能な場合は、(一社)茨城県高圧ガス保安協会又は茨城県高圧ガス地域防災協議会等へ協力を要請するものとする。

2) 市は、発災事業所から有毒ガスの性状、漏洩状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに避難区域(又は警戒区域)の必要性を判断し、迅速に地域住民等に広報するものとする。避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏洩継続時間、拡散濃度予測等の下に、適切に避難誘導を行うものとする。

3) 警察は、被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

4) 稲敷広域消防本部は、事業者に協力して、ガス漏洩防止等応急措置を実施するものとする。また、地域住民の安全確保を優先して実施するものとし、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、避難の遅れた地域住民の誘導や捜索を行うとともに、負傷者の搬出、搬送にあたるものとする。

5) 県は、国や専門家から情報を得て、迅速に有毒ガスの性状、応急措置法等の情報を関係機関に提供する。また、水戸地方气象台等と連携し、気象及び大気情報等から有毒ガス拡散予測等の情報を市等の関係機関に随時提供する。

また、高圧ガス保安協会又は地域防災協議会あるいは応急対策協力危険物等取扱事業所に対し、発災事業所の実施する応急措置への協力を要請する。

神経性ガス等猛毒のガスの漏洩については、避難対策、漏洩ガスの防除方法についての指導やガス検知器等資機材の貸与について、自衛隊に応援又は協力を要請する。

第6 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策

1 漏洩事故

【本部事務局、事業者、稲敷広域消防本部、県、警察、河川・水路等の管理者】

- 1) 発災事業者は、直ちに応急点検を行い、シャットダウン等応急措置を実施して漏洩防止措置をとるとともに、消防本部に119番通報し、事故発生状況並びに毒性、化学及び物理的性状を伝えるものとする。
また、防護服を着用するなど安全を確保して、漏洩箇所へ風上側から接近し、また位置して、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤による中和措置、ビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を行うものとする。
自ら実施が不可能な場合は、応急対策協力事業所等へ協力を要請するものとする。
- 2) 市及び稲敷広域消防本部は、毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、市民等に迅速に広報するものとする。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏洩継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等をもとに、適切に避難誘導、又は窓等を密閉した屋内退避等の指示を行うものとする。
また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏洩毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行うものとする。
- 3) 警察は、被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。
- 4) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は、河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請するものとする。
河川等に流入した場合、またはその恐れがある場合は、事業者、県及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力をえて、中和等無害化処理の実施に努めるものとする。
- 5) 県は、国や専門家から得た毒劇物の性状、応急措置法等の情報を消防本部等関係機関に提供する。また、毒劇物がガス化する性状の場合は、水戸地方气象台等と連携し、気象及び大気情報から有毒ガス拡散（濃度）予測等情報を市等関係機関に迅速に提供する。
必要に応じ、応急対策協力危険物等取扱事業所に対し、応急対策への協力を要請する。

2 浄水の安全確保

【土木管理部、河川管理者】

漏洩物が河川等へ流入する可能性がある場合は、本章第3節第4「3 浄水の安全確保」に準じて応急対策を実施するものとする。

第7 避難誘導対策

【本部事務局、稲敷広域消防本部、警察、県】

各危険物等災害に共通する避難誘導対策は以下のとおりとする。

- 1) 危険物等災害においては人命最優先とし、市、稲敷広域消防本部、警察は相互に緊密に連携して、迅速な警戒区域、避難区域の判断と設定をし、広報活動、避難誘導の徹底を図るものとする。この際、視聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放

送等によるものとする。

- 2) 県は、国や協力事業所から危険物等の応急措置情報を迅速に収集する。気象情報、大気情報を収集し、消防本部、市、警察に避難誘導のための情報を提供し、支援する。

第8 搜索・救出・救助対策

【稲敷広域消防本部、警察、県】

各危険物等災害に共通する搜索・救出・救助対策は以下のとおりとする。

- 1) 警察及び稲敷広域消防本部は、被災者に対して、相互に連携して搜索・救出・救助を行うものとする。
- 2) 県及び警察本部は、必要に応じて、ヘリコプターによる空中からの搜索・救出・救助を行うものとする。

第9 応援要請対策

1 自衛隊の災害派遣要請

【本部事務局、県、自衛隊】

市及び県は、自衛隊の災害派遣の必要性を災害の規模や被害情報から判断し、必要と認められた場合、Ⅱ．第2章第3節「第1 自衛隊派遣要請、受援体制の確保」に準じて要請するものとする。

2 応援要請

【本部事務局、会計班、稲敷広域消防本部】

Ⅱ．第2章第3節「第2 応援要請・受援体制の確保」に準じるものとする。

第10 医療救護対策

【保健福祉部、県、警察、日赤茨城県支部、医療機関、医療ボランティア等】

各危険物等災害に共通する医療救護対策については、Ⅱ．第2章第4節「第5 応急医療」に準じて実施するものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、Ⅱ．第2章第5節「第2 避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

第11 緊急輸送の確保

【地域振興部、県、道路管理者】

各危険物等災害に共通する緊急輸送の確保のため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知機等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、直ちに一般車両の通行等を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等に、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第4節 放射性物質事故対策計画

核燃料物質や放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の取り扱い等の状況を把握することは国の所掌事項であり、市及び県では放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質事故の経験から、放射性物質事故による影響の甚大性にかんがみ、本計画に放射性物質事故対策について定めるものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 事故災害応急対策、災害復旧への備え ① 平常時から関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策について定めるおくことが必要 2. 災害時の応急対策 ① 情報の収集・連絡：関係機関、専門機関への速やかな連絡 ② 活動体制の確立 ③ 消防活動：放射線監視の下、消火活動等応急対策活動を実施 ④ 交通規制：必要に応じて立入りの制限・交通規制 ⑤ 避難対策：必要に応じて「屋内退避」又は「避難」措置 ⑥ 市民への広報活動：正確な情報の伝達 ⑦ モニタリング：測定結果の迅速な公表 ⑧ 飲料水及び飲食物の摂取制限：県及び国の指示等に基づき実施	本部事務局 市民生活部 各班 事業者 県 警察 稲敷広域消防本部 医療機関 道路管理者 自衛隊 市民

第1 想定される放射性物質事故

1 放射線使用施設等における事故

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に規定される放射性物質等を取り扱う施設及び放射性物質の運搬（原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者が行う核燃料物質等の事業所外運搬を除く。）における事故を想定する。

2 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故

原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者（以下、「原子事業者等」という。）が行う核燃料物質等の事業所外運搬中の事故を想定する。

3 県内及び県外の原子力事業所における事故

茨城県には原子力災害対策特別措置法に規定される原子力事業所である東海第二発電所があり、稲敷市からおよそ50～60kmに位置する。本市はPAZ（原子力災害対策指針における予防的防護措置を準備する区域）やUPZ（緊急時の防護措置を準備する区域）の範囲外であるが、福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質事故の経験から、県内及び県外の原子力事業所における地震、津波、人為的ミス等による事故を想定する。

なお、原子力事業所の事故については、広域的に影響を及ぼすという観点から市の対応を本計画に定めるものとし、原子力事業所等の災害対応については記述しない。

第2 事故災害応急対策、災害復旧への備え

1 放射線使用施設等の予防対策

【放射線物質等取扱者】

放射線使用施設等に係る予防対策は共通事項に定めるほか、次のとおりとする。

(1)保安体制の強化

＜放射線使用者（放射性物質等を取り扱う者）＞

漏洩することによる環境汚染等の被害を防止するため、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図るものとする。

(2)医療機関等の安全確保

＜放射線使用施設等（医療機関）＞

放射線使用施設等（医療機関）は、県（保健医療部）による医療法第25条第1項に基づく医療監視、指導を受けるとともに、医療法施行規則「第4章 診療用放射線の防護」の規定を遵守する。また、施設管理者は、空間放射線量の増加と空気中あるいは水中での放射能、化学薬品等による人的災害の防止のための措置を講じる。

(3)運搬時の安全確保

＜放射性物質の運搬者＞

放射性物質又はそれにより汚染された物を運搬する場合、県（警察本部）にその旨を届出、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について必要な指示を受けて、運搬による災害発生防止に努める。

2 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策

【危機管理課、稲敷広域消防本部、原子力事業者】

原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者（以下、「原子事業者等」という。）が行う核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策については、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者等、市、国、県等防災機関は相互に協力し、輸送容器の安全性、輸送業務の特殊性等を踏まえ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため体制の整備を図るものとする。

＜原子力事業者等＞

原子力事業者等は、その業務に従事する職員に対し、必要かつ十分な教育訓練を施すとともに、事故前の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、円滑な通報を確保するための非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行うにあたっては、これら書類及び非常通信用資機材並びに防災資機材を携行するものとする。

また、必要な防災対応を的確に実施するため、必要な要員を適切に配置するとともに、事故時に次の措置を適切に取るために必要な体制の整備を図るものとする。

(1)放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置

(2)市、国、県、海上保安部署等への迅速な通報

- (3) 消火、延焼防止等の応急措置
- (4) 運搬に従事する者や付近にいる者の避難
- (5) 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立ち入り禁止等の措置
- (6) モニタリング実施
- (7) 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

なお、運搬中の事故により原災法に定める特定事象が発生した場合には、原子力防災管理者を通じ、直ちに市、国、県等関係機関に同時に文書で送信できるよう、必要な通報、連絡体制を整備するものとする。

＜市、稲敷広域消防本部＞

市及び稲敷広域消防本部は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制整備を行うものとする。

第3 災害時の応急対策

1 発災直後の情報の収集・連絡

【本部事務局】

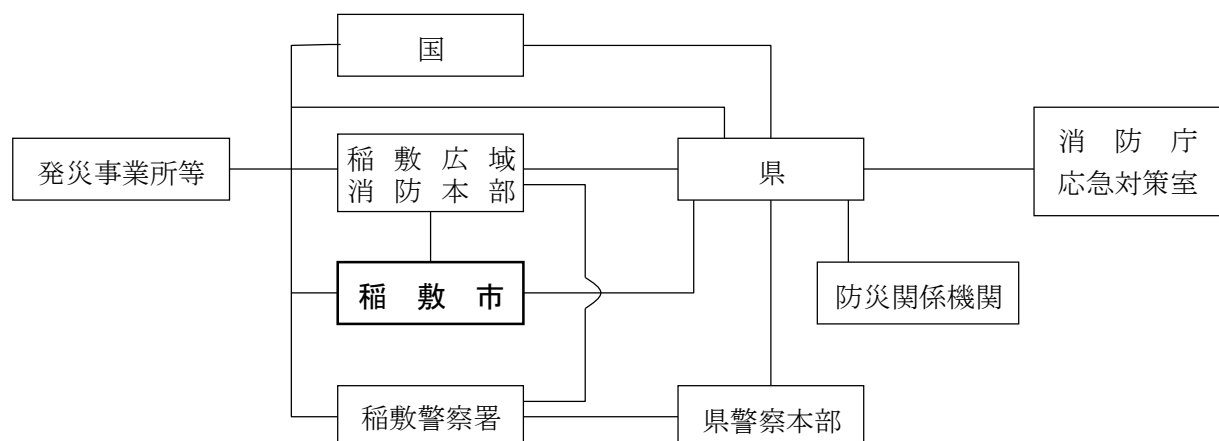
(1) 災害情報の収集・連絡

放射性物質事故の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、県、消防庁に対して、速やかに災害の概況を報告するものとする。

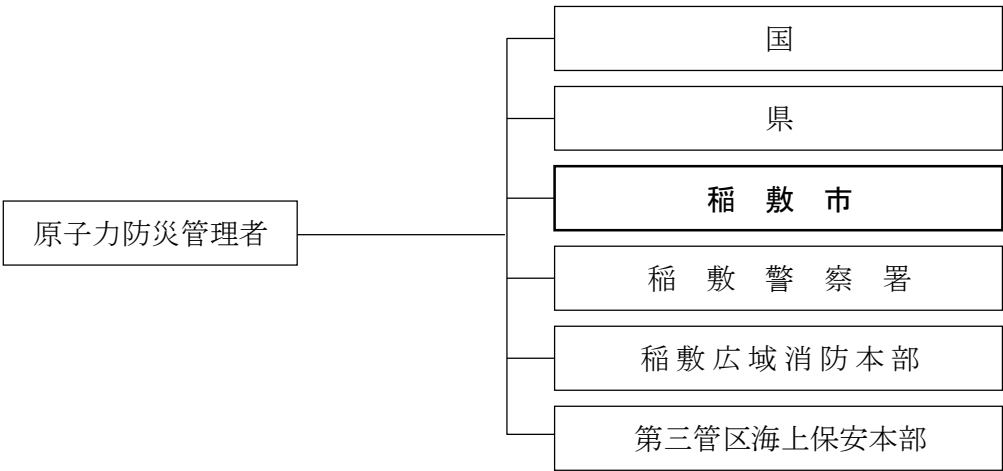
(2) 災害情報等の収集・連絡系統

各災害の災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

＜放射線使用施設等の災害＞



<核燃料物質等の事業所外運搬中の災害>



2 活動体制の確立

【各班、事業者】

(1)市の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等の設置など必要な体制をとるものとする。

1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は放射性物質事故の状況等により次のとおり定める。

体制区分	配備基準	配備人員	活動内容
警戒体制	放射性物質事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、放射性物質の拡散により嚴重な警戒体制をとる必要が生じた場合、またはその他の状況により危機管理監が必要と認めた場合	あらかじめ定める職員（連絡調整を行うために必要な人員）	情報収集・伝達活動を円滑に行い、状況に応じて非常体制に移行する。
非常体制	放射性物質事故により、多数の死傷者等が発生したとき、大規模な火災の発生、河川域に相当な被害が発生し、又は発生が予想される場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	放射性物質事故応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

※ 警戒体制および非常体制は、それぞれⅡ. 第2章第1節「第1 職員参集・動員」における第1次防災体制および第3次防災体制に準ずる

2) 職員の動員配備体制の決定

① 警戒体制

放射性物質事故情報、被害情報等に基づき、危機管理監が警戒を要すると認めたとき、主に情報収集活動を行うための動員配備を決定する。

② 非常体制

危機管理監が状況を判断し、市長の承認を得て決定する。

ただし緊急を要し、危機管理監が不在かつ連絡不能の場合は、危機管理課長が代行する。

また、市長が不在かつ連絡不能な場合は副市長、教育長の順位で代行する。

③決定者

上記①～②の決定者は次のとおりとする。

	決定者	代 決 者	
		1	2
警戒体制	危機管理監	危機管理課課長補佐	危機管理課係長
非常体制	市長	副市長	教育長

3) 職員の動員

Ⅱ. 第2章第1節「第1 職員参集・動員」に準ずる。

4) 災害対策本部等の設置基準等

① 災害対策本部設置基準

ア 放射性物質事故により、多数の死傷者が発生した場合

イ 大規模な火災が発生した場合

ウ 放射性物質の拡散により、河川域に相当な被害が発生し、または発生が予想される場合

エ その他市長が必要と認めた場合

② 災害対策本部廃止基準

ア 放射性物質事故応急対策を概ね完了した場合

イ その他市長が必要なしと認めた場合

5) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

Ⅱ. 第2章第1節「第2 災害対策本部」に準ずる。

(2)事業者の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとし、災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。

また、稲敷広域消防本部、警察と緊密な連携を確保し応急対策を進めるものとする。

3 事業者による応急対策

【事業者】

(1)放射線使用施設等の事故応急対策

放射線使用施設等の事業者は、放射線使用施設等の破損等により放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに、市、国、県及び警察機関に事態を通報するものとする。

放射線使用施設等で火災が発生した場合は、消火及び延焼防止に努め、直ちに消防本部に通報するとともに、放射線障害を防止する必要が生じた場合は、施設内部にいる者等に避難するよう警告するものとし、放射線障害を受けた者（受けたおそれがある者を含む。）を速やかに救出し避難させるものとする。また、汚染が生じた場合は、速やかにその広がり防止及び除去を行うものとする。

放射性物質を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じ安全な場所に移して、その周囲に縄を張り又は標識を設け、かつ見張りを立て、関係者以外が立ち入ることを禁止する等、安全確保の

ために必要な措置をとるものとする。

なお、これら緊急作業を行う場合は、遮蔽物、かん子、又は保護具を用い、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被ばくをできるだけ小さくするものとする。

また、消防本部等の消火活動等を実施するにあたって、放射性物質の種類、性状、放射線強度及び放射線防護に関する必要な情報を伝えるとともに、放射線測定器・線量計等必要な器具を使用し、消防本部等が実施する応急対策活動に協力するものとする。

(2)核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策

原子力事業者等の原子力防災管理者は、市内で核燃料物質等の運搬中に特定事象の発生を発見または発見の通報を受けた場合、原災法に基づき、国、県、市、警察、消防本部、原子力緊急時支援・研修センター等の関係機関に事故情報を文書で送信する。加えて、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の状況等を随時連絡するものとする。

原子力事業者等は、事故等発生後直ちに適当な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施するものとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防本部、警察と協力して応急対策を実施するものとする。

さらに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行い、応急対策に万全を期するものとする。

4 消防活動

【稲敷広域消防本部】

稲敷広域消防本部は、その活動に必要な事故内容についての情報を事業者から聴取し、直ちに事業者の放射線監視の下、協同して消火活動等応急対策活動を実施するものとする。

消火にあたっては、水噴霧法や土のう設置等により、消火活動に伴う放射性物質の流出拡散を抑えることに留意するものとする。

なお、応急対策活動の実施にあたっては、隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意して活動するものとする。放射線に関する専門家が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応するものとする。

5 交通規制

【警察、道路管理者】

警察は、被災者状況等被害情報の収集を行い、必要に応じて立入りの制限や交通規制を実施するものとする。

6 避難対策

【本部事務局、稲敷広域消防本部、警察、県、国】

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくの可能性がある場合は、地域住民を防護するため、国や県の指示等に基づき、市民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置をとる。

7 市民への広報活動

【本部事務局】

市は、事故に関する情報を迅速に収集し、市民等に対し、適時、適切な方法で広報を実施するとともに、必要に応じて市民等からの問い合わせに係る窓口を設置して対応するものとする。

また、正確な情報の提供及び広報活動を積極的に行い、風評による被害又は社会的な混乱の抑制に努めるものとする。

8 モニタリング

【市民生活部、県、国】

県は放射性物質の拡散等についてモニタリングを実施するなど市や稲敷広域消防本部等に対して放射線情報を提供するとともに、放射線専門家の派遣、防災資機材の提供についての協力を行う。また、環境への影響等の把握を行う。

市は、国や県に対して必要な協力を行うものとし、また、必要に応じて放射線量の測定や放射線量測定機器の貸し出しを実施する。さらに、市有施設等における測定結果については、速やかに市ホームページや情報メール一斉配信サービス等で公表する。

9 飲料水及び食物の摂取制限

【市民生活部、地域振興部、県、国】

市は、市民の内部被ばくに対処するため、県及び国の指示、指導等に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び食物の摂取制限、農林水産物の出荷制限、また、法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

第5節 大規模な火災対策計画

市内において大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった火事災害が発生した場合に、被害の軽減を図るため、関係機関は連携して措置を講じるものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1. 事故災害応急対策計画、災害復旧への備え ① 平常時から対策を講じておくことが必要 2. 発災直後の情報の収集・連絡 3. 活動体制の確立 ① 広域的な応援の要請 4. 救助・救急、医療及び消火活動 5. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 6. 避難の受入れ 7. 施設及び設備の応急復旧活動 8. 関係者等への的確な情報伝達活動 ① 市民等への迅速かつ的確な広報 9. 防疫及び遺体の処理	本部事務局 各班 稲敷広域消防本部 消防団 県 警察 自衛隊 日赤茨城県支部 医療機関 医療ボランティア 道路管理者

第1 事故災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

【危機管理課、稲敷広域消防本部】

(1)情報の収集・連絡

災害応急対策の円滑な実施を図るため、関係機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するものとする。

(2)情報の分析整理

平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、災害危険性の周知等に生かすものとする。

(3)通信手段の確保

非常通信体制を含めた大規模な火事災害発生時における通信手段については、Ⅱ．第1章第1節「第4 情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

【危機管理課】

(1)職員の体制

市は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ緊急時対応マニュアルに定め、活

動手順、使用する資機材や装備の使用方法的の習熟を図るよう定期的に訓練を行うものとする。

(2)防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市における協定締結状況は資料2-1のとおりであり、今後はより具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

【危機管理課、健康増進課、稲敷広域消防本部】

(1)救助・救急活動への備え

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ救急救助用資機材の整備に努めるものとする。また、相互に資機材の保有状況等を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。

(2)医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、Ⅱ．第1章第3節「第3 医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

(3)消火活動への備え

同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え、防火水槽の整備、河川水等自然水利及びため池等指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

【危機管理課、建設課、稲敷警察署】

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、Ⅱ．第1章第3節「第1 緊急輸送への備え」に準ずるほか、次により実施するものとする。

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路管理体制の整備に努めるものとする。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等に交通誘導の実施等を要請するとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 避難受入活動への備え

【危機管理課】

(1)避難誘導

あらかじめ避難場所・避難路を指定し、市民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導について緊急時対応マニュアルに定め、訓練を行うものとする。

(2)避難場所

公民館、学校等公共施設等を対象に避難場所を指定し、市民への周知徹底に努めるものとする。

6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

【危機管理課、稲敷広域消防本部】

大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、報道機関との連携を図るものとする。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施

【危機管理課、稲敷広域消防本部】

大規模災害を想定し、市民参加により、より実践的な消火・救助・救急等の訓練を実施するものとする。

8 防災知識の普及

【稲敷広域消防本部】

全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより市民の防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

9 防災関連施設等の普及

【稲敷広域消防本部】

市民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努めるものとする。

第2 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

【本部事務局、稲敷広域消防本部、県】

(1)大規模な火事発生情報等の収集・連絡

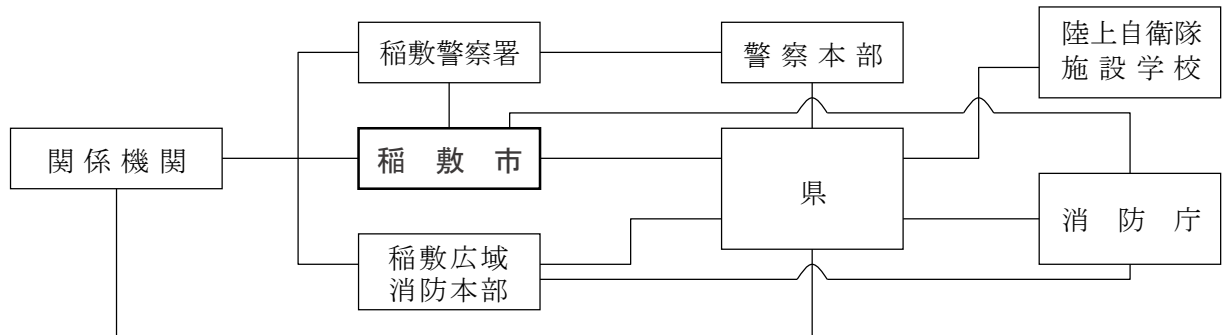
市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告するものとする。

県は、市から収集した情報とともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、消防庁に報告する。

(2)大規模な火事災害情報の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



<連絡先一覧>

機 関 名	担 当 部 署	電話番号	(夜間・休日の場合)
茨 城 県	消 防 安 全 課 防 災 ・ 危 機 管 理 課	029-301-2896 (昼) 029-301-2885 (夜)	
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	宿直室 03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
陸 上 自 衛 隊 施 設 学 校	警 備 課 防 衛 班	029-274-3211 内 線 234	駐屯地当直指令 内 線 302
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課 地 域 課	029-301-0110 内 線 5751 内 線 3571	総合当直 029-301-0110
稲 敷 警 察 署		029-893-0110	(同 左)
稲 敷 市	危 機 管 理 課	029-892-2000	(同 左)
稲 敷 広 域 消 防 本 部	通 信 指 令 課	0297-64-0123	(同 左)

(3)応急対策活動情報の連絡

市は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。また、関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

2 通信手段の確保

【本部事務局、県、警察、稲敷広域消防本部、各防災関係機関】

災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとし、電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

第3 活動体制の確立

1 市の活動体制

【各班】

災害発生直後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、機関相互の連携に努めるものとする。

(1)職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、道路災害の状況等により次のとおり定める。

体制区分	配備基準	配備人員	活動内容
警戒体制	火災により多数の死傷者が発生するおそれがある場合、又はその他の状況により危機管理監が必要と認めた場合	あらかじめ定める職員（連絡調整を行うために必要な人員）	情報収集・伝達活動を円滑に行い、状況に応じて非常体制に移行する。
非常体制	火災により多数の死傷者が発生した場合、又はその他の状況等により市長が必要と認めた場合	大規模な火事災害対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

※ 警戒体制および非常体制は、それぞれⅡ. 第2章第1節「第1 職員参集・動員」における第1次防災体制および第3次防災体制に準ずる

(2)職員の動員配備体制の決定

1) 警戒体制

火災の延焼情報、被害情報等に基づき、危機管理監が警戒を要すると認めたとき、主に情報収集活動を行うための動員配備を決定する。

2) 非常体制

危機管理監が状況を判断し、市長の承認を得て決定する。

ただし緊急を要し、危機管理監が不在かつ連絡不能の場合は、危機管理課長が代行する。

また、市長が不在かつ連絡不能な場合は副市長、教育長の順位で代行する。

3) 決定者

	決定者	代 決 者	
		1	2
警戒体制	危機管理監	危機管理課課長補佐	危機管理課係長
非常体制	市長	副市長	教育長

(3)職員の動員

Ⅱ. 第2章第1節「第1 職員参集・動員」に準ずる。

(4)災害対策本部等の設置基準等

1) 災害対策本部設置基準

- ① 大規模な火災により、多数の死傷者が発生した場合
- ② その他市長が必要と認めた場合

2) 災害対策本部廃止基準

- ① 大規模な火事災害応急対策が概ね完了した場合
- ② その他市長が必要なしと認めた場合

(5)災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

Ⅱ. 第2章第1節「第2 災害対策本部」に準ずる。

2 広域的な応援体制

【本部事務局、稲敷広域消防本部】

市内において大規模な火事による災害が発生し、自己の施設及び人員等を活用してもなおかつ応急対策等が困難な場合は、Ⅱ. 第2章第3節「第2 応援要請・受援体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣

【本部事務局、県、自衛隊】

自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合、Ⅱ. 第2章第3節「第1 自衛隊派遣要請・受援体制の確保」に準じて要請するものとする。

第4 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

【本部事務局、消防団、稲敷広域消防本部、警察】

各機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の市町村、関係機関に応援を要請するものとする。

2 資機材等の調達等

【本部事務局、消防団、稲敷広域消防本部】

活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。なお、必要に応じ民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3 医療活動

【保健福祉部、県、日赤茨城県支部、医療機関、医療ボランティア等】

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、Ⅱ. 第2章第4節「第5 応急医療」に準じ、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のものと、医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、Ⅱ. 第2章第5節「第2 避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

4 消火活動

【消防団、稲敷広域消防本部】

災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、必要に応じて、他市町村に、相互応援協定に基づき、応援を求めるものとする。

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保

【地域振興部、警察、道路管理者、県】

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等に、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第6 避難の受入

発災時において、市等が行う避難指示については、Ⅱ．第2章第4節「第2 緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難」に準ずるほか、次によるものとする。

1 避難誘導の実施

【本部事務局、消防団、稲敷広域消防本部、警察、自衛隊】

発災時には、避難場所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等情報の提供に努めながら、地域住民等の避難誘導を行うものとする。

2 避難場所

【保健福祉部、教育委員会】

発災時には、必要に応じ避難場所を開設するものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布及び清掃等については、避難者自身や自主防災組織等の協力を得て適切な運営管理を行うものとする。

3 要配慮者への配慮

【保健福祉部】

避難誘導及び避難場所において、高齢者及び障がい者等要配慮者に十分配慮するものとする。

第7 施設及び設備の応急復旧活動

【本部事務局、地域振興部、土木管理部、教育委員会】

それぞれの所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第8 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

【本部事務局】

火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、市及び関係機関が講じている対策に関する情報、交通規制等、市民等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかり

やすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難指示、及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

【本部事務局】

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第9 防疫及び遺体の処理

【市民生活部、保健福祉部、医療機関（医療救護班）、稲敷警察署】

発災時の防疫及び遺体の処理については、Ⅱ．第2章第7節「第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去・防疫・障害物の除去」及び同節「第5 行方不明者等の搜索」に準じて実施するものとする。